

寄居町地域防災計画（案）

目次

総則編

第1章	計画の策定	1-1
第1節	計画の概要	1-1
第1	計画の目的	1-1
第2	計画の位置づけ	1-1
第3	国・県の防災計画等との関係	1-1
第4	計画の構成	1-2
第5	計画の推進管理	1-3
第2章	寄居町の防災環境	1-4
第1節	災害履歴	1-4
第1	災害史	1-4
第2	近年の地震災害	1-5
第3	風水害	1-6
第2節	自然特性	1-7
第1	地形・地質	1-7
第2	河川	1-8
第3	気象	1-9
第3節	社会特性	1-10
第1	人口	1-10
第2	土地利用	1-14
第3	建物	1-16
第4	交通	1-17
第4節	想定される災害	1-19
第1	地震被害	1-19
第2	風水害等	1-24
第3	事故災害	1-36
第3章	計画の理念と目標	1-38
第1節	計画の理念	1-38
第2節	防災施策の大綱	1-40
第4章	計画の推進主体と役割	1-41
第1節	防災関係機関の役割	1-41

第 1	町	1-41
第 2	消防機関	1-41
第 3	指定地方行政機関	1-42
第 4	県の機関	1-42
第 5	警察の機関	1-43
第 6	自衛隊	1-43
第 7	指定公共機関及び指定地方公共機関	1-43
第 8	公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者	1-45
第 2 節	町民、自主防災組織及び事業所の基本的役割	1-46
第 1	町民	1-46
第 2	自主防災組織	1-47
第 3	事業所	1-48

地震災害対策編

第 1 章	震災予防計画	2-1
第 1 節	地震災害に強い都市づくり	2-1
第 1	計画的なまちづくりの推進	2-1
第 2	都市施設の安全対策	2-2
第 3	防災拠点、指定緊急避難場所の確保	2-10
第 4	避難路の確保	2-20
第 2 節	震災に備えた体制整備	2-22
第 1	災害活動体制の整備	2-22
第 2	広域応援協力体制の充実	2-24
第 3	情報収集・伝達体制の整備	2-27
第 4	非常用物資の備蓄	2-30
第 5	消防体制の整備	2-36
第 6	災害時医療体制の整備	2-40
第 7	緊急輸送体制の整備	2-48
第 8	災害時要配慮者対策	2-50
第 9	帰宅困難者対策	2-56
第 10	遺体の埋・火葬、防疫対策	2-57
第 11	ボランティアとの連携	2-58
第 12	応急仮設住宅対策	2-59
第 3 節	行政と町民の協力による防災対策	2-60
第 1	防災意識の高揚	2-61
第 2	自主防災組織等の育成・強化	2-63

第 3	防災訓練の充実	2-66
第 4 節	火山噴火降灰予防計画	2-70
第 1	火山噴火降灰に関する知識の普及	2-70
第 2	事前対策の検討	2-72
第 3	食料、水、生活必需品の備蓄	2-72
第 2 章	震災応急対策計画	2-73
第 1 節	初動期	2-73
第 1	災害対策本部等の設置	2-73
第 2	職員の参集配備	2-83
第 3	情報の収集、伝達	2-87
第 4	広域応援要請	2-98
第 5	自衛隊の災害派遣	2-101
第 6	災害救助法の適用	2-104
第 7	消防活動	2-108
第 8	避難対策	2-116
第 9	災害時要配慮者対策	2-123
第 10	帰宅困難者対策	2-127
第 11	医療救護	2-127
第 12	応急給水	2-130
第 13	緊急輸送	2-132
第 14	ライフライン、都市施設	2-140
第 15	二次災害の防止	2-148
第 2 節	応急復旧期	2-150
第 1	組織体制	2-150
第 2	指定避難所運営	2-150
第 3	町民への広報活動、相談受付	2-154
第 4	食料・生活必需品の供給】	2-157
第 5	防疫及び保健衛生	2-162
第 6	行方不明者・遺体の取り扱い	2-166
第 7	要員の確保	2-170
第 8	住宅の確保	2-170
第 9	廃棄物対策	2-173
第 10	文教・保育対策	2-179
第 11	ボランティア団体等の協力	2-183
第 3 節	火山噴火降灰応急対策計画	2-185
第 1	応急活動体制の確立	2-185
第 2	情報の収集・伝達	2-185

第3	交通対策	2-186
第4	避難所の開設・運営	2-186
第5	医療救護	2-187
第6	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	2-187
第7	農業者への支援	2-188
第8	降灰の処理	2-188
第9	物価の安定、物資の安定供給	2-188
第10	広域一時滞在	2-189
第3章	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画	2-190
第1節	計画の位置づけ	2-190
第1	基本的な考え方	2-190
第2	前提条件	2-191
第3	東海地震に関わる発信情報	2-191
第2節	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	2-193
第1	東海地震注意情報の伝達	2-193
第2	準備体制の確立	2-194
第3	準備行動に係わる広報	2-195
第3節	警戒宣言に伴う措置	2-196
第1	警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報	2-196
第2	活動体制	2-198
第3	消防、危険物、水防対策	2-199
第4	公共輸送対策	2-200
第5	交通対策】	2-200
第6	上水道対策	2-201
第7	学校、病院、社会福祉施設等対策	2-201
第8	その他対策	2-203
第4節	町民等の取るべき措置基準	2-203
第1	町民の取るべき措置	2-204
第2	住民組織、自主防災組織の取るべき措置	2-206
第3	事業所の取るべき措置	2-207
第4章	最悪事態（シビアコンディション）への対応	2-209
第1節	シビアコンディションの考え方	2-209
第2節	シビアコンディションの共有と取組の実施	2-209

風水害等災害対策編

第1章	風水害予防計画	3-1
-----	---------------	-----

第1節	風水害に強い都市づくり	3-1
第1	計画的なまちづくりの推進	3-1
第2	水害予防計画	3-1
第3	土砂災害予防計画	3-2
第4	都市施設の安全対策	3-4
第5	防災拠点、指定緊急避難場所の確保	3-4
第6	避難路の確保	3-4
第2節	風水害に備えた体制の整備	3-4
第1	災害活動体制の整備	3-4
第2	広域応援協力体制の充実	3-4
第3	災害情報収集・伝達体制の整備	3-5
第4	非常用物資の備蓄	3-5
第5	消防体制の整備	3-5
第6	災害時医療体制の整備	3-5
第7	緊急輸送体制の整備	3-5
第8	災害時要配慮者の安全確保	3-5
第9	遺体の埋・火葬、防疫対策	3-6
第10	ボランティアとの連携	3-6
第11	応急仮設住宅対策	3-6
第3節	行政と町民の協力による防災対策	3-6
第1	防災意識の高揚	3-6
第2	自主防災組織の育成強化	3-6
第3	防災訓練の充実	3-6
第2章	風水害応急対策計画	3-7
第1節	組織体制	3-7
第1	災害対策本部等の設置	3-7
第2	職員の参集配備	3-11
第2節	警戒期	3-13
第1	警戒情報の収集、伝達	3-13
第2	水防活動	3-22
第3	土砂災害警戒活動	3-24
第4	避難対策	3-26
第3節	初動期	3-32
第1	情報の収集、伝達	3-32
第2	広域応援要請等	3-32
第3	自衛隊への災害派遣要請依頼	3-33
第4	災害救助法の適用	3-33

第5	消防活動	3-33
第6	災害時要配慮者対策	3-33
第7	医療救護	3-34
第8	給水活動	3-34
第9	緊急輸送	3-34
第10	ライフライン、都市施設	3-34
第11	二次災害の防止	3-34
第4節	応急復旧期	3-36
第1	指定避難所の運営	3-36
第2	町民への広報活動、相談受付	3-36
第3	食料・生活必需品の供給	3-36
第4	防疫及び保健衛生	3-36
第5	行方不明者、遺体の取扱い	3-37
第6	要員の確保	3-37
第7	住宅の確保	3-37
第8	廃棄物対策	3-37
第9	文教・保育対策	3-37
第10	商・農業対策	3-38
第11	ボランティア団体等の協力	3-38
第3章	竜巻等突風対策計画	3-39
第1節	竜巻等突風への事前対策計画	3-39
第1	竜巻等突風の発生、対処に関する知識の普及	3-39
第2	竜巻注意情報等気象情報の普及	3-39
第3	被害予防対策	3-41
第4	竜巻等突風対処体制の確立	3-41
第5	情報収集・伝達体制の整備	3-41
第6	適切な対処法の普及	3-42
第2節	竜巻等突風応急対策計画	3-43
第1	応急活動体制の確立	3-43
第2	情報伝達【本部事務局】	3-43
第3	被害情報の収集・伝達、調査	3-45
第4	救助の適切な実施	3-46
第5	廃棄物処理	3-46
第6	避難所の開設・運営	3-47
第7	応急住宅対策	3-47
第8	道路の応急復旧	3-47
第9	ボランティアの確保	3-47

第 10	被災家屋の調査・復旧支援	3-47
第 4 章	雪害対策	3-48
第 1 節	雪害への予防計画	3-48
第 1	町民が行う雪害対策	3-48
第 2	情報通信体制の充実強化	3-49
第 3	雪害における応急対応力の強化	3-49
第 4	指定避難所の確保	3-50
第 5	孤立予防対策	3-50
第 6	建築物の雪害予防	3-51
第 7	道路交通対策	3-51
第 8	公共交通の確保	3-52
第 9	ライフライン施設雪害予防	3-52
第 10	農産物等への被害軽減対策	3-53
第 2 節	雪害応急対策計画	3-53
第 1	応急活動体制の実施	3-53
第 2	情報の収集・伝達・広報	3-53
第 3	道路機能の確保	3-55
第 4	警備・交通規制	3-55
第 5	救出・救助及び孤立地区への支援の実施	3-56
第 6	指定避難所の開設・運営	3-57
第 7	医療救護	3-57
第 8	ライフラインの確保	3-57
第 9	地域における除雪協力	3-58
第 10	農業復旧支援	3-58

事故災害対策編

第 1 章	林野火災対策計画	4-1
第 1 節	林野火災予防	4-1
第 1	林野火災に強い地域づくり	4-1
第 2	迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え	4-1
第 3	防災対策の充実	4-3
第 2 節	林野火災対策	4-4
第 1	発災直後の情報の収集・連絡	4-4
第 2	活動体制の確立	4-5
第 3	消火活動	4-5
第 4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	4-5

第5	避難収容活動	4-6
第6	施設・設備の応急復旧活動	4-6
第7	被災者等への的確な情報伝達活動	4-6
第8	二次災害の防止活動	4-7
第9	災害復旧	4-7
第2章	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	4-8
第1節	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	4-8
第1	原子力発電所事故	4-8
第2節	核燃料等輸送事故災害対策計画	4-9
第1	輸送事故発生直後の情報の収集・連絡	4-9
第3章	農林水産災害対策計画	4-15
第1節	実施計画	4-15
第1	実施責任者	4-15
第2	注意報及び警報の伝達	4-15
第2節	農業災害対策	4-15
第1	被害状況の把握	4-15
第2	農業用施設応急対策	4-15
第3	農作物応急対策	4-16
第4	畜産対策	4-16
第4章	道路災害対策計画	4-17
第1節	道路災害予防	4-17
第1	基本方針	4-17
第2	実施計画	4-17
第2節	道路災害応急対策	4-20
第1	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	4-20
第2	活動体制の確立	4-21
第3	消火活動	4-21
第4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	4-21
第5	危険物の流出に対する応急対策	4-22
第6	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	4-22
第7	被災者等への的確な情報伝達活動	4-22
第8	道路災害からの復旧	4-23
第5章	鉄道事故対策計画	4-24
第1節	活動体制	4-24
第1	町の活動体制	4-24
第2	鉄道事業者等の活動体制	4-24
第3	県の活動体制	4-24

第2節	連絡通報体制	4-25
第3節	応急措置	4-25
第1	情報収集	4-25
第2	乗客等の避難	4-26
第3	災害現場周辺の住民の避難	4-26
第4	救出、救助	4-26
第5	消火活動	4-26
第6	応援要請	4-26
第7	医療救護	4-26
第6章	航空機事故災害対策計画	4-27
第1節	町の活動体制	4-27
第2節	応急措置	4-27
第1	情報収集	4-27
第2	避難誘導	4-27
第3	救出、救助	4-27
第4	応援要請	4-28
第5	医療救護	4-28

複合災害対策編

第1章	複合災害予防計画	5-1
第1節	基本的な考え方	5-1
第1	想定される複合災害	5-1
第2	対応するにあたっての基本的な考え方	5-2
第2節	複合災害に関する防災知識の普及	5-3
第3節	複合災害発生時の被害想定の実施	5-3
第4節	防災施設の整備等	5-3
第5節	非常時情報通信の整備	5-3
第6節	避難対策	5-3
第7節	災害医療体制の整備	5-4
第8節	災害時要配慮者対策	5-4
第9節	緊急輸送体制の整備	5-4
第2章	複合災害応急対策計画	5-5
第1節	情報の収集・伝達	5-5
第2節	交通規制	5-5
第3節	道路の修復	5-5
第4節	安全な避難所への移動	5-5

災害復旧復興編

第1章	民生安定のための措置	6-1
第1節	り災証明書の発行	6-1
第1	り災証明書発行の概要	6-1
第2	り災証明書発行の流れ	6-2
第3	広報と相談窓口の設置	6-5
第4	事前対策	6-5
第2節	被災者台帳の作成	6-5
第1	被災者台帳に記録する情報	6-5
第2	被災者台帳の利用及び提供	6-6
第3節	被災者の生活再建	6-6
第1	生活相談	6-6
第2	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	6-7
第3	災害援護資金等の貸付	6-8
第4	被災者生活再建支援制度	6-8
第5	埼玉県・市町村被災者安心支援制度	6-9
第6	住宅の再建	6-9
第7	職業のあっせん	6-10
第8	租税等の徴収猶予及び減免等	6-11
第9	生活保護	6-13
第10	借地借家の特例の適用に関する計画	6-13
第11	社会秩序の維持	6-13
第4節	義援金品の配布	6-14
第1	受付窓口の開設	6-15
第2	受付・募集	6-15
第3	義援金の保管及び配分	6-15
第5節	地域経済の復旧支援	6-16
第1	農林業関係融資	6-16
第2	中小企業関係融資	6-17
第2章	公共施設の復旧・復興計画	6-18
第1節	復旧・復興計画の方針	6-18
第1	復旧・復興の基本方針	6-18
第2	計画への住民の意向反映	6-19
第3	財政支援の検討	6-19

第 4	計画推進のための職員の派遣要請	6-19
第 2 節	復旧・復興計画の推進	6-19
第 1	復旧事業実施体制	6-19
第 2	復旧事業計画の作成	6-19
第 3	復興計画の作成	6-21
第 3 章	激甚災害の指定	6-22
第 1 節	激甚災害指定の手続き	6-22
第 1	激甚法による財政援助	6-22
第 2	激甚法による財政援助措置の内容	6-23
第 3	激甚災害に関する被害状況等の報告	6-24
第 2 節	特別財政援助額の交付手続等	6-24

第1章 計画の策定

第1節 計画の概要

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、寄居町防災会議が作成する計画であり、寄居町にかかる防災に関し、町及び関係機関が災害予防、応急対策及び復旧対策に至る一連の防災活動を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、地震災害、風水害及び大規模な事故災害をはじめとする各種災害に対処しうる防災計画を策定する基礎となるものである。

第3 国・県の防災計画等との関係

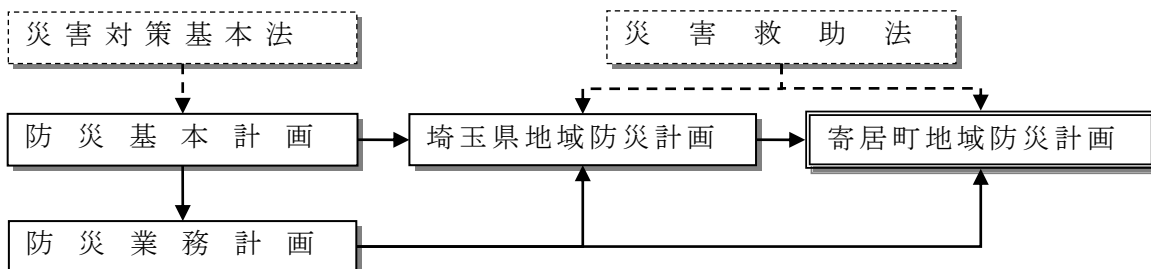
3.1 国・県の防災計画との関係

この計画は、国が定める「防災基本計画」及び県が定める「埼玉県地域防災計画」と整合を図るものとする。

3.2 災害救助法との関係

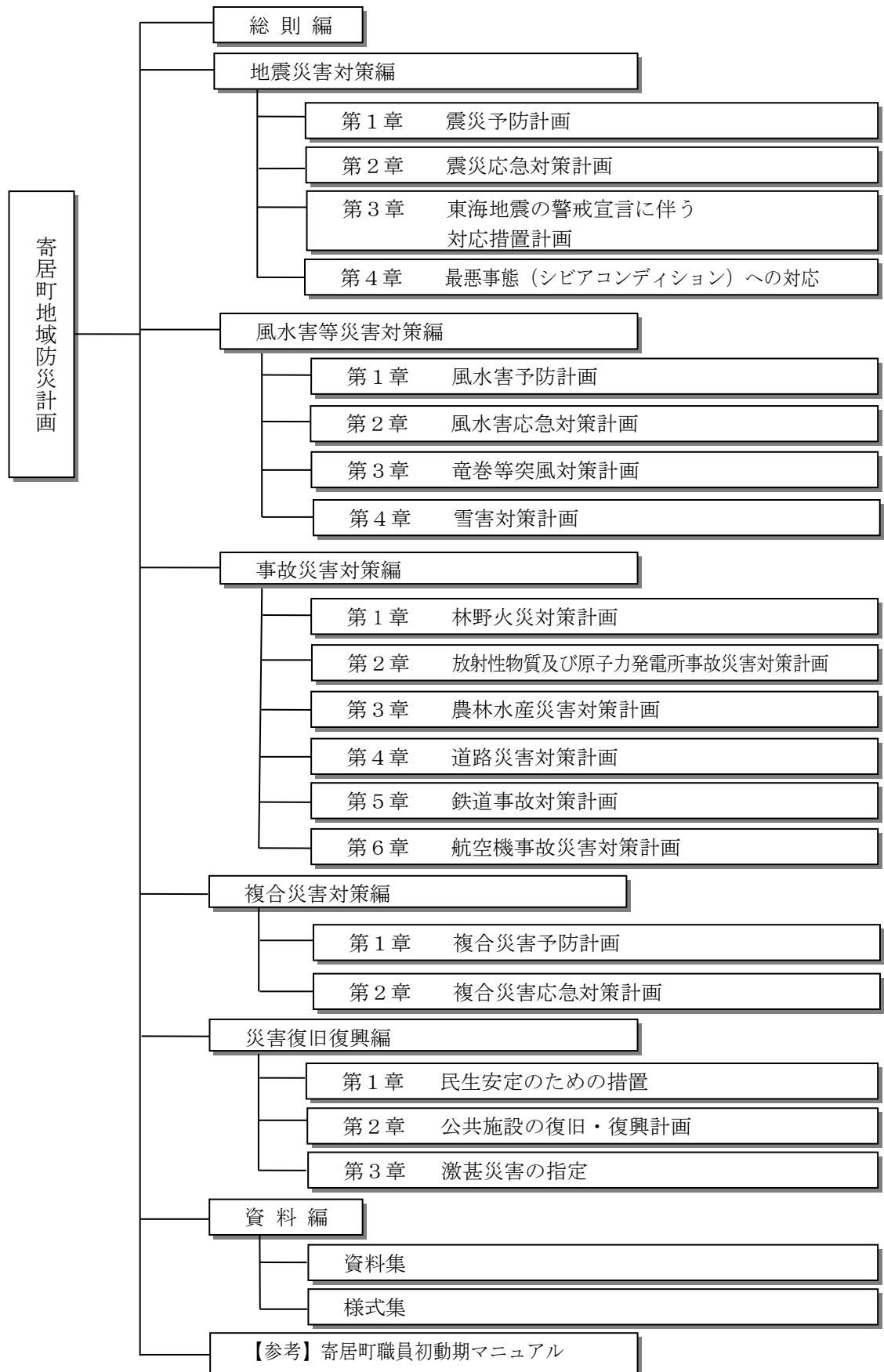
この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する救助のうち、同法第30条に基づき町長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

■寄居町地域防災計画と他計画との関係



第4 計画の構成

この計画の構成は以下に示すとおりである。



第5 計画の推進管理

5.1 計画の修正

寄居町防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めた時は、速やかに修正する。

5.2 計画の周知

各防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、寄居町の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く町民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第2章 寄居町の防災環境

第1節 災害履歴

第1 災害史

「寄居町の歴史」による、近世以降町の区域において発生した主な災害は以下の通りである。

発生年	種別	概要
1742年8月	洪水	長瀬町で荒川の最大高水を記録。桜沢では人的被害はなかったが、田の約50%、畑の約76%が流失した。
1769年-1771年	干害	3年連続の日照りとなり、41軒で食糧不足。風布で4軒が役所へ救助要請を願い出た。
1783年7月	噴火	浅間山が噴火。天明の飢饉。
1789年-1791年	干害	
1791年9月	洪水	雨が7日以上降り続き洪水となった。赤浜村柏田稲荷一帯の畑が冠水。
1799年	干害	7月上旬までは僅かな降雨があった程度、稲作・畑作も被害を受けた。
1799年	台風	8月20日に台風が襲来し、小園で稲作に被害。
1801年8月	台風	赤浜鎮守社が倒壊。昌国寺表門が損壊。
1811年5月	雹	鉢形で大雹害が発生し、大小麦の畑作に被害。
1821年7月	干害	初春から7月末まで降雨無し。50年来の干害といわれた。
1830年1月	冷害・暴風雨	天保の飢饉。春から夏にかけて低温長雨、稲の出穂期に暴風雨となり、収穫はほぼ全滅。
1846年	干害	用土で田の40%が田植え不能。
1851年1月	大火	寄居・鉢形の大火。寄居で火事となり約300軒が焼失。鉢形へも飛火し、約70軒と6ヶ寺が焼失。
1853年	干害	
1859年7月	台風	小園で農家3軒が流失。赤浜で洞耕地一帯が冠水。
1863年	干害	用土で田植え不能。
1912年9月	暴風雨	寄居署管内で家屋全壊41軒、半壊32軒、破損201軒、死者2名、負傷者2名。
1914年7月	干害	寄居地方で大干ばつ。

資料) 「寄居町の歴史」平成元年3月、寄居町教育委員会

第2 近年の地震災害

近年、本町に最も大きな被害をもたらした地震は、西埼玉地震（昭和6年）である。
以下にその概要を示す。

■西埼玉地震の概要

項目		内容
発生日時		昭和6年（1931年）9月21日11時20分頃
震源位置		北緯36.0度、東経139.9度（比企郡小川町仙元山付近）
震源深度		地表下17km
マグニチュード		6.7
地震のタイプ		内陸直下型地震
地震状況		本震は、最大震幅が東西方向75mm以上、南北方向38.8mm以上、上下動75mmに達し、体感震動時間は7分に及ぶ。余震は、同年10月半ばまで続き、有感地震だけで138回を記録した。寄居町では町内のいたるところで地鳴りが確認されている。
地区別 被害状況 (震度は 旧震度階)	用土	震度：6～9 用土小学校、農協、人家の屋根瓦の落下。用土小学校校庭の地割れ。家屋、土蔵の壁の崩壊、亀裂の発生
	桜沢	震度：6～8 土蔵の壁の崩壊と下敷きによる負傷者発生。屋根瓦の落下。井戸水の混濁又は涸渇。石垣の崩壊
	寄居	震度：5～7 人家の壁や煙突の亀裂
	末野	震度：5～7 少林寺五百羅漢像の転倒。土蔵壁の崩壊。荒川河川水の混濁
	風布	震度：体感はあったものの不明瞭 ほとんど被害は見られなかった。
	折原	震度：6～8 地表の亀裂（東西方向）。井戸水の涸渇。人家の壁の亀裂発生や崩壊。
	鉢形	震度：6～9 土蔵壁の亀裂発生や崩壊。石垣、墓石の倒壊。荒川河川水の混濁。崖の崩壊（荒川縁）
	男衾	震度：7～8 男衾小学校や人家の屋根瓦の落下。土蔵壁の亀裂発生や崩壊。墓石の倒壊。地表の亀裂（南北方向、幅約20cm、長さ約10m）の発生。道路の亀裂発生と湧水（噴出）。三島神社の灯籠の落下。人家壁、土蔵壁の崩壊や亀裂の発生。かまど、煙突の崩壊

注）地域区分は以下のとおりである。

用土：用土1～用土12

桜沢：本村、岩崎、中小前田、山崎、南飯塚、上組

寄居：市街地、六供、菅原、常木

末野：本宿、末野

風布：金尾、風布

折原：折原、立原、秋山、三品、西ノ入

鉢形：鉢形、小園、保田原、露梨子

男衾：今市、赤浜、富田、牟礼、西古里、鷹ノ巣

資料）「寄居町防災アセスメント調査 報告書」平成14年3月、寄居町

第3 風水害

近年の風水害の災害履歴のうち主なものは、昭和 41 年（1966 年）に発生した台風第 26 号、平成 3 年（1991 年）に発生した台風第 18 号、平成 11 年（1999 年）に発生した熱帯低気圧による水害・土砂災害等がある。

■本町における主要風水害の概要

項目		内容
昭和 41 年（1966 年） 台風第 26 号		
発生時期		昭和 41 年 9 月 25 日未明に来襲
台風諸元		最大風速 40m/sec を記録した暴風と豪雨を伴い県下全域に大きな被害をもたらした。
被害概要	建物被害	<住家被害> 全壊 57 戸、半壊 194 戸、一部損壊 1,788 戸、全焼 4 戸 床上浸水 15 戸、床下浸水 265 戸 <非住家被害> 全壊 114 棟、半壊 101 棟、一部損壊 445 棟
	人的被害	死者無、重傷者 12 人、軽傷者 13 人、罹災者 10,370 人
	農用地被害	埋没 10.4ha、冠水 388ha、損害見積額 485,640 千円
	その他	災害救助法の適用を受ける。
平成 3 年（1991 年） 台風第 18 号		
発生時期		平成 3 年 9 月 19 日
台風諸元		県内に 200mm の豪雨をもたらした。
被害概要	建物被害	特になし
	人的被害	特になし
	農用地被害	浸水被害箇所 2 箇所、浸水面積 14.9ha、浸水田畑面積 14.9ha
平成 11 年（1999 年） 熱帯低気圧		
発生時期		平成 11 年 8 月 14 日
風水害概要		関東地方の南海上に達した熱帯性低気圧によって埼玉県に豪雨がもたらされ、県内各地に浸水被害や土砂災害が見られた。
被害概要	建物被害	<住家被害> 全壊無、半壊 3 戸、一部損壊 1 戸 床上浸水 1 戸、床下浸水 8 戸 <非住家被害> 全壊 2 棟、半壊無、一部損壊無
	人的被害	死者無、重傷者無、軽傷者無、罹災者 9 人
	農用地被害	埋没・流出 1.53ha、冠水 3.20ha
	道路被害	決壊 36 箇所、冠水 19 箇所
	その他被害	橋梁流出 1 箇所、堤防破堤 12 箇所、崖崩れ 21 箇所 農業排水路損壊 7 箇所、 損害見積額 127,103 千円

資料) 「寄居町防災アセスメント調査 報告書」平成 14 年 3 月、寄居町

第2節 自然特性

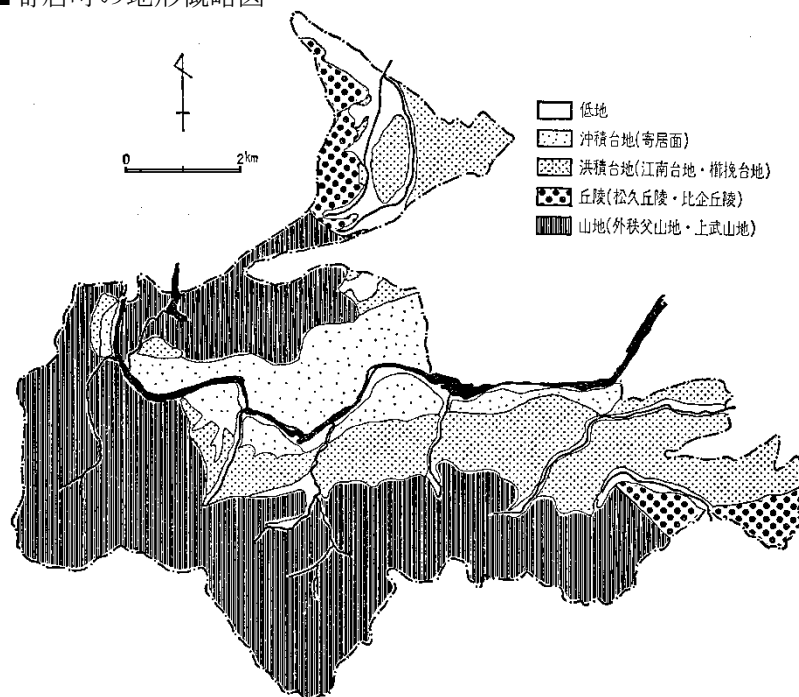
第1 地形・地質

1.1 地形

本町は、埼玉県の北西部に位置し、東西約 14km、南北約 12km、面積 64.25km² の町の区域を有している。

町内は山地と平地に大別でき、秩父盆地と荒川の谷によって東側と北西部に分けられる。東側の山地は、外秩父山地と呼ばれており、山稜は南北方向に続き、これにより東方に支脈が派生している。北西部は稜線が東西方向につづき上武山地と呼ばれ群馬県方面に続いている。陣見山・鐘撞堂山は上武山地の東端にあたり北西－南東方向を示す急傾斜面をつくっている。山地から平地に移り変わる丘陵地域は北東方向あるいは東方へ延びており、山地の方向性とは異なっている。

■ 寄居町の地形概略図



出典)「寄居町史 資料集 寄居町の自然 地学編」埼玉県大里郡寄居町教育委員会

1.2 地質

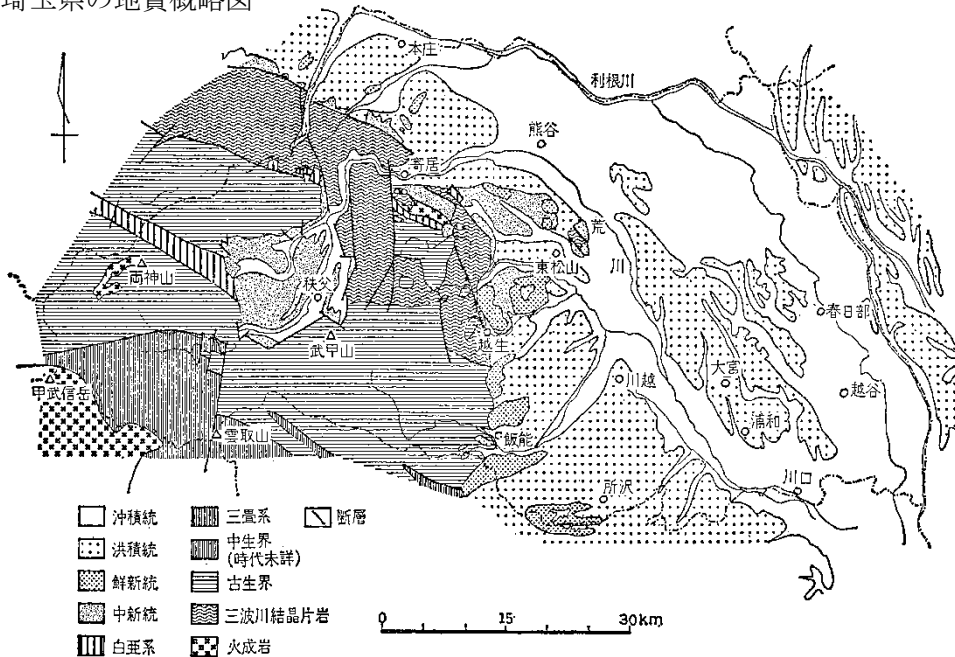
本町は、県の西半分を占める第三系以前の関東山地と、東半分を占める関東平野との接点に位置している。これは前述した地形的特性とよく対応している。すなわち、町の西部及び南部の山地は固い先第四系の岩石からなり、北東部の平野は未固結の第四系堆積物によって占められている。

しかし、この平野を覆う第四系の下に先第四系の基盤があることはいうまでもなく、その一端は、荒川をはじめ主な河川沿いに露出しているのが見られる。これに対して、先第四系の山の中にもローム層や段丘堆積物によって覆われている部分が散在する。

本町の地質を地域的に見ると、西南日本の構造線に相当すると考えられる奈良梨断層が本町の今市付近を北西－南東に走る。したがってこの断層の北東側にある用土北東部及び鷹ノ巣は内帯に属するが、それ以外の本町の大部分は外帯に属する。

この外帯は、さらに本町のほぼ中心を南北にはしる象ヶ鼻－朝日根断層によって東西に分かれる。この二つの地域は構成岩石についても、地質構造についても異なっている。すなわち、西部の地域はすべて、古生界の変成層である三波川結晶片岩によって占められているが、東部の地域は三波川結晶片岩をはじめ、中生界、第三系及び火成岩類が西北西－東南東方向に細長く帯状に分布している。

■ 埼玉県の地質概略図



出典)「寄居町史 資料集 寄居町の自然 地学編」埼玉県大里郡寄居町教育委員会

第2 河川

本町を流れる一級河川である荒川は、わが国を代表する急流河川である。

荒川流域を地形区分で分けると、寄居町小園を境に三峰口までの上流域が河岸段丘域、熊谷市久下までの下流域が扇状地域であり、本町は河岸段丘域に位置することから、洪水発生などの危険性は低いと考えられる。

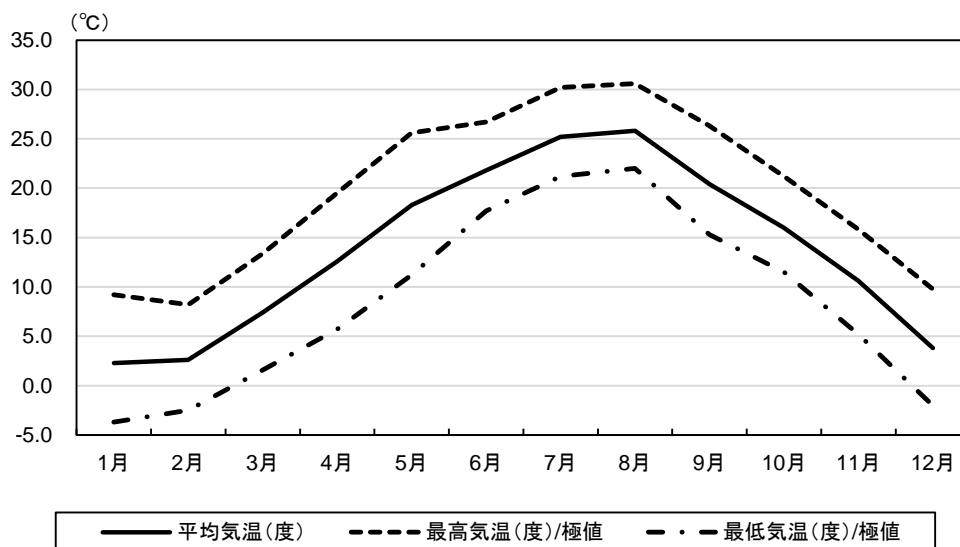
なお、荒川の河川管理は、花園橋下流端からは大臣管理区間であり、花園橋上流端からの寄居町の区間は県管理区間となっている。

第3 気象

本町の平成26年の気象概況は以下のとおりである。

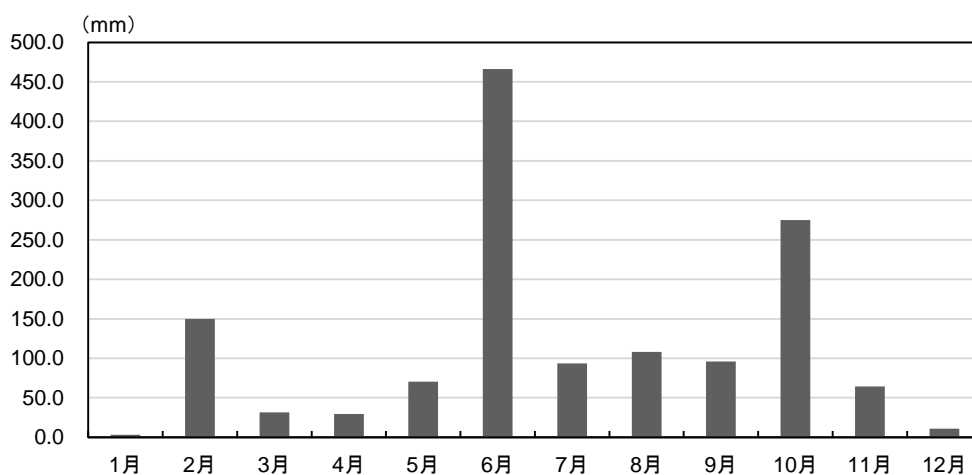
平均気温は13.9℃、最高気温/極値は30.6℃(8月)、最低気温/極値は-8.2℃(1月)となっている。年間降水量は1,398.5mm、月別降水量は6月が466.0mmと最も多く、1月が3mmと最も少ない。

■月別気温の推移



資料) 気象庁 気象統計情報 (平成26年)

■月別降水量の推移



資料) 気象庁 気象統計情報 (平成26年)

第3節 社会特性

第1 人口

1.1 人口等の推移

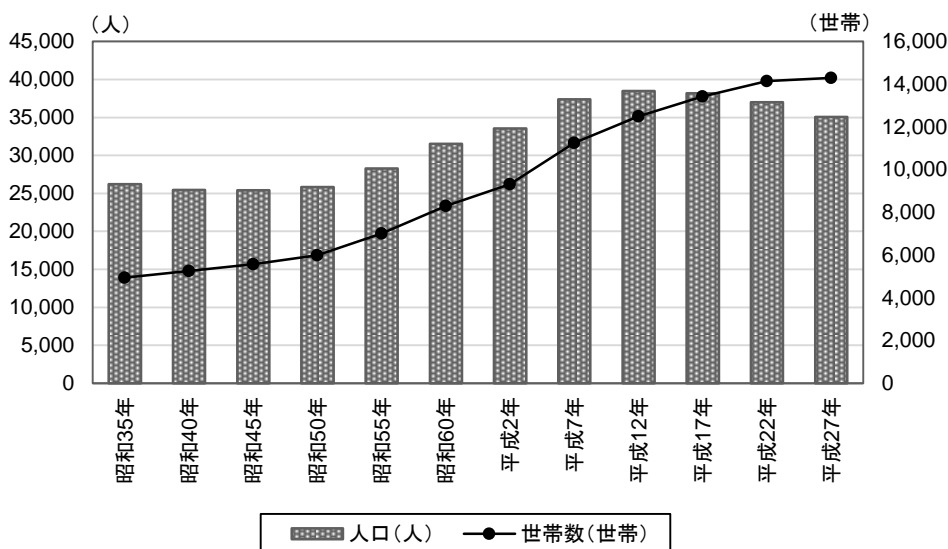
本町の人口は、平成13年までは増加傾向にあったが、現在は緩やかな減少傾向にある。一方で世帯数は緩やかな増加傾向にあり、核家族化が進んでいる。地域別で着目すると、人口が最も多いのは男衾地区である。

■人口、世帯数の推移（外国人を含む）

	世帯数（世帯）	人口（人）	1世帯あたり 人数（人/世帯）
昭和35年	4,938	26,202	5.3
昭和40年	5,251	25,470	4.9
昭和45年	5,567	25,407	4.6
昭和50年	5,999	25,849	4.3
昭和55年	7,011	28,291	4.0
昭和60年	8,302	31,515	3.8
平成2年	9,313	33,568	3.6
平成7年	11,254	37,397	3.3
平成12年	12,494	38,492	3.1
平成17年	13,423	38,200	2.8
平成22年	14,141	37,001	2.6
平成27年	14,289	35,083	2.5

資料）住民基本台帳（各年4月1日現在）

■人口、世帯数の推移

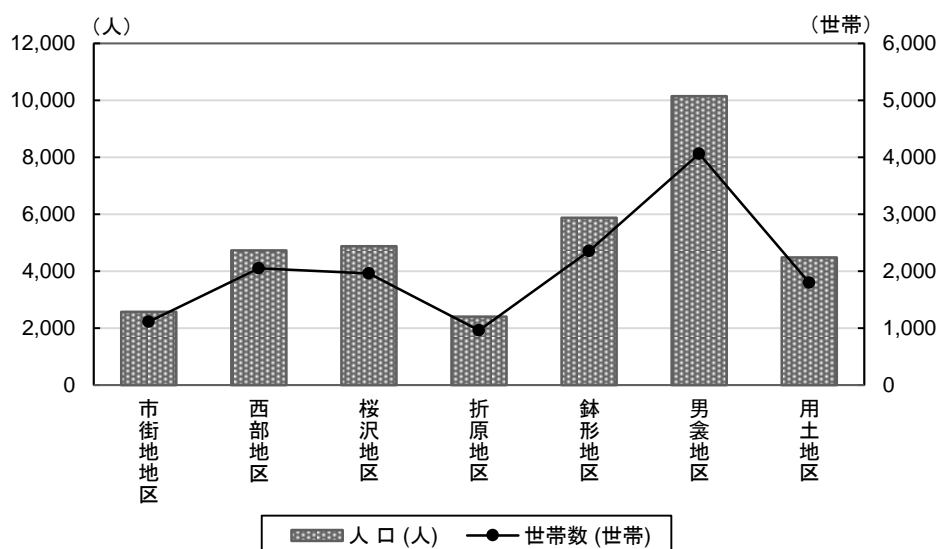


■地区別の世帯数及び人口

地区	世帯数 (世帯)		人口 (人)		1世帯あたり 人数(人/世帯)
		割合 (%)		割合 (%)	
市街地地区	1,113	7.8	2,574	7.3	2.3
西部地区	2,049	14.3	4,733	13.5	2.3
桜沢地区	1,959	13.7	4,869	13.9	2.5
折原地区	960	6.7	2,404	6.9	2.5
鉢形地区	2,351	16.5	5,876	16.7	2.5
男衾地区	4,059	28.4	10,145	28.9	2.5
用土地地区	1,798	12.6	4,482	12.8	2.5
合計	14,289	100.0	35,083	100.0	2.5

資料) 住民基本台帳 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

■地区別の世帯数及び人口



1.2 町外への就業者及び通学者数

本町から町外へ従業・通学している者は 11,194 人であるが、そのうち県内各市町に従業・通学している者は 9,674 人、東京都など県外に従業・通学している者は 1,304 人となっている。

また、町民の約 30%が町外で従業・通学していることから、平日昼間に災害が発生した際には帰宅困難者の発生や救助活動にあたる人員の不足が懸念される。

■ 常住地による従業・通学市区町村（15歳以上）

	計	就業者	通学者
寄居町に常住の就業者・通学者	19,176	17,204	1,972
寄居町内で従業・通学	7,894	7,499	395
寄居町外で従業・通学	11,194	9,622	1,572
県内	9,674	8,505	1,169
深谷市	2,539	2,441	98
熊谷市	1,514	1,318	196
東松山市	645	527	118
小川町	676	575	101
本庄市	714	574	140
川越市	307	214	93
美里町	322	321	1
嵐山町	336	328	8
さいたま市	261	216	45
秩父市	283	257	26
その他	2,077	1,734	343
県外	1,304	946	358
群馬県	325	280	45
東京都	893	603	290
特別区部	770	538	232
その他	123	65	58
その他	86	63	23

資料)「国勢調査」(平成22年10月)

1.3 災害時要配慮者人口

災害時要配慮者とは、災害対策基本法によると「高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方」を指すとされている。

具体的には、心身障害者（肢体不自由者、知的障害者、内部障害者、視覚・聴覚障害者）、認知症や体力的に衰えのある高齢者、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人、一時的な行動支障を負っている妊産婦や傷病者災害に対処するにあたって何らかの障害を持つことにより援護を必要とする者が想定され、本町での災害時要配慮者のうち把握できる状況は以下の通りである。

(1) 高齢者人口

本町の65歳以上の人口は9,993人(平成27年4月1日現在)、総人口35,083人の28.5%となっている。

なお、町内のねたきり・ひとり暮らし老人等について調査した結果は以下のとおりである。

■ねたきり・ひとり暮らし老人・認知症老人数 [平成27年6月1日現在]

区分	65～74歳	75歳以上	合計
ねたきり老人	10	46	56
ひとり暮らし老人	489	631	1120
認知症老人	8	97	105

(2) 乳幼児人口

本町の0～5歳の人口は1,332人(平成27年4月1日現在)、総人口35,083人の3.8%となっている。

(3) 身体障害者人口

本町の身体障害者数は、1級から3級までの合計が840人で、そのうち1級障害者が443人となっている。

地区別の1級障害者は、男衾地区が最も多く109人、以下順に鉢形地区89人、用土地地区60人となっている。

■地区別身体障害者数 [平成27年4月1日現在]

地区	1級	2級	3級	計
市街地地区	38	12	20	70
西部地区	53	29	23	105
桜沢地区	55	22	22	99
折原地区	39	14	19	72
鉢形地区	89	28	34	151
男衾地区	109	44	61	214
用土地地区	60	36	33	129
合計	443	185	212	840

(4) 外国人人口

本町の外国人の人口は373人(平成27年4月1日現在)、総人口35,083人の1.1%となっている。

第2 土地利用

2.1 土地利用の現況

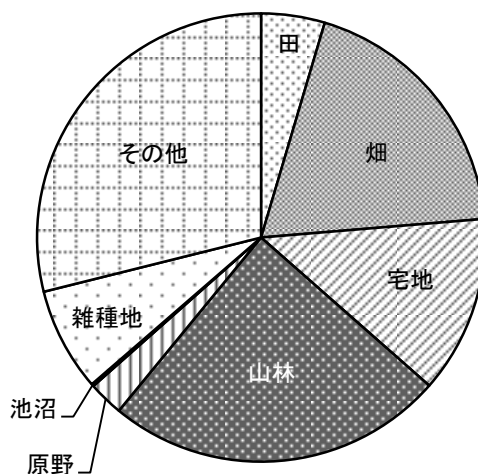
本町の地目別の土地利用状況は、その他を除くと山林が 15.72km²と最も大きく全体の 24.5%を占めている。以下順に畑が 12.26km²で 19.1%、宅地が 8.23km²で 12.8%、雑種地が 4.80km²で 7.5%、田が 2.95km²で 4.6%となっている。

■地目別土地面積 [平成 26 年 1 月 1 日現在]

	面積(km ²)	割合(%)
田	2.95	4.6
畑	12.26	19.1
宅地	8.23	12.8
山林	15.72	24.5
原野	1.62	2.5
池沼	0.11	0.2
雑種地	4.80	7.5
その他	18.56	28.8
合計	64.25	100.0

資料) 税務課

■地目別土地面積



2.2 用途地域別面積

本町の用途地域別面積は全体で540.4haであり、最も広いのが工業専用地域で223.5haで全体に占める割合は41.4%となっている。次に広いのが第一種住居地域で130.5haで24.1%、以下順に第二種中高層住居専用地域の89.6haで16.6%、準工業地域の30.5haで5.6%となっている。

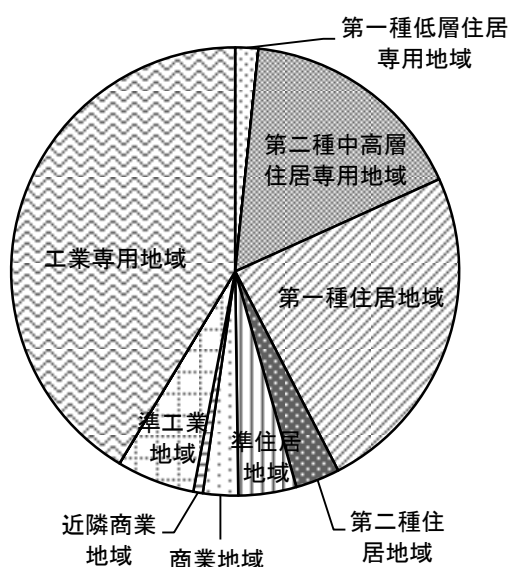
また、用途地域を、住居系、商業系及び工業系で区分すると、住居系面積が269.0haで49.8%、商業系面積が17.4haで3.2%、工業系面積が254.0haで47.0%となっている。

■用途地域別面積 [平成27年4月1日現在]

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	9.0	1.7
第一種中高層住居専用地域	0.0	0.0
第二種中高層住居専用地域	89.6	16.6
第一種住居地域	130.5	24.1
第二種住居地域	17.3	3.2
準住居地域	22.6	4.2
商業地域	13.7	2.5
近隣商業地域	3.7	0.7
準工業地域	30.5	5.6
工業地域	0.0	0.0
工業専用地域	223.5	41.4
合計	540.4	100

資料) 埼玉県 都市計画課 『用途地域指定状況』

■用途地域別面積



第3 建物

本町の住宅は、平成 25 年 10 月 1 日現在、全部で 12,600 棟あり、そのうち耐震上問題のある昭和 56 年以前に建築された住宅は全体の約 34%を占めている。

■ 建築時期別、構造別の住宅数

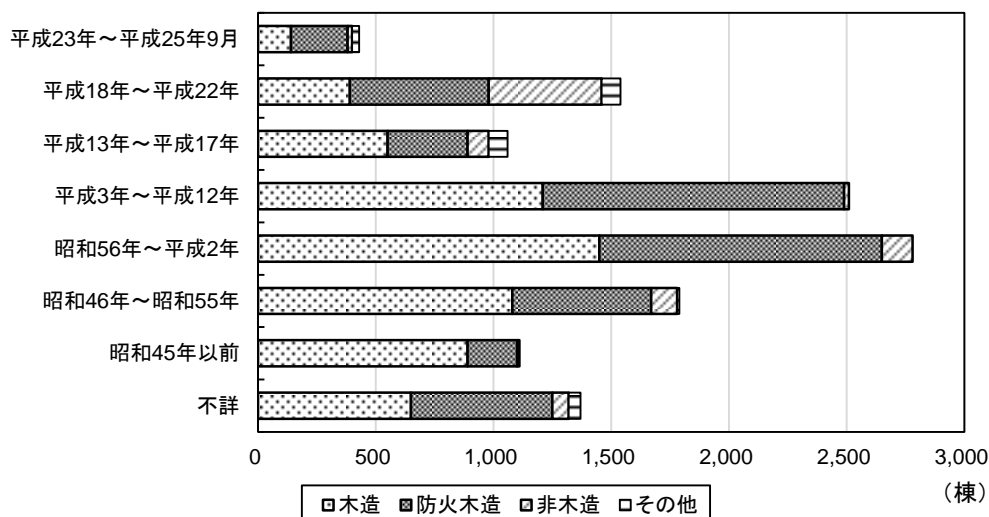
[平成 25 年 10 月 1 日現在]

	木造	防火木造	非木造	その他	合計*	累計値(%)
不詳	650	600	70	50	1,370	1,370 (10.9)
昭和 45 年以前	890	210	10	-	1,120	2,490 (19.8)
昭和 46 年～昭和 55 年	1,080	590	110	10	1,800	4,290 (34.0)
昭和 56 年～平成 2 年	1,450	1,200	130	-	2,780	7,070 (56.1)
平成 3 年～平成 12 年	1,210	1,280	20	-	2,500	9,570 (76.0)
平成 13 年～平成 17 年	550	340	90	80	1,060	10,630 (84.4)
平成 18 年～平成 22 年	390	590	480	80	1,540	12,170 (96.6)
平成 23 年～平成 25 年 9 月	140	240	20	30	430	12,600 (100.0)
合計	6,360	5,050	930	250	12,600	-

資料) 総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

※住宅・土地統計調査は、標本調査による推定値であるため、結果数値には標本誤差が含まれている。表章単位には1位を四捨五入して10位までを有効数字としているので、表中の個々の数値の合計が必ずしも総数と一致しない。

■ 建築時期別、構造別の住宅数



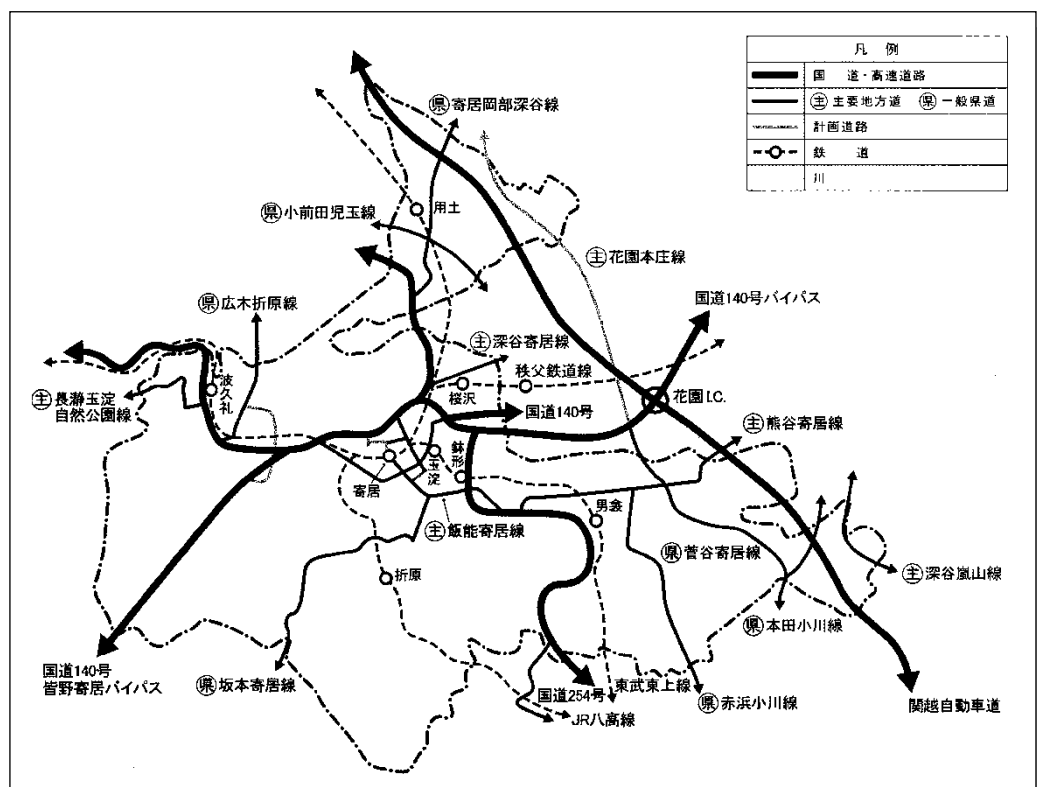
第4 交通

4.1 道路

本町には、国道140号、国道254号がそれぞれ東西、南北に伸びている。

なお、関越自動車道が本町男衾地区及び用土地地区の一部を横切るかたちで通り、花園インターチェンジ及び事業化が決定した（仮称）寄居PAスマートインターチェンジが利用できることになる。

■本町の主要道路、鉄道網



4.2 橋梁

本町は荒川により南北に分断されており、各幹線道路に架かる橋梁により結ばれている。荒川の上流側から寄居橋（主要地方道長瀬玉淀自然公園線）、末野大橋（国道140号皆野寄居バイパス）、折原橋（一般県道広木折原線）、正喜橋（主要地方道飯能寄居線）、玉淀大橋（国道254号）、花園橋（一般県道菅谷寄居線）がある。

4.3 鉄道

本町の鉄道交通は、JR八高線、東武東上線及び秩父鉄道線の3路線が運行している。路線別駅別の1日あたりの乗降客数は、東武東上線の寄居駅が4,302人と最も多く、次いで秩父鉄道線の寄居駅が2,877人、以下順に東武東上線の男衾駅が1,923人、東武東上線の鉢形駅が1,074人となっている。

■鉄道駅別乗降客数（平成25年度）

〔単位：人〕

路線名	駅名	乗降客数	
		年間	日平均
JR八高線	寄居駅	152,243	417
	折原駅	-	-
	用土駅	-	-
東武東上線	寄居駅	1,570,141	4,302
	玉淀駅	216,748	594
	鉢形駅	391,834	1,074
	男衾駅	701,901	1,923
秩父鉄道線	寄居駅	1,050,277	2,877
	桜沢駅	286,350	785
	波久礼駅	91,960	252
合計		4,461,454	12,223

資料)「埼玉県統計年鑑」

4.4 バス

本町のバス交通は、本庄及び深谷方面の県北都市間路線バス2路線と、東秩父村方面東秩父村営バス1路線が運行されている。

第4節 想定される災害

第1 地震被害

1.1 想定地震

埼玉県ではこれまでに地震被害想定調査を5回実施している。平成24～25年度に実施した5回目の地震被害想定調査は、最近までに国が実施した活断層調査や首都圏での大規模な地下の調査などにより埼玉県周辺の地震の起こり方や揺れの伝わり方の知見がこれまでよりもかなり得られるようになった等、社会状況の変化や東日本大震災の経験を踏まえ、災害による被害を最小化するための総合的な対策の構築のため行われたものである。

今回、県が対象とした想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震を選定した。

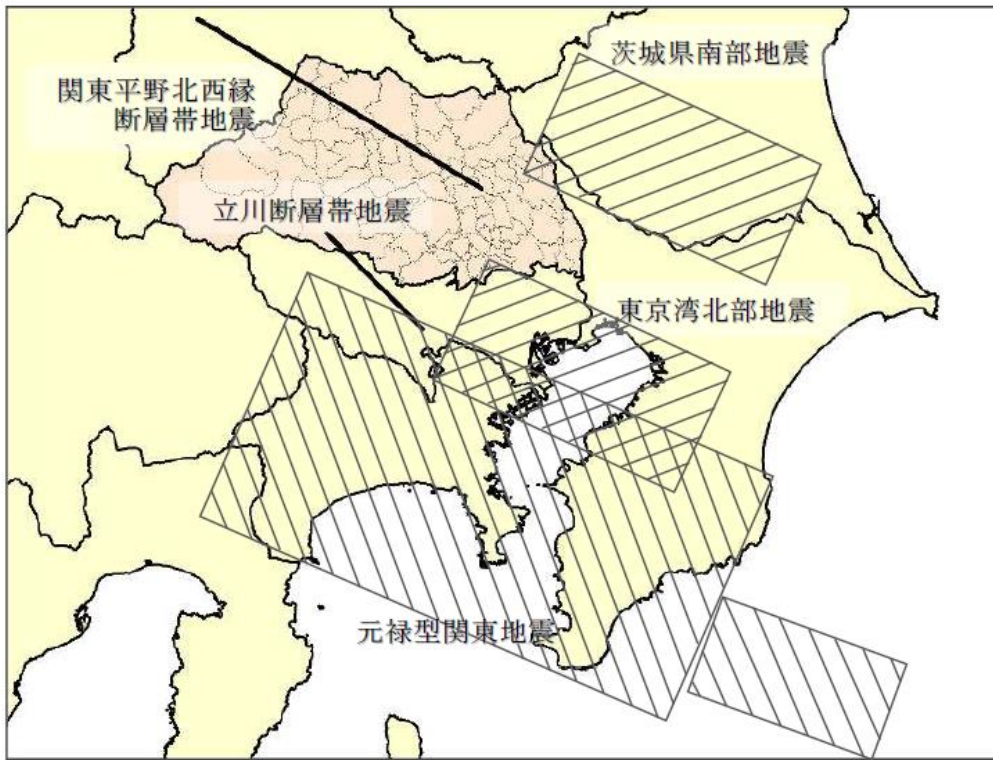
特に、関東平野北西縁断層による地震は、断層位置が本町直下にあるだけでなく、地震規模を示すマグニチュードも8.1と、元禄型関東地震に次いで大きいものとなっている。

■想定地震の概要

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3	※今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	名栗断層と立川断層から構成される断層帯であり、最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

■想定地震の断層位置図



■被害想定の子測条件

項目	条件	内容
季節・時刻 3ケース	冬 5 時	大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
	夏 12 時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
	冬 18 時	火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
風速 2ケース	3m/s	平均的な風速のケース
	8m/s	強風のケース

■被害子測項目

項目	子測内容
地震動	震度
液状化	液状化危険度
建物被害	全壊数、半壊数
火災被害	焼失棟数
人的被害	死傷者数
生活支障	避難者数、帰宅困難者数
ライフライン被害	電力・通信・都市ガス・上水道・下水道の被害数、供給支障数
その他	エレベーター閉じこめ台数、自力脱出困難者数、災害廃棄物量、中高層階支障世帯数

1.2 想定結果

県が想定した 5 地震による本町への被害の発生状況を見ると、最も大きな被害をもたらす地震は関東平野北西縁断層帯（破壊開始点北）による地震である。

■被害想定結果（寄居町関連）

項目	想定地震	ケース	風速	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震			
							(破壊開始点北)	(破壊開始点中央)	(破壊開始点南)	(破壊開始点北)	(破壊開始点南)		
マグニチュード	—	—	—	7.3	7.3	8.2	8.1			7.4			
本町の最大震度	—	—	—	5弱	5弱	5弱	7	7	7	5弱	5弱		
建物被害	全壊数	棟	冬5時	3m/s	0	0	0	2,460	1,616	1,105	0	0	
				8m/s	0	0	0	2,460	1,616	1,105	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	2,494	1,632	1,113	0	0	
				8m/s	0	0	0	2,495	1,632	1,113	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	2,660	1,745	1,154	0	0	
				8m/s	0	0	0	2,662	1,746	1,155	0	0	
半壊数	棟	—	—	0	0	0	1,519	1,542	1,370	0	0		
火災被害	焼失棟数	棟	冬5時	3m/s	0	0	0	59	31	17	0	0	
				8m/s	0	0	0	59	31	17	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	93	47	25	0	0	
				8m/s	0	0	0	94	47	25	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	259	160	66	0	0	
				8m/s	0	0	0	261	161	67	0	0	
人的被害	死者数	人	冬5時	3m/s	0	0	0	159	105	72	0	0	
				8m/s	0	0	0	159	105	72	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	61	40	27	0	0	
				8m/s	0	0	0	61	40	27	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	103	67	45	0	0	
				8m/s	0	0	0	103	67	45	0	0	
	負傷者数	人	冬5時	3m/s	0	0	0	621	487	384	0	0	
				8m/s	0	0	0	621	487	384	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	572	424	340	0	0	
				8m/s	0	0	0	572	424	340	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	498	379	300	0	0	
				8m/s	0	0	0	498	379	300	0	0	
	うち重傷者数	人	冬5時	3m/s	0	0	0	197	129	89	0	0	
				8m/s	0	0	0	197	129	89	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	116	73	54	0	0	
				8m/s	0	0	0	116	73	54	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	128	82	58	0	0	
				8m/s	0	0	0	128	82	58	0	0	
生活支障	避難所避難者数 -1日後-	人	冬5時	3m/s	0	0	0	4,818	3,287	2,316	0	0	
				8m/s	0	0	0	4,819	3,288	2,317	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	4,880	3,316	2,331	0	0	
				8m/s	0	0	0	4,881	3,317	2,331	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	5,183	3,522	2,406	0	0	
				8m/s	0	0	0	5,185	3,524	2,408	0	0	
	避難所避難者数 -1週間後-	人	冬5時	3m/s	0	0	0	6,537	4,851	3,493	0	0	
				8m/s	0	0	0	6,537	4,851	3,493	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	6,595	4,878	3,507	0	0	
				8m/s	0	0	0	6,596	4,879	3,507	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	6,881	5,074	3,579	0	0	
				8m/s	0	0	0	6,883	5,076	3,581	0	0	
	避難所避難者数 -1ヶ月後-	人	冬5時	3m/s	0	0	0	8,770	6,712	4,752	0	0	
				8m/s	0	0	0	8,770	6,713	4,753	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	8,824	6,738	4,766	0	0	
				8m/s	0	0	0	8,824	6,739	4,766	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	9,088	6,922	4,835	0	0	
				8m/s	0	0	0	9,090	6,924	4,837	0	0	
帰宅困難者数	人	平日(12時)	—	2,708	1,573	2,309	6,625	6,621	6,618	2,279	1,646		
		平日(18時)	—	1,579	1,025	1,566	4,770	4,766	4,766	1,509	1,122		
		休日(12時)	—	3,651	1,741	3,361	7,489	7,487	7,483	2,673	1,910		
		休日(18時)	—	4,782	2,026	4,575	8,413	8,404	8,391	2,990	2,163		
ライフライン	電力	世帯	停電世帯数 -1日後-	冬5時	3m/s	0	0	0	9,103	6,002	4,112	0	0
				8m/s	0	0	0	9,103	6,002	4,112	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	9,109	6,007	4,115	0	0	
				8m/s	0	0	0	9,109	6,007	4,115	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	9,134	6,039	4,130	0	0	
				8m/s	0	0	0	9,134	6,040	4,130	0	0	
	通信	回線	不通回線数 -1日後-	冬5時	3m/s	0	0	0	163	102	71	0	0
				8m/s	0	0	0	163	102	72	0	0	
			夏12時	3m/s	0	0	0	177	109	75	0	0	
				8m/s	0	0	0	178	109	75	0	0	
			冬18時	3m/s	0	0	0	252	159	95	0	0	
				8m/s	0	0	0	253	159	95	0	0	
都市ガス	供給停止件数 -直後-	件	—	—	0	0	0	0	0	0	0		
上水道	断水人口 -1日後-	人	—	—	0	0	0	27,729	24,127	17,695	0	0	
下水道	機能支障人口 -直後-	人	—	—	4	1	114	2,518	2,435	2,251	1	108	

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成26年3月、埼玉県

1.3 火山噴火降灰

火山噴火予知連絡会では、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震後に地震活動の活発化した火山についての報告がなされている。本町において、降灰等の影響の大きい火山は富士山と浅間山である。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や、富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップにおいて、埼玉県内では、県南部・南西部・東南部に最大で2～10cm程度、全域で2cm未満の降灰量と想定されていることから、本町においても、風向き等によっては降灰の可能性がある。また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、埼玉県北西部にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

■富士山の噴火による降灰分布



資料) 富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」

《参考》

◆降灰

降灰とは、細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

◆火山灰の特徴

○粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細

分することもある)

- マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- 亜硫酸ガス (SO₂)、硫化水素 (H₂S)、フッ化水素 (HF) 等の火山ガス成分が付着
- 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- 硫酸イオンは金属腐食の要因
- 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム (石膏) となる
- 湿った火山灰は乾燥すると固結する
- 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約 1,000°C と低い
- 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
 - 苦鉄質 (シリカに乏しい) マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない
 - 珪長質 (シリカに富む) マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い

出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会

第2 風水害等

2.1 洪水

国土交通省荒川上流河川事務所では、概ね 200 年に 1 度起こる大雨(荒川流域の 3 日間総雨量 548mm)が降ったことにより、荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、河口から上流 84.4km (深谷市) までの範囲を対象としてシミュレーションにより求めている。

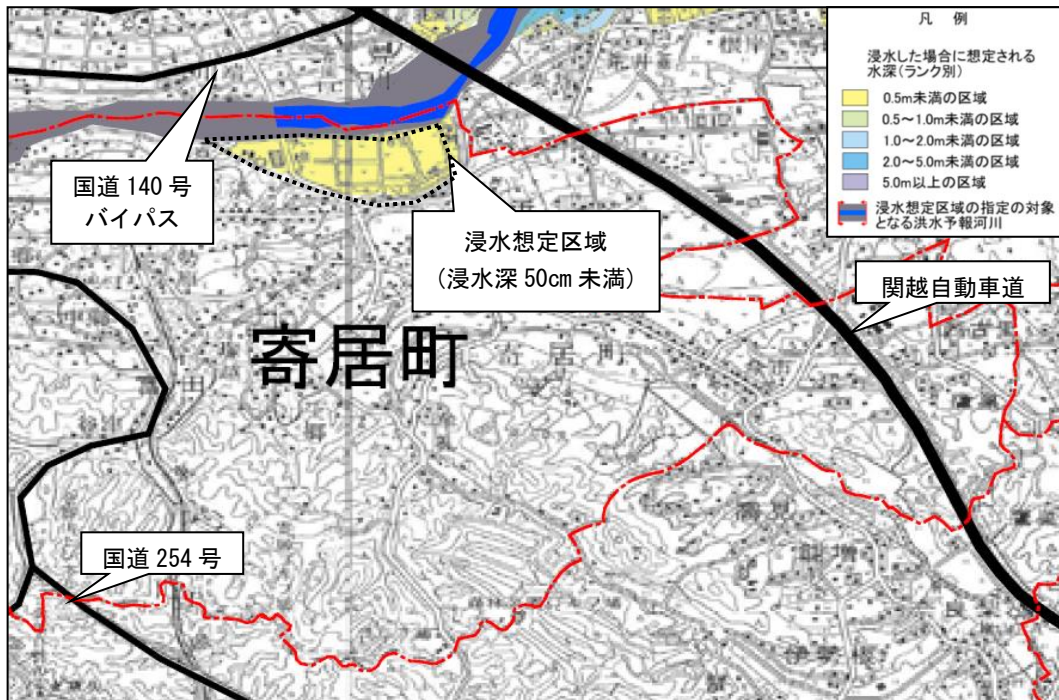
荒川水系荒川浸水想定区域図 (平成 17 年 7 月 8 日、国土交通省関東地方整備局告示第 359 号) には、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深が示されている。

ただし、荒川水系荒川浸水想定区域図に関係市町村として本町は含まれていないが、僅かであるが本町についても以下に示すように浸水する区域がある。

これによると、概ね 200 年に一回程度起こる大雨が降ったことにより荒川が氾濫した場合、本町では男衾地区赤浜の荒川に接する地盤の低い一部区域が浸水すると予測される。

当該浸水区域には人家はなく、浸水区域の東端に汚泥再生処理センターが、西端に工場が立地している。ただし、当該浸水想定区域は浸水深が 50cm 未満であり、いずれの施設も浸水域境界付近にあることから大きな被害の発生はないと考えられる。

■荒川浸水想定区域（本町関連）



2.2 土砂災害

(1) 土砂災害の特性

土砂災害は、土砂の移動する形態から、斜面崩壊、土石流及び地すべりの3つに分類される。ただし、実際の災害は、これらが複合して発生することが多い。

なお、本町において主に発生が懸念される土砂災害は、斜面崩壊及び土石流である。

1) 斜面崩壊（土砂崩れ）

一般に言う土砂崩れで、山崩れ、がけ崩れに分けられる。

山崩れは、山地や丘陵などで、斜面の上部の地肌や岩石が崩れ落ちる現象である。

がけ崩れは、都市周辺の台地の急斜面や人家周辺の切り土斜面から土砂が崩れ落ちる現象である。特に近年は、都市周辺の新しい住宅地でがけ崩れによる災害が増加している。

山崩れ、がけ崩れが発生する危険のある斜面は、およそ斜面が 30° 以上、高さ5m以上である。土砂が広がり影響を及ぼす範囲は、崩れ落ちた斜面の高さの2～3倍であるが水分が多い場合は5倍程度まで広がる。

2) 土石流

土砂・岩石が多量の水とともに粥状になって谷や溪流を流れ落ちる現象で、山津波、山潮、鉄砲水なども土石流と同義語である。

山崩れ・がけ崩れが、崩れた地点の真上から最大100mぐらいの狭い地域を襲うのに対し、土石流は谷や溪流を下り数キロメートルも離れた地域にまで大量の土砂・岩石を押し出す。溪流や谷川、沢とその出口にあたる地域は、危険度が最も高い。

3) 地すべり

地すべりは緩い斜面において、比較的ゆっくりと長時間にわたり土砂が移動するものである。大雨、長雨の後や雪解け時に発生することが多い。

(2) 町内の危険箇所

本町における地区別の土砂災害等危険箇所数は、以下のとおりである。

町内の土砂災害等危険箇所は、町内全域で165箇所（平成26年度末）あり、地区別では西ノ入が21箇所と最も多く、以下順に末野地区、風布地区、桜沢地区、富田地区となっている。

第2章 寄居町の防災環境

■土砂災害等危険箇所数

[平成26年度]

種別	地区	寄居	藤田	末野	金尾	風布	桜沢	折原	立原	秋山	三品	西ノ入	鉢形	露梨子	三ヶ山	保田原	小園	富田	赤浜	牟礼	今市	鷹ノ巣	西古里	用土	合計	
		土砂災害危険箇所 (国土交通省所管)	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険区域(※1)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
急傾斜地崩壊危険箇所	8			0	14	5	14	7	10	0	2	8	11	6	2	0	3	2	6	2	4	0	0	0	2	106
地すべり	地すべり防止区域		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地すべり危険箇所		0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
土石流	土石流危険溪流		1	1	3	3	2	9	2	0	3	2	10	1	0	0	0	9	0	5	3	0	0	0	0	54
小計		11	1	18	9	17	16	12	0	6	10	21	8	3	0	3	2	15	2	9	4	0	0	2	169	
山地災害危険箇所 (農林水産省所管)	がけ崩れ	山腹崩壊危険地区	0	3	8	12	14	1	0	0	3	2	6	1	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	54
	地すべり	地すべり防止区域(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		地すべり危険地区	0	0	0	1	3	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	土石流	崩壊土砂流出危険地区	0	0	0	2	5	3	5	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22
小計		0	3	8	15	22	4	7	0	9	4	8	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	1	86	
合計		11	4	26	24	39	20	19	0	15	14	29	9	3	0	3	2	17	2	10	5	0	0	3	255	

注) ※1「急傾斜地崩壊危険区域」の箇所数は「急傾斜地崩壊危険箇所」の箇所数の内数である。

※2「地すべり防止区域」の箇所数は「地すべり危険地区」の箇所数の内数である。

資料) 寄居町資料、埼玉県熊谷県土整備事務所資料、埼玉県地域防災計画(平成26年12月)

1) 土砂災害危険箇所（国土交通省所管）

① かけ崩れ

□急傾斜地崩壊危険箇所

地表面が水平面に対して 30° 以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜で、人家に被害を及ぼすおそれのあるもの、及び人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。本町には106箇所ある。

□急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、崩壊のおそれがあるとして、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により知事が指定した区域をいい、この区域内で、施設や工作物の新築（家屋の新築）などの一定行為を行う時は、知事の許可が必要となる。本町には指定区域が4箇所ある。

② 地すべり

□地すべり危険箇所

地すべりが発生している、あるいは地すべりが発生するおそれのある区域のうち、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与えるおそれのある箇所をいう。本町には5箇所ある。

□地すべり防止区域

地すべり危険箇所及びこれらに隣接する区域を崩壊による被害の除去又は軽減するために国土交通大臣が「地すべり等防止法」に基づいて指定する区域をいう。地すべりによる土砂災害の防止工事を実施するほか、地すべり崩壊を誘発・助長するような有害な行為を規制する。本町に指定区域はない。

③ 土石流

□土石流危険溪流

谷地形をなし、溪床勾配 3° 以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある溪流及び人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流をいい、県内山間部に広く分布している。本町には54箇所ある。

2) 山地災害危険地区（農林水産省所管）

山地災害の発生のおそれがある地区については、山地災害危険地区に指定し、治山ダムの設置、森林の整備などの治山事業を施工している。

山地災害危険地区には、その状況により次の3種類がある。

① 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊による災害（落石による災害を含む）が発生するおそれがある箇所。本町には54箇所ある。

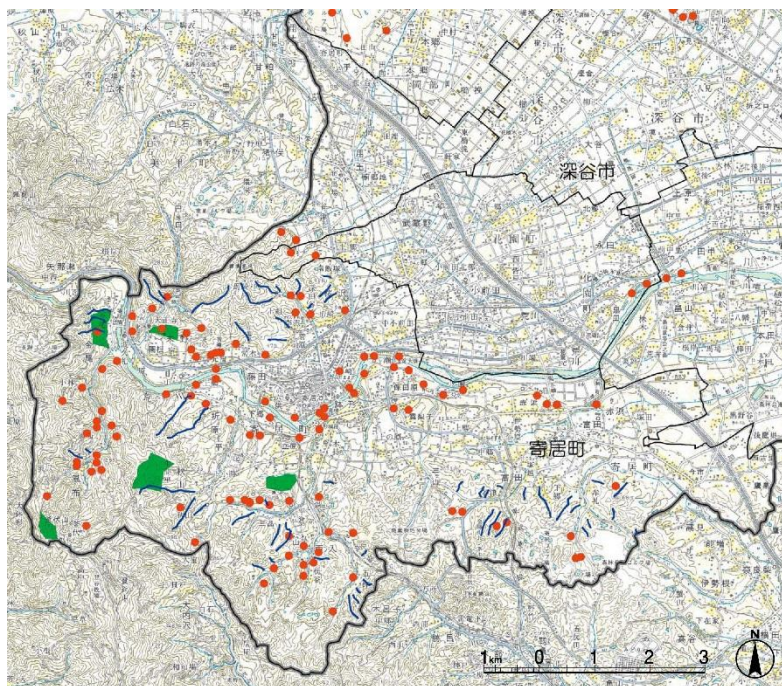
② 地すべり危険地区

地すべりによる災害が発生するおそれがある区域。本町には9箇所あり、地すべり防止区域に指定されている区域が1箇所ある。

③ 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流等となって流出し、災害が発生するおそれのある区域。本町には22箇所ある。

■熊谷県土整備事務所管内土砂災害危険箇所マップ（本町関連）



平成26年9月

3) 土砂災害警戒区域等（特に対応が求められる区域）

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、対応が求められる区域を土砂災害防止法に基づき県が随時指定している。

■土砂災害警戒区域等の指定箇所

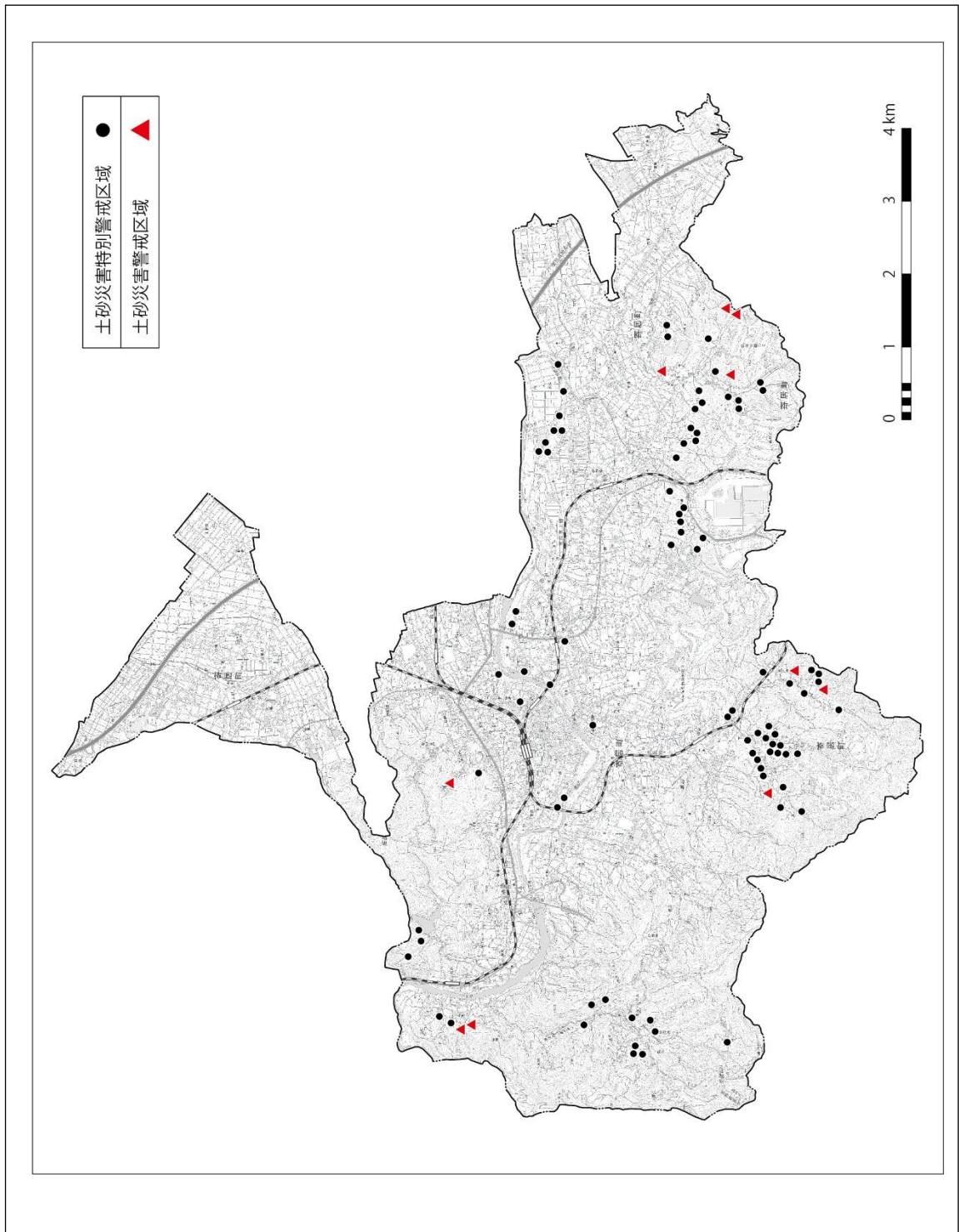
番号	土砂災害警戒	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定日
	区域等の名称					
1	上の町	大字鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊	H18.12.26
2	関山	大字鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊	H18.12.26
3	富田沢 1	大字牟礼	○	○	土石流	H18.12.26
4	富田沢 1 左 1	大字富田	○	○	土石流	H18.12.26
		大字牟礼				
5	富田沢 1 左 2	大字富田	○	○	土石流	H18.12.26
		大字牟礼				
6	富田沢 1 左 3	大字富田	○	○	土石流	H18.12.26
7	道永沢	大字金尾	○	—	土石流	H21.3.27
8	道永沢右	大字金尾	○	—	土石流	H21.3.27
9	笹原沢	大字金尾	○	○	土石流	H21.3.27
10	井戸沢川	大字金尾	○	○	土石流	H21.3.27
11	末野沢 1	大字末野	○	○	土石流	H21.3.27
12	末野沢 2	大字末野	○	○	土石流	H21.3.27
13	末野沢 3	大字末野	○	○	土石流	H21.3.27
14	高根沢	大字藤田	○	—	土石流	H21.3.27
		大字寄居				
15	谷の沢	大字寄居	○	○	土石流	H21.3.27
16	李沢	大字桜沢	○	—	土石流	H21.3.27
17	馬騎ノ内沢	大字桜沢	○	○	土石流	H21.3.27
18	三品沢	大字三品	○	○	土石流	H21.3.27
19	車山沢	大字三品	○	○	土石流	H21.3.27
20	円良田湖	大字末野	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
21	末野	大字末野	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
22	元宿 1	大字末野	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
23	元宿 2	大字末野	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
		大字藤田				
24	元宿 3	大字末野	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
25	上組	大字桜沢	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
26	六供玉淀	大字寄居	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
27	岩崎	大字桜沢	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
28	六供左斜面	大字寄居	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
29	六供右斜面	大字寄居	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
30	滝ノ上	大字桜沢	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
31	深田谷津	大字桜沢	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
32	元宿-2	大字末野	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
33	三品-1	大字三品	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
34	三品-2	大字三品	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
35	三品-3	大字三品	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
36	三品-4	大字三品	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
37	三品-5	大字三品	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
38	三品-6	大字三品	○	○	急傾斜地の崩壊	H21.3.27
39	後山沢 1	大字風布	○	○	土石流	H24.2.7
40	風布-1	大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊	H24.2.7
41	風布-6	大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊	H24.2.7
42	風布	大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊	H24.2.7
43	釜伏	大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊	H24.2.7
44	風布-4	大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊	H24.2.7

番号	土砂災害警戒	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定日
	区域等の名称					
45	風布-5	大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊	H24.2.7
46	風布-7	大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊	H24.2.7
47	風布-2	大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊	H24.2.7
48	風布-3	大字風布	○	○	急傾斜地の崩壊	H24.2.7
49	前田入沢 1	西ノ入	○	—	土石流	H25.12.3
50	三田入沢 1	西ノ入	○	○	土石流	H25.12.3
51	五の坪沢	西ノ入	○	○	土石流	H25.12.3
52	前田入沢 2-1	西ノ入	○	○	土石流	H25.12.3
53	前田入沢 2-2	西ノ入	○	○	土石流	H25.12.3
54	三田入沢 2	西ノ入	○	—	土石流	H25.12.3
55	五ノ坪(右)	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H25.12.3
56	五ノ坪(左)	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H25.12.3
57	五ノ坪	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H25.12.3
58	柿平 2-2	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H25.12.3
59	栃谷沢	西ノ入	○	○	土石流	H26.5.30
60	山井沢-1	西ノ入	○	○	土石流	H26.5.30
61	山井沢-2	西ノ入	○	—	土石流	H26.5.30
62	山居 (右)	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
63	山居	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
64	山居 (左)	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
65	栃谷-3	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
66	西ノ入-1	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
67	西ノ入-2	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
68	栃谷	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
69	山居-6	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
70	山居-7	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
71	柿平-2-1	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
72	山居-1	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
73	山居-2	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
74	山居-3	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
75	山居-4	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
76	山居-5	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
77	栃谷-1	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
78	栃谷-2	西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
79	立ヶ瀬	鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
80	保田原-1	保田原	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
81	保田原-2	保田原	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
82	露梨子-2	鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊	H26.5.30
83	牟礼沢 1	牟礼	○	—	土石流	H27.4.7
84	牟礼沢 2	牟礼	○	○	土石流	H27.4.7
85	牟礼沢 3	牟礼	○	—	土石流	H27.4.7
86	牟礼沢 4	牟礼	○	○	土石流	H27.4.7
87	牟礼沢 5-1	牟礼	○	○	土石流	H27.4.7
88	牟礼沢 5-2	牟礼	○	○	土石流	H27.4.7
89	富田沢 2	富田	○	○	土石流	H27.4.7
90	谷津沢 1-1	富田	○	○	土石流	H27.4.7
91	谷津沢 1-2	富田	○	○	土石流	H27.4.7
92	谷津沢 2-1	富田	○	—	土石流	H27.4.7
93	谷津沢 2-2	富田	○	○	土石流	H27.4.7

番号	土砂災害警戒	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定日
	区域等の名称					
94	谷津沢 3	富田	○	○	土石流	H27.4.7
95	谷津沢 4	富田	○	○	土石流	H27.4.7
96	今市沢 1	今市	○	○	土石流	H27.4.7
97	今市沢 2-1	今市	○	—	土石流	H27.4.7
98	今市沢 2-2	今市	○	○	土石流	H27.4.7
99	今市沢 3	今市	○	○	土石流	H27.4.7
100	赤浜	富田	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
101	新町	富田	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
102	赤浜-1-1	赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
103	赤浜-1-2	赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
104	赤浜-1-3	赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
105	赤浜-1-4	赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
106	赤浜-2-1	赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
107	赤浜-2-2	赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
108	牟礼-1-1	牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
109	牟礼-1-2	牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
110	牟礼-1-3	牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
111	牟礼-2	牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
112	牟礼-3	牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
113	牟礼	牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
114	富田-1	富田	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7
115	富田-2	富田	○	○	急傾斜地の崩壊	H27.4.7

注)「土砂災害警戒区域」とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、「土砂災害特別警戒区域」とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域である。

■本町における土砂災害警戒区域等の位置



2.3 竜巻等突風

(1) 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生した時に生じることが多い。国内では年間 25 個程度（平成 19 年～平成 26 年の平均値）発生している。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などともなって発生するが、台風シーズンの 9 月頃に最も多く確認されており、日本ではどの場所においてもその危険がある。

平成 24 年 5 月に茨城県つくば市で発生した竜巻は、藤田スケール F 3（5 秒間の平均風速 70～92m/s）、国内史上最大で、死者 1 名、負傷者 37 名、住宅の損壊は 634 棟という被害をもたらした*。最近では、平成 25 年 9 月 2 日に越谷市、松伏町、さいたま市で藤田スケール F 2（7 秒間の平均風速 50～69m/s）の竜巻が発生し、75 名が負傷、住宅の損壊が 1,000 棟以上という被害をもたらした*。さらに 2 週間後の 9 月 16 日には熊谷市や行田市、滑川町などにおいても竜巻被害が発生した。

これらの被害は、人口が密集している地域では、ひとたび竜巻が発生した場合には大きな被害が生じることを示している。

※「市町村向け竜巻・突風等対応マニュアル」（埼玉県）

(2) 竜巻の被害想定

竜巻は、その発生時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百メートルであり、数キロメートルにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。

住家が密集した市街地で竜巻が発生すると、看板や屋根瓦の破片など多様な飛散物が発生し、住家の窓ガラスが割れる被害や、老朽住宅では庇や屋根が飛ばされるなどの被害が想定される。耐火建築物である学校においても、教室や体育館の窓ガラスが割れる被害が出ると予想される。

竜巻の規模によっては、電柱の傾斜や折損、電線の垂れ下がりといった被害も発生し、停電や通信回線の途絶が起きることが想定される。また、これまで国内でも駐車中の車が横転したり、飛ばされるなどの被害があったことを考慮すると、道路上の大事故も想定される。

ただし、台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、短時間に狭い範囲で起こるため、竜巻に遭遇する頻度は低い。

(3) その他の突風

○ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりには数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

○ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりには竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。

■突風の種類

竜巻	ダウンバースト	ガストフロント

出典) 気象庁ホームページ

第3 事故災害

3.1 大規模事故災害の想定

埼玉県地域防災計画に示されている事故災害について、本町の区域における発生の有無、及び発生した場合の既存の地域防災計画による対応について検討し、本町に係る事故災害を選定した。検討結果は、以下に示すとおりである。

■本町に係る大規模事故災害の選定

大区分	小区分	本町における発生の可能性	対応
火災	大規模火災	震災対策計画における想定火災と同様と考えられる	○ 震災・風水害対策
	林野火災	本町には大規模な森林がある	○ 事故災害対策
危険物等災害	危険物等災害	町内に該当する事業所がある	○ 震災・風水害対策
	高圧ガス災害	町内に該当する事業所がある	○ 震災・風水害対策
	火薬類災害	町内に該当する事業所がある	○ 震災・風水害対策
	毒物・劇物災害	町内に該当する事業所がある	○ 震災・風水害対策
	サリン等による人身被害	テロ行為による危険性は少ないがゼロとはいえない	△ 国民保護法の対象として取り扱う
放射性物質事故災害	核燃料物質使用許可事業所における事故	町内に該当する事業所はない	×
	輸送事故	町内を核燃料物質の運搬に利用される関越自動車道が通る	○ 事故災害対策
	町の区域外の原子力事故	東日本大震災による福島第一原子力発電所事故が進行中	○ 事故災害対策
	人工衛星の落下		×
農林水産災害	凍霜害	凍霜害が問題になるような桑園や茶園はないが、野菜、花木などの栽培が行われている	△
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害	畜産や野菜、花木などの栽培が行われている。	○ 事故災害対策
道路災害	地震や水害による道路災害	本町を国道 140 号、国道 254 号が通り、町内にインターチェンジはないが関越自動車道が通っている。	△ 震災・風水害対策
	危険物積載車両の事故等による道路災害		△ 事故災害対策
鉄道事故	鉄道事故	町内を JR 八高線、東武東上線及び秩父鉄道線の 3 路線が運行している。	○ 事故災害対策
航空機事故	航空機事故	本町及びその周辺に飛行場はなく、本町上空は定期飛行機の飛行コースにはなっていないが、自衛隊機等の飛行コースとなっている。	△ 事故災害対策
文化財災害	文化財火災	本町には指定文化財がある	○ 震災・風水害対策
竜巻等突風災害	竜巻等突風災害	県内各所で発生している	○ 事故災害対策

注 1) 「本町における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

- ：発生する可能性がある
- △：発生する可能性は低い
- ×

3.2 防災計画の対象とする大規模事故災害

本町において発生することが懸念される事故災害は、以下のとおりである。

■本町において発生が懸念される事故災害

事故災害	内容
林野火災	本町の森林面積は、町全体面積の約4割を占めている。冬から春にかけては、下草が枯れ落葉が積もって林内に蓄積されるとともに乾燥状態が続くため、林野火災の発生が多くなる。本町では、森林を対象とした火災を林野火災とする。
放射性物質及び原子力発電所事故災害	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、本町を通る関越自動車道を利用して新潟県内にある原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 本町が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質関連事故災害とする。
農林水産災害	本町の農林業はかつて養蚕が中心であったが、畜産、野菜、花木などへの転換が進み、多様な生産活動を展開し、首都圏近郊農業への脱皮を図っている。 本町が対象とする農林水産災害は、野菜や畜産などに関する農業災害とする。
道路災害	本町には、関越自動車道、国道140号、国道254号等の幹線道路が通っている。 本町が対象とする道路災害は、これら町内を通る幹線道路に対する災害を対象とする。
鉄道事故	本町には、JR八高線、東武東上線及び秩父鉄道線の3路線が運行している。町内にはこれら3路線で8駅ある。 本町が対象とする鉄道事故はこれらの鉄道路線に対する事故を対象とする。
航空機事故	本町が対象とする航空機事故災害は、本町内での自衛隊、民間航空機等の墜落事故とする。
竜巻等突風災害	具体的な発生箇所の予測は難しいものの、これまでの県内での発生傾向を鑑み、局所的かつ線的な被害を想定する。

第3章 計画の理念と目標

第1節 計画の理念

災害対策の目的は、町民の生命、身体を守り、財産を保護し、社会生活を維持することである。そして、災害時の被害を未然に防止もしくはできる限り軽減（減災）するには、市街地における都市環境の整備、山間地における土砂災害の防止などのまちづくり対策、行政と町民及び防災関係機関の活動が有効に機能する組織体制づくり等ハード対策とソフト対策の組み合わせが必要である。

また、いち早く復旧復興を果たすために、事前の備え（予防・事前対策）、発災時の対応（応急対策）、速やかな生活再建（復旧・復興対策）に取り組む必要がある。

本町は、これまで大きな災害に遭うこともなく防災環境としても良好な状況にあった。しかし、平成7年1月の阪神・淡路大震災をはじめ、平成16年10月の新潟県中越地震や平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震など何の前触れもなく突然襲ってくる大規模地震の発生、また、平成16年7月の新潟・福島豪雨、それに続く福井・岐阜での記録的な大雨や、平成27年の台風18号による栃木県・茨城県における大雨特別警報の発表と鬼怒川をはじめとする河川の氾濫等の発生など、従来はあまり例のない記録的な集中豪雨による風水害の発生により大きな被害が発生している。特に平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、本町も震度4を記録し、一部被害が発生したほか、それに起因した東京電力福島第一原子力発電所事故による電力不足や放射性物質拡散、さらに液状化の被害等、本町及び周辺市町にも多大なる影響があった。また、平成24年7月には九州地方一帯で大規模な土砂災害が、平成26年8月には広島市で豪雨による土石流災害が発生するなど、災害はいつ、どこで起きてもおかしくないことを再認識するものである。

そのため、本町においても、いつ起こるか分からない地震災害や風水害に対しても対応できるように、これまでの大規模災害を教訓として、本町の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを進めることが必要である。

そこで、基本構想において示された本町の将来像、まちづくりの基本理念、基本目標及び達成方針などを参考に、本町の防災に係る基本理念を次のとおり定めるものとする。

《基本理念》

こころやすらかに暮らせるまちづくり

防災施策の推進にあたっては、行政が全ての事象に対応することには限界があり、行政としての支援が困難な場合もあり得ることから、町民や事業者に対し自助・共助の能力強化の努力を求めていくことも必要である。また、埼玉県は、7つの都県と県境を接する関東の中心に位置し、東北や日本海側、さらには西日本から首都圏への玄関口となっている。こうした地の利を生かし、寄居町は避難の受け皿や支援・受援の拠点として、国、県と協力して首都圏の復旧復興に取り組む必要がある。

さらに、首都直下地震発生等によって、湾岸の石油コンビナートや発電所、交通網が壊滅的な被害を受けると、長期にわたる停電や燃料枯渇などによる二次災害の恐れがあるため、万が一の事態に備え、町庁舎・避難所などの防災拠点の電源・燃料の多重化や、町外からの避難者の受入れ体制の整備等を進める必要がある。

本町及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、災害に強い環境の整備並びに防災体制の整備を推進するとともに、町民は、「自らの安全は自ら守る」という認識に立ち、行政と町民、事業者が一体となった地域ぐるみの防災体制を構築するものである。

第2節 防災施策の大綱

「こころやすらかに暮らせるまちづくり」は、次の施策によりその実現の推進を図るものとする。

《 防災施策の大綱 》

《 防災まちづくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、防災拠点や一般住宅の耐震化を図るとともに、崖崩れや地すべりなどの土砂災害に対する予防対策を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

災害時における初動組織体制の迅速な立ち上げ、二次災害の防止、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復等を図るため、町役場の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

《 行政と町民が一体となった防災体制の推進 》

町民や事業所の日ごろからの災害への備えと災害時の的確かつ組織的な対応が、災害時の被害を軽減する上で大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う必要がある。このことから、地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災組織の育成強化、町民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、行政と町民の協力による防災体制の整備を推進する。

第4章 計画の推進主体と役割

第1節 防災関係機関の役割

防災に関し、町、消防機関、指定地方行政機関、県、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 町

本町は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け又は協力するものとする。なお、災害救助法の適用後は、同法第30条に基づき災害救助にあたる。

災害予防	<ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する町民の啓発及び教育に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備に関すること。 (3) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (4) 防災に関する物資、資材の備蓄及び整備、点検に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備の整備及び点検に関すること。 (6) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。
災害応急対策	<ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。 (2) 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること。 (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (4) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関すること。
災害復旧	<ol style="list-style-type: none"> (1) 被災施設の復旧に併せ再度災害発生を防止するための施設の設置及び改良に関すること。 (2) 被災者の生活再建に関すること。

第2 消防機関

深谷市消防本部花園消防署、寄居町消防団	<ol style="list-style-type: none"> (1) 消防施設、消防本部体制の整備に関すること。 (2) 救助及び救援施設、体制の整備に関すること。 (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 (4) 消防知識の啓発、普及に関すること。 (5) 火災発生時の消火活動に関すること。 (6) 水防活動の協力、援助に関すること。 (7) 被災者の救助、救援に関すること。 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
---------------------	--

第3 指定地方行政機関

関東農政局埼玉支局	(1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、乾パン及び乾燥米飯を確保、供給すること。
熊谷労働基準監督署	(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。
東京管区気象台 熊谷地方気象台	(1) 気象・地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象・地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象の予報及び警報に関すること。 (3) 気象・地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。 (4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

第4 県の機関

県は、当該県域並びに当該県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

埼玉県	<p>【災害予防】</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。</p>
北部地域振興センター	<p>(1) 県支部応急活動組織の整備に関すること。 (2) 災害(震災)情報の収集及び報告に関すること。 (3) 県本部及び管内市町等との連絡調整に関すること。 (4) 災害(震災)状況の現況調査に関すること。 (5) 管内市町が実施する応急対策業務等の支援に関すること。 (6) 熊谷防災基地の開設に関すること。</p>

熊谷保健所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事。 (2) 医療品、衛生材料及び各種資材の調達斡旋に関する事。 (3) 各種消毒に関する事。 (4) 細菌及び水質検査に関する事。 (5) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事。 (6) 災害救助食料の衛生に関する事。 (7) 災害時の上下水道の復旧清掃に関する事。 (8) り災者の医療所及び助産所に関する事。
北部福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者・障害者入所施設の災害時の連絡に関する事。 (2) 生活保護に関する事。 (3) その他福祉に関する事。
大里農林振興センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農作物及び耕地の被害状況調査に関する事。
寄居林業事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県所管の林道等の被害調査及び応急処理に関する事。
熊谷県土整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県所管の河川、道路、橋梁の被害状況の調査及び応急修理に関する事。 (2) 降水量及び水位等の観測情報に関する事。 (3) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事。 (4) 水防管理団体との連絡指導に関する事。 (5) 県所管の河川、道路等における障害物の除去に関する事。

第5 警察の機関

寄居警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集、伝達及び広報に関する事。 (2) 警告及び避難誘導に関する事。 (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。 (4) 交通の秩序の維持に関する事。 (5) 犯罪の予防検挙に関する事。 (6) 行方不明者の捜索と検視（見分）に関する事。 (7) 漂流物等の処理に関する事。 (8) その他治安維持に必要な措置に関する事。
-------	---

第6 自衛隊

陸上自衛隊 第32普通科連隊	<p>【災害派遣の準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (3) 埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関する事。 <p>【災害派遣の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事。 (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。
-------------------	--

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関

日本郵便株式会社 寄居郵便局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 (2) 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時にお
-------------------	---

	<p>ける郵便はがき等の無償交付に関すること。</p> <p>(3) 為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の財政調整資金等の運用管理に関すること。</p> <p>(4) 民間災害救援団体に対する災害ボランティア講座寄附金の公募・配分に関すること。</p>
東日本電信電話株式会社 埼玉支店 株式会社NTTドコモ 埼玉支店	<p>(1) 電気通信設備の整備に関すること。</p> <p>(2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。</p> <p>(3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
東京電力株式会社 埼玉支店 熊谷支店	<p>(1) 災害時における電力供給に関すること。</p> <p>(2) 災害発生時の無線による連絡に関すること。</p> <p>(3) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
東日本旅客鉄道株式会社 東武鉄道株式会社 秩父鉄道株式会社	<p>(1) 鉄道施設等の安全確保に関すること。</p> <p>(2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。</p>
日本赤十字社 埼玉県支部	<p>(1) 災害応急救護の内、医療、助産及び遺体の処理(遺体の一時保存を除く。)を行うこと。</p> <p>(2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人による協力の連絡調整を行うこと。</p> <p>(3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。</p>
NHKさいたま放送局	<p>(1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。</p> <p>(2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。</p> <p>(3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。</p>
株式会社テレビ埼玉 株式会社エフエムナックファイブ	<p>(1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。</p> <p>(2) 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。</p> <p>(3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。</p>
一般社団法人深谷市・大里郡医師会	<p>(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。</p> <p>(2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。</p> <p>(3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。</p>
社団法人埼玉県トラック協会 寄居支部	<p>(1) 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>
社団法人埼玉県バス協会(武蔵観光株式会社)	<p>(1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。</p>
北武蔵用水土地改良区	<p>(1) 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること。</p> <p>(2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。</p> <p>(3) たん水の防排除施設の整備と活動に関すること。</p>
社団法人埼玉県LPガス協会	<p>(1) ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関すること。</p> <p>(2) ガスの供給の確保に関すること。</p> <p>(3) カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。</p>

第8 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

寄居町社会福祉協議会	(1) 町が実施する要配慮者の安否確認についての協力に関する こと。 (2) 災害対策ボランティア活動に関する町との連携に関する こと。 (3) 町が実施する炊き出しへの協力に関すること。 (4) 福祉避難所における介護活動についての協力に関する こと。
ふかや農業協同組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資斡旋に関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋に関する こと。 (5) 農産物の需給調整に関すること。
寄居町商工会及び商 工業関係団体	(1) 町が実施する商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、 斡旋等の協力に関すること。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関する こと。 (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関する こと。
病院等医療施設の管 理者	(1) 災害時における医療及び助産、救護活動の協力に関する こと。
社会福祉施設の管 理者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する こと。 (2) 災害時における入所者の保護に関する こと。
金融機関	(1) 被災事業者に対する融資に関する こと。
自主防災組織等住民 組織	(1) 災害時における組織的初期消火の実施に関する こと。 (2) 避難所の誘導及び負傷者等の救出救護の協力に関する こと。 (3) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運營業 務の協力に関する こと。 (4) その他町が実施する応急対策活動についての協力に関する こと。
地域支えあいの会 寄居町民生委員児童 委員協議会等	(1) 災害時要配慮者の調査に関する こと。 (2) 災害時要配慮者の安否確認に関する こと。
寄居町赤十字奉仕 団・福祉関係団体	(1) 町が行う災害時要配慮者の支援の協力に関する こと。 (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の救 援業務の協力に関する こと。 (3) その他町が実施する応急対策活動についての協力に関する こと。
学校法人	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する こと。 (2) 被災時における教育対策に関する こと。 (3) 被災施設の災害復旧に関する こと。
P T A 等社会教育関 係団体	(1) 町が実施する応急対策についての協力に関する こと。

第2節 町民、自主防災組織及び事業所の基本的役割

阪神淡路大震災で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、町民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自らが守る」ということである。

町民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、発災時には町及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない（災対法第7条：住民等の責務）。

第1 町民

町民が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、平常時から実施する事項並びに発災時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

1.1 平常時から実施する事項

- 1 防災に関する知識の習得
- 2 地域固有の災害特性の理解と認識
- 3 災害教訓の伝承
- 4 家屋等の耐震化の促進、家具の転倒防止対策
- 5 ブロック塀等の改修及び生垣化
- 6 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- 7 指定緊急避難場所、避難路の確認
- 8 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 9 各種防災訓練の参加

1.2 発災時に実施すべき事項

- 1 正確な情報の把握及び伝達
- 2 出火防止措置及び初期消火の実施
- 3 適切な避難の実施
- 4 組織的な応急復旧活動への参加と協力

第2 自主防災組織

住民組織等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項並びに発災時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

2.1 平常時から実施する事項

- 1 防災に関する知識の普及、啓発
- 2 指定緊急避難場所、避難路の確認
- 3 地区内の災害時要配慮者の把握
- 4 消火訓練の実施
- 5 避難誘導訓練の実施
- 6 救援救護訓練の実施
- 7 診療所・医療機関等の協議
- 8 地元商店街等の協議
- 9 防災資機材の備蓄、管理

2.2 発災時に実施すべき事項

- 1 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
- 2 火災の初期消火と町災害対策本部及び関係機関への連絡
- 3 人員の確認、地域住民の避難誘導
- 4 災害時要配慮者の保護、安全確保
- 5 負傷者の救護、医療機関との連携
- 6 収容指定緊急避難場所開設への協力
- 7 収容指定緊急避難場所運営への積極的な協力
- 8 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
- 9 救援物資の受入、配分
- 10 食料、飲料水の調達、配分
- 11 防災資機材の活用

第3 事業所

事業所が、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

3.1 平常時から実施する事項

- 1 防災責任者の育成
- 2 建築物の耐震化の促進
- 3 施設、設備の安全管理
- 4 防災訓練の実施
- 5 従業員に対する防災知識の普及
- 6 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- 7 地域防災活動への参加、協力
- 8 防災資機材の備蓄と管理
- 9 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 10 広告、外装材等の落下防止

3.2 発災時に実施すべき事項

- 1 正確な情報の把握及び伝達
- 2 出火防止措置、初期消火の実施
- 3 従業員、利用者等の避難誘導
- 4 応急救助・救護
- 5 ボランティア活動への支援

第1章 震災予防計画

震災対策は、いつ地震が発生してもその被害をいかに軽減するかの予防対策が最も重要であり、地震による被害を軽減するためには、建築物の耐震・不燃化の推進をはじめとした災害に強い都市構造への転換を進めることが必要である。

また、災害時の活動体制の整備や飲料水、食料、生活必需品の備蓄等を行い、災害に強い防災体制を整備することも必要である。

さらに、阪神・淡路大震災や東日本大震災での教訓に見られるように、大規模地震に被災した場合、行政の力だけでは災害応急活動にも限界があるため、行政と町民が一体となって地域ぐるみの防災体制を構築する必要がある。

第1節 地震災害に強い都市づくり

第1 計画的なまちづくりの推進

地震の発生による建築物の倒壊、延焼による火災拡大を最小限に防止し、震災に強い都市づくりを行うため、以下に示す施策を定める。

1.1 防災的土地利用計画【中心市街地活性化推進室、都市計画課、建設課、上下水道課、生活環境エコタウン課、自治防災課】

防災都市づくりのマスタープランとなる「都市における震災の予防に関する計画」に基づき各種事業を総合的に展開するとともに、計画的な土地利用を図り、震災に強いまちづくりを推進する。

なお、本町は、平成12年（2000年）に寄居町都市計画マスタープランを定め、これに基づいて、土地利用や都市施設整備、市街地整備、住宅地整備などを展開している。

地域特性を活かしながら、適切に生活道路・上下水道・公園などの生活基盤の整備を進めていく計画である。

そのため、本町の良好な市街地環境の充実と居住の推進を目指して以下の施策を推進する。

また、本町は「首都直下地震緊急対策推進基本計画」における緊急対策区域に指定されており、必要に応じて、「特定緊急対策事業推進計画」を作成することができる。

項目	内容
中心市街地の再整備	寄居駅南地区においては、調査・研究を重ね、市街地の活性化に向けた中心市街地活性化基本計画の策定を進める。
駅周辺のまちづくり	男衾駅周辺地区については、駅周辺まちづくりについて議論を深めており、今後、駅周辺整備の具体的な計画について推進する。 桜沢駅・鉢形駅周辺地区では、新しい市街地として良好な住環境の確保に努める。
住まい手による自律的なまちづくりの支援	身近な範囲の地区で、住まい手である町民が主体的に地区のあり方を考え、市街地の整備の手法や地区計画の導入（建築・開発行為の規制・誘導、景観形成）などを検討するまちづくり協議会を支援していく。
住宅の整備	老朽化した住宅の集約建替等を検討するとともに、高齢者や障害者にも配慮した、町営住宅の維持管理を進める。 さらに、住宅の取得等に係る負担を軽減するため様々な助成を行っていく。
エコタウンの推進	再生可能エネルギーの導入等により、災害にも強いまちづくりを目指す。
空き家対策の検討	管理が不十分で倒壊等の恐れがある空き家、廃屋について、所有者等の適正管理を促すための対策を検討する。
バリアフリーの推進	寄居駅を中心に市街地整備にあわせて駅前広場、周辺道路、公共施設の重点的なバリアフリー化を進めていく。

1.2 土砂災害の予防

本事項については

風水害等災害対策編 第1章 風水害予防計画 第1節 風水害に強い都市づくり
第3 土砂災害予防計画を準用する。

1.3 防災空間の確保【都市計画課】

公園などのオープンスペースは、日常の憩いの場やスポーツ、レクリエーションなどの場としてだけでなく、災害発生時には指定緊急避難場所として重要な役割を有する。

今後も、震災時の指定緊急避難場所あるいは仮設住宅用地となることを想定し、飲料水の確保、夜間照明の設置等を考慮した公園の充実、再整備に努める。

第2 都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の町民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。

このため、町及び関係機関は、事前の予防措置として、施設の耐震化や被害軽減のため、以下に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講じるものとする。

2.1 建築物の耐震不燃化等【自治防災課、都市計画課、商工観光企業誘致課】

(1) 防火地域、準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建物に影響を及ぼさないように、地域によって集団的な防火に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものである（都市計画法）。

本町は、今後も市街地部を中心に、追加指定を検討する。

(2) 公共建築物の耐震化

本町は、学校をはじめとして町有建築物の耐震化を積極的に進めており、今後も施設の重要性、保全状況、耐震性能を勘察し、緊急性の高い施設から順次計画的に耐震診断と耐震改修を推進する。

(3) 一般建築物の耐震化

本町は、県及び関係団体と十分に連携し、所有者等に対して耐震診断・耐震改修に関する意識啓発や知識の普及を図る。また、相談体制の充実や耐震改修工事の誘導を行うことにより、所有者等が主体的に耐震化の取組みができるよう環境整備に努めるほか、支援制度の充実を図る。

項目	内容
木造住宅の無料耐震診断	県は熊谷建築安全センターで簡易な無料耐震診断を実施しており、町は普及啓発に努める。 自主防災組織等からの要請により、集会所等で行う出前診断にも対応している。
耐震診断補助制度の普及	本町は、S56.5.31以前に建築された木造在来工法、2階建て以下の一戸建て住宅又は併用住宅に対して耐震診断等にかかる費用の一部を補助していることから、広報等を用いて町民の制度利用を促進する。
住宅改修資金補助制度の普及	本町は、居住用住宅の改修を行う際に費用の一部を補助していることから、広報等を用いて町民の制度利用を促進する。

(4) 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

本町は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ県、近隣市町村及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

(5) 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

本町は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、庁内での被災宅地危険度判定士の確保に努める。

2.2 道路、交通施設の安全対策【建設課、鉄道事業者】

(1) 広域幹線道路の整備促進

一般国道、主要地方道及び一般県道の整備促進のため、国・県に対し継続して要請活動を展開していく。

なかでも、寄居PAスマートIC、寄居小川地区道路整備については、関係機関と調整のうえ、早期実現に努める。

また、国道254号男衾・鉢形地内の歩道整備、国道140号末野地内の交通渋滞解消の促進、一般県道坂本寄居線及び寄居岡部深谷線の道路改築事業等を中心に、県との連携を図っていく。

(2) 生活道路の環境整備

身近な生活道路において、交通の安全確保と利便性の向上に向けた体系的な整備を図るため、整備路線の重点化を図りながら、町道の改良や歩道の整備を進める。

主要な町道においては、可能な限り車道と歩道の分離に努める。

狭隘な幅員の路線においては、幅員4mを確保できるよう、町道としての寄付の受入れや道路としての維持・管理の必要性について協議を行っていく。

項目	内容
生活道路の改良対象路線	農免道、赤浜南側上町・中町通り、本宿通学道、折原小学校東通り、三ヶ山会館東通り

(3) 道路施設の安全化

県道及び町道の各道路管理者は、管理道路に対して、土砂崩落・落石等の危険箇所がある場合には法面防護工等の施工、老朽化した橋梁については架替え補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障ないようにする。また、橋梁の安全対策を進める。

(4) 鉄道施設の安全化

東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、秩父鉄道株式会社は、路線構造物の災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強、取り替え等の事業を行う。

2.3 河川施設等の安全対策【建設課、県】

(1) 河川の安全化

本町は、明神川をはじめとした町管理河川の改修と維持・管理を推進する。また、県は砂防指定河川の23河川について管理・施設工事を順次推進するとともに、荒川（県管理区間）の維持・管理を推進する。

(2) ため池の安全化

地震による堤体等の決壊等の被害を防止するため、土地改良区等ため池管理者の協力のもと、ため池の状況を把握し、必要に応じ補修・補強を行うとともに、適切な管理維持を行うよう指導する。

決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップを作成し周知を図る。

(3) 水防用資材の充実

本町及び県は、護岸崩壊が発生した際に使用する防水シート、その他水防用資材の備蓄の充実に努める。

2.4 倒壊物、落下物の安全対策【都市計画課、自治防災課】

(1) ブロック塀対策

項目	内容
実態調査の実施	本町は、避難路、指定緊急避難場所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀（石塀を含む。）の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。
広報及び啓発	本町と県は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性についてパンフレットの配布、ポスター及び町広報誌等により広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。
安全対策及び助成措置の推進	本町は、ブロック塀を設置している住民に対しては、点検を行うよう指導するとともに、実態調査に基づき、危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。
その他	地域のまちづくりである地区計画を定める場合、垣又は柵の構造は

	生垣又は透視可能なフェンスとするよう努める。
--	------------------------

(2) 窓ガラスや屋外広告物等の落下防止対策

県は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため以下の対策を講じることから、町はこれに協力する。

項目	内容
落下防止対策の実施	繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査の実施を指導し、その結果の報告を求める。
落下防止に関する普及・啓発	建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。
改修等の指導	調査結果の報告に基づき、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握	県は、市町村及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。
緊急輸送道路等における落下防止の指導等	県は、緊急輸送道路等の安全性を確保するため、落下対象物の地震に対する安全性が確保されていないと認められる時は、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。

(3) 自動販売機の転倒防止

項目	内容
自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発	本町は、県及び関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。
緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握	本町は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。
緊急輸送道路等における転倒防止の指導等	県は、緊急輸送道路等の安全性を確保するため、自動販売機の地震に対する安全性が確保されていないと認められる時は、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行うことから、町は実施に協力する。

2.5 ライフライン施設の安全対策【上下水道課、関係事業者】

(1) 上水道施設の安全対策

本町は、地域の地盤の状況等を考慮して耐震性の高いダクタイル鋳鉄管等の採用を図り、配水管の整備及び浄水施設の耐震強化対策を実施する。

また、災害時の対応マニュアルを作成し、応急給水と復旧体制を確立するための訓練にも努める。

(2) 下水道施設の安全対策

本町は、震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水を排除し、下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努める。

そのため、下水管渠、マンホールポンプ等の各施設について、平常時から老朽箇所や、被害を受けやすい箇所を把握し、災害発生時には直ちに緊急調査が実施できるように調査体制の整備に努める。

また、地震動により破損しやすい管渠の連結箇所や、老朽化した施設及び重要な管渠の耐震化を図るため、計画的に調査し補強、整備を行う。

(3) 電気施設の安全対策

東京電力株式会社は、地震に対して、設備ごとに十分科学的な解析を実施するとともに、さらに従来を経験を生かして万全の予防措置を講じる。

(4) 電気通信設備の安全対策

東日本電信電話株式会社埼玉支店、株式会社NTTドコモ埼玉支店は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話株式会社の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図る。

(5) ガス施設の安全対策

LPガスについては、販売店等がボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対して震災時にとるべき初期行動について啓発活動を推進する。

2.6 危険物施設等の安全対策【消防本部、県】

地震による火災防止対策及び被害を最小限にとどめるために、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保など）作成指導を徹底するほか、消防本部及び関係機関等は、施設の立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進するとともに、施設全体の耐震性能の向上を図る。

本町の危険物施設等の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

(1) 消防法に定める危険物の保安対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されているため、この規制に基づき、事業所に対する指導を徹底する。

なお、本町の危険物施設設置状況は以下のとおりである。

■危険物施設等設置の状況 (寄居町)

危険物等施設		寄居町 [平成 24 年 4 月 1 日現在]	寄居町 [平成 27 年 4 月 1 日現在]
製造所		0	0
貯蔵所	屋内貯蔵所	14	15
	屋外タンク貯蔵所	9	7
	屋内タンク貯蔵所	1	1
	地下タンク貯蔵所	45	42
	移動タンク貯蔵所	9	8
	屋外貯蔵所	2	2
取扱所	給油取扱所	22	23
	販売取扱所	0	0
	一般取扱所	17	17

項目	内容
施設の保全及び耐震化	危険物施設の管理者は、消防法の規定（消防法第 12 条及び第 14 条の 3 の 2）に基づき危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。
改善・指導	一定規模以下のタンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準に基づき指導する。 また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正、及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。
立入検査の実施	危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、立入検査の実施を推進するほか、施設管理者に対し、震災対策計画の確立や同計画に基づき、指導を行う。
自主防災体制の確立	危険物施設の管理者に対して、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制を整備するよう指導する。
危険物輸送車両の安全化	石油類の輸送は、タンクローリー、運搬車両などにより行われるが、石油類を大量に輸送する場合、走行中については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等安全機材及び危険物取扱者免状等の携帯義務について、定期的に検査を実施している。 今後も、違法輸送等の取締りを強化するとともに、走行中や常置場所において立入検査等を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。

(2) 高圧ガス施設の保安対策

高圧ガス設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

項目	対応すべき事項
県危機管理防災部 化学保安課による 対応	<ul style="list-style-type: none"> ○高圧ガス製造事業所に対する立入検査、保安検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。 ○販売事業所に対する立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。 ○関係防災機関と定期的な連絡会議を行い、指導、取締方針の統一、情報交換を行い防災対策に万全を期す。
消防本部による対応	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。 ○立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。 ○火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。
町による対応	<ul style="list-style-type: none"> ○LPガスを使用している一般家庭に対し、容器の転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。

(3) 毒物劇物施設の保安対策

本町は、県及び事業者に対して予防対策を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。

項目	対応すべき事項
消防本部による対応	<ul style="list-style-type: none"> ○貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。 ○防火管理者等に消防計画の整備を指導する。
熊谷保健所による対応	<ul style="list-style-type: none"> ○毒物劇物営業者、業務上取扱者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。 ○取扱責任者に対し、毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがある時は、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置が講じられるよう指導する。 ○業務上取扱者等に対する立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を行う。 ○毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態を特に重点的に指導する。 ○薬局等に対し、可燃性薬品、毒物劇物の保管設備について、耐震性を考慮した防災上適切な措置を講じられるよう指導する。

(4) 火薬類の保安対策

本町には火薬類の倉庫等があるため、深谷市消防本部及び県（危機管理防災部化学保安課）は施設の責任者に対して以下の予防対策を指導することから、町はこれに協力する。

- 県及び消防本部は、火薬類の貯蔵、その他の取扱いを火薬取締法の基準に適合するような指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
- 県は、経済産業大臣及び消防本部と協調し情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- 県は、埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取締保安責任者講習会等を開催するとともに、社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。

第3 防災拠点、指定緊急避難場所の確保【自治防災課】

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

このため、町内の既存施設を活用して防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

また、安全な避難行動を行えるように、平常時から避難に必要な体制の整備を図る。

3.1 防災拠点のネットワーク化

防災拠点は、平常時には食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄場所であるが、災害が発生した場合には、直ちに町民の指定緊急避難場所、負傷者の救護場所、活動要員の拠点場所、災害情報の収集・伝達の場所として利用される。

これらの防災拠点は、地域の社会的特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、町全体から見て適切な配置となるように、計画的に配置、整備する必要がある。

また、地震災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

そのため、本町は、地震災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、以下に示す方策に基づき防災拠点のネットワーク化を推進する。

(1) 防災拠点の区分

防災拠点を防災中枢拠点、地区防災拠点、指定避難所（屋内）と指定緊急避難場所（屋外）に区分し各防災拠点間の連携を図るようにする。

(2) 防災中枢拠点の設定

町役場を防災中枢拠点と位置付け、本町の統括的防災活動を担う。

なお、現在町役場は、町内公共施設の中では最も耐震性の高い建物であるが、町役場が被災した場合の代替施設を検討するものとする。

(3) 防災ブロック、地区防災拠点の設定

本町は7つの地区に分けられ、各地区にコミュニティセンター、また2地区に役場連絡所が設けられているが、避難施設の設置状況については地区による偏りがある。

そのため、町民ができるかぎり最寄りの指定避難所に避難できるように隣接する地区を併せて防災ブロックを形成するものとする。

以上より、町を以下に示す5つの防災ブロックに区分した。

■防災ブロック、地区区分及び行政区分

防災ブロック	地区	行政区分
中央ブロック	市街地地区	本町、中町、栄町、武町、花町、茅町
東ブロック	鉢形地区	木持、上の町、内宿、関山、上の原、立ヶ瀬、露梨子、三ヶ山、保田原、小園
	男衾地区	下郷、塚越、伊勢原、谷津、蔵田、中郷、上郷南、上郷北、赤浜、塚田、牟礼、今市、鷹ノ巣、西古里
西ブロック	西部地区	六供、常木、菅原、本宿、末野2,3,4、金尾、風布
南ブロック	折原地区	上郷、折原下郷、上平・下小路、立原、秋山、三品、平倉、山居、栃谷、五ノ坪
北ブロック	桜沢地区	本村、岩崎、中小前田、山崎、南飯塚、上組
	用土地地区	用土1～用土12

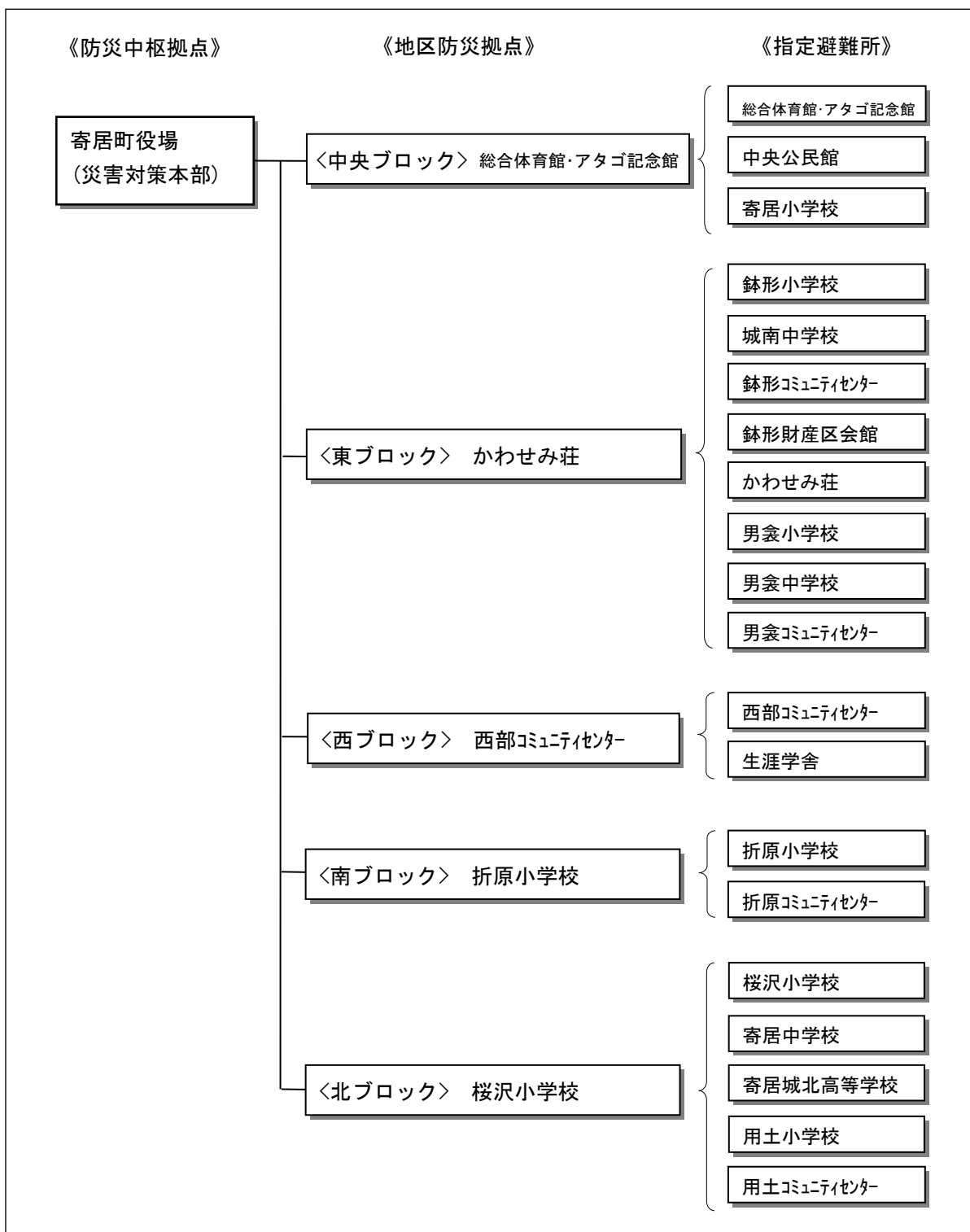
(4) 指定避難所、指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法では、被災者が切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難者が一定期間滞在し、その生活環境を確保するための避難所を明確に区分し指定することが規定された。町では、これまでの「避難所」及び「避難場所」の基準要件は保持しつつ、「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」を指定する。また、「指定緊急避難場所」については、町の自然的条件を踏まえて洪水、地震、大規模な火事の災害種別ごとに指定する。

本町は、現在、町内の公民館や学校の屋内運動場20箇所を指定避難所として指定、また地区別に1校ある町立小学校等を指定緊急避難場所として指定している。

指定された指定避難所全部の収容能力は 7,500 人、指定緊急避難場所全部の収容能力は 47,650 人となっている。今後、公共施設以外の施設についても指定避難所の指定を検討し、収容能力の拡充に努める。

■防災拠点のネットワーク



注) 災害対策本部を設置する町役場は、町内の公共施設のなかでは最も耐震性の高い建物であるが、町役場が被災した場合に備え代替施設を検討するものとする。

3.2 防災拠点施設の整備

地震災害時の応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急対策に必要となる機能ができる限り防災拠点施設に集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

本町全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、本部と連携する地区ごとの防災地区拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点や物資拠点等を以下に示す。

また、警察・消防・自衛隊等の広域応援部隊の展開、宿営等に活用する拠点の確保や各拠点における非常用電源、燃料を確保するとともに、他機関との協定の締結等により、電源や燃料等の入手経路の多重化を推進する。

■本町の各種防災拠点

拠点区分	施設名等	活動拠点の役割
防災中枢拠点	災害対策本部は、町役場に設置する。	・災害対策本部拠点として各地区拠点への指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整
防災地区拠点	・中央ブロック：総合体育館 ・アタゴ記念館 ・東ブロック：かわせみ荘 ・西ブロック：西部コミュニティセンター ・南ブロック：折原小学校 ・北ブロック：桜沢小学校	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・食料等の備蓄
消防活動拠点	・寄居分署 ・各消防団詰所	・火災の消火活動 ・傷病者の救急・救護活動
避難拠点	・指定避難所 : 20箇所	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点
	・指定緊急避難場所 : 11箇所	・一時的な避難拠点
物資拠点	・防災備蓄倉庫等 : 13箇所 ・物資の中継基地 : 総合体育館	・非常用物資の備蓄 ・指定緊急避難場所への物資の供給拠点
医療拠点	<救急指定病院> ・埼玉よりい病院	・傷病人に対する医療拠点

3.3 避難拠点の整備

災害対策基本法では、被災者が切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難者が一定期間滞在し、その生活環境を確保するための避難所を明確に区分し指定することが規定された。町では、これまでの「避難所」及び「避難場所」の基準要件は保持しつつ、「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」を指定する。また、「指定緊急避難場所」については、町の自然的条件を踏まえて洪水、地震、大規模な火事の災害種別ごとに指定する。

指定避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失ったり災者及び延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が安全な避難活動を行えるようにするためには欠かすことのできないものである。

本町は、学校、公民館等の公共施設を活用し、20 箇所の指定避難所及び 11 箇所の指定緊急避難場所を指定している。今後は、人口分布等を考慮して指定箇所の拡充に努めるほか、ライフラインの寸断に備え、高度災害対応型エネルギー供給システムの有効活用を図るとともに太陽光発電システムや耐震性貯水槽の整備を検討する。

また、町民は本町が整備する指定避難所、指定緊急避難場所とは別に、住民組織や自主防災組織単位で、地震災害時に一時的に避難する空地等を把握しておく。

なお、本町は、防災空間としての機能を有する緑地や農地などが町内に広がっているため、広域避難場所については指定しない。

(1) 指定避難所の整備

指定避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失ったり災者、町外からの来訪者等が帰宅できない場合の一時的な生活の本拠地となる場所で、学校、公民館等の公共施設を活用し、概ね次の基準により指定、整備する。

項目	内容
指定避難所の要件	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地の最寄りの場所に設置できるよう町内全域に確保する。 ○被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。 ○速やかに被災者を受入れ、又は生活関連物資を配布できること。 ○想定される災害の影響が比較的少ないこと。 ○地震災害時の安全が確保できる施設であること。

■指定避難所

地区	施設名	所在地	建物面積 (㎡)	収容可能人数(人)		人口 (人)	指定 避難所 収容割合 (%)	LP ガ スの有 無
				施設別	地区			
市街地	総合体育館	大字寄居 1173	2,198.94	750	2,700	4,831	42.2	無
	中央公民館	大字寄居 1300	2,738.35	950				有
	寄居小学校	大字寄居 206	2,935.00	1,000				有
西部	西部 コミュニティセンター	大字末野 1491	541.36	200	400	2,507		無
	生涯学舎	大字風布 212	620.50	200				無
桜沢	桜沢小学校	大字桜沢 2740	1,803.00	600	2,700	4,902	55.1	有
	寄居中学校	大字桜沢 2000	4,817.00	1,650				有
	寄居城北 高等学校	大字桜沢 2601	1,345.00	450				有
折原	折原小学校	大字立原 385	1,872.00	650	750	2,404		有
	折原 コミュニティセンター	大字立原 367	313.20	100				有

地区	施設名	所在地	建物面積 (㎡)	収容可能人数(人)		人口 (人)	指定 避難所 収容割合 (%)	LP ガ スの有 無
				施設別	地区			
鉢形	鉢形小学校	大字鉢形 645	2,230.00	750	3,350	5,915	56.6	有
	城南中学校	大字鉢形 2222	3,809.00	1,300				有
	鉢形 コミュニティセンター	大字鉢形 1176-1	307.62	100				有
	鉢形 財産区会館	大字鉢形 211-3	722.27	250				有
	かわせみ荘	大字保田原 321	2,776.46	950				有
男衾	男衾小学校	大字富田 53	3,033.00	1,050	2,650	10,144	26.1	有
	男衾中学校	大字富田 65	3,345.00	1,150				有
	男衾 コミュニティセンター	大字赤浜 1267-1	1,289.80	450				有
用土	用土小学校	大字用土 2859	2,567.00	850	950	4,510	21.1	有
	用土 コミュニティセンター	大字用土 2856	302.85	100				有
合計			39,567.35	13,500	13,500	35,213	38.3	—

注1) 指定避難所の収容者数は、建物面積の7割を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2.0㎡として設定した。

注2) 町立小中学校(体育館)の耐震化は、平成22年度で全て完了している。

注3) 西部地区の指定避難所については、寄居小学校を併用する。

注4) 人口は、埼玉県町(丁)字別人口調査(平成27年1月1日現在)による。

■指定避難所の収容能力

防災 ブロック	地区	人口(人)		収容人数(人)		収容割合(%)		要避難者(1日後) (関東平野北西縁断層 による地震)		
		地区	ブロック	地区	ブロック	地区	ブロック	人数 (人)	人口に 対する 割合 (%)	指定避 難所の 収容割 合(%)
中央ブロック	市街地	4,831	4,831	2,700	2,700	42.2	42.2	711	14.7	379.7
西ブロック	西部	2,507	2,507	400	400			369		108.4
東ブロック	鉢形	5,915	16,059	3,350	6,000	56.6	37.4	2,365		253.7
	男衾	10,144		2,650		26.1				
南ブロック	折原	2,404	2,404	750	750	31.2	31.2	354		211.9
北ブロック	桜沢	4,902	9,412	2,700	3,650	55.1	38.8	1,386		263.3
	用土	4,510		950		21.1				
合計		35,213	35,213	13,500	13,500	38.3	38.3	5,185	14.7	260.4

注1) 要避難者数は、平成25年度埼玉県地震被害想定調査報告書の想定結果による人口割合を使用し算出。

注) 人口は、埼玉県町(丁)字別人口調査(平成27年1月1日現在)による。

(2) 指定緊急避難場所の整備

指定避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所で、都市公園、学校の屋外運動場等を活用し、概ね次の基準により指定、整備する。

項目	内容
指定緊急避難場所の要件	<ul style="list-style-type: none"> ○1ha程度のオープンスペースが確保されていること。 ○一定の地区単位で集団を形成するため、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。 ○四方に出入り口があり、常時出入り口が確保されていること。 ○情報伝達上の利便性があること。 ○公有地であること。

■指定緊急避難場所

地区	施設名	所在地	校庭等面積(m ²)	収容可能人数(人)	人口(人)	指定避難所収容割合(%)	地震	洪水	土砂災害
市街地	寄居小学校	大字寄居 206	12,148	4,250	4,831	72.9	○	○	○
西部	末野公園	大字末野 971	2,528	850	2,507		○	○	○
	生涯学舎	大字風布 212	802	250			○	○	
桜沢	桜沢小学校	大字桜沢 2740	11,359	3,950	4,902	280.5	○	○	○
	寄居中学校	大字桜沢 2000	28,056	9,800			○	○	○
折原	折原小学校	大字立原 385	6,217	2,150	2,404	89.4	○	○	○
鉢形	鉢形小学校	大字鉢形 645	7,583	2,650	5,915	214.7	○	○	○
	城南中学校	大字鉢形 2222	28,810	10,050			○	○	○
男衾	男衾小学校	大字富田 53	18,430	6,450	10,144	101.0	○	○	○
	男衾中学校	大字富田 65	10,941	3,800			○	○	○
用土	用土小学校	大字用土 2859	12,329	4,300	4,510	95.3	○	○	○
合計			139,203	48,500	35,213	137.73	-	-	-

注1) 指定緊急避難場所の収容可能人数は、校庭面積の7割を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2.0m²として設定した。

注2) 西部地区の指定緊急避難場所については、寄居小学校を併用する。

注3) 人口は埼玉県町(丁)字別人口調査(平成27年1月1日現在)による。

■指定緊急避難場所の収容能力

防災ブロック	地区	人口(人)		収容可能人数(人)		収容割合(%)	
		地区	ブロック	地区	ブロック	地区	ブロック
中央ブロック	市街地	4,831	4,831	4,250	4,250	72.9	72.9
西ブロック	西部	2,507	2,507	1,100	1,100		
東ブロック	鉢形	5,915	16,059	12,700	22,950	214.7	142.9
	男衾	10,144		10,250		101.0	
南ブロック	折原	2,404	2,404	2,150	2,150	89.4	89.4
北ブロック	桜沢	4,902	9,412	13,750	18,050	280.5	191.8
	用土	4,510		4,300		95.3	
合計		35,213	35,213	48,500	48,500	137.73	137.73

注1) 人口は、埼玉県町(丁)字別人口調査(平成27年1月1日現在)による。

(3) 町民による空き地等の把握

災害発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めるために集合する場所で、神社仏閣、団地の広場や緑地等を活用し、町民が自主防災活動を通じて把握する。

項目	内容
把握する空地の目安	○高齢者・子どもを含むすべての人にとって避難が容易な場所であること。 ○自主防災活動に適した広さの場所であること。 ○町民によく知られた地域に密着した場所であること。

(4) 寄居町災害対策協力寺院の利用

本町では、町内 32 箇所の寺院と災害時に避難場所として利用できるよう協定を締結している。協定締結寺院は以下のとおりである。

■ 寄居町災害対策協力寺院一覧表

寺院名	所在地	避難場所	面積(m ²)	避難所	面積(m ²)
西念寺	大字寄居843	境内	330	本堂・客殿	120
放光院	大字寄居967	境内	70	-	-
正樹院	大字寄居864	境内	60	-	-
善導寺	大字末野1686	境内	1,000	本堂	200
少林寺	大字末野2072-1	駐車場	400	-	
正龍寺	大字藤田101-1	駐車場	2,512	本堂	332
極楽寺	大字藤田249	境内	4,000	客殿	100
待月院	大字風布41	境内	200	-	-
長福寺	大字桜沢3342	境内	2,000	客殿	165
妙音寺	大字桜沢687	境内	1,000	本堂・厨房	120
天正寺	大字桜沢4612	境内	2,000	庫裡	231
龍源寺	大字桜沢628	駐車場	400	-	-
常光寺	大字折原605	境内	60	本堂・客殿	123
西林寺	大字折原800	境内	1,500	本堂	92
明善寺	大字西ノ入944	境内	5,184	本堂・庫裡	244
光明寺	大字西ノ入1334	-	-	本堂	150
東光寺	大字西ノ入649	境内	244	本堂	100
吉定寺	大字立原505	駐車場	100	本堂	80
實聞寺	大字立原533	駐車場等	1,000	本堂・庫裡	130
東国寺	大字立原303	境内	2,000	本堂	237
永光院	大字三品297	駐車場	50	本堂	40
清本寺	大字小園198	境内	165	本堂	53
泉福寺	大字鉢形617	境内	198	書院	66
浄福寺	大字鉢形620	境内	300	本堂	128
浄恩寺	大字保田原117	境内	526	本堂・客殿	152
高蔵寺	大字今市700	境内	100	客殿	50
泉立寺	大字今市908	境内・駐車場	5,000	本堂・客殿	100
常楽寺	大字赤浜860	-	-	本堂	139

昌国寺	大字赤浜915	境内	10,000	本堂	80
東全院	大字富田3840	境内	1,000	本堂・庫裡	235
不動寺	大字富田2024	境内	1,200	本堂	150
蓮光寺	大字用土798-1	境内(駐車場)	700	客殿	152

(5) 隣接市町村の指定避難所の利用

本町のなかでも関越自動車道により地区の指定避難所から分断されている地域や周囲を深谷市、美里町に囲まれている用土地区などの場合は、隣接する市町村と災害時における指定避難所の相互利用に関する協定を締結し、当該地域に住む住民が隣接市町村への避難が望ましい場合、又はその逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるようにするとともに、住民に周知する。

(6) 福祉避難所（二次避難所）の指定

災害時要配慮者に対する必要な支援を行うために、福祉避難所（二次避難所）についても指定の促進を図る。

福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された既存の社会福祉施設等から選定し、あらかじめ協定等により災害時の受入体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

■本町の福祉避難所（二次避難所）

施設名	所在地	電話
寄居町保健福祉総合センター	大字保田原 301	048-581-8500
社会福祉法人栄寿会特別養護老人ホームあきやま苑	大字秋山 7 2 1	048-581-8710
社会福祉法人はぐくむ会介護老人保健施設逍遥の郷	大字折原 2 4 8 2	048-580-8855
特定医療法人俊人会介護老人保健施設やまざくら	大字末野 2 1 0 9	048-581-0888
社会福祉法人大里ふくしむら特別養護老人ホーム花ぞの	大字用土 2 4 4 0 - 5	048-581-7187

(7) 乳幼児を対象とした避難所の利用

本町では、被災した乳幼児（概ね2歳児まで）及びその保護者を対象として、以下の施設と寄居町内に発生した地震その他による災害時において、避難所として利用できる協定を締結している。

■乳幼児を対象とした避難所

施設名	所在地	電話
社会福祉法人 康保会玉淀園	大字折原 1 7 8 5 番地 1	048-581-0203

第4 避難路の確保【自治防災課】

安全な避難活動を実施するためには、指定避難所等の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等避難誘導體制の整備を図る。

4.1 避難路の指定

避難路は、被災地から指定避難所を結ぶ道路であり、次の基準により指定する。

項目	内容
避難路の指定要件	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路は、概ね6m以上の幅員を有するものとする。 ○避難路は、相互に交差しないものとする。 ○避難路は、土砂災害危険箇所等を避けて選定する。 ○避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。 ○避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

4.2 指定避難所標識の整備

安全な避難を実施するため、指定避難所標識の整備を以下の事項に従って実施する。

項目	内容
案内標識・誘導標識の整備	<p>案内標識の整備に際しては、必要に応じて外国語併記にする等外国人へ配慮した整備に努める。</p> <p>また、誘導標識は適切な避難誘導が実施できるよう配置して見直しを検討する。</p>
一覧標識の整備	<p>一覧標識を用いて、町民や来訪者等に対し町内の指定避難所を周知するため、駅前等を中心に、本町の施設案内や観光案内等との併記等を考慮して作成する。</p>

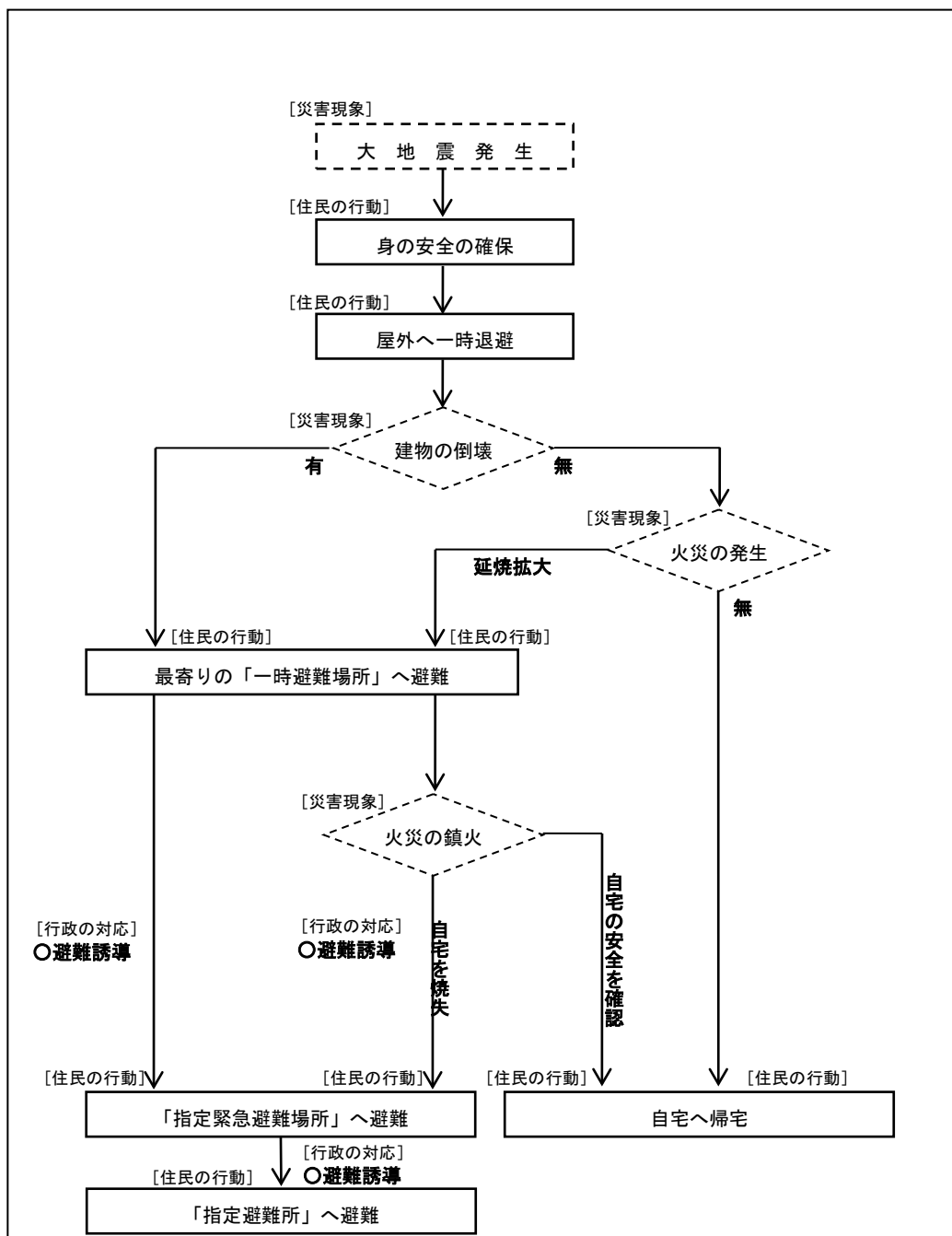
4.3 誘導體制の確立

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な救援活動であり、避難の勧告・指示を実施した場合には、町民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。

このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難順位、誘導體制を検討しておく必要がある。避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

項目	内容
避難順位	<ul style="list-style-type: none"> 1位：避難行動要支援者及びこれらの介護者 2位：一般町民 3位：防災従事者
誘導體制	<p>本町は、避難者の安全を確保するため、交通規制の必要がある場合には、必要に応じて警察に要請する。</p>
避難方式	<p>避難誘導に際しては、地域の環境条件及び被害特性を考慮し、段階避難（指定緊急避難場所 → 指定避難所）あるいは、直接避難が適切かをあらかじめ検討する。</p>

■避難行動の流れ



第2節 震災に備えた体制整備

阪神・淡路大震災や東日本大震災ではこれまでの想定を上回る規模の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする災害応急対策活動、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

本町においても、想定される地震災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、既往災害の教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、地震発生直後の緊急対応力の強化を図り、災害に強い防災体制を構築する。

第1 災害活動体制の整備【自治防災課】

本町において、関東平野北西縁断層による地震が発生した場合、建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時に多数の火災、救急救助事象が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、初動体制を始めとした緊急対応体制の強化及び広域応援体制の強化による防災活動体制の整備を図る必要がある。

災害活動体制の整備は、以下の施策により推進する。

1.1 初動体制の整備

(1) 初動配備体制の整備

阪神・淡路大震災では、交通網の途絶、通信の輻輳、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。

そのため、本町は、突然の大地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、震度4以上の地震に対しては自動的に防災体制を立ち上げるものとする。

(2) 緊急連絡機器の整備

本町は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員に対しては緊急連絡機器等を携帯させるなどの対応を図るほか、全職員及び防災関係者を対象に、携帯電話等を用いた安否確認、職員参集メールシステムの導入検討を行い、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。

(3) 本部設置体制の整備

災害対策本部は災害対策を実施する中核組織であるため、町役場のなかでも災害に対して最も安全な場所の確保が必要である。

そのため、災害対策本部室に予定する場所の耐震性の確保と通信機材をはじめ情報収集の機具及び設置に必要な器材、文房具等災害対策本部に必要なものを耐震性の確保された場所に保管する。

また、関係防災機関、団体や自主防災組織の代表者名簿等においては、平常時から、保管してある場所を統一しておき、災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。

(4) 業務継続計画の策定

災害時において、町の応急業務及び継続性の高い通常業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続性の確保が必要である。

各部課の機能が最短の時間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、町の業務継続計画（BCP）を作成し、迅速な復旧体制を構築していく。

1.2 動員体制の整備**(1) 動員配備計画の作成**

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、職員の居住地や防災担当業務の経験の有無等を勘案し、より実効性の高い動員配備体制を整備しておくものとする。

各所属長は配備区分に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を作成し、町長に報告するものとする。自治防災課は、この報告を基に職員の動員配備のための対応計画を定めるものとする。

(2) 活動マニュアルの整備

個々の職員が、地震発生直後の初動期、及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、各部において実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

活動マニュアルに記載すべき主な内容を以下に示す。

項目	内容
活動マニュアルの記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容） ○災害時における体制（動員・連絡体制等） ○防災関係機関の連絡リスト、施設・備蓄リスト ○個人別覚書（携帯品等）

(3) 職員の防災教育

各所属長は、職員に対し防災対策要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、各部各班の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点をおくようにする。

1) 職員の防災教育

項目	内容
方法及び機会	<ul style="list-style-type: none"> ○新任研修 ○職場研修 ○見学、現地訓練等の実施 応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練等の各種訓練を継続的に実施する。 ○防災活動手引き等印刷物の配布 各課ごとに、職員に対し活動マニュアルの周知徹底を図る。
習熟内容	<ul style="list-style-type: none"> ○町の地域の災害特性 ○地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担 ○初動時の活動要領 ○自然災害の発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性 ○過去の主な被害事例 ○防災知識と技術 ○防災関係法令の運用 ○その他の必要な事項

2) 防災担当職員の教育

自治防災課の職員は、防災要員として本町の防災活動の中核を担わなければならない。そのため、日ごろから地域防災計画に習熟することはもとより、防災関係の研修会等を実施することにより、防災に係る知識と技術、防災に係る関係法令の習得に努める。

1.3 物資供給体制の整備

災害対策本部統括部内に物流オペレーションチームを編成し、食料、生活必需品及び防災用資機材等の市町村からの要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等を一元的に行う同チームは、関係部から派遣された職員が合同で実施し、それぞれの部が平常時から持つ業務ノウハウや関係機関とのネットワーク等の強みを活かしながら、応急対応を実施する。

第2 広域応援協力体制の充実【自治防災課】

首都直下地震等、本町及びその周辺に大規模地震が発生した場合、本町の通常の防災体制のみでは、発生災害のすべてに対応できないことが予想される。

このため、地震災害時に相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援体制の整備を推進する。

本町の広域応援体制の充実は、以下の方策をもって推進する。

2.1 市町村間の相互応援体制の整備

町内において災害が発生した際に、適切な応急措置を行うため、災害対策基本法第67条及び消防組織法第39条の規定等に基づく他市町村への応援要請を想定して、他市町村との応援協定の締結を図る。

なお、地震による大規模災害の場合、被災地は本町に限らず、周辺都市にも大きな被害をもたらしていることが考えられるため、応援協定は、周辺市町村に限らず友好都市、関東地方内及び周辺市町村と締結するようにする。

■災害時における相互応援協定

協定名	協定締結先	締結日	協定内容
埼玉県内市町村間の相互応援協定	埼玉県内各市町村	平成19年5月1日	食料、生活必需品、その他必要とする支援
災害時の相互応援に関する協定	熊谷市、深谷市	平成8年3月1日	同上

2.2 防災関係機関との協力体制の整備

地震災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

項目	内容
方法及び機会	職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ関係資料を整備しておく。
職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備	職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。

2.3 公共的団体等との協力体制の確立

災害時に関する応急対策等について積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

また、公共的団体等に対し防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にすることによって災害時の協力体制が十分発揮できるようにする。

本町におけるこれらの団体は、次のとおりである。

項目	内容
協力体制の確立に努める公共的団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社団法人深谷市・大里郡医師会 ○ 寄居町商工会 ○ 寄居町交通安全協会 ○ 寄居町連合区長会 ○ 寄居町民生委員児童委員協議会 ○ 寄居町社会福祉協議会 ○ 寄居町赤十字奉仕団 ○ 地域支えあいの会
公共的団体等との協力業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常現象、危険な場所等を発見した時の関係機関への連絡 ○ 地震災害時における広報等 ○ 出火の防止及び初期消火 ○ 避難誘導及び指定避難所内での救援 ○ 被災者の救助業務 ○ 炊き出し及び救援物資の調達配分 ○ 被害状況の調査 ○ ボランティア団体の受付 ○ 災害時要配慮者の安否確認

2.4 事業者との協力体制の確立

大規模災害時に町が行う応急対策業務に対し、町内外の事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び医療品等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を、平常時に確立しておく。

本町と事業者との協力に関する協定及び覚書の締結状況は以下のとおりである。

■事業者との協力体制

締結先	協定及び覚書名称	内容	締結日
株式会社サイトー	災害時における応急生活物資提供等の協力に関する協定	食料品の優先供給	平成9年6月1日
寄居郵便局、寄居町特定郵便局	災害時における相互協力に関する覚書	郵便事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策等	平成10年10月12日
株式会社ベルク	災害時における応急生活物資提供等の協力に関する協定	食料品、生活必需品等の優先供給	平成17年1月18日
三国コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における救援物資提供に関する協定	飲料水の優先的安定供給	平成17年12月8日
株式会社カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	日用品等の生活必需品等の供給	平成24年7月12日
株式会社アクティオ	災害時における物資の供給に関する協定書	仮設トイレ・発電機その他のレンタル機材の供給	平成24年8月3日

2.5 受入体制の整備

各部は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、災害時の受入窓口や指揮連絡系統、応援部隊の集結場所や広域支援拠点からのルート等を明確化し、あわせて関係職員への周知を図る。

2.6 広域一時滞在の協力体制の確立

災害から被災住民を避難させることが町内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。県外への避難が必要な場合は、避難先となる都道府県について、埼玉県と協議する。

また、他市町村や県外の被災住民の一時受入について、県に協力を求められた場合は、広域一時滞在のために指定避難所を提供する。

第3 情報収集・伝達体制の整備【自治防災課】

大規模地震が発生した場合、本町及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。

3.1 災害情報連絡体制の整備

(1) 災害情報連絡体制の構築

本町は、迅速に情報の収集・伝達を実施するために必要な情報連絡体制の確立に努める。

項目	内容
防災拠点との連絡体制強化	各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達するため、通信手段の確保のほか、各防災拠点で連絡にあたる職員の資質向上に努める。
防災機関との連携強化	本町及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファクス番号等）を相互に通知し、地震災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日ごろから連携を図る。

■本町の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部 ～ 県・近隣市町村・防災関係機関
	町防災行政無線(固定系)	災害対策本部 → 町内各所
	町防災行政無線(移動系)	災害対策本部 ～ 防災拠点

(2) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、電話及びファクシミリを使用するが、通信網の多ルート化を進めるため、携帯電話等の通信手段の活用を図る。

3.2 被害情報の早期収集体制の整備

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

本町の被害情報の早期収集体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

(1) 情報収集体制の強化

地震発生直後の交通路の遮断、電話の不通等の対策として、バイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

町は、災害情報の迅速な収集と県等防災関係機関との情報の共有化を図るため、防災情報システムの整備・運用を促進する。

また、町災害対策本部に集まる膨大な情報を整理し、人・物を動かすための的確なオペレーションを可能とするため、情報の即時収集や情報マネジメント機能の確保に努める。

(2) 自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。

(3) アマチュア無線等からの情報収集

地震災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者等との協力体制を整備する。

3.3 通信施設の整備

(1) 防災行政無線の拡充

防災中枢拠点と地区防災拠点、指定避難所等との通信を確実なものとするため、これらの施設への移動系防災行政無線の配備を検討する。

(2) 通信施設の安全対策

地震災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進する。

項目	内容
通信施設の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用電源の確保 大規模災害による長期間の停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備・燃料及び移動携帯式電源等を確保するとともに、定期的なメンテナンスを実施する。 ○通信システムのバックアップ化 通信システムを多ルート化し、バックアップシステムを整備する。 ○地震動への備え 災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施す。

(3) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

3.4 情報処理分析体制の整備

(1) 災害情報データベースの整備

本町は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

災害情報データベースシステムは、地理情報システム(GIS)の導入を検討し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、指定避難所、防災施設等のデータを保有する。

(2) 災害情報シミュレーションシステムの整備

本町は県及び防災関係機関等と連携し、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムの導入を検討する。

第4 非常用物資の備蓄

本町は、地震災害時の町民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、災害時要配慮者（特に、乳幼児や高齢者等）に配慮した品目の補充にも積極的に努めるものとする。

4.1 食料供給体制の整備【自治防災課】

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から1日分の備蓄を行うとともに、2日目以降の調達のため、業者と調達協定の締結等を行っておく。

(1) 給食用施設・資機材の整備

指定避難所となる小・中学校には給食用施設・資機材を配備する。

今後の建設予定の町関係施設については、防災倉庫を設置し、必要な給食用資機材を配備する。

(2) 食料の備蓄

1) 備蓄量の推定

事前に1日分の物資を備蓄しておき、2日目以降については、民間業者から速やかに調達することとし、状況により県等に応援を要請する。

なお、量及び品目が不足する時には、義援物資として広く援助を求める。

必要な備蓄量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。

項目	内容
必要な備蓄量の推定	○備蓄目標（「関東平野北西縁断層による地震」への備え） 県想定 of 避難者数約 5,185 人分の備蓄が必要。 本町が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。 $5,185 \text{ 人} \times 1 \text{ 日} 3 \text{ 食} \times 1 \text{ 日分} = 15,555 \text{ 食}$

また、給水活動が実施されるまでに時間を要することが想定されるため、防災備蓄倉庫等に当面必要となる最低限の飲料水（ペットボトル）を備蓄する。

2) 町の備蓄計画

本町の食料品備蓄量は、平成28年4月1日現在、乾パン及びビスケット27,000食を13箇所の防災倉庫等に分散備蓄している。また、炊き出しや協定等による調達も行う。

本町は、民間企業6社のほか輸送業団体との間で災害時の防災協定を締結しており、食料品をはじめ、生活必需品の優先的な安定供給を計画している。

3) 県の備蓄計画

県では、地震被害想定調査で想定した「東京一埼玉県境下地震」によるピーク時避難人口の3日分に相当する量を目標として、県、市町村及び住民が備蓄するものとしている。

■県の備蓄計画

供給対象者	県	町	住民	合計
避難住民	1日分	1日分	1日分	3日分
災害救助従事者	1.5日分	1.5日分	—	3日分

(3) 災害時要配慮者への配慮

幼児や高齢者や障害者等の災害時要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、本町は、口に入れやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、アレルギー食品注意カードを指定避難所等で配布できるように支援する。

(4) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ町が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に備蓄するには不適當なもの（主に保存できないもの）については、今後町内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、地震災害時に積極的な協力が得られるように、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

また、地震災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに町の区域の輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

(5) 備蓄品の管理

備蓄品の点検を定期的実施し、また、計画的な入れ替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

(6) 炊き出し実施体制の整備

地震災害時における食料の炊き出しについては、中央公民館や地域のコミュニティセンターで行い、必要に応じて福祉施設、小中学校、赤十字奉仕団等による炊き出しを想定する。なお、炊き出しに対応できるようガス事業者とLPガスの優先的供給を受けられるようにしておく。

なお給食センターは、業務委託している民間会社との間で、大規模災害時には近隣炊出し現場に調理師の協力が受けられる契約を行い、体制を整えている。

4.2 給水体制の整備【上下水道課、自治防災課】

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要なことであるが、震災時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想される。そのため、本町は、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制について整備、推進する。

(1) 行政備蓄

1) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

2) 目標給水量

飲料水の給水量を以下に示す。

地震発生から3日間は1人1日3リットルを目途とする。その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

■一日当たりの給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小限必要な水量
4日から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から15日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
16日から21日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

3) 飲料水の確保

災害時の飲料水を確保するため、浄・配水場施設、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸の整備を推進する。

また、中高層住宅等においては、屋上や地下空間を利用した災害用貯水設備等の設置の推進に努める。

4) 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

■ 応急給水資機材の整備状況

品名	容量	数量	備考
給水タンク（アルミ製）	1,500 ℓ	1	上下水道課管理
給水タンク（アルミ製）	1,000 ℓ	2	
給水タンク（ビニール製）	1,000 ℓ	1	
	600 ℓ	1	
	500 ℓ	8	
	300 ℓ	1	
飲料水袋	4 ℓ	100	
	6 ℓ	500	
	10 ℓ	320	

5) 水質検査体制の整備

非常用の水源として、町内にある井戸、プール、防火水槽、ため池、河川等の比較的汚染が少ない水源について、保健所などの協力を得て事前及び災害時に水質検査を行い飲用の適否を調べる体制を整備する。

(2) 個人備蓄

各家庭において、日ごろから地震災害に備えて飲料水を備蓄し、また、生活用水として浴槽等に貯水するよう指導する。

(3) 井戸の活用

町民が所有する井戸で、地震災害時に開放できるものを、住民組織や自主防災組織単位で利用できるように災害用井戸としての指定を行い、地震災害時の町民の生活用水の確保を図る。

また、町内の事業所が所有する井戸について、地震災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

4.3 生活必需品供給体制の整備【自治防災課】

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が想定されることから、必要物資を確保できる体制を整備する。

備蓄は、県、本町、町民が行うものとし、埼玉県地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層による地震」による1日後避難者数の概ね3日分に相当する量を備蓄目標とする。

(1) 生活必需品等の確保

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

なおかつ、不足する時は、義援物資として広く援助を求める。協定業者にお願いする生活必需品に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

必要な量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。

項目	内容
生活必需品の必要備蓄量の推定	<p>○備蓄目標（「関東平野北西縁断層による地震」への備え）</p> <p>県想定では避難者数は約 5,185 人であり、H27.1 時点の人口は 35,213 人であることから、14.7%の避難を想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布（公的備蓄） <p>毛布は役場及び防災倉庫 7 箇所に 2,000 人分が備蓄されており、避難者数 5,185 人分の約 4 割程度となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等 <p>指定避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について 5,185 人分の応急分を備蓄する。</p>

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

項目	内容
民間との災害時における協力	<p>○あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結。</p> <p>○在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、把握確認する。</p> <p>○災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。</p>

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

本町は、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

なお、検討の際には、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、指定避難所生活を想定した物資のほか、乳児や高齢者等の災害時要配慮者及び女性にも配慮した物資等の備蓄についても検討を行う。

4.4 防災用資機材等の備蓄【自治防災課、建設課、上下水道課】

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材の備蓄を図るものとする。

本町の防災用資機材の備蓄は、以下の方策をもって推進する。

(1) 防災用資機材等の確保

各指定避難所において、震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄を図るものとし、発災後不足する場合は県等に応援を要請する。

備蓄の数量については、各指定避難所の収容人員の計画値等を目標に計画する。

項目	内容
主な備蓄品目	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水装置 ・非常用飲料水袋 ・簡易トイレ ・移送用具（リヤカー、担架等） ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）等 ・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋等） ・発電機 ・投光機 ・仮設トイレ ・防塵マスク・ゴーグル ・炊飯器 ・懐中電灯 ・かまどセット ・防水シート

(2) 自主防災組織の備蓄

地域住民により構成される自主防災組織等は、自らの活動に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第5 消防体制の整備

地震に伴い発生する火災は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがある。

地震火災による被害をできるだけ少なくするためには、日ごろからの出火防止を基本とした予防対策の推進が極めて重要である。

なお、本町は平成 18 年（2006 年）から消防事務を深谷市に委託し、本町では消防団事務及び消防水利事務を行う体制をとっている。そのため、新しい枠組みに沿った消防体制の強化、施設の整備を行う必要がある。

5.1 出火防止対策の推進【消防本部、自治防災課】

(1) 一般火気器具からの出火防止

阪神淡路大震災の教訓の一つに、ライフラインの復旧に伴う電気器具等からの出火があった。そのため、地震発生後、避難する時などはブレーカーを落とす等の方法を含め、その普及啓発を積極的に推進する。

また、火気器具等は過熱防止装置、対震自動遮断装置、対震自動消火装置等の安全装置付きが普及してきているが、今後ともこれらの器具の普及に努めるほか、住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 石油等危険物施設からの出火防止

町内にある危険物施設等からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入り検査を実施し、危険物の安全確保を指導する。

(3) 化学薬品からの出火防止

学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、地震による棚等からの落下や、容器の破損による出火の危険性が大きいと、これらの安全策を講じるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理を指導する。

(4) 予防査察等の実施

消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第16条の5の規定に基づき、同法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、並びに消防法施行令（昭和36年政令第37号）に掲げる防火対象物及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）に掲げる指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている事業所等に立ち入って、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項については是正指導を行う。

また、一般家庭には各種訓練を通じて、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

(5) 町民への予防広報

町民の防災知識の普及、向上及び防災思想の高揚を図るため、町広報紙への掲載、立看板、懸垂幕、ポスター掲示、広報車等による巡回広報、町内の児童を対象とした防火図画コンクールを実施する。

5.2 初期消火体制の強化【消防本部、自治防災課】

地震直後の火災の延焼を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、消防用設備等の適正化、家庭、事業所及び地域における自主防災体制の充実強化、並びに防災教育、防災訓練を通し町民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

(1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、震災時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

(2) 町民の防災行動力の向上

大規模災害発生時には消防力にも限界があり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民自治の精神に立って、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かう必要がある。このため、災害時に有効に機能するよう自主防災組織の活性化を図り、消防本部（花園消防署）と寄居町消防団、寄居町女性消防サポーターが一体となった火災発生防止のための活動体制の確立を図る。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

消防本部は、震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、事業所に防災計画を樹立させるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

防火管理者施設義務対象の事業所はもとより、設置義務のない小規模事業所においては、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

(4) 町民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、町民の防災行動力を高めるとともに、家庭、自主防災組織及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

5.3 火災の拡大防止対策【消防本部、自治防災課】

大地震による同時多発火災や大規模火災の際には、町民及び事業所等の協力による出火防止や初期消火にもかかわらず、相当数の延焼火災の発生が予想される。

そのため、万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに消防体制の整備を推進する必要がある。

本町の火災の拡大防止対策は、以下の方策をもって推進する。

(1) 消防活動体制の整備強化

大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隣接地域の市町村との連携を深め、消防力の整備・増強を図る。

また、地震の規模、地域別、風速別等を考慮した火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、「消防活動基準」を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

(2) 消防水利施設の整備強化

地震発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情にあった消防水利の増設と機能の確保を図る。

項目	内容
防火水槽の整備	学校、公民館、公園等の指定緊急避難場所、道路状況及び既設の防火水槽の配置状況等を勘案して増設を図る。
自然水利の確保	河川、水路、ため池等については、地震災害時に消防用水として流水を活用できるよう整備検討を行うとともに、公園等整備の際には、せせらぎ用水の確保や雨水利用施設の公共施設等への設置を検討する。

(3) 消防施設、資機材の整備

消防施設の増強とともに、救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防力の強化充実を図る。

(4) 消防団消防力の強化

地震災害時における消防団の初動体制の強化、常備消防隊との連携及び自主防災組織等との協力体制の充実を図るとともに、円滑に活動に取り組むことができるよう消防団器具庫の整備更新や簡易救助資機材の増強並びに各分団の消防車両を計画的に整備更新し、地域における消火、救助救援活動の充実を図る。

また本町は、消防団員の入団を促進するため、広報活動を行う。

(5) 自主防災組織資機材の整備

本町は、自主防災組織へ資機材を配備し、自主防災組織の消防活動力を強化することにより、地震災害時において消防本部等が通常の消防活動を実施することが困難になった場合、自主防災組織による迅速な初期消火活動及び地域の実情にあった細やかな対応を図る。

そのため、町内のすべての自主防災組織に必要な資機材の配備を進める。

第6 災害時医療体制の整備

地震災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、災害時要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る。

6.1 防災医療システムの整備【消防本部、健康福祉課】

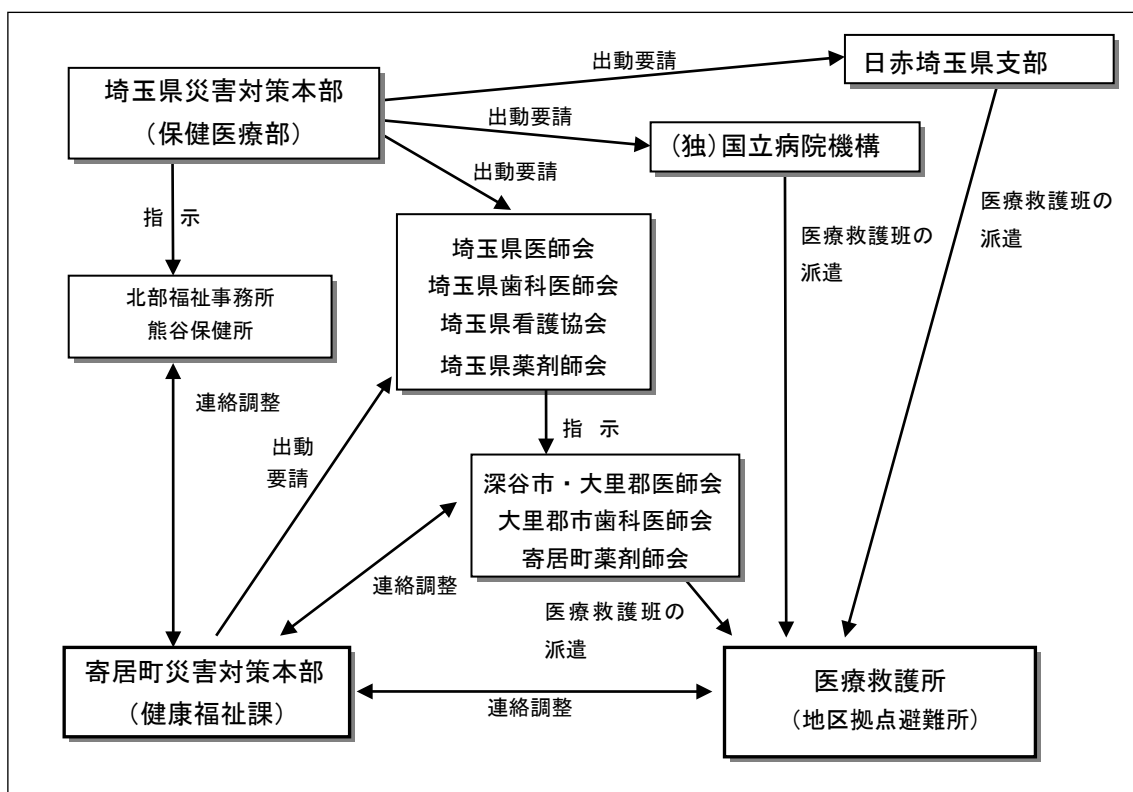
(1) 医療情報ネットワークの構築

町災害対策本部、医療救護所、救護医療機関及び防災関係機関は、医療情報を迅速に収集・伝達できるよう医療情報を共有化できる情報ネットワークの構築に努める。

(2) 通信機器の整備

医療救護所及び救護医療機関を含めた地震災害時に医療情報を迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

■医療情報ネットワーク



参考)「埼玉県地域防災計画 資料編」平成19年3月、埼玉県防災会議

6.2 初動医療体制の整備【健康福祉課、自治防災課】

(1) 医療救護所の設置

医師会、歯科医師会、薬剤師会、公的医療機関及び地域の自主防災組織との協議結果に基づき、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置に必要な予防対策を推進する。

項目	内容
設置場所	設置場所は、被災地に近接する拠点指定避難所とする。
必要資機材	医療救護所には、無線系通信機器等の必要資機材の整備を図る。

(2) 医療救護班の編成

医療救護班の構成は、最低限、医師1人、看護師1人、助手1人の3人編成とし、班構成及び必要な班編成は、災害の状況により医師会等との協議により確保する。

(3) 救護医療機関の指定

本町は、地震災害時の初期救護医療機関を、医師会と協議し指定する。

なお、本町（熊谷保健所管内）の県指定救急告示医療機関は、以下に示すとおりである。

■救急告示医療機関（熊谷保健所管内）

施設名	所在地	電話番号	診療科目	病床総数
熊谷外科病院	熊谷市佐谷田 3811-1	048-521-4115	内・消・循・外・整・ 形・脳・皮・泌・リハ・ 肛門	154
埼玉県 厚生農業協同組合連合会 熊谷総合病院	熊谷市中西 4-5-1	048-521-0065	内・外・小・産婦・耳・ 放・皮・泌・消内・眼・ 脳・整・リハ・麻	313
埼玉慈恵病院	熊谷市石原 3-208	048-521-0321	内・外・呼・消・循・ 整・リハ・泌・胃	160
医療法人啓清会 関東脳神経外科病院	熊谷市代 1120	048-521-3133	脳・神内・内・外・リ ハ・放・麻・歯外	149
熊谷生協病院	熊谷市上之 3854	048-524-3841	内・小	105
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511	内・外・小・放・皮・ 耳・眼・整・産婦・消・ 脳・泌・麻・形・小外・ 神内・精・循・心血・ 呼外・緩和ケア外科・ 歯外	506
医療法人葵 深谷中央病院	深谷市原郷 500	048-571-8032	内・整・歯・リウ・リ ハ	72
医療法人社団優慈会 佐々木病院	深谷市西島町 2-16-1	048-571-0242	内・外・整・皮・胃・ 形・脳・循・リハ	129
皆成病院	深谷市西島町 3-11-1	048-574-1111	内・外・整・リハ	60
医療法人好文会 あねとす病院	深谷市人見 1975	048-571-5311	内・リハ・外	187
埼玉よりい病院	大里郡寄居町用土 395	048-579-2788	内・小・外・整・リハ・ 神内・循・放・形・泌・ 胃外	145

(4) 災害時看護ボランティアの事前募集

災害時には、多数の負傷者が発生したり、交通網の寸断等により医療救護班の到着が遅れることも想定される。

このことから、医療救護体制の強化を図るため、救護所へ自力で到着でき、トリアージの補助や軽症者の応急処置に対応できる看護師、保健師、助産師、准看護師などの看護ボランティアの事前募集、登録の制度化を検討する。

(5) 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、指定避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。

6.3 後方医療体制の整備【健康福祉課、自治防災課】

(1) 後方医療支援体制の確立

本町は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重症患者や、高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、埼玉県との協議の上確立を図る。

なお、埼玉県の救命救急センター、災害拠点病院は以下のとおりである。

■救命救急センター（埼玉県）

施設名	設置者	郵便番号	所在地	電話番号
◎ 埼玉医科大学 総合医療センター	学校法人	350-8550	川越市鴨田辻道町1981	049-228-3411
さいたま赤十字病院	日 赤	338-0001	さいたま市中央区上落合8-3-33	048-852-1111
深谷赤十字病院	日 赤	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院	防 衛 省	359-8513	所沢市並木3-2	042-995-1511
川口市立医療センター	川 口 市	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学越谷病院	学校法人	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学 国際医療センター	学校法人	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-1111

注) 「施設名」欄の「◎」は高度救急救命センターを示す。

■災害拠点病院（埼玉県）

病院名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目	病床数
川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525	内・循・小・精・外・整・脳外・形・泌・皮・産・眼・耳・リハ・歯外・放・麻	539
自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111	内・外・整・脳外・心外・泌・皮・眼・耳・リハ・麻・放・婦・歯外・循・小	608
埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400	内・循・神精・小・外・心外・整・形・脳外・泌・皮・産・眼・耳・リハ・歯・放・麻・呼外・美・神内・呼・消・リウ・歯外	1053
北里大学 メディカルセンター	364-8501	北本市荒井6-100	048-593-1212	内・循・神内・小・外・整・脳外・形・泌・皮・産・眼・耳・リハ・放・麻・呼内・消内・腎内・内分泌代謝内科・腫瘍内科・消外・呼外・乳腺外科・救急科・精	372
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	349-1105	久喜市小右衛門714-6	0480-52-3611	内・循・小・外・脳外・泌・皮・眼・耳・リハ・放・麻・整・呼内・消内・神内・糖尿病内科・腎内・呼外・救急	329
深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511	内・外・小・放・皮・耳・眼・整・産婦・消・脳・泌・麻・形・小外・神内・精・循・心血・呼外・緩和ケア外科・歯外	506
さいたま赤十字病院	338-8553	さいたま市中央区上落合8-3-33	048-852-1111	内・循・小・精・外・整・脳外・心外・泌・皮・産・眼・耳・リハ・神内・消・呼・麻・呼外・形・緩和ケア内科・放射線治療科・放射線診断科・歯外・病理診断科	605
獨協医科大学越谷病院	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111	内・呼・消・循・小・精・外・整・脳・心外・泌・皮・産・眼・耳・小外・放・麻・腎内・神内・形	723
さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111	内・循内・小・外・整・脳外・心外・泌・皮・産・眼・耳・神内・小外・麻・放・精・歯・消内・新生児内科・救急科・呼外	567
防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511	内・循内・神内・小・精・外・整・脳・心外・形・泌・皮・産・眼・耳・リハ・歯外・放・麻・腎内・内分泌・代謝内科・消内・感染症・呼内・血液内科・消外・呼外・乳腺・内分泌外科・小外・がん・薬物療法・腫瘍内科	800
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部埼玉県済生会 川口総合病院	332-8558	川口市西川口5-11-5	048-253-1551	小・精・外・整・脳外・泌・皮・産・眼・耳・内・放・消内・麻・循内・神内・呼内・産・精・呼外・血管外科・糖尿病・内分泌内科・腎内・病理診断科・臨床検査科	400
埼玉医科大学 国際医療センター	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111	内・神内・外・呼外・心外・小外・整・脳・形・精・小・皮・泌・婦・耳・リハ・放・歯外・呼・循・消・麻	700

病院名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目	病床数
社会医療法人社幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048- 552-1111	内・循内・消内・消外、呼内、神 内・リウ・外科・肛・整・脳・皮・ 泌・眼・耳・小・麻・放・リハ・ 心内・ペインクリニック内科・ペ インクリニック外科	504
埼玉県厚生農業協同 組合連合会 久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480- 26-0033	内・呼内・循内・消内・糖代内科・ 腎内・神内・外・呼外・整・脳外・ 形・皮・泌・婦・眼・耳・リハ・ 放・麻・救	300
独立行政法人 国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048- 462-1101	内・神内・呼内・消内・循内・小・ 小外・消外・乳外・整・形・脳外・ 呼外・心外・皮・泌・産・眼・耳・ リハ・放・麻・精・歯・内視鏡内 科・内視鏡外科	350
草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048- 946-2200	内・外・眼・整・小・皮・放・消 内・耳・循内・産婦・泌・麻・精・ 呼内・脳・リハ・歯外・血液内科・ 内分泌・代謝内科・救急科・腎内・ 心外・膠原病	380

(2) 搬送体制の整備

医療救護所から町内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは町外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、町用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

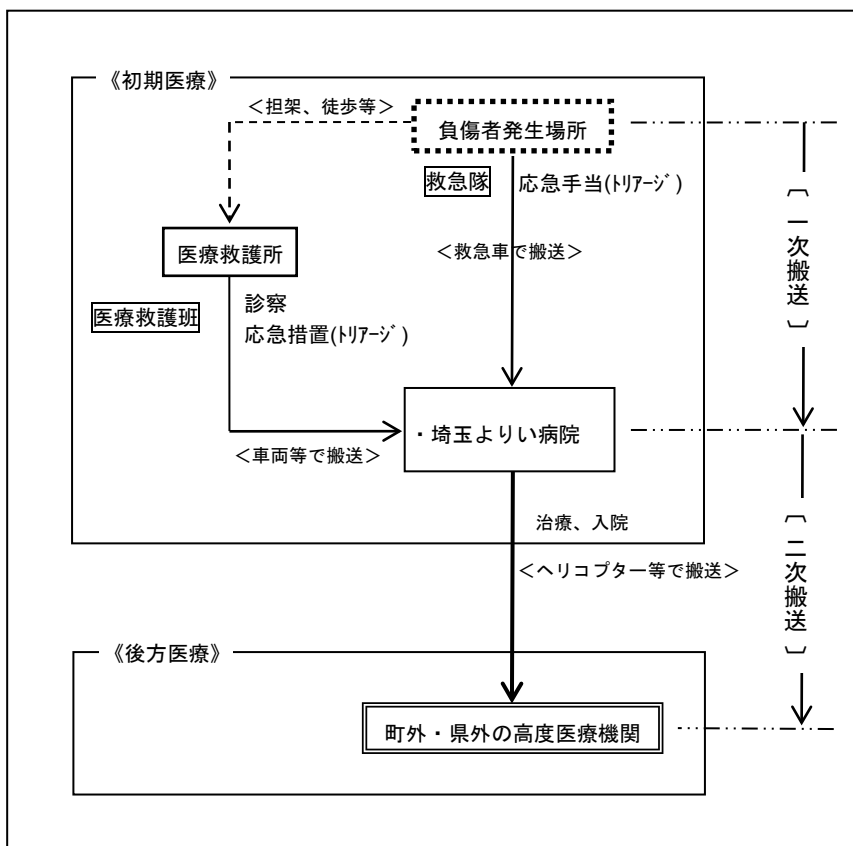
(3) 臨時ヘリポートの設置

本町では、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、臨時ヘリポート基地を設置する。なお、現在は臨時ヘリポート指定地が1箇所であるが、他の候補地を選定し迅速な輸送力確保に努めるようにする。

■臨時ヘリポート指定地

施設名	所在地	備考
寄居運動公園	大字折原 1856	転圧地で散水の必要性有り

■負傷者搬送体制の流れ



6.4 災害時要配慮者に対する医療対策【健康福祉課】

指定避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災町民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に災害時要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

本町の災害時要配慮者に対する医療支援は、以下の方策をもって推進する。

(1) 救急医療情報キットの普及拡大

本町は、かかりつけ医や持病などの救急情報や薬剤情報提供書(写し)、診察券(写し)、健康保険証(写し)などの情報を筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管するようにした「救急医療情報キット」を配布しており、災害時の医療活動等にも活用できることから、普及拡大に努める。

(2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケアに対応できる要員を確保しておく。

(3) 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。

(4) ぼうこう又は直腸機能障害者への医療対策

ぼうこう又は直腸障害者に対するストーマ装具の提供が可能な体制を整える。

6.5 医薬品等の確保【健康福祉課】

地震災害時に不足すると考えられる医薬品等の確保に関する予防対策を推進する。

本町の医薬品の確保は、以下の方策をもって推進する。

(1) 医薬品等の備蓄

本町は、地震災害時に医療救護班、医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、医師会及び薬剤師会等関係機関と協議の上整備を図る。

(2) 医薬品等の調達

本町は、地震災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、医薬品卸売業者等との協定を締結するなどの調達体制の整備を図る。

第7 緊急輸送体制の整備

地震災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、町内の各防災拠点をつなぐ道路を選定し緊急輸送道路として指定する必要がある。

また、救援物資や応急活動人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る。

7.1 緊急輸送路の確保【建設課、自治防災課、県】

本町は、地震災害時に緊急輸送に用いる道路の通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

(1) 緊急輸送道路の指定

1) 県指定の緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路のうち本町の区域を通る緊急輸送道路を以下に示す。

■ 県指定緊急輸送道路（本町関連）

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関越自動車道 (所沢市域(都境)～上里町五明(群馬県境)) ・ 国道140号 (熊谷市石原(国道17号交差点)～寄居町末野(バイパス分岐点)) ・ 国道140号バイパス (寄居町末野(バイパス分岐点)～寄居町風布(皆野寄居有料道路起点)) ・ 国道254号 (川越市木野目(木野目北交差点)～神川町肥土(群馬県境)) ・ 皆野寄居有料道路 (寄居町風布(皆野寄居有料道路起点)～皆野町皆野(皆野寄居有料道路終点))
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道254号 (小川町小川(本町二交差点)～寄居町富田(254号バイパスとの交差点))
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要地方道深谷寄居線 (深谷市榎合(自治会館前交差点)～寄居町桜沢(公会堂前交差点))

2) 町指定の緊急輸送道路

本町は、町内に配置された主要幹線道路、幹線道路が県の緊急輸送道路として指定されているため、指定を行わない。

3) 緊急輸送道路及び沿線の整備

本町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

4) 応急復旧時の活動体制の整備

本町は、地震災害時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国土交通省、埼玉県、近隣市町村、警察、自衛隊、建設業界等との協力体制をあらかじめ整備する。

5) 町民への周知

本町は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より町民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を町民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

(2) 道路交通情報の収集及び広報体制

本町は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、県及び防災関係機関との連携体制により整備に努める。

(3) 応急復旧用資機材の整備

本町は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

7.2 緊急車両の確保【総務課、自治防災課】

地震災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送を効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

(1) 輸送車両の増強

地震災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、町が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

(2) 調達体制

本町は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、地震災害時に迅速に調達できるよう関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(3) 緊急輸送車両等の事前届出の推進

本町は、地震災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の埼玉県公安委員会への事前届出を推進する。

第8 災害時要配慮者対策

地震が発生した場合、適切な防災行動をとることは容易でないことから、平常時から見守り体制の整備や支援等を積極的に推進するものとする。

8.1 在宅災害時要配慮者に対する安全対策【健康福祉課、自治防災課、消防本部】

(1) 災害時要配慮者の状況把握

災害時要配慮者情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活の自立度、かかりつけ医等）の整理・保管による災害時要配慮者の所在や介護体制を把握する。

また、プライバシー保護に配慮しつつ、消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等との災害時要配慮者情報の共有化等による連携を進める。

項目	内容
避難時に特に支援を必要とする者の把握	町は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）の範囲について、次のとおり設定する。 ① 75歳以上で避難支援を必要とする方 ② 要介護認定区分3・4・5の認定を受けている方で避難支援を必要とする方 ③ 障害者手帳（身体1・2級、療育④・A、精神1級）の交付を受けている方で避難支援を必要とする方 ④ その他避難支援が必要と判断される方 また、所管業務遂行上の必要から介護を必要とする者の避難行動要支援者名簿・資料を整理保管しておく。避難行動要支援者名簿の活

項目	内容
	<p>用にあたっては、対象者のプライバシー保護の立場から、必ず事前に本人もしくは家族の同意を得ることとし、その管理にあたっては十分な配慮を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者情報（台帳・ファイル等）の整理 ・避難行動要支援者情報の共有化による迅速な対応

(2) 地域支えあいの会による見守り活動の展開

地域支えあいの会は、平常時の見守り活動の中で災害時要配慮者の状況を把握し、事前に自主防災組織、消防団との情報共有に努める。

また、発災時は地域支えあいの会が災害時要配慮者の安否確認を行うため、町は地域支えあいの会に対して、あらかじめ安否確認を行う災害の基準や活動マニュアルの作成を働きかける。

(3) 緊急通信システムの整備拡充

本町は、震災時における的確かつ迅速な救援活動を行うため、災害時要配慮者に対する緊急通報システム（聴覚障害者用通信装置、シルバーホーンあんしん）の整備に努めている。

本町は、今後とも、これらの緊急通報システムを整備、拡充するとともに、高齢者及び障害者に対して、緊急通報システムの利用促進を図る。

(4) 防災知識の普及・啓発

災害時要配慮者及びその介護者を対象に、パンフレット、ちらしなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

項目	内容
防災知識の例	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭における家具の固定等、身の回りの安全化 ○食料・飲料水の備蓄 ○災害時要配慮者への福祉避難所の周知 ○避難生活での心得の周知

(5) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

町は、避難行動要支援者に対する安否確認、避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。また、避難行動要支援者名簿の更新は、原則1回更新することとするが、登録情報の変更が著しい場合は、状況に応じて適宜更新する。

（避難行動要支援者名簿の記載事項）

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(6) 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者本人の同意を得て、避難支援等関係者（消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等）に対し、平常時から名簿情報を提供し、共有する。

また、町は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められる場合は、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供できるものとする。

(7) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の管理にあたって、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の情報を他団体に漏らさないこと、避難行動要支援者名簿を目的以外に使用しないこと、避難行動要支援者名簿の紛失等がないように適正な維持管理をすること、避難行動要支援者名簿の複写又は複製をしないことを遵守しなければならない。これに反する事態が生じた場合、町は必要に応じて避難支援等関係者に対し登録情報の保護に関する指示又は調査を行うなど、速やかに適切な措置を講じる。

(8) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とし、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(9) 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の作成

自力での避難が困難な避難行動要支援者への避難活動を支援するため、避難行動要支援者避難支援プランを作成する。

支援プランは、日常的に登録情報の更新を実施するとともに、担当者等の引継ぎの際は、適切な実施がなされるよう十分配慮する。

(10) 避難路、指定避難所等のバリアフリー化

本町及び県は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす利用者にも支障のない出入口のある指定避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等避難行動要支援者を考慮したバリアフリー化を推進する。

また、本町、県、その他の公共機関は避難行動要支援者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、その他の集客施設に対して、県、本町は、これを促進する。

(11) 災害時要配慮者に配慮した指定避難所運営体制の整備

災害時要配慮者等に対して可能な限り配慮した指定避難所の生活が提供できるよう、指定避難所の運営計画を策定する。

項目	内容
災害時要配慮者への配慮例	障害者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置、携帯電話の文字メールの活用、手話通訳者や要約筆記者の確保等、災害時要配慮者を考慮した生活援助物資備蓄及び調達先の確保等

8.2 社会福祉施設等の災害時要配慮者に対する安全対策【健康福祉課、自治防災課】

(1) 震災対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な地震の発生を想定した震災対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、本町は、これを指導する。

1) 緊急連絡体制の整備

項目	内容
職員招集のための連絡体制の整備	施設管理者は、火災発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。
安否情報の家族への連絡体制の整備	施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

2) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の指定避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

3) 施設間の相互支援システムの確立

本町と県は、災害時に施設の建物が破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受入れることができるよう体制の整備を行う。

4) 被災した在宅災害時要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の指定避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受入れるための体制整備を行う。

5) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は震災時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

6) 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を3日分程度備蓄しておく。

項目	内容
備蓄物資	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用食料（老人食等の特別食を含む） ○照明器具 ○飲料水 ○熱源 ○常備菜 ○移送用具（担架、ストレッチャー等） ○介護用品

(2) 防災教育の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定する震災対策計画について周知徹底に努める。

(3) 防災訓練の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等との合同訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的を実施するように努める。

(4) 地域との連携

施設管理者は、地震発生直後の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について、協力が得られるよう平常時から近隣の区やボランティア団体との連携に努める。

また、本町は、施設管理者が地震災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

8.3 保育所等における安全対策【子育て支援課、自治防災課】

本町は、保育所において、上記の社会福祉施設と同様に、震災対策マニュアルの策定、避難誘導體制の整備、施設の耐震性の確保、防災訓練の充実に努める。

あわせて、地震災害時には、施設内で保護者に乳幼児の引き渡しを行うため、引き渡しが完了するまでに必要となる非常用食料、飲料水（3日分程度）の備蓄に努めることとし、民間の施設に対しても同様の指導を行う。

8.4 外国人に対する安全対策【自治防災課】

(1) 外国人の所在把握

地震災害時において外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援が実施できるよう、平常時から外国人の所在についての把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

県と本町は、外国語に翻訳した防災に関するパンフレットを作成、配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(3) 防災訓練の実施

本町は、外国人の防災への認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

(4) 通訳・翻訳ボランティアの確保

本町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

(5) 誘導標識、指定避難所案内板等の設置

本町は、誘導標識、指定避難所案内板等について、地図やアルファベットを併記するよう努める。

(6) 訪日外国人の安全確保

災害時の訪日外国人旅行者の安全確保を図るため、国土交通省観光庁が平成 26 年 10 月に定めた手引きをもとに、具体的な対策を検討する。

第9 帰宅困難者対策【自治防災課】

本町は町民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発活動を行う。また、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を関係機関と協議、実施するほか、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していくものとする。

9.1 帰宅困難者への啓発等

(1) 町民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認○災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること |
|---|

(2) 安否確認方法についての広報

災害用伝言ダイヤル“171”等を利用した安否等の確認方法について広報する。

(3) 事業所等への要請

職場や学校あるいは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食料の備蓄や情報の入手手段の確保
- 災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保

(4) 関係機関との連携

項 目	内 容
埼玉県石油業協同組合との協定	ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。
徒歩帰宅支援者に対する支援の検討	徒歩帰宅支援者に対する支援について、関係機関との連携を検討していく。

(5) 徒歩帰宅訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施することにより、町民への啓発のほか、県及び都、県内市町村との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する支援方策を検証・検討していく。

9.2 帰宅困難者対策協議会（仮称）の設置

県、町、鉄道事業者、駅周辺事業者及び警察等で構成する帰宅困難者対策協議会（仮称）を設置し、平常時から災害に関する情報交換などを実施し、災害時において迅速な対応が可能となる体制を構築する。

第10 遺体の埋・火葬、防疫対策【生活環境エコタウン課、自治防災課】**10.1 埋・火葬のための資材、火葬場の確保****(1) 資材の確保**

災害時に棺、ドライアイスなどの埋・火葬資材が不足する場合に備えて、あらかじめ関係業者等との協定を締結するなどの事前対策を行う。

(2) 遺体安置所の整備

大規模な災害時には死者が多発し、火葬場の処理能力が追いつかない場合が想定される。そのため、遺体安置所として使用できる施設を、あらかじめ確保するとともに施設管理者と協議を行い、遺体安置に関する役割分担を明確にする。

(3) 火葬場の確保

災害時の火葬場の確保のため、関係業者や近隣市町村等の火葬場と協定を締結し、災害時に迅速に火葬が行えるよう努める。

10.2 防疫対策

本町は、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立しておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

第11 ボランティアとの連携【健康福祉課、県】

地震災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、ボランティア団体等との連携を推進する。

11.1 連携体制の整備

(1) ボランティア意識の啓発

本町は、社会福祉協議会、関係機関・団体と連携して、町民に対してボランティア意識の啓発に努めるものとする。

特に、「防災とボランティアの日」や「防災ボランティア週間」を中心に活動を行い、また、防災の日等に行う防災訓練には、ボランティアの積極的な参加を求めるものとする。

(2) ボランティア活動の環境整備

現在、町内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動している。

災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待されるため、日ごろからボランティア団体等との関係構築に努める。

(3) 専門ボランティア団体の情報把握

災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、町内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、本町は、災害時に援助の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるように、総務省消防庁が公開している「災害ボランティア・データバンク」等を利用して情報を事前に把握しておくものとする。

11.2 県災害ボランティア登録制度の周知

埼玉県は、災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグループを対象として、災害ボランティア活動の登録制度を創設している。

本町は、町民・事業所等に対し、埼玉県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録の呼び掛けに努める。

項目	内容
災害ボランティアの活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○一般作業（専門分野を持たずに労働力を提供） 炊き出し、清掃、救援物資の仕分けなど ○特殊作業 通訳、医療、通信、消防、介護、輸送など ○災害ボランティアコーディネート業務

第12 応急仮設住宅対策【都市計画課】

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できないり災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、あらかじめ災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立する。

12.1 応急仮設住宅の用地の確保

本町は、速やかに仮設住宅を建設するため、町有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しておくものとする。

(1) 応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による被害想定結果から得られた建物被害の全壊棟数を基準とする。

■建物被害（全壊棟数）

区 分		棟数
揺れによるもの	木造建築物	2,257 棟
	非木造建築物	137 棟
	計	2,393 棟
火災	焼失数	261 棟
土砂災害	急傾斜地崩壊	8 棟

注) 焼失数は、冬 18 時、風速 8m/s の時の値である。

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年 3 月、埼玉県

(2) 応急仮設住宅用地の選定

本町は、以下に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、建設に適当な予定地を選定する。

項 目	基 準
予定地の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水が得やすい場所 ○保健衛生上適当な場所 ○交通の便を考慮した場所 ○居住地域と隔離していない場所

■応急仮設住宅用地の候補地

候補地名	所在地	面積(㎡)	備考
用土グラウンド	大字用土133-1他	59,349	約530戸

注)「備考」欄の戸数は、住宅用地の有効面積を面積全体の80%、1戸当たりの面積を90㎡程度として想定した。

12.2 応急仮設住宅用資機材の確保

本町は、(社)プレハブ建築協会、(一社)埼玉県建設業協会及び関係団体等との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

第3節 行政と町民の協力による防災対策

町民や事業所等が、「自らの安全は自ら守る」を基本として、日ごろの備えを行うことが地震災害時の的確な対応につながり、被害の軽減に寄与する。このことから、本町は、自主防災組織の育成強化、町民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、町民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

第1 防災意識の高揚

本町は、町民に対し、生涯を通じて体系的な教育を行うことにより、町民の災害対応力を高めるとともに、町民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習に取り組むための環境の整備を行う。

1.1 啓発活動の推進【自治防災課】

(1) 広報紙・ホームページ等による啓発

町の広報紙やホームページ等に防災関連記事を随時掲載し、広く町民に防災知識の普及啓発を図る。

(2) PR資料の作成配布

防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のPR資料を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。

(3) マスメディアの活用

本町は、テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じた広報活動を行い、町民の防災意識の高揚を図る。また、平成25年度より地上波デジタル放送を利用した防災情報提供等を実施する。

(4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の普及啓発

平成21年度に導入した緊急地震速報（震度6弱以上の場合は、地震（地震動）特別警報に相当）や武力攻撃情報など、すぐに対処しなければならない事態が発生した場合に、人工衛星と防災行政無線を利用して瞬時に警報などを伝えるシステムである全国瞬時警報システム（J-ALERT）や、携帯電話のメール配信等の新たに導入された通信システムについて普及啓発を行い、住民への情報伝達手段の充実を図る。

1.2 防災教育の推進【自治防災課、指導班、消防本部】

(1) 町民への防災教育

本町は、火災予防運動、国民安全の日（7/1）、防災の日（9/1）、救急の日（9/9）、危険物安全週間等の行事を通じて、地震災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を町民に広く普及させるものとする。

加えて、家族間での避難方法を事前に決めておくなど、避難などに関する心得を普及させると同時に、各家庭への地震保険の普及促進に務める。

また、住民組織及び自主防災組織を対象として、自主防災組織の結成及び活動の活性化、防災意識の高揚のためのビデオの貸し出しを行い、防災知識を広く普及させるものとする。

(2) 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の学年に即した指導をする。

項目	内容
学校行事としての防災教育	防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練等を実施する。
教科等による防災教育	各教科等を通じ、地震災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等について学習する。現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。
教職員に対する防災研修	災害発生時の教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害発生時に、特に留意する事項等について研修を深め、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

(3) 社会教育における防災教育

公民館等の社会教育施設において防災教室等の町民への学習の場を設けるとともに、PTA・婦人会等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

(4) 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要である。そのため、本町は、事業所における防災教育の充実に向けた積極的な指導を行う。また、事業所における自主的な防災対策を促進するため、事業継続計画(BCP)の作成に関する啓発を行う。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

項目	内容
病院及び社会福祉施設における防災教育	病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。 夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。
その他不特定多数が集まる施設	大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第2 自主防災組織等の育成・強化

大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、関係防災機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため、「自らの地域は自ら守る」をスローガンに、町民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主防災組織の充実、強化が必要である。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

このため、本町は地域住民、地域及び事業所などによる自主防災組織の育成に努めるものとする。

2.1 自主防災組織等の育成【自治防災課】

(1) 自主防災組織の設置

自主防災組織は、地域の連帯意識に基づいたコミュニティ活動の一環として位置づける。このため自主防災組織は、町民が協力して自分たちの地域を守るという連帯感が保持される程度の規模の世帯数、具体的には既存の区、住民組織等を単位として編成することが望ましい。

(2) 地域の自主防災組織の育成

1) 自主防災組織整備の考え方

震災時に、本町は、組織の全機能をあげて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害が予想される。

また、災害が広域にわたる可能性が高く、こうした場合に本町の限られた人員のみで災害に対処することは困難になることも予想される。

このため、町民は行政の防災活動に協力するとともに、災害発生初期における初期消火、人命救助、二次災害の防止や被害の軽減化、避難活動の推進など、自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

本町は、町民の防災活動が各地域で効果的に行われるよう、地域ごとに自主防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚と普及を進めていく。

2) 自主防災組織の組織づくり

地域防災組織は、防災意識の高まりなど地域住民の組織づくりに関する意識が基本となることから、本町は、当該地区の町民に対し情報や知識の提供など啓発活動を積極的に行うとともに組織づくりを働きかける。

自主防災組織の標準的な組織編成及び活動内容は次のとおりである。

■ 自主防災組織の標準的編成と活動内容

区分	平常時	災害時
総務班	・ 防災知識の普及、啓発 ・ 会の庶務及び経理	・ 対策本部の設置及び運営 ・ 各班との連絡、調整
情報連絡班	・ 防災関連情報の収集、記録	・ 被害状況、災害情報の収集、報告、広報
消火班	・ 消火訓練の実施	・ 火災の初期消火 ・ 火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
避難誘導班	・ 避難誘導訓練の実施	・ 人員確認、地域住民の避難誘導 ・ 指定避難所の設置協力
救出救護班	・ 救出救護訓練の実施 ・ 診療所、医療機関等との協議	・ 災害時要配慮者の保護、安全確保 ・ 負傷者の救護、医療機関との連携 ・ 救援物資の受入、配分
給食給水班	・ 地元商店等との協議 ・ 非常用物資の備蓄・管理	・ 食料、飲料水の調達、配分

3) 自主防災組織のリーダー発掘・育成

住民主体となって自主防災組織づくり及び運営を行うために、自主防災組織の町民リーダーの発掘・育成に努める。

町は、関係機関と連携を図り、リーダー育成のための講習会の開催やハンドブックの作成・配布等の支援を行う。また、その際、1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性の参画促進に努めるものとする。

項目	内容
地域の活動のリーダーの発掘	自主防災組織は、コミュニティ活動の一環であることから、地域の活動（バザーやお祭り、スポーツ・運動会等）における中心的人材を活用して地域防災のリーダーとして育成を図る。
消防経験者等の育成	消防活動の経験者（消防団・消防職員のOB等）や自主防災組織の必要性を認識している公務員OB等を組織のリーダーとして育成していく。
専門分野の経験者の育成	看護師や大工、エンジニア等専門的知識や経験を活用して、自主防災組織の各分野におけるリーダーとして育成する。

リーダー研修	自主防災組織のリーダー的立場にある者を対象に防災上の知識、技能の向上をはかることにより自主防災組織のリーダーとして育成することを目的としてリーダー研修を行う。
--------	---

(3) 自主防災組織育成のための諸方策の推進

町民の組織活動への参加を促進するために防災訓練や防災知識の普及啓発、情報の提供、表彰制度の導入などの方策を推進する。

(4) 自主防災組織の活動体制強化

大規模災害発生時には広範囲での被害が想定されるため、身近な地域での防災活動に加え、近隣の自主防災組織と連携し、普段から災害時に協力しあえる体制を築いておく必要がある。このため、自主防災組織間の連携を図るためのネットワーク化を推進し、これまで以上の自主防災組織の活動体制強化を図る。

また、既存組織の活動の活性化に関し、各種資料の提供等組織への支援・助言、モデル組織の設置等を推進する。

項目	内容
自主防災組織間を束ねる連絡協議会の設置	町内の自主防災組織を7地区のブロックに分け、7ブロックで組織する連絡協議会を設置に向けた検討を進める。
指定避難所を単位とした、自主防災組織間の連携体制の構築	町では、地震災害対策編 第1章 第1節 第3の通り、20施設を指定避難所として指定している。災害時には複数の自主防災組織が共同で指定避難所を利用することになるため、指定避難所を単位とした定期的に避難訓練を実施するなどし、各自主防災組織間の災害時の協力体制を構築する。
防災活動に必要な資機材の配布	自主防災組織の運営活動費について、町が一部を助成する。また、町は自主防災組織に対し、救助用などの防災に必要な資機材を配付する。
町による活動費の一部助成	自主防災組織の運営活動費について、町が一部を助成する。
発災時初動マニュアルの整備促進	町は、自主防災組織自らが災害発生時に想定される課題を把握し、平常時・発災時の行動計画を策定するための支援を行う。
消防職員等による研修や講習の実施	消防職員等、町防災担当者による自主防災組織のリーダーに対する研修や、自主防災組織に対する出前講習を実施する。

(5) 女性消防サポーターの育成

家庭や地域の状況をよく知り、さまざまな活動等を通して情報交換の機会が多い女性という立場から、防災対策の分野において従来とは違った視点で災害への取組みを検討し、防災意識の向上を図るために活動する。

消防や防災に関する研修を重ね、子供たちや高齢者への防災に関する講話活動や、地域や町で行う防災訓練への協力、火災予防に関する広報活動等を行う。

2.2 事業所等の防災組織の育成【消防本部】

(1) 事業所の防災組織

各事業所は、自主的に防災組織を編成し、事業所における安全を確保するとともに、地域の自主防災組織として位置づけ、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。さらに、町が実施する防災関連活動に積極的に協力していく。

本町は、事業所と地域が連携できるよう指導や助言を行っていく。

(2) 多数の人が出入りする施設の防災組織

学校や不特定多数の人が出入りする病院等の施設の管理者は、災害の防止及び軽減を図るため、防災組織を結成し防災対策を実施する。また町が実施する防災関連活動に積極的に協力していく。

本町は、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導の推進を図る。

(3) 危険物施設等の防災組織

危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

2.3 災害応急対策等に関する事業者の防災対策

町と災害時の応援協定を締結している事業者は、災害時に協力すべき応急対策等を行うことができるよう、災害時に事業活動の継続に努めることを責務とする。

第3 防災訓練の充実【自治防災課、消防本部】

本町は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力の醸成を図るとともに、行政と町民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

防災行動力の向上には、継続的な訓練の実施や平常時より災害時の行動について意識しておくことが重要であることから、可能な限り訓練の実施頻度を高めるほか、訓練の結果を振り返り、改善策につなげていく機会を設けるよう努める。

3.1 総合防災訓練

甚大な被害の発生が予想される「首都直下地震」や「東海地震」に備え、地震災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練の実施に努める。人員や救援物資の輸送訓練など、より実践的な訓練を通して、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の充実、強化を図る。

また、住民及び通勤・通学者等一人ひとりの防災知識や防災行動力の向上を目指す。

(1) 実施の時期等

防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日を選び数年ごとの実施に努める。

(2) 実施場所

総合防災訓練に適した場所とする。

(3) 実施方法

本町の主催又は埼玉県並びに他市町村との共催により、防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て実施する。

(4) 訓練内容

項目	内容
本町が主とする内容	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の設置運営訓練 ○災害情報の伝達収集、広報訓練 ○災害現地調査訓練 ○避難誘導訓練 ○指定避難所、救護所運営訓練 ○応援派遣訓練 ○道路応急復旧訓練 ○水防訓練※ ○自主防災組織等の活動支援訓練等
防災関係機関が主とする内容	<ul style="list-style-type: none"> ○消火訓練 ○救出救助訓練 ○救急救護訓練 ○災害医療訓練 ○学校、福祉施設、大規模店舗、駅等における混乱防止訓練 ○ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練 ○救援物資輸送訓練 ○交通規制訓練等
自主防災組織・地域支えあいの会・町民が主とする内容	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練 ○応急救護訓練 ○炊き出し訓練 ○巡回点検訓練 ○災害時要配慮者の安否確認、避難誘導訓練

	○避難訓練 ○避難誘導訓練等
--	-------------------

※河川管理者は、町が行う水防訓練に積極的に参加し、水防活動に協力することとする。また、社会福祉施設の管理者は、水防訓練の実施に努めることとする。

3.2 本町及び防災関係機関の訓練

本町及び防災関係機関は、地震災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

本町及び防災関係機関の訓練は、以下の方策をもって推進する。

(1) 消防訓練

消防機関は、町民の生命、身体、財産を保護するため、災害形態に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

項 目	内 容
実施の時期等	地震災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。
実施場所及び方法	町内の適当な場所において、消防職員、消防団員を中心として実施する。
訓練内容	○初動出動対応訓練 ○災害情報収集活動訓練 ○遠距離中継送水訓練 ○大規模災害対応訓練 ○消防団、自主防災組織等との連携活動訓練 ○非常招集訓練 ○その他消防に関する訓練

(2) 避難・救助訓練

地震災害時における避難及び救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次により避難救助訓練を実施する。

項 目	内 容
実施の時期等	総合防災訓練等の訓練と併せて実施するほか、随時単独で実施する。このうち、土砂災害に係る避難訓練については、毎年1回以上実施するよう努める。
実施の場所	学校、社会教育施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。
実施方法	○本町による避難救助訓練 本町が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び町民の協力を得て実施に努める。 ○保育所、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練 施設管理者は、地震災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及

	び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。
--	---

(3) 災害通信連絡訓練

地震災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような災害通信連絡訓練を実施する。

項目	内容
実施の時期等	総合防災訓練と併せて実施するほか、定期的あるいは随時単独で実施する。
実施方法	本町の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。
実施事項	○災害に関する予測、警報の通知及び伝達 ○被害状況報告 ○災害応急措置についての報告及び連絡
訓練内容	○通信連絡訓練 ○非常無線通信訓練

(4) 非常招集訓練

各防災関係機関は、非常招集訓練を実施するとともに、併せて本部運営訓練及び情報収集・伝達訓練を行い、地震災害時の即応体制の強化を図る。

項目	内容
実施の時期	総合防災訓練の際又は効果のある日を選び実施する。

(5) 緊急輸送路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、埼玉県、警察及び防災関係機関と連携して訓練を実施する。

3.3 事業所、自主防災組織及び町民の訓練

地震災害時に自らの生命及び安全を確保するため、事業所、自主防災組織及び町民は、平常時からの訓練により地震災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。

本町の事業所、自主防災組織及び町民の訓練は、以下の方策をもって推進する。

(1) 事業所等の訓練

学校、病院、工場、事業所、その他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、本町及び地域の防災組織が実施する防災訓練にも積極的に参加する。

(2) 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、本町及び消防機関等の指導の基に、自主防災組織や消防団、地域の事業所とも連携して、年1回以上の組織的な訓練を実施する。訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた防災訓練を実施する。

なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。自主防災組織における防災訓練等に関しては、防災に関するイベントを実施している NPO やボランティア団体等との協力も視野に入れ、できるだけ多くの町民が参加できるよう努める。

(3) 町民の訓練

町民は、「自らの安全は自ら守る」という認識に立ち、各種の防災訓練への積極的な参加や家庭での防災会議の実施等を継続的に行い、防災対策の強化に努める。

また、本町及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く町民の参加を求め、町民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

第4節 火山噴火降灰予防計画

本町は富士山、浅間山の噴火による降灰の影響が想定される。富士山、浅間山の噴火が町民生活等に与える影響を最小限にとどめるために、火山噴火降灰に関する知識の普及をはじめ、町民の健康や生活、農作物の生育への影響を抑えるための事前対策の検討、家庭での備蓄の推進等に努める。

第1 火山噴火降灰に関する知識の普及【自治防災課】

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされた時に町民が理解できるように、本町及び県は火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発、火山情報の種類と発令基準の周知及び降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知を図る。火山情報の種類と発表基準は以下のとおりである。

【噴火警報・予報、降灰予報】

○噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)

気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報(居住地域)」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報(火口周辺)」で、略称は「火口周辺警報」となる。

○噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものである。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等にわかりやすいように、各噴火警戒レベルにそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 発生する可能性が高まってきていると 予想される場合	レベル4 (避難準備)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼ す噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れ たところまでの火 口付近	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生す ると予想される場合	レベル2 (火口周辺規 制)
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏であ る場合、その他火口周辺等においても 影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (平常)

○噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

○降灰予報

噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報で、気象庁が発表する。

○火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁が発表する。

○火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

町民は火山の噴火警報・予報、降灰予報を理解するとともに、自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておく。また、マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常時の持ち出し用品の準備に努める。

第2 事前対策の検討【生活環境エコタウン課、農林課、上下水道課】

本町は、降灰によって生じる被害を想定し、町民の安全と健康の管理、降灰による空調機器等への影響、視界不良時の交通安全確保、農産物等への被害軽減対策、上下水道施設への影響の軽減対策、降灰処理等の事前対策について検討する。

第3 食料、水、生活必需品の備蓄【自治防災課、上下水道課】

富士山や、浅間山が噴火した場合、道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を町民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品（3日分以上を目標とし、可能であれば1週間以上を推奨）の備蓄を推進する。以下に家庭での備蓄が推奨される品目を示す。

分類	備 蓄 品 目
貴重品類	現金 10 円玉、預金通帳、印鑑、保険証、免許証
避難用具	懐中電灯、携帯ラジオ、予備の乾電池、ヘルメット・防災ずきん
生活用品	厚手の手袋、毛布、缶切り、ライター・マッチ、ナイフ、携帯用トイレ、トイレットペーパー、マスク、ゴーグル
救急用具	救急箱、処方箋の控え、胃腸薬・便秘薬・持病の薬、生理用品
非常食品	乾パン、缶詰、栄養補助食品、アメ・チョコレート、飲料水
衣類品	下着・靴下、長袖・長ズボン、防寒用ジャケット・雨具
その他	携帯用カイロ

出典：首相官邸 災害に対するご家庭での備え

第2章 震災応急対策計画

大規模地震による被害は広範囲にわたることが想定されているため、発災後、本町は多岐にわたる災害応急対策活動を迅速かつ同時並行的に実施することが求められる。

概ね発災後3日間（72時間）程度を、人命救助及び被害の発生を最小限にとどめることを最優先とする「初動期」と位置づけ、初動体制の確立及び緊急対応を図る。

その後、避難生活継続への対応、がれき処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（概ね3日後以降）を「応急復旧期」とし、諸活動を実施する。

第1節 初動期

第1 災害対策本部等の設置

地震発生に伴い本町がとる活動体制、動員計画、及び活動の中核をなす災害対策本部等の組織・運営について定める。

1.1 活動体制と配備基準【各班共通】

活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

■活動体制と配備基準（震災対策）

活動体制		配備基準	活動内容	本部等の設置
準備体制	1号配備	町の区域に震度3の地震が発生したとき	主に情報の収集及び報告を任務として活動する体制	—
警戒体制	2号配備	町の区域に震度4の地震が発生したとき 東海地震注意情報が発表されたとき その他、町長が必要と認めたとき	災害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制	災害警戒本部を設置
非常体制	3号配備	町の区域に震度5弱以上の地震が発生したとき 東海地震予知情報及び警戒宣言が発令されたとき その他、町長が必要と認めたとき	災害が発生し、町的全組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する体制	災害対策本部を設置

■職員動員計画表（震災対策）

災害対策本部		担当部署	動員区分			
部名	班名		準備体制	警戒体制	非常体制	
			1号配備 (震度3)	2号配備 (震度4)	3号配備 (震度5弱以上)	
本部長		町長	—	—	○	
副本部長		副町長	—	○	○	
副本部長		教育長	—	○	○	
本部 事務局	総括班	自治防災課	課長及び防災担当	全職員	全職員	
		総務課				
		会計課				
	議会事務局	—		主査以上の職員		
	調査 広報班					総合政策課
						財務課
						税務課
救援部	福祉班	健康福祉課	—	主査以上の職員		
	住民 相談班	町民課				
		人権推進課				
	衛生班	生活環境エコタウン課				
保育班	子育て支援課	—	主任以上の職員			
応急 復旧部	応急 復旧班			建設課		
				都市計画課		
				中心市街地活性化推進室		
地域 支援班	農林課					
	商工観光企業誘致課					
給水班	上下水道課	—	主査以上の職員			
教育部	学校班			教育総務課		
	教育 支援班			指導班		
	社会 教育班	生涯学習課				
消防部	消防班	深谷市消防本部花園消防署 寄居町消防団	—	○	○	

1.2 災害対策本部等の設置・運営【本部事務局】

(1) 災害警戒本部の設置

副町長は、災害への迅速な応急対策及び災害に対する警戒活動を実施するため、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。なお、動員する職員については、「職員動員計画表（震災対策）」に基づく、所属長とする。

■災害警戒本部の設置

項目	内容	
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 町の区域に震度4の地震が発生したとき ● 東海地震注意情報が発表されたとき ● その他、町長が必要と認めたとき 	
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 町役場3階庁議室 	
実施責任者	<ul style="list-style-type: none"> ● 警戒本部長は副町長とする。 	
組織編成	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部に準じる。なお、警戒本部長は被害状況などを常に町長に報告する。 	
警戒本部の応急対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 町の区域の被害情報の収集及び県等関係機関への伝達 ● 消防対策部における消火、救助、救急活動等 ● 町民への地震情報等の伝達 ● 町民からの通報に基づく現地確認等 ● 所管施設等の点検及び被害状況の確認 ● その他災害への警戒活動 	
災害対策本部への移行	<ul style="list-style-type: none"> ● 局地的な被害が発生した時、又は町の区域に相当の被害が発生するおそれがある時は、警戒本部長は町長に説明し、町長が災害対策本部の設置が必要と認めた場合に、警戒本部を廃止し、移行する。 	
警戒本部の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ● 警戒本部長は、災害の発生するおそれなくなったと認める時、災害応急対策が概ね完了した時、又は災害対策本部が設置された場合に警戒本部を廃止する。 	
災害警戒本部に用意すべき備品	<ul style="list-style-type: none"> ● 有線電話及びファクス ● 災害対応用臨時電話 ● 庁内放送設備 ● 災害処理表その他書類一式 ● 筆記用具等事務用品 ● 防災関係機関一覧表 ● 災害時の町内応援協力者名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線、消防無線 ● 複写機 ● テレビ、ラジオ ● ハンドマイク ● 懐中電灯 ● その他必要資機材 ● 被害状況図版、住宅地図及びその他地図類

(2) 災害対策本部の設置

町長は、本町の区域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策第 23 条第 1 項の規定に基づき災害対策本部を設置する。なお、動員する職員については、「職員動員計画表（震災対策）」に基づく、所属長とする。

■災害対策本部の設置

項目	内容	
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 本町の区域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき（自動設置） ● 東海地震予知情報及び警戒宣言が発令されたとき ● その他町長が必要と認めるとき 	
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 町役場 3 階庁議室 ● 設置した建物の正面玄関に「寄居町災害対策本部」の標識を掲げる。 	
実施責任者	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は町長とする。 ● 不在の場合は次の順位により代理する。 第 1 順位：副町長、第 2 順位：教育長、第 3 順位：総務課長 	
解散基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内において災害の発生が解消された時、又は災害応急対策が概ね完了した時に本部長が決定する。 	
設置・解散の通知方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部長は、災害対策本部を設置又は解散した時には直ちに関係機関等に通知する。 	
災害対策本部に用意すべき備品	<ul style="list-style-type: none"> ● 有線電話及びファクス ● 災害対応用臨時電話 ● 庁内放送設備 ● 災害処理表その他書類一式 ● 筆記用具等事務用品 ● 防災関係機関一覧表 ● 災害時の町内応援協力者名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線、消防無線 ● 複写機 ● テレビ、ラジオ ● ハンドマイク ● 懐中電灯 ● その他必要資機材 ● 被害状況図版、住宅地図及びその他地図類

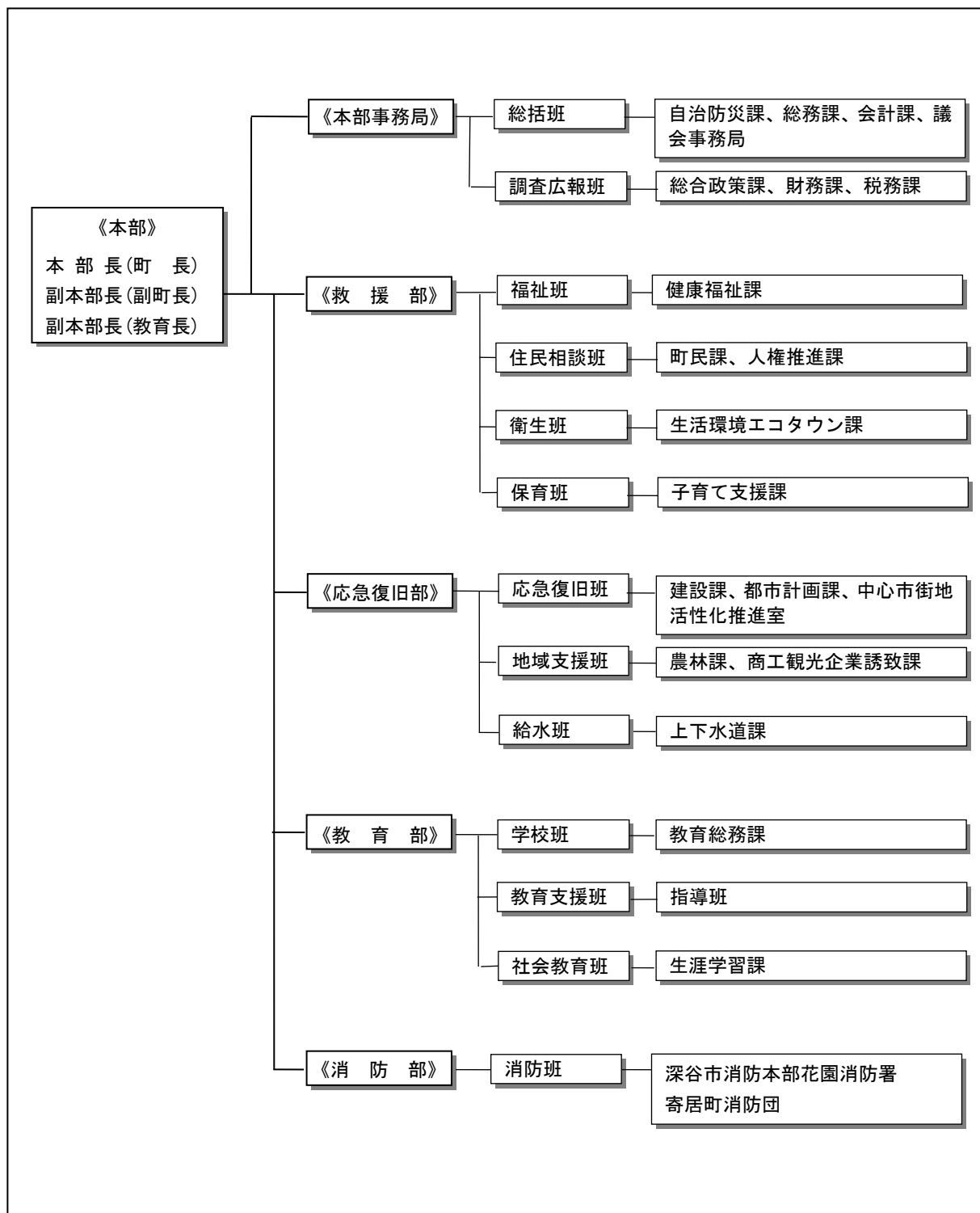
■災害対策本部設置及び解散の通知

通知先	連絡担当	通知方法
各部	総括班	庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭
埼玉県消防防災課	総括班	県防災行政無線、電話、ファクス ※県に連絡できない場合は消防庁へ通知
防災関係機関	総括班	町防災行政無線、県防災行政無線、電話、口頭
一般町民	調査広報班	町防災行政無線、広報車、メール配信、ホームページ
報道機関	調査広報班	電話、口頭
隣接市町村等	総括班	電話、文書

(3) 災害対策本部の組織編成、事務分掌

災害対策本部の組織編成、各部各班の事務分掌は、次のとおりである。

■災害対策本部組織図



■災害対策本部事務分掌【本部会議】

本部会議		事務分掌
本部長	町長	① 災害対策活動に係る重要事項の決定を行う ② 本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行う
副本部長	副町長 教育長	① 本部長を補佐し、本部長に事故のある時は、その職務を代理する ② 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する ③ 災害対策本部決定事項を命令指揮する

■災害対策本部事務分掌【本部事務局】

本部事務局長（自治防災課長）		
		{ 総括班長（総務課長） 調査広報班長（総合政策課長）
班	担当部署	分担事務
総括班	自治防災課 総務課 会計課 議会事務局	① 災害対策本部の庶務に関すること ② 防災会議に関すること ③ 各部との連絡調整に関すること ④ 災害情報の受理、伝達に関すること ⑤ 気象予警報、情報の受理、伝達に関すること ⑥ 防災行政無線の保全に関すること ⑦ 防災関係機関との連絡調整に関すること ⑧ 職員の動員及び調整に関すること ⑨ 災害救助法に関すること ⑩ 寄附金品の受領に関すること ⑪ 視察見舞いのための来町者接遇に関すること ⑫ 車両の調達、配車に関すること ⑬ その他各部に属さないこと
調査広報班	総合政策課 財務課 税務課	① 被害状況の各種調査に関すること ② 電気、電話等ライフラインの災害情報に関すること ③ 災害情報のとりまとめ及び報告に関すること ④ 災害関係予算に関すること ⑤ 広報活動に関すること ⑥ ライフライン関係の災害情報の収集に関すること ⑦ 報道機関との連絡調整に関すること ⑧ 町有財産、営造物の応急対策に関すること ⑨ 庁舎の管理及び電気通信施設の保全に関すること ⑩ 税の減免に関すること ⑪ 部内の協力に関すること

■災害対策本部事務分掌【 救援部 】

救援部長（健康福祉課長） <ul style="list-style-type: none"> 福祉班長（健康福祉課長） 衛生班長（生活環境エコタウン課長） 住民相談班長（町民課長） 保育班長（子育て支援課長） 		
班	担当部署	分担事務
福祉班	健康福祉課	① 指定避難所の開設、運営に関する事 ② 炊き出し及び主要食料の供給に関する事 ③ 飲料水の供給、確保に関する事 ④ 生活必需品の調達、あっせんに関する事 ⑤ 福祉施設の応急対策に関する事 ⑥ 医療、助産に関する事 ⑦ 日赤活動との連絡調整に関する事 ⑧ 医薬品等の調達及び配分に関する事 ⑨ 災害時要配慮者の安否確認に関する事 ⑩ 部内の協力に関する事
衛生班	生活環境エコタウン課	① 災害地の防疫、清掃に関する事 ② 遺体の処理及び埋火葬に関する事 ③ 災害時の交通安全に関する事 ④ 部内の協力に関する事
住民相談班	町民課 人権推進課	① 町民の相談窓口の開設及び対応に関する事 ② 安否情報に関する事 ③ 埋火葬の許可に関する事 ④ 被災者に対する保険給付の早期支払いに関する事 ⑤ 拠出年金の保険料免除に関する事 ⑥ 部内の協力に関する事
保育班	子育て支援課	① 保育園児の避難に関する事 ② 保育施設の応急対策及び災害復旧に関する事 ③ 部内の協力に関する事

■災害対策本部事務分掌【 応急復旧部 】

応急復旧部長（建設課長） <ul style="list-style-type: none"> ① 応急復旧班長（建設課長） ② 地域支援班長（農林課長） ③ 給水班長（上下水道課長） 		
班	担当部署	分担事務
応急復旧班	建設課 都市計画課 中心市街地活性化 推進室	① 道路、橋梁等の応急対策及び災害復旧に関する事 ② 応急仮設住宅の建設に関する事 ③ 公営住宅の応急対策に関する事 ④ 道路の交通制限に関する事 ⑤ 河川の危険箇所の調査に関する事 ⑥ 造成又は建築中の開発行為等に係る応急対策の指導及び被害調査に関する事 ⑦ 都市関係施設の被害調査に関する事 ⑧ 町有建築物の緊急処置等の技術的指導に関する事 ⑨ 鉄道、バス等交通機関の運行状況把握に関する事 ⑩ 部内の協力に関する事
地域支援班	農林課 商工観光企業誘致課	① 食料の調達、あっせんに関する事 ② 農林業関係被害状況の調査報告に関する事 ③ 被災農家の金融に関する事 ④ 農業施設の応急対策及び復旧に関する事 ⑤ 病虫害防除及び家畜伝染病防疫に関する事 ⑥ 商工観光関係の被害調査に関する事 ⑦ 被災中小企業に対する災害融資に関する事 ⑧ 部内の協力に関する事
給水班	上下水道課	① 給水に関する事 ② 水道施設の被害状況調査及び報告に関する事 ③ 水道施設の緊急修理に関する事 ④ 下水道施設の被害状況調査及び報告に関する事 ⑤ 下水道施設の緊急修理に関する事 ⑥ 部内の協力に関する事

■災害対策本部事務分掌【教育部】

教育部長（教育総務課長） <ul style="list-style-type: none"> ① 学校班長（教育総務課長） ② 教育支援班長（指導班主席指導主事） ③ 社会教育班長（生涯学習課長） 		
班	担当部署	分担事務
学校班	教育総務課	① 指定緊急避難場所の開設及び運営の協力に関する事 ② 学校等教育施設の応急対策及び災害復旧に関する事 ③ り災町民への炊き出し支援に関する事 ④ 部内の協力に関する事
教育支援班	指導班	① 災害応急教育に関する事 ② 部内の協力に関する事
社会教育班	生涯学習課	① 文化財の保護及び応急対策に関する事 ② 公民館等施設の応急対策及び災害復旧に関する事 ③ 部内の協力に関する事

■災害対策本部事務分掌【消防部】

消防部長（消防長）		
班	担当部署	分担事務
消防班	深谷市消防本部 花園消防署	① 災害活動全般の調整に関する事 ② 危険物施設等の監視、警戒、応急措置の指導に関する事 ③ 消防部隊の運用に関する事 ④ 災害情報の収集及び伝達に関する事 ⑤ 部内の協力に関する事
	寄居町消防団	① 人命の救出及び救助 ② 被災者の避難誘導 ③ 避難路等の障害物の除去 ④ 危険物等の措置 ⑤ 排水活動並びに給水活動の協力 ⑥ 死者及び行方不明者の搜索 ⑦ 被災情報の収集、伝達 ⑧ その他災害防御に必要な活動

(4) 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下のとおり実施する。

1) 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針の協議をするため、本部長は随時本部員で構成する本部会議を開催する。本部長は議長を務める。

本部員に事故がある場合は、当該部の次席者が代理出席する。

項目	内容
本部事務局	本部会議に、本部事務局を置く。「本部事務局」は、「総括班」及び「調査広報班」により構成され、本部と各部各班との相互連絡及び情報交換を行う。
各部各班	災害対策本部各部各班は、非常体制における「災害対策本部事務分掌」に従い業務を遂行する。

2) 災害対策本部の職務

災害対策本部は、町全域的な被災状況に関する情報の収集を行い、状況を把握するとともに、以下の事項を協議、決定する。

項目	内容
災害対策本部の協議、決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ○本部の設置及び廃止に関すること。 ○重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ○避難の勧告又は指示に関すること。 ○「災害救助法」(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。 ○市町村の相互応援に関すること。 ○埼玉県及び公共機関に対する応援要請に関すること。 ○各部各班間の連絡及び調整に関すること。 ○防災対策に要する経費の支弁に関すること。

(5) 災害対策本部の閉鎖

本部長は、町の区域において災害発生のおそれが解消し、かつ、災害応急対策が概ね完了したと認める時は、災害対策本部を閉鎖する。

災害対策本部の閉鎖の通知等は、「■災害対策本部設置及び解散の通知」(P2-76 参照)に準じて処理する。

第2 職員の参集配備

地震災害時において職員が実施すべき応急活動を次のように定める。

2.1 職員の初動活動【各班共通】

(1) 地震直後の緊急措置

地震直後の緊急措置を、勤務時間内と勤務時間外とに分けて以下に示す。

■勤務時間内

項目	内容
震度4の地震が発生 (警戒体制)	<p>【職場内の緊急措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努める。 ● 来庁者の安全を確保し、避難が必要な場合には、安全な場所への避難誘導を行う。 ● 施設内及び周辺において、危険箇所への立ち入り規制や薬物・危険物に対する緊急の防護措置を講じる。 ● 非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、機能を確保する。 <p>【服务内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職員は配備対象外であっても、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。 ● 原則として行事、会議、出張等を中止する。 ● 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで帰宅せずに待機する。 ● 災害現場に出動する場合は、腕章を着用する。 ● 自らの言動で町民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。
震度5弱以上の地震が発生 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区防災拠点、指定避難所開設を担当する職員は指定避難所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。

■勤務時間外

項目	内容	参集時の携行品
震度4の地震が発生 (警戒体制)	<p>【服務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象職員は動員指令の有無にかかわらず、職員動員計画に基づき速やかに自主参集し、指揮者の指示に従い的確、適切に行動する。 <p>【参集後の緊急措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町役場及び各施設の被害状況の把握を行う。 ● 被害の状況に応じて、町役場及び各施設の緊急防護措置を講じる。 ● 町役場及び各施設の安全確保（初期消火、飛散ガラス処理等）を行う。 ● 非常用自家発電施設や通信施設の点検、機能確保は各庁舎及び各施設管理者が登庁した段階で、速やかに実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身分証明書 ● 自分用の食料、飲料水 ● 雨具、防寒着、軍手等 ● ラジオ、懐中電灯 ● 作業がしやすい服装
震度5弱以上の地震が発生 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区防災拠点、指定避難所開設を担当する職員は指定避難所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。 ● 交通機関等の被災により登庁が不可能な場合は、自らの安否及び周辺の被災状況を可能な限り電話等により連絡し、所属長の指示を受ける。また、登庁可能になった職員は、所定の配置に就く。 	

(2) 地震情報の収集

地震発生直後、県防災行政無線、防災気象情報機器、テレビ、ラジオ等から地震情報を収集する。

(3) 指定避難所の開設

指定避難所配備の職員は、指定避難所の開設、救護、指定避難所近隣の被災状況の把握及び災害対策本部への報告並びに情報伝達を実施する。なお、大規模広域災害などで政令により災害が指定された場合、消防法第17条の規定を適用せずして避難所等を設置・開設することができる。

(4) 初動期災害情報の収集

災害対策本部は、警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、各部・各班が収集した初動対応に必要な情報を整理するとともに、自衛隊災害派遣の要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

2.2 職員動員の連絡【総括班】

職員動員の連絡方法及び連絡網は、次のとおりである。

(1) 動員の連絡方法

配備体制ごとの職員への連絡方法は、次のとおりである。今後、勤務時間外の参集に備え、携帯電話等のメール機能を活用した安否確認システムの導入を検討する。

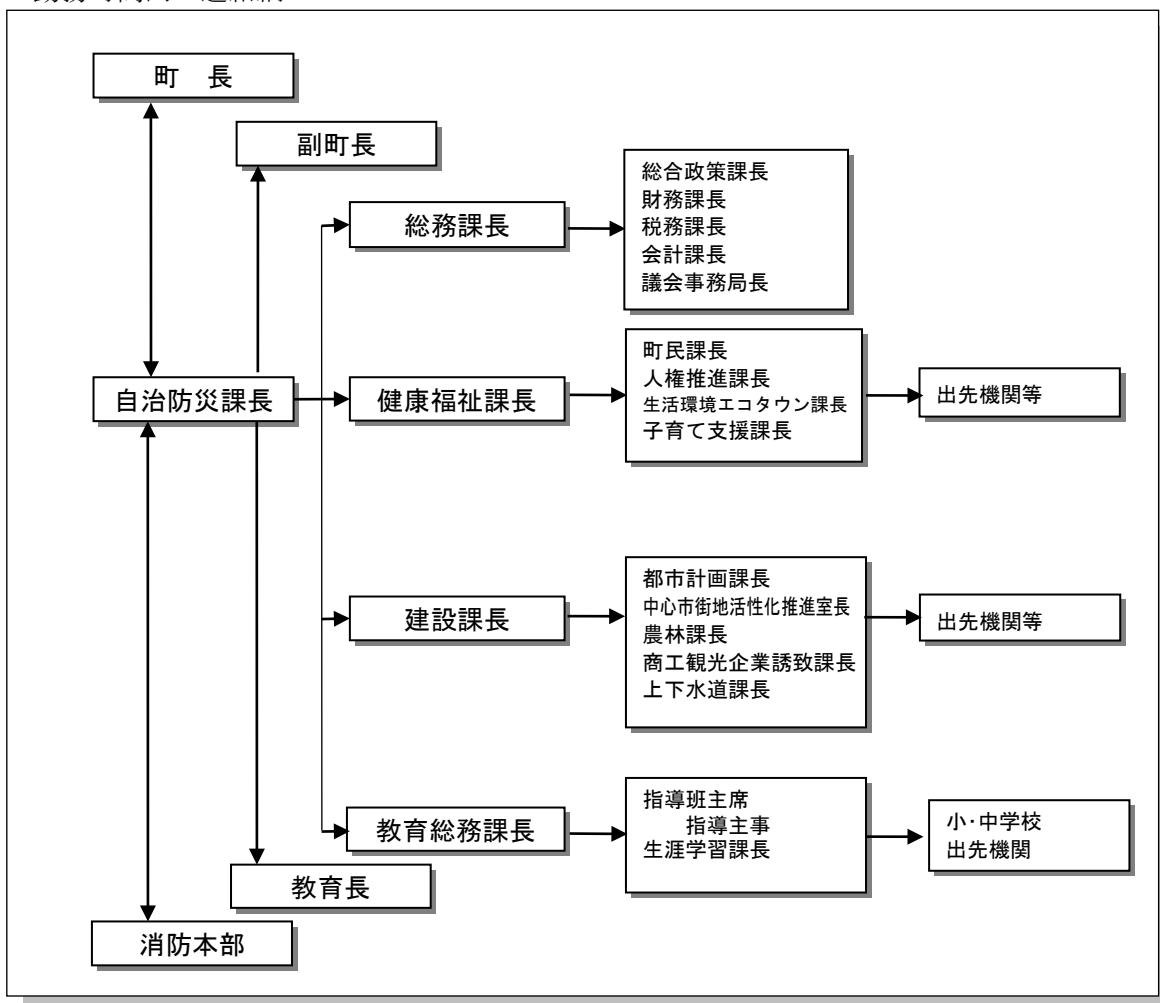
■連絡方法

活動体制と配備区分		参集職員	勤務時間内	勤務時間外
準備体制	1号配備	防災要員	庁内放送、電話、FAX、 伝令により連絡	電話連絡等により参集
警戒体制	2号配備	所定の職員		
非常体制	3号配備	全職員		自主参集

(2) 勤務時間内の連絡

勤務時間内の連絡網は、次のとおりである。

■勤務時間内の連絡網



(3) 勤務時間外の連絡

勤務時間外においては、警戒体制では、自治防災課職員が所定の職員に対して電話等により連絡を行うものとし、非常体制では職員による自主参集とする。

2.3 応急活動の留意点【本部事務局】

(1) 災害対策本部の弾力的運営

大地震においては、数多くの災害応急対策を同時並行的に行うことが要求される。また、職員自身も被災者となり参集不能となり得る事態も予想される。

そのため、災害状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的に要員の運用を図り、災害応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

(2) 災害対策要員のローテーション

大地震の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、「総括班」が災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が事務分掌を考慮して決定する。

(3) 応援部隊等の受入

大地震においては、本町の防災体制だけでは災害応急対策のすべてに対応できないことも予想され、その際は「総括班」が、自衛隊、県、近隣市町村等に対して応援を要請することとなる。

また、町内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、各部・各班は相互に緊密な連携を図り、これらの応援部隊が円滑に活動できるよう受入れ体制を整える。

第3 情報の収集、伝達

本町の区域において大規模地震が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達並びに災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、町民の相談を受け付ける窓口の設置、報道機関への情報提供等に関する活動計画を定める。

3.1 情報連絡体制【本部事務局】

(1) 情報連絡系統

地震災害時における本町災害対策本部を中心とした情報連絡系統は、P2-89 に図示したとおりである。

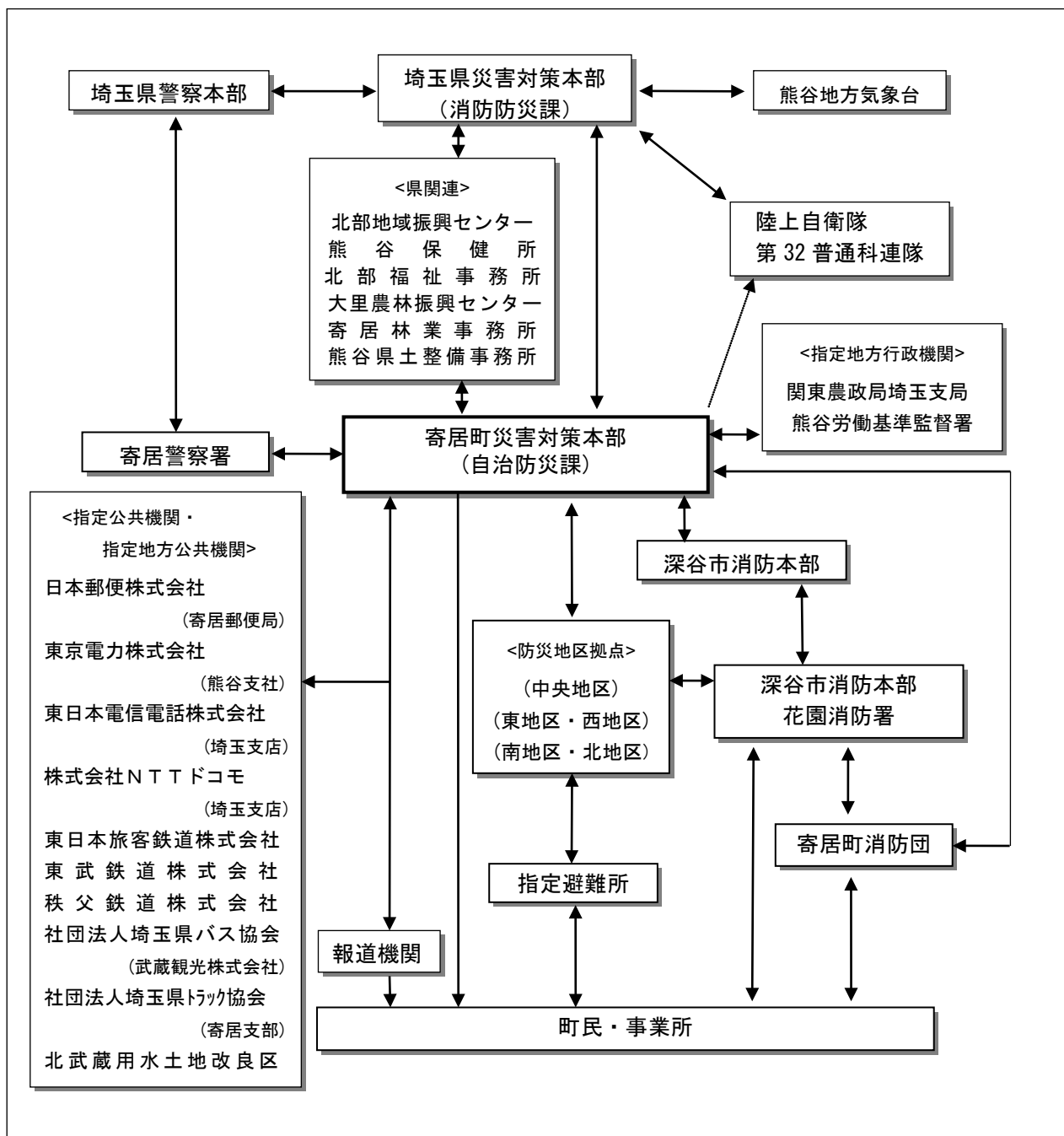
(2) 情報連絡通信手段

地震災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。

項目	内容
災害通信の運用方針	主要な通信施設である有線電話の途絶でも対応できるよう、地震災害時の通信は、無線通信等の各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとする。

項目	内容
町災害対策本部と町の各機関との通信手段	<p>本町の各機関との通信手段は、防災行政無線及び消防無線を活用する。ただし、消防無線は、消防活動の程度に応じて可能な場合に使用するものとする。</p> <p>各機関及び地区拠点指定避難所との通信手段は有線を主体とするが、有線が途絶した場合は、移動系防災行政無線の設置、あるいは道路事情を考慮し、庁用車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し迅速に情報を連絡する。</p>
国、県等との通信手段	<p>本町と埼玉県との通信手段は、県防災情報システム、県防災行政無線、災害応急復旧用無線電話を使用し、県災害対策本部及び県の地域機関と情報連絡を実施する。</p>
防災関係機関との通信手段	<p>本町と防災関係機関との通信手段は、有線電話、防災行政無線、災害応急復旧用無線電話、消防無線等を使用して通信連絡を実施する。</p>
他団体への協力要請通信手段	<p>有線電話の途絶した場合にアマチュア無線局の協力を得るものとし、このため町にもアマチュア無線局を設置して災害情報の収集に努める。</p>
非常通話及び非常電報の利用	<p>災害の予防及び救護、交通、通信、もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電話又は電報については、他の電話に先立って接続し、電送及び配達することになっているので、これを活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水防機関相互間 ○消防機関相互間 ○災害救助機関相互間 ○災害の予防又は救援に直接関係ある機関
緊急通話及び緊急電報	<p>公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電話又は電報については、他の電話又は電報に先立って接続し、又は伝送及び配達をすることになっているので、これを活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害の予防又は救援に直接関係ある機関
災害情報通信のための通信施設の優先使用	<p>災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急時において特別の必要があると認められた時、又は災害が発生しその応急措置に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があると認められた時、通信施設を優先して使用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警 察 ・ 消防機関 ・ 水防機関 ・ 鉄道事業者 ・ 鉱業事業者 ・ 電気事業者 ・ 航空保安機関 ・ 気象業務機関 ・ 自衛隊 <p>【優先する場合の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急の場合に混乱が生じないようにあらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きを定める。 ○町が警察の専用電話又は無線施設を使用する時は、あらかじめ埼玉県警察本部長と協定する。
非常通信の利用	<p>災害が発生し又は発生するおそれがある時は、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のために有線通信を利用することができない時又は著しく困難である時は、電波法第 52 条に基づいて「非常通信」を利用する。</p>
通信施設の復旧対策	<p>災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施して通信を確保する。</p>

■情報連絡系統図



注) ←----- : 町から県災害対策本部への連絡ができない場合の通信網

3.2 災害情報の収集・伝達体制【各班共通】

(1) 実施体制

各部において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報は、次の実施体制により収集、整理及び伝達する。

- 各部・各班は、担当業務に関わる被害状況及び応急・復旧対策状況に関する情報を収集し、速やかに「本部事務局」へ報告する。
- 本部事務局「総括班」は、各部・各班をはじめ埼玉県及び防災関係機関から収集した災害情報を整理し、災害対策本部会議へ報告する。
- 災害対策本部会議は、災害情報を分析・判断し、災害対策の活動方針を本部事務局「総括班」を通じて各部・各班に伝達、指示する。
- 本部事務局「広報班」は、災害情報を防災関係機関及び町民に伝達・広報する。

■災害情報の収集

情報項目	対象内容	担当部・班
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	各班共通、消防部
一般建築物被害	全壊(全焼)、半壊(半焼) 一部損壊、床上・床下浸水	調査広報班、消防部
公共土木・都市施設等被害	道路、河川、水路、橋梁等 町営住宅、公園施設等	応急復旧班
ライフライン施設被害	上・下水道、ガス、電気、電話	給水班、調査広報班
社会福祉施設被害	社会福祉施設、心身障害者福祉施設、 老人福祉施設、児童福祉施設	福祉班
環境衛生施設被害	ごみ処理施設、し尿処理施設	衛生班
医療施設被害	民間医療機関	福祉班
商工業・農業被害	商工業施設等、農産物等	地域支援班
火災等被害	消防庁舎 火災及び危険物等による被害	消防部
学校施設被害	町立学校、給食施設 町立学校以外の施設	学校班
社会教育施設被害	公民館、文化財、図書館、体育館等	社会教育班
公共交通施設被害	鉄道、バス等	地域支援班
その他（行政財産・施設）	町役場	調査広報班

(2) 初動期の情報収集体制

地震発生直後の初動期の災害情報は、早期の災害応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として、特に重要である。

そのため、以下に示す方法により被害情報等を迅速かつ的確に収集する。

1) 情報収集

「総括班」は、原則として震度5弱以上の地震が発生した時又は発生したと思われる時は、災害対策本部各班と連携して、指定避難所及び情報収集手段の途絶えた地域の情報を収集する。

なお、情報収集のための出勤に際しては、障害物等による道路の途絶も想定されることから、オートバイ、自転車を利用することも考慮する。

2) 防災拠点からの情報収集

町内の各防災拠点から、防災行政無線等により初動期災害情報を収集する。

3) 消防団からの情報収集

消防団の分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり災害情報の収集活動を行う。

4) 自主防災組織、住民組織等からの情報収集

町内の自主防災組織や住民組織等からも地域における災害情報を収集する。

5) その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求めて災害情報を収集する。

また、町民の間の通信手段として広くインターネットが普及しており、この通信手段を活用して被災地の情報を収集する。

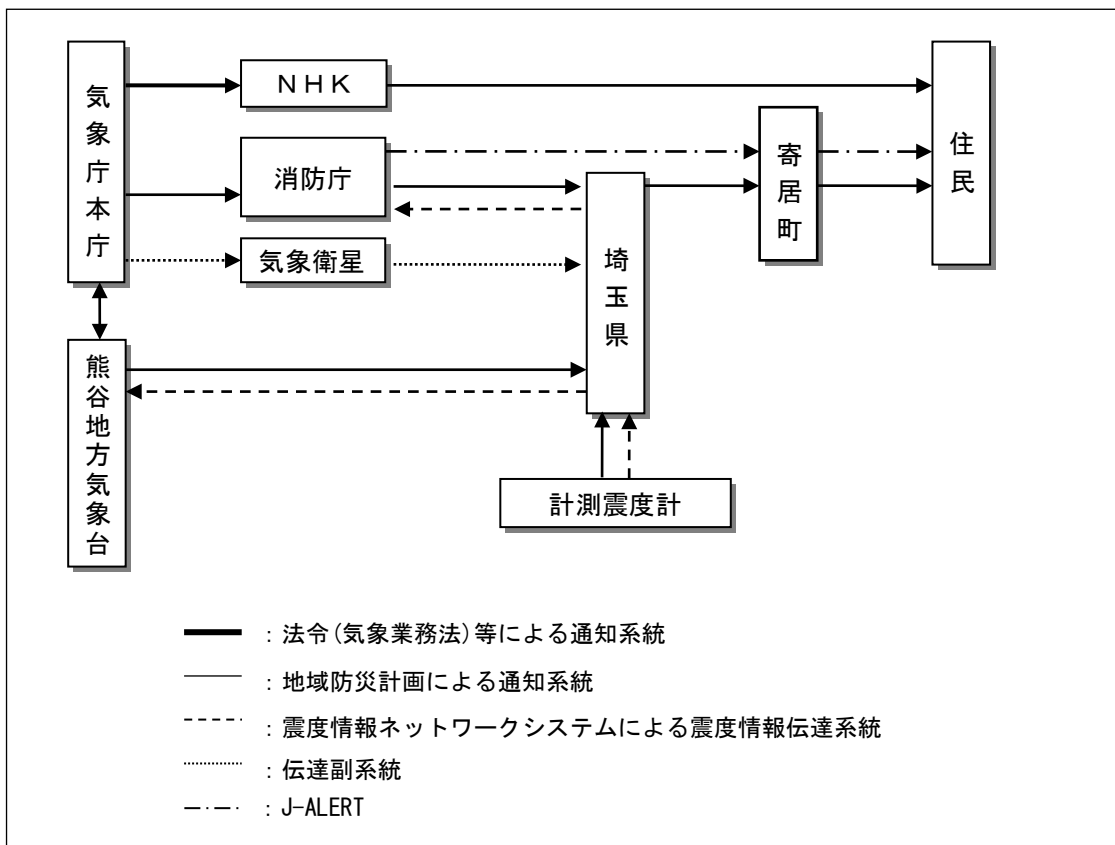
(3) 地震情報

1) 地震情報の収集体制

「総括班」は、町役場に設置した震度計の確認及び県防災行政無線による地震情報等から、地震の規模と範囲の概況を把握する。

本町が収集する地震情報の主たる流れは次のとおりである。

■地震情報の収集伝達体制



2) 余震情報の収集体制

本震情報の収集体制と同様とする。

(4) 火災等被害情報

地震火災の特徴である同時多発火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その警戒、鎮圧、被害の拡大防止に努めるため、火災の出火及び延焼拡大の危険性に関する情報収集を行う。

(5) 人的被害情報

地震発生直後は、広域的あるいは局地的に多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

人命救助活動は、地震発生直後からの初動期に最も必要とされ、そのためには初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各部各班は、担当業務の被害調査に関連し速やかに人的被害を収集し「本部事務局」に報告する。

「本部事務局」は、各部各班からの情報、警察署及び防災関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握する。また、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し被害の発生状況を把握する。

(6) 一般建築物被害情報

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における災害応急対策の実施の上で重要である。このため、町の区域全体の被害状況を速やかに把握する。

(7) 公共施設被害情報

本町が管理する公共施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し「本部事務局」に報告する。被害状況は、写真等により記録する。

また、国、県等の管理する公共施設の被害については、各関係機関から災害情報を収集する。

(8) ライフライン被害情報

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の災害応急対策及びその後の町民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

項目	内容
ライフライン(上、下水道)被害調査	上、下水道については、「給水班」が被害状況調査を実施し、「本部事務局」に報告するとともに、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。
その他のライフライン被害調査	その他のライフラインについては、「調査広報班」が各事業者から被害状況を把握する。
ライフライン復旧情報	ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして町民への情報提供ができるように、「調査広報班」が各事業者から復旧情報を把握する。

(9) 交通施設被害情報

道路等の交通施設被害について被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得る。

また、国、県及び東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、秩父鉄道株式会社が管理する交通施設については、関係機関から被害状況を収集する。

項目	内容
道路被害情報	<p>「応急復旧班」は、道路施設の被災状況を調査し、「本部事務局」に報告する。</p> <p>○本町は、町の区域内的の緊急輸送道路の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。また、復旧状況及び交通規制状況等を把握する。</p> <p>○本町は、県がとりまとめた緊急輸送道路被害の状況を収集し、災害応急対策を実施するとともに、防災関係機関に連絡する。</p>
鉄道被害	<p>「地域支援班」は、鉄道施設の被災状況及び運行状況等について施設管理者等から情報を収集する。</p>
バス等被害	<p>「地域支援班」は、町内で運行するバスの被災状況及び運行状況等について事業者から情報を収集する。</p>

(10) その他の被害情報

その他の被害としては、商・工業、農業等に関する被害があげられる。

「地域支援班」は、基本的には建物被害の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から被害情報を収集・把握する。

3.3 被害調査の報告【各班共通】

本町の区域で発生した被害報告は次のとおりとする。

(1) 災害対策本部への報告

登庁した職員、関係各部及び防災関係機関等において把握された被害状況に関する情報は、災害対策本部の「本部事務局」へ報告する。

(2) 県への報告（災対法第 53 条第 1 項）

県への報告は、「総括班」が災害の発生と経緯に応じて県防災情報システムにより報告するものとする。県防災情報システムが使用できない場合は、以下の方法で行う。

項目	内容
被害速報	被害速報は、発生速報と経過速報とに分け所定の様式（様式集参照）を用いて報告する。 【発生速報】 「発生速報」を用いて、その概要について被害発生直後に行う。 【経過速報】 「経過速報」を用いて、被害状況の進展に伴い収集した被害について逐次報告するものとし、特に指示する場合のほか2時間ごとに行う。
確定報告	別に定める被害の判定基準（資料集参照）を参考とし、「被害状況調」（様式集参照）を用いて地震災害のあった日から7日以内に報告する。 なお、全壊、半壊、死者及び重症者等が発生した場合は、本籍、住所、氏名、年齢、性別、障害の程度を附記すること。

■ 県への連絡先（防災情報システムが使用できない場合）

被害速報		確定報告
県消防防災課 （勤務時間内）	Tel 048-830-8181 Fax 048-830-8159 防災行政無線 Tel 88-6-8181 Fax 88-6-8159	県消防防災課
県危機管理防災部当直 （勤務時間外）	Tel 048-830-8111 Fax 048-822-8119 防災行政無線 Tel 88-6-8111 Fax 88-6-8119	
県北部地域振興センター	Tel 048-524-1110 Fax 048-524-0770 防災行政無線 88-80-999	

(3) 消防庁への報告

本町が県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（災対法第53条第1項括弧書）。また、本町の区域において震度5強以上の地震が発生した場合は、県だけでなく消防庁へも報告する。

■ 消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
応急対策室 〔平日(9:30～18:30)〕	一般加入電話	電話	03(5253)7527
		FAX	03(5253)7537
	消防防災無線	電話	9049013
		FAX	9049033
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-9049013
		FAX	TN-048-500-9049033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	電話	03(5253)7777
		FAX	03(5253)7553
	消防防災無線	電話	9049102
		FAX	9049036
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-9049102
		FAX	TN-048-500-9049036

注) TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す

3.4 町民への広報活動【調査広報班】

(1) 広報活動の方針

地震災害時における町民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を町民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、町民に周知するよう努める。

項目	内容
広報ルートの一元化	広報活動における情報の不統一を避けるために広報ルートの一元化を図る。 広報活動の流れは、原則として「本部事務局」による広報事項の収集・整理、災害対策本部会議による広報内容の審査・決定、「調査広報班」による広報の実施となる。
災害広報の方法	町民への広報は、防災行政無線及び広報車等の他、携帯電話のメール配信等を活用して実施する。 また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する町民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、町民等（避難者・指定避難所外の被災者・町外避難者等）に周知するよう努める。

(2) 初動期の広報

地震直後の広報は、町からの直接的な広報（呼びかけ）が町民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す町民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- 町災害対策本部の震災対策状況
- 住民に対する避難勧告・指示等に関する事項
- 災害救助活動状況
- 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- 県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- 電話の通話状況
- 支援情報（指定避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- 電気、ガス、水道等の状況
- 流言、飛語の防止に関する情報

2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、下記的手段により町民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- 防災行政無線による広報
- 町の広報車
- 携帯電話のメール配信による広報
- テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報

3.5 報道機関への情報提供【調査広報班】

被災地の町民が、適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

(1) 災害情報の提供

「調査広報班」は、プレスセンターを開設し報道機関に対して災害情報を提供する。

1) 災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。

個人情報の公開については、十分に配慮の上実施する。

- 地域の被害状況等に関する情報
- 本町における避難に関する情報
 - ・避難の勧告に関すること
 - ・避難施設に関すること
- 地域の応急対策活動の状況に関する情報
 - ・応急救護所の開設に関すること
 - ・交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ・電気、水道等の復旧に関すること
- その他町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
 - ・給水及び給食に関すること
 - ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
 - ・防疫に関すること
 - ・各種相談窓口の開設に関すること

2) プレスセンターの開設

「調査広報班」は、報道機関等に情報を提供するためのプレスセンターを庁舎内に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。

また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問い合わせ等に対応する。

(2) 災害情報の報道依頼

「調査広報班」は、広く住民に対して災害に関する情報を広報したい時には、テレビ、ラジオの報道機関へ依頼する。

テレビ、ラジオについては、埼玉県を通じてNHKさいたま放送局、テレビ埼玉、FM NAC 5（エフエムナックファイブ）などに対し放送を要請する。

ただし、やむを得ない場合は、本町からファックス又はEメールを用いて直接依頼する。

第4 広域応援要請【総括班】

町長は、地震の規模や災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断した時は、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。町災害対策本部は、必要に応じて、現地対策本部との合同会議を活用する等により、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

また、県は必要と判断する場合、県内の市町村長に対して他の市町村長を応援すべきことを指示することができ、他の都道府県知事に対しては応援を求めることができる。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。

4.1 県への応援要請

町の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、町長は知事に対して応援又は応援のあつせんを求めることができる。

また、町長は、災対法に基づいて知事に応急措置等の実施を要請することができる。知事に対する応援又は応援のあつせん及び応急措置等の要請は、県危機管理防災部消防防災課を経由して、次に掲げる事項について文書により処理する。

(1) 県に緊急措置の実施又は応援を求める場合

- 災害の状況
- 応援を要請する理由、期間
- 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他の必要事項

(2) 自衛隊、指定地方行政機関に対する応援のあつせんを知事に求める場合

1) 自衛隊の災害派遣要請を求める場合

- 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

2) 他の市町村、各機関又は応援要請のあつせんを求める場合

- 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- 応援を希望する区域及び活動内容
- その他の必要事項

4.2 隣接市町村等への応援要請

町長は、災害応急措置を実施するため必要があると認める時は、災害時応援協定を締結している深谷市、熊谷市に対し以下の事項を示して応援を求める。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 通行可能経路
- 応援の受け入れ地
- その他応援に関し必要な事項

4.3 防災関係機関への応援要請

本町は、災害の規模等必要に応じ指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関と連携し被害の軽減に努める。

4.4 国への応援要請

本町の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合は、国が応急措置を代行する。

(1) 防災関係機関の責務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し又は発生するおそれがある時は、法令・防災業務計画・県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

項 目	内 容
組織等の整備	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービス基準を定めておく。
職員の派遣	本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策のために必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請する。

第5 自衛隊の災害派遣【総括班】

本町は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

5.1 派遣要請

本部長は知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

5.2 依頼要領

(1) 担当部署

自衛隊の災害派遣要請依頼に関する手続きは、「総括班」が担当する。

(2) 依頼方法

本部長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとする時は、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、知事に要請を依頼する時間がない時は、直接最寄りの部隊に通報する。この場合は、事後所定の手続きを速やかに行う。

■ 県への依頼要領

提出先	埼玉県 危機管理防災部 危機管理課
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ・ 派遣を必要とする期間 ・ 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要 ・ 派遣を希望する区域及び活動内容 ・ その他参考となるべき事項

■ 時間帯による県への連絡先

勤務時間内	危機管理課（調整担当） 電話 048-830-8121 FAX 048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 FAX 048-822-8119

(3) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のために必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

■自衛隊の災害派遣要請の範囲

項目	災害派遣要請の範囲
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の救助	避難者の誘導、輸送等
避難者の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作製積込み及び運搬
消防活動	消防活動利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等(ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本町準備)
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)
炊飯・給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。(ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受ける者に対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	町長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

5.3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに知事及び町災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- 大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- 通信の途絶等により埼玉県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

5.4 派遣部隊の撤収要請

本部長は、応急・復旧対策の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼する時は、派遣部隊の長と協議の上、知事あてに依頼する。

5.5 経費の負担区分

災害派遣に関する費用で主要なものである人件費など大部分の費用は原則として防衛省の経費となるが、派遣部隊が現地で救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と本町が協議する。

第6 災害救助法の適用【総括班】

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

6.1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施については、都道府県知事の法定受託事務とされている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋 葬
- 死体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしている物の除去

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認める時は、救助の実施に関するその職権の一部を町長に委任することができる（災害救助法第30条）。

埼玉県においては、埼玉県災害救助法施行細則第16条により、次の救助に関する職権を町長にあらかじめ委任している。

なお、応急仮設住宅、医療・助産についても町長に委任することができる。

救助の種類と実施者は、以下のとおりである。

■救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
指定緊急避難場所の設置及び収容	7日以内	町
炊き出し及び食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	町
医療及び助産救助	14日以内 (ただし、助産は分娩した日から7日以内)	医療班派遣：知事及び日赤県支部 その他：町
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	町
被災者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
仮設住宅の建設	着工20日以内	対象者、敷地の選定：町長 建設：県
住宅応急修理	完成1ヶ月以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

(4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、町長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

6.2 災害救助法の適用及び実施

災害救助法による救助は、本町の区域を単位に原則として同一原因の災害による町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にある時に実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

項目	内容
原則	<p>町長は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、町長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。</p>
災害事態が急迫している場合	<p>○災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、救助に着手することができる。 ○この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。</p>

(2) 適用基準

災害救助法による救助は、町の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当する時適用される。

■ 寄居町の災害救助法適用基準

①	町内の住家滅失世帯数	60 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	町内の住家滅失世帯数	30 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
④	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

住家の滅失	(7) 住家の損壊、消失もしくは流失した部分の面積が、その住家の床面積の70%以上に達したものの。
	(4) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものの。
住家の半壊・半焼	(7) 住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のものの。
	(4) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものの。
住家の床上浸水、土砂の堆積	(7) 浸水がその住家の床上に達した程度のものの。
	(4) 土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものの。

■世帯及び住家の単位

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(5) 埼玉県への報告

町長は、委任された職権を行使した時は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、本町に新たに救助を委任した時は、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

6.3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて町長が救助を実施する。

第7 消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害が、人的にも、物的にも最も大きい。

そのため、「消防部」は、町民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開する。

7.1 応急消防活動【消防部、本部事務局、応急復旧班】

(1) 消防本部による消防活動

大規模地震の発生に伴い「消防部」は、直ちに以下の消防活動にあたるものとする。

1) 情報収集及び伝達

① 被災情報の把握

迅速な消防・救急救助活動を実施するために、あらゆる交通手段を利用し、被害状況の早急かつ的確な把握に努める。

② 情報の伝達

「消防部」は災害の状況を本部長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

■被災情報の把握

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の発生状況 ・ 延焼地域の状況 ・ 水道施設の被害状況 ・ 危険物の流出等の状況 ・ 道路の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部 ・ 警察署 ・ 消防団 ・ 自主防災組織 ・ 町民からの通報、駆け込み
救急救助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急救助事案の発生状況 ・ 病院等医療施設の被害状況 ・ 道路の被害状況 ・ 建物の倒壊状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集職員 ・ テレビ等の映像情報

2) 初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

項目	内容
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○初動体制の強化を図るとともに、被災状況の把握に努める。 ○庁舎並びに車両の被害状況の調査と応急措置にあたる。 ○高所見張りを行い、被害の全体状況の把握を行う。 ○広報車を出動させ、避難予定路線、出火頻度及び延焼拡大のおそれが著しい木造密集地域を優先して出火防止、出火時の措置及び避難上の指示について広報する。 ○非常参集者からの災害状況報告、また通行人等から情報の提供をうけ、その災害状況を早期に把握し、状況により調査確認させる。

3) 消火活動

消防機関における消火活動は、消防本部及び消防団が行う。

なお、同時多発火災が発生した場合は、以下の原則による。

項目	内容
避難地及び避難路確保優先の原則	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。
重要地域優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。
消火可能地域優先の原則	同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。
市街地火災消防活動優先の原則	大規模危険物貯蔵・取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。
火災現場活動の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出動隊の指揮者は、災害の様態を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ・ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した時は、積極的に攻撃的現場活動によって火災を鎮圧する。 ・ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した時は、住民の安全確保を優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

4) 救助および救急活動

項目	内容	
活動方針	救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救急活動を優先して実施する。	
事前措置	消防長は、救助・救急業務の推進にあたり、管内の各医療機関及び警察等関係機関と常に必要事項について研究検討し、災害発生時の積極的活動の方策を講じるとともにその徹底に努めるものとする。	
活動要領	基本方針	<p>○重症者優先の原則</p> <p>救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。</p> <p>○幼児・高齢者優先の原則</p> <p>傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力の劣っている者を優先する。</p> <p>○火災現場付近優先の原則</p> <p>延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>○救助・救急の効率重視の原則</p> <p>同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先する。</p> <p>○大量人命危険対象物優先の原則</p> <p>延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。</p>
	活動内容	<p>災害事故現場における救出、救急活動は次のとおりとする。</p> <p>○傷病者の救出作業</p> <p>○傷病者の応急処置</p> <p>○傷病者の担架搬送</p> <p>○救急医療品、資器材及び医療救護班（医師、看護師）等の緊急搬送</p> <p>○仮設救護所より常設医療機関への搬送</p> <p>○重症病者等の緊急避難搬送</p>
	活動体制	<p>消防長は、災害発生状況によって現場に指揮本部を開設し、災害現場における救助・救急体制の確立を図る。</p> <p>○発災初期の活動体制</p> <p>地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の救助・救急を行い、積極的に大規模救助事象の発見及び医療機関等の受入れ体制を把握し、広域救助・救急体制に移行する。</p> <p>○火災が少ない場合の体制</p> <p>火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、早期に部隊編成順位の下の隊から順次切り替えて災害現場に投入し、救助・救急体制を確保する。</p>

5) 実施要領

項目	内容
救助・救急事象の把握	救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、警戒派遣隊、参集職員、消防団員、自主防災組織通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。
救出	倒壊家屋等のため自力で脱出できない傷病者を各種救助用資器材及び人員を活用し、その危険を排除、生命及び身体の安全を確保する。
応急救急処置	被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法並びに緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病者悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。
現場仮救護所の設置	傷病者が多数発生している災害現場には、現場仮救護所を設置して救護活動を行う。現場仮救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心にあて、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。
傷病者の搬送	救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により救護所等への緊急分散搬送を行う。また、傷病者の救急搬送にあたっては、軽症者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。
医療救護班及び医療品資材等の緊急搬送	被災傷病者収容施設において、医師、看護師等の不足を生じた時並びに手術上必要な医薬品資器材、血液、血清等の緊急配備要請による搬送を行う。
消防団員、自主防災組織、一般住民への協力要請	救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示し、現場付近の仮救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

(2) 消防団の活動

消防団は、災害時には消防本部と連携して以下に示す活動を行う。

1) 初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

項 目	内 容
活動内容	<p>○各分団は、地震時には、直ちに分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び可搬ポンプや必要機材を積載して出動準備を行う。</p> <p>○高い建物などを利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。</p>

2) 消防活動

項 目	内 容
出火防止	地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。
消火活動	地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部及び町民や自主防災組織と協力して行う。 また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3) その他の活動

項 目	内 容
救急救助	消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。
避難誘導	避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。
情報の収集	消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。
応援隊の受入準備	応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

(3) 応援部隊の要請

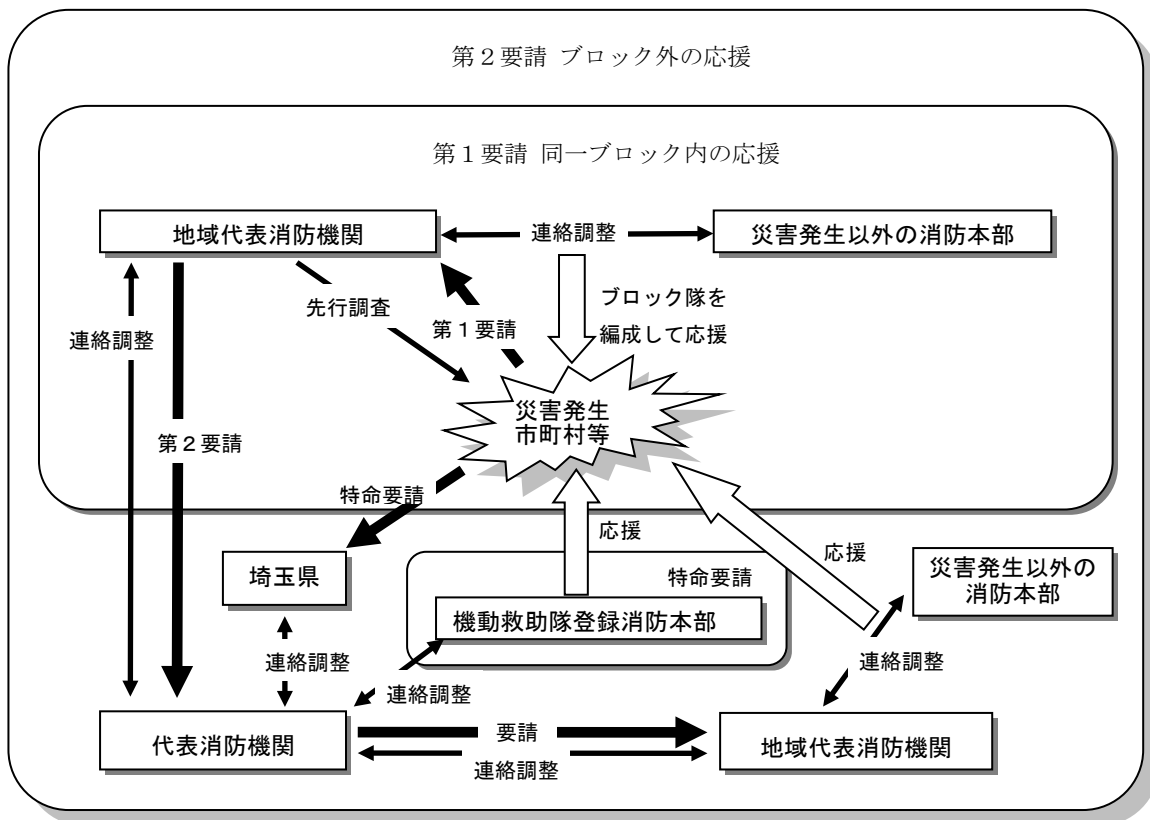
本部長又は消防長は、被害その他の状況により判断して他の消防機関からの応援が必要と認める時は、応援要請を行うものとする。

1) 応援の要請

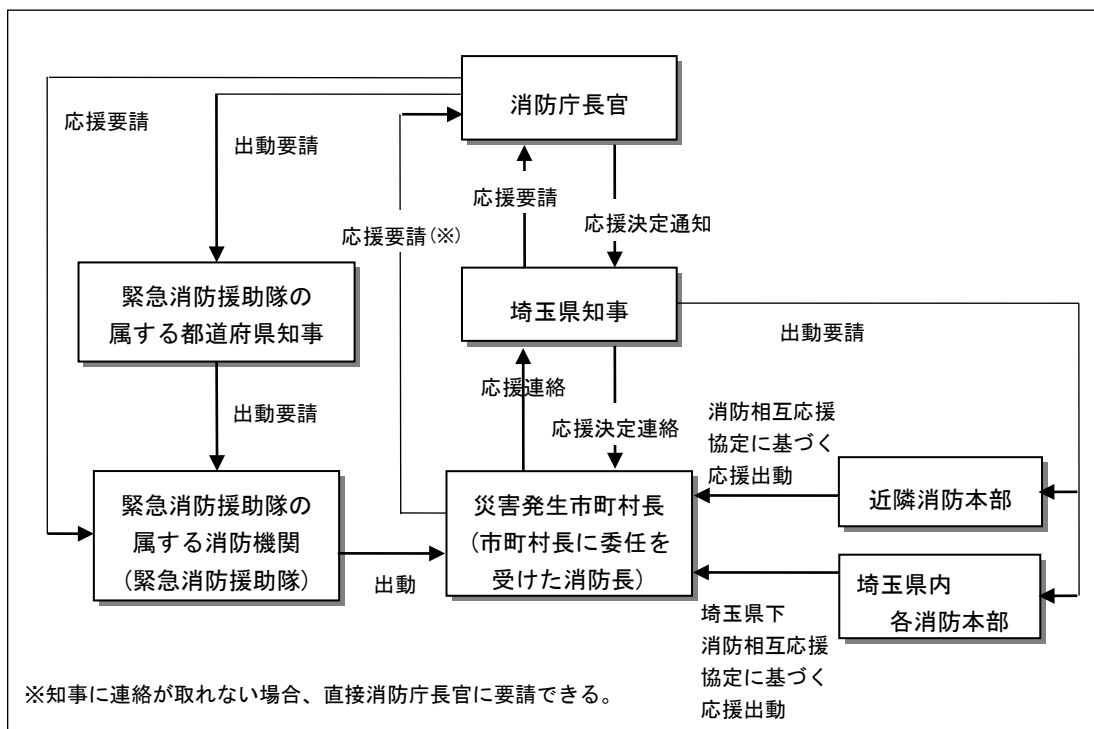
本部長は、震災が発生し、町の消防力だけでは対応することが困難であると判断した場合は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の消防相互応援協定に基づく応援及び第 44 条に基づく緊急消防援助隊の応援要請を行うものとする。

県下における消防機関の応援要請手順、及び緊急消防援助隊に係る応援要請手順を示す。

■ 県下における消防機関の応援要請



■ 緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ



2) 受援の対応

他の消防機関からの応援を受けた場合の対応は、受援計画に定めるところによる。

(4) 救出活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

従って、消防、警察その他の関係防災機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、大規模地震では、消防、警察、自衛隊等だけの救出は難しく、付近住民、自主防災組織及び企業等からのマンパワーの提供及び土木業者等からは重機等の貸与を受けて、すべての力を結集して、救出活動にあたる必要がある。

1) 救出活動の基本方針

救出活動の成功の鍵は、以下の4点である。

- I 要救出現場の早期把握
- II 要救出現場に対する人員の確保
- III 要救出現場に対する救出用資機材の投入
- IV 救出従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

2) 要救出現場に対する人員の確保

要救出現場に対する人員の確保は以下の手順により実施する。

- I 消防職員の確保
 - II 消防団員の確保
 - III 警察職員の派遣要請
 - IV 「総括班」は自衛隊派遣を要請
- 緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、自衛隊の派遣要請を「総括班」に依頼する。
- V 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受入れ
 - VI その他機関等からの人員の投入
- 地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。
- 「応急復旧班」は、企業、各種団体等に提供依頼をする。
- 「調査広報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼び掛けを行う。
- VII 医療機関との連絡協調
- 救出業務を実施するにあたり、疾病者を受入れるべき医療機関との連絡協調については、(社)深谷市・大里郡医師会を通じ消防本部ごとに随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

3) 要救出現場に対する救出用資機材の投入

「応急復旧班」は、地震発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

4) 救出従事機関どうしの連絡調整・地域分担・役割分担

- 消防本部及び警察署は互いに調整し、自衛隊等を含めた救出活動の地域分担を決定する。
- 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに「総括班」に提供要請を行う。
- 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- 救出活動の重複を避けるため検索済みのところはわかるように印をつけておく。
- 必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

5) その他の注意事項

- 救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。
- 負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、さらに救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行うものとする。
- 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとるものとする。

7.2 危険物対策【消防部】

(1) 町の措置

本町は消防機関と連携して、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講じるよう指導するとともに、防災関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講じるものとする。

- ① 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置
- ② 危険物施設の応急点検
- ③ 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
- ④ 災害発生時の応急活動
- ⑤ 防災関係機関への通報
- ⑥ 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

(2) 施設責任者の措置

危険物施設の責任者は、被害の拡大及び二次災害を防止するため、以下の応急措置を講じる。

項目	内容
危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見された時は、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害発生時の応急活動	危険物による災害が発生した時は、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	危険物による災害を発見した場合は、直ちに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施	災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第8 避難対策

大地震による家屋の損壊、大規模な市街地火災が発生した場合は、町民の人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、町民に対して避難の勧告又は指示を行う。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に指定避難所まで誘導しなくてはならない。

8.1 要避難状況の把握【本部事務局】

地震発生後は、人命の危険が予想される地域の把握に努め、早期に避難勧告等の対策が実施できる様にしておくこと。

■危険地域の把握

必要情報	収集先
① 土砂災害危険地域	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等からの高所視察 ・消防本部 ・町の各機関 ・警察署 ・消防団 ・町民からの通報、駆け込み ・参集職員 ・テレビ等の映像情報
② 堤防等の破壊による水害危険地域	
③ 河川等のせきとめ等に伴う土石流の危険地域	
④ 延焼火災危険地域	
⑤ 危険物災害の危険地域	
⑥ 建物倒壊の危険	
⑦ 宅地崩壊の危険（クラックやずれ、のり面崩壊等）	

8.2 避難の勧告又は指示【本部事務局】

市街地火災、建物倒壊、ガス等の流失拡散等から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域の住民に対して避難の勧告又は指示を行う。

避難の勧告又は指示にあたっては、指定緊急避難場所や指定避難所へ移動することによりかえって危険が生じる場合は、一定の安全が確保された屋内に留まることも避難行動の一つとして周知する。

(1) 避難勧告・指示の発令

災害が発生し又は発生のおそれのある時に、本部長は、避難を要する地区の住民に対し「避難の勧告」を行う。

ただし、事態が切迫し、急を要する時は「避難の指示」を行う。

「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民が「勧告」を尊重することを期待して避難の立ち退きを進め、又は促すものである。

「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、「勧告」よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

項目	内容
避難勧告・指示をする場合の目安※	<ul style="list-style-type: none"> ○気象台から災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。 ○県本部長から避難についての勧告又は指示の要請があったとき。 ○延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき。 ○がけ崩れ等の発生により建物等が被災するおそれがあるとき。 ○建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき。 ○ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき。 ○堤防等が破損し、浸水等のおそれがあるとき。 ○その他住民の生命・身体を保護するため必要と認められるとき。

※国（地方気象台）及び県は、町による的確な避難指示等のため、町長から助言を求められた場合に応答するものとする。

■避難の勧告・指示等の発令権者及び内容

発令権者	勧告・指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
・本部長（町長） ・知事（※）	町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める時、勧告又は指示を行う。	災対法第 60 条
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ○町長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ○町長から要求があったとき。 	災対法第 61 条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき	自衛隊法第 94 条

・知事、その命を受けた職員 ・水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められる時、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施	水防法第 22 条 地すべり等防止法第 25 条
消防職員	消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき	消防法第 23 条の 2

注) ※：町長が事務を行うことができない場合

(2) 避難の勧告、指示の内容及び伝達

1) 内 容

避難の勧告又は指示は、以下の内容を明示して行う。

項 目	内 容
避難の勧告又は指示の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○避難対象地域 ○避難の理由 ○避難先及び必要に応じた避難経路 ○その他避難にあたっての注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・火気等危険物の始末 ・2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯 ・素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等の着用 ・隣近所に声をかけ合い、そろって避難すること等

2) 伝達・報告

避難の勧告又は指示を行ったものは、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

項 目	内 容
町長の措置	寄居町長から県知事（消防防災課）へ速やかにその旨を報告する
警察官の措置 （災対法に基づく措置）	警察官 → 寄居町長 → 県知事（消防防災課）
自衛官の措置	自衛官 → 寄居町長 → 県知事（消防防災課）
報道機関への措置	<ul style="list-style-type: none"> ○伝達ルート <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、「本部事務局」から県及び放送局双方へ同時に情報を伝達するルートを確認する。 ・県を経由した伝達ルートも確認する。 この場合、できる限り、情報が遅延しないように配慮する。 ○伝達手段 <ul style="list-style-type: none"> ・所定の様式により、県及び放送事業者にはファックス及び E メールで情報伝達を行う。 ・確実性を図るため、ファックス及び E メールで伝達したことを県及び放送事業者へ電話連絡する。 ○伝達する情報の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・災対法に基づく、避難勧告及び避難指示（それぞれ解除を含む）。 ・地域防災計画に基づく、避難準備（避難行動要支援者避難）情報 <p>※ 法的並びに制度根拠のない自主避難の呼び掛けは、報道機関</p>

	への情報提供の対象外とする。ただし、放送事業者が電話等で取材を行う場合はある。
--	---

3) 住民への周知

本町は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して周知する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、必要に応じて隣接市町村へもあわせて連絡を行う。

(3) 避難の勧告・指示の解除

当該住民の周辺から災害による直接の危険が去ったと認められる時とする。

8.3 警戒区域の設定【本部事務局、消防部、関係機関】

災害が発生し又は発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる。

(1) 設定権者

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

■警戒区域の設定権者

実施責任者	勧告・指示等の内容
町長	① 町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。(災対法第 63 条)
警察官	① 町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ町長もしくは委任を受けた吏員がそばにいないとき。(災対法第 63 条) ② 町長もしくは委任を受けた吏員から要求があったとき。(災対法第 63 条)
自衛官	① 町民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ町長もしくは委任を受けた吏員がそばにいないとき。(災対法第 63 条)
消防吏員又は 消防団員	① 災害の現場において、活動確保を主目的として設定する。 (消防法第 23 条の 2、第 28 条)

(2) 伝達及び報告

警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難勧告・指示の伝達方法を準用する。

8.4 避難誘導及び移送【消防部、福祉班、学校班、保育班】

消防団員、消防職員、警察官等は協力して指定避難所及び指定緊急避難場所へ町民を避難誘導及び移送する。

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は原則として、町長又は知事の命を受けた職員、警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、各地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。

誘導にあたっては色腕章を付けるとともに懐中電灯を所持する。

(2) 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位に従って避難するものとする。

項目	内容
優先避難の順位	① 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児等の避難行動要支援者及びこれらの介護者 ② 一般町民 ③ 防災従事者

(3) 誘導方法及び輸送方法

指定避難所又は指定緊急避難場所への誘導方法及び輸送方法は以下のとおりである。

項目	内容
誘導・輸送方法	① 避難経路の指示 ② 避難経路中の危険箇所の事前伝達 ③ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置 ④ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用 ⑤ 出発、到着の際の人員点検 ⑥ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送（状況により県へ応援要請を行う） ⑦ 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難行動要支援者の避難に際しては、介助人の欠如、補装具の破損、指定避難所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障害者）等によって、指定避難所への移動に支障を来す場合がある。

そのため、避難誘導者は、事前に把握した避難行動要支援者の居住地について付近住民や自主防災組織等に協力を呼び掛け、避難行動要支援者の安否確認及び誘導に努めなければならない。

また、ホームヘルパー、ケースワーカー等の福祉関係者は、避難行動要支援者の発見及び避難誘導を最優先として初動活動を実施するものとする。

(5) 学校における避難対策

学校の管理者は「学校防災マニュアル（埼玉県教育委員会）」に基づき、授業中の発災の場合は一旦児童・生徒を校地内の安全な場所へ避難させ、安全確認を行った後、校地外への二次避難、保護者への連絡・引き渡し、下校の判断を行う。

1) 学校で勤務時間内に地震が発生した場合の避難対策

登下校時の発災の場合には、児童・生徒は学校もしくは自宅のいずれか近い方へ避難する。学校の管理者は学校へ避難した児童・生徒の避難誘導を行い、授業中の発災と同様の対応を行う。

項目	内容
児童・生徒等の安全確保と被害状況の把握	校長は、地震発生直後、児童・生徒等の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握して「学校班」へ報告する。
児童・生徒等の避難	校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒等に危険が及ぶと判断した時、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒等及び教職員を安全な指定避難所等へ速やかに避難させる。
臨時休校等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講じる。 また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について「学校班」へ速やかに報告する。「学校班」は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

2) 学校の勤務時間外に地震が発生した場合の避難対策

項目	内容
被害状況の把握	地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握して「学校班」へ報告する。
児童・生徒等の安全確認	非常招集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。
臨時休校等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。 教育委員会は、被害の状況に応じ保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(6) 社会福祉施設、病院等における避難対策

社会福祉施設や病院の管理者は、それぞれの施設が作成した避難誘導マニュアル、もしくは「社会福祉施設災害対応マニュアル（埼玉県）」を参考に避難誘導を実施する。

なお、自力避難が困難な入所者・患者が多数いる場合には、施設の管理者は消防部、福祉班へ援助を要請し、車両等による避難を実施する。

(7) 放課後児童クラブの措置

地震発生直後、火災の防止、避難誘導等、児童の安全を確保するための必要な措置を講じるとともに、児童の被害状況等を確認し速やかに子育て支援課に報告し、必要な指示を受ける。

また、あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させ、その措置内容を学校等関係機関に報告する。

8.5 指定避難所の開設【福祉班、学校班、総括班】

避難の必要が生じた場合は、指定避難所の開設担当者はいち早く開設の準備をしなければならない。

(1) 避難施設

指定避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、テント等により仮設するものとする。

（野外テントについては、自衛隊へ設営依頼を行う。）

(2) 収容対象者

指定避難所に収容する者は、原則として災害によって現に被害を受けた者とする。

また、避難勧告・指示が発令された場合、又は避難勧告・指示は発令されないが、緊急避難の必要がある場合において災害によって現に被害を受けるおそれがある者も対象とする。

項目	内容
収容対象者	<p>○住家が被害を受け、居住の場所を失った者 全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者。</p> <p>○現実に災害を受けた者 自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。 （例、宿泊施設の利用者、一般家庭の来訪客、通行人等）</p>

(3) 開設の担当者

指定避難所の開設は、施設の管理者又はあらかじめ事前指定している職員が実施する（担当者は、複数指定しておくものとする。）。施設の管理者、事前指定している職員が未着の場合、事前指定を受けた自主防災組織が開設することができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

(4) 開設手順

指定避難所の開設手順を以下に示す。

番号	内容
1	指定避難所の被災状況を目視し、指定避難所の外観、内部について、崩壊の危険がないか判断し、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。
2	電話、無線等により指定避難所開設を災害対策本部「本部事務局」に報告する。報告する事項は、開設の日時、場所、施設名、収容人員等である。
3	施設の門をあける（既に避難者がいる時はとりあえず広い部屋へ誘導する。）。
4	指定避難所内に指定避難所の管理・運営事務を行うための事務室を設置する。事務室には、避難者からよく判るように「事務室」の標示を行い、指定避難所を開設した以降は、事務室に必ず職員を常時配備しておく。 また、事務室には、指定避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。
5	避難者の受入れスペースを指定する。 スペースを指定する時は、概ね1人あたり2.0㎡以上の面積を基本とし、床面にテープ又は掲示等で標示する。 この際、個人のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
6	既に避難している人を指定のスペースへ誘導する。 避難施設として使用する順位は次の通り 第1位：屋内運動場（体育館）⇒第2位：普通教室⇒第3位：特別教室

(5) 県への報告

町長（「総括班」）は、指定避難所を設置した場合には、直ちに指定避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。

第9 災害時要配慮者対策

災害時要配慮者が一人で災害に対処することは、多くの困難が伴うため、町、関係防災機関、地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

9.1 高齢者、障害者等の安全確保【福祉班、住民相談班、保育班】

地震災害時に機敏に行動できない高齢者や障害者等の被害状況や安否について、近隣住民や家族の協力を得て把握・確認し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

(1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

「福祉班」は、施設管理者と連携し、社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

項目	内容
施設職員の確保	施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。
避難誘導の実施	施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。 また、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
受入先の確保及び移送	「福祉班」は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。
ライフライン復旧優先	施設管理者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について「本部事務局」を通じて要請する。
巡回サービスの実施	「福祉班」は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

(2) 在宅災害時要配慮者の安全確保対策

「福祉班」は、関係機関、自主防災組織等と連携して在宅災害時要配慮者の安全を確保する。

項目	内容
安否確認	地域支えあいの会等の協力を得ながら災害時要配慮者の安否を確認する。 また、保護者のいない児童等の実態把握に努め、関係機関及び地域の町民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講じる。
救助活動の実施	自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら在宅の災害時要配慮者を救助する。
受入先の確保及び移送	災害時要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所等を確保する。また、搬送車両を確保し、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得て移送する。
生活救援物資の供給	災害時要配慮者の被災状況を把握し、災害時要配慮者向けの食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給する。配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。
情報提供	在宅や指定避難所等にいる災害時要配慮者に対して情報を提供するため、ファックスによる情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。
相談窓口の開設	「福祉班」は「住民相談班」と協力して町役場や公民館等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師及びソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	職員、民生委員、ホームヘルパー及び保健師等により巡回班を編成し、災害時要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(3) 仮設住宅における配慮

仮設住宅に係る災害時要配慮者への配慮事項を以下に示す。

- 仮設住宅には優先的に入居
- 災害時要配慮者の仮設住宅は、階段、段差がないバリアフリー構造とする
- トイレとの距離が遠くないこと
- 車いすが使用可能なこと

(4) 福祉施設の安全確保対策

福祉施設等の災害時要配慮者を受入れている施設の管理者は、地震発生後に入所者及び利用者の被害状況並びに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講じる。

項目	内容
安否確認・所在の把握	地震発生直後、福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者、利用者の安全を速やかに確保する。また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握する。
施設の応急措置	施設管理者は、地震発生直後に施設の被害、液状化や不等沈下等の地盤災害などを調査把握し、必要な応急措置を講じる。また、施設の被害状況及び応急措置の内容を速やかに「福祉班」に報告する。
災害時要配慮者の受入れ	被災地に隣接する地域の福祉施設等の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設の受入れに努める。
り災福祉施設等への支援要請	り災した福祉施設の管理者は、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足数について把握し、近隣施設に支援を要請する。また、県や近隣市町村への要請は、「総括班」を通じて実施する。多数のり災者受入れにより、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足を生じる場合、前項に準じて支援を要請する。
福祉施設等への町の支援	「福祉班」は、福祉施設などのライフラインの被災状況を「総括班」へ報告する。報告を受けた「総括班」は、被災したライフラインの復旧が優先的に実施されるように各事業者へ要請する。 また、「福祉班」は、ライフライン復旧までの間、水、食料、生活必需品の確保のための措置を講じるとともに、県ボランティアセンターへの情報提供により不足する介護要員等の確保に努める。

(5) 保育所の安全確保対策

町立保育所長（民間保育園長を含む。）は、地震災害時における保育所児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講じる。

1) 地震災害時の対応

所長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講じる。

所長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「調査広報班」に連絡する。さらに、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

2) 保護者への対応

保育児童を保護者に確実に引き渡すまで保育を継続する。

9.2 外国人の安全確保【本部事務局、住民相談班】

言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい外国人の被害状況や安否を近隣住民から把握し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

項目	内容
避難誘導の実施	「調査広報班」は、避難勧告・指示を広報車や防災行政無線を用いて伝達する際には、外国人にも聞き取りやすいよう、わかりやすい日本語（「やさしい日本語」と呼ばれている）を使用するよう配慮する。 なお、広報車には地図と筆記用具を持ち込み、指定避難所までの道案内ができるようにする。
安否確認の実施	「住民相談班」は、自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、外国人登録者名簿等を活用し、外国人の安否を確認する。その調査結果を、埼玉県に報告する。
情報提供	「調査広報班」は、広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等を活用し、外国語による情報提供を実施する。また、ボランティア通訳等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。
各種相談	「住民相談班」は「総括班」と協力して相談窓口を開設し、職員やボランティア通訳者等の協力を得ながら、外国人に対して総合的な相談に応じる。

第10 帰宅困難者対策

10.1 発災後の対策【応急復旧班、学校班、福祉班、保育班】

項目	内容
帰宅困難者への情報提供	応急復旧班は、鉄道事業者と連携して、帰宅困難者にとって必要な交通情報、帰宅にあたっての注意情報や町内の被害状況の情報、帰宅困難者待機場所の案内等及び帰宅困難者待機場所の開設を行う。
帰宅活動への支援	応急復旧班は、帰宅行動を支援するために、駅周辺の公共施設等に帰宅困難者待機場所を設置し、一時的に收容する。そのため、駅から帰宅困難者待機場所まで安全に誘導できるよう警察署の協力を得る。
学校、保育所、事業所、民間特定施設等での一時預かり	地域支援班、学校班、保育班、福祉班は、大規模な地震災害で交通障害が発生し、学校、保育所、事業所、民間特定施設等に被害がなかった場合は、一斉帰宅を抑制するために、1～3日程度、児童生徒、職員、来訪者等を滞留させ、安全を確認した後に帰宅させるように依頼する。

第11 医療救護

本町は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、り災者の保護の万全を図る。

11.1 医療情報の収集・伝達【福祉班】

傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、收容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。

そのため、本町は、応急救護所及び後方医療施設である病院に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備することにより、的確な搬送を行う。

11.2 初動医療体制【福祉班】

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものであり、災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、指定避難所等に応急救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

(1) 初動医療体制の整備

「福祉班」は、初動医療体制として医師会、日本赤十字社及び保健所等の協力を得て、医療救護班の編成を行う。

特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、町内の病院、診療所及び助産所等の施設を利用して行うが、軽症病者については指定避難所等に設置された応急救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。

また、町の応急救護の能力を越えた医療救護が必要となった場合は、県及びその他の関係機関に協力を要請する。

(2) トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回った時又は上回ると予想された時は、トリアージを実施する。

1) 救急隊の活動内容

消防本部の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、病院で治療の必要がある傷病者を町内の救護医療機関まで搬送するとともに、その他の傷病者に対し、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て救護医療機関への搬送を依頼する。

2) 医療救護班の活動内容

医療救護班は、消防本部や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重症の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

項目	活動内容
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○診 察 ○医薬品等の支給 ○応急処置及びトリアージ ○看 護 ○後方の救護医療機関等への搬送要請

(3) 医薬品等の調達

「福祉班」は、医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材を、災害の規模に応じて医師会、薬剤師会等の協力を得て、卸売組合・業者等から調達する。

項目	内 容
医薬品等の調達	<ul style="list-style-type: none"> ○医薬品等の搬送 医薬品等の搬送は、応急救護所の設置とあわせて「福祉班」が行う。 ○血液の供給 医療救護活動において血液が必要な場合、町長は県あるいは赤十字血液センターに要請する。

11.3 負傷者等の搬送体制【総括班、福祉班、消防部】

(1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

項目	方法
一次搬送	<ul style="list-style-type: none"> ○「総括班」が消防本部に配車・搬送を要請する。 ○公用車、町内救護医療機関又は各応急救護所の班員が使用している自動車により搬送する。 ○各応急救護所の班員、消防職員、その他町の職員により担架やリヤカーで搬送する。 ○自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

(2) 救護医療機関の受入れ要請

「福祉班」及び「消防部」は、協力して救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、各医療機関に収容スペース確保等の受入れ体制の確立を要請する。また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

(3) 二次搬送方法

次の体制により二次搬送を実施する。

項目	方法
二次搬送	<ul style="list-style-type: none"> ○町内救護医療機関で対応できない傷病者の町外・県外の高度医療機関への搬送は、「福祉班」、「消防部」及び救護医療機関等が協力して実施する。 ○緊急度の高い場合は埼玉県にヘリコプター輸送の要請を行い、ヘリコプターによる搬送を実施する。

■臨時ヘリポート指定地

施設名	所在地	備考
寄居運動公園	大字折原 1856	転圧地で散水の必要性あり

(4) 後方医療機関への受入れ要請

本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町村等へ要請し、町外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

11.4 後方医療体制【福祉班、消防部】

本町は、病院等を後方収容施設としてあらかじめ指定し、体制の整備を行う。

また、応急救護所からの搬送ルートの整備を行い、応急救護所間あるいは応急救護所と病院との間の密接な情報交換を行う。

(1) 搬送体制

本町は、応急救護所では対応できない重症者や特殊医療を要する患者については、あらかじめ定めておいた後方医療機関に搬送する。

(2) 広域医療協力体制

本町は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力体制により対応すべく整備を進める。

第12 応急給水【給水班】

本町は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により町民が飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

12.1 給水需要の把握

地震災害により現に飲料水を得ることができない避難者数や断水戸数の把握に努める。

12.2 給水方針の決定

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、その都度本部長が指示する。

項目	内容
実施責任者	被災者に対する飲料水の応急供給の実施は原則として町長が行う。 ただし、町で対応が困難な場合は、県災害対策本部食料部に応援の要請及び資機材等の借入あつせん要請を行う。
給水対象者	災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。 なお、災害時要配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への飲料水の給水には十分な配慮を行う。
給水量	給水量は、災害発生から3日までは、飲料水及び炊事のための水を合計して1人1日約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする。
供給の方法	供給の方法は、容器による搬送給水や仮設共用水栓の設置等現場に応じた適切な方法により行う。

12.3 給水の実施

(1) 給水方法

給水は以下の方法に従って実施する。

項目	方法
給水の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○給水手段としては、ペットボトル飲料水や給水袋を配布する。 ○町内消火栓から供給するが、町全体が断水の場合は県と協議して定めた給水地点にて応急給水を行う。 ○町内の企業及び個人所有の災害時協力井戸、県災害対策本部食料部及び隣接市町村から応援給水を受けるものとする。 ○プール、貯水槽からは、ろ過及び消毒の後に給水する。 ○町内にある湧き水についても、その利用を図る。 ○医療機関の給水については優先する。

(2) 給水所の設置

主な給水所の設置場所は以下のとおりである。

項目	場所
給水所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所（小・中学校、公民館他） ○指定緊急避難場所（小・中学校屋外運動場等） ○病院、社会福祉施設 ○在宅災害時要配慮者 （ボランティアの協力により高齢者、障害者等に対して個別給水を行う。） ○その他給水要請のあった場所

(3) 周知・広報

「給水班」は、給水所の設置状況について「調査広報班」を通じて被災町民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に「給水所」と大書きした掲示物を表示する。

(4) 応援の要請

「給水班」は必要に応じて、自衛隊及び寄居町指定水道工事店等に応援要請を行う。また、給水用資機材に不足が生じた場合、以下の機関に要請する。

○県災対本部食料部、隣接市町村	… 給水タンク、ドラム缶、ポリ袋等
○自衛隊	… 浄水セット、ヘリコプター出動要請等
○民間企業	… ペットボトルによる水の配付

(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において町が県に請求できる。

12.4 給水施設の応急復旧

水道施設が被災した場合、寄居町指定水道工事店等の協力を得て、直ちに復旧作業に着手し、早期復旧を目指す。復旧のための資材及び技術者が不足する場合は、町長（「総括班」）を通じて知事に要請する。

なお、復旧にあたっては、防災拠点施設、病院等を優先する。

第13 緊急輸送

地震による災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明者の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など町民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。交通対策に係る計画を以下に示す。

13.1 緊急輸送の方針【総括班、応急復旧班】

(1) 目標

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段を的確に確保し、活動人員や救援物資の円滑な輸送を行う。

(2) 基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 町民の安全を確保するために必要な輸送② 被害の拡大を防止するため必要な輸送③ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送 |
|---|

(3) 輸送対象

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

■時間の経過に応じた輸送対象

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、補助通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員、物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資		① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品

13.2 緊急輸送道路の確保【応急復旧班、県】

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

(1) 道路の被害状況の把握

県及び本町は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救済資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

「応急復旧班」は、緊急輸送道路内の被害状況、障害物の状況を速やかに調査するとともに、被害状況を「総括班」に報告する。

(2) 交通障害物の除去

「応急復旧班」は、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。

1) 応急復旧作業の順位

応急復旧作業を実施するにあたっては、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救済活動を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

2) 実施方法

項目	内容
町道における障害物の除去	「応急復旧班」は、建設業協会の協力を得て作業班を編成し障害物の除去作業を行う。また、町長は必要に応じ知事に対して自衛隊の派遣を要請する。 応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、通行上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障がない程度に応急復旧を実施する。
道路管理者による放置車両等の移動	道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両等の運転手等に対して移動等の命令を行う。 運転手がない場合や、破損により車両の移動が困難な場合等においては、道路管理者は、自ら放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。移動等の措置のためやむを得ない必要がある場合には、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行うことができる。
各道路・河川管理者との連携	県管理道路に障害物が堆積し通行不能になった場合、又は河川に障害物が滞留し、溢水のおそれがある場合は、この旨を施設管理者に通報し、これらの障害物の除去を要請する。 【各管理者への連絡先】 ■ 県管理道路 熊谷県土整備事務所（道路環境担当） 048-533-8774 ■ 指定河川 熊谷県土整備事務所（河川砂防担当） 048-533-8416
ライフライン施設の破損	上水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険箇所を発見した時は、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

3) 人員及び資機材等の確保

応急復旧を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、建設業協会等との協力体制の強化を図る。

(3) 除去作業上の留意事項

障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分に注意して実施する。応急復旧により発生した除去物の集積所となる候補地は次のとおりである。

- 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。

■ 障害物集積所の候補地

名称	所在地	集積可能面積
環境事業所	大字末野 1926-3	13,156 m ²
大里広域一般廃棄物処分場（秋山処分場）	大字秋山 416	11,500 m ²

13.3 交通規制【応急復旧班、警察署】

地震発生直後の町民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法及び災対法に基づいて交通規制を実施する。

(1) 発災直後の交通規制の実施要領

本町は、地震発生直後に避難路及び緊急輸送道路を優先的に確保するため、直ちに次のような交通規制等の措置を実施する。

1) 交通規制実施要領

- 交通要員にあつては、広報、検問、交通整理等、多目的任務を含めて実情に応じた要員を配置する。
- 規制路線にあつては、通行止め用の道路標識を設置するほか、ロープ、セーフティコーン、照明器具等の装備資機材も活用する。
- 緊急輸送道路において被災者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として緊急通行車両を優先して誘導する。その他の道路においては、被災者を優先して誘導する。

2) 町民への自動車使用の自粛及び交通規制の周知

本町は、避難等に際して自動車を利用しないよう、強く町民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講じる。

また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

3) 町内の交通規制

本町は、町内の道路が次のような場合、交通規制を実施し、警察署長及び関係機関に報告するものとする。

- 町内の道路が破損又は欠壊した場合
- 除去できない障害物がある場合
- 沿道の建物に倒壊のおそれがあり、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合
- その他の事由により交通が危険であると認められた場合
- 町内の緊急輸送道路を確保する場合

4) 被災地区への流入抑制

- 道路交通の混乱防止及び緊急輸送道路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する。
- 県は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する場合は、関係都県と連携を取りつつ実施する。

(2) 交通規制の方法

交通規制の方法には、次のような場合がある。

項 目	方 法
災対法もしくは道路交法に基づいて実施する場合	標識を設置して実施する場合 災対法に基づく標識の設置については、交通規制の区域又は区間の入口や交差点付近に設置し、車両の運転者に対して交通規制の内容を周知する。
	現場警察官の指示により実施する場合 緊急を要するため、標識を設置するいとまがない場合又は標識を設置して実施することが困難な場合は、現場警察官の指示により実施する。
道路法による町道の交通規制の場合	標識を設置して実施する場合 町道において道路法による交通規制を実施した場合、警察署長に連絡の上、規定の規制標識を立てる。
	現場職員等の指示により実施する場合 緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、適当な迂回路を設定して、職員等をもって現場において誘導する。

(3) 交通規制の実施時期と法適用

項目	内容	
災害発生直後の交通規制（地震発生直後から1週間程度）	災害発生直後は、人命の救助、混乱の防止等を目的として、交通規制を実施する。 地震発生直後の時期は、道路交通は混乱し、被害が拡大するおそれがある。このような混乱状況の中では、町民などの安全かつ迅速な避難、負傷者の救援救護、消防車等のための緊急輸送道路の確保が中心となるので、道路被害の状況に応じて交通規制を迅速に実施する。	
復旧期の交通規制（地震発生から1週間後以降）	交通規制法の切り替え	復旧期に入ると、被災者への生活物資の補給、復興物資の輸送、ライフラインの復旧等の活動が本格化し、道路の補修も進み、道路交通利用者も増大することから、応急対策を中心とした災対法による交通規制から道路交通法による交通規制に切り替える。
	交通規制の緩和等の見直し	災害の復旧状況及び被災地域のニーズを把握し、復旧期の輸送事情に対応した交通規制の強化又は段階的な規制緩和等の見直しを実施する。
	交通規制の解除	復旧活動のための優先交通が必要でなくなった時は規制を解除する。規制の解除は、災害の規模、被災状況及び道路の復旧状況に応じて弾力的に運用する。

(4) 交通規制の法的根拠

交通規制の法的根拠は、次に示すとおりである。

根拠法令	実施者	範囲
災対法 (第76条～第76条の4)	公安委員会 警察官 自衛官 消防職員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき
道路交通法 (第4条～第6条)	公安委員会 警察署長 警察官	交通の安全と円滑を図り又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき
道路法(第46条)	道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認めるとき

13.4 緊急輸送手段の確保【総括班】

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。

(1) 緊急輸送車両の確保

「総括班」は、地震災害時において、り災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、万全を期する。

項目	内容
実施の方法	町有車両の全面的な活用を行うとともに町内の輸送業者及び町民の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。各班への車両種別ごとの供給数及び供給方法については、各班と緊密な連絡を取り、災害応急対策に必要な物資緊急輸送その他の応急措置に対する支障をきたさないように万全を期す。
緊急通行車両の確認申請	交通規制が実施された場合に備え、本町が使用する緊急車両について、事前届出を県公安委員会に申請する。
応援要請	車両が不足する場合に、相互応援協定を締結している市町村及び県に対して応援を要請する。

(2) 緊急輸送車両の管理と運用

項目	内容
車両の管理	災害対策本部が設置された時は、庁用車及び調達した車両は、すべて「総括班」が集中管理する。
車両の運用	「総括班」は、各部の要請に基づき、使用目的にあわせ、適正な配車、車両の運用を実施する。 「総括班」は、配車状況を把握して各部の要請に対応する。

(3) 緊急輸送車両の確認

1) 緊急通行車両の証明書の発行

知事又は公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付する。

2) 緊急通行の確認対象車両

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの ○消防、水防その他の応急措置に関するもの ○被災者の救援、救助その他の保護に関するもの ○災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの ○施設及び設備の応急復旧に関するもの ○清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの ○犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの ○前号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの |
|--|

(4) その他の輸送手段

1) 航空輸送

町長は、以下に示す緊急事案に際しては知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○緊急患者等の輸送 ○救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送 ○災害対策従事者の輸送 ○その他の緊急輸送 |
|---|

■臨時ヘリポート指定地

施設名	所在地	備考
寄居運動公園	大字折原 1856	転圧地で散水の必要性有り

2) 鉄道輸送

町長は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について車両の増発等を関係する鉄道各社に要請する。

(5) 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施するものとする。

項目	内容
輸送力確保の基準	<p>災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は次の基準により実施する。</p> <p>【輸送の範囲】 被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給、救助用物資、遺体の捜索、遺体の処理のための人員資材の輸送とする。</p> <p>【費用】 応急救助のための輸送の費用は、「災害救助法による救助、方法及び期間並びに実施弁償について（昭和40年埼玉県告示第603号）」の範囲内において町が県に請求できる。</p> <p>【期間】 応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p>
救助物資等の輸送	<p>救助物資等の輸送は、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する輸送や、知事の救助を待つことができない時は、町長が行う。</p>

第14 ライフライン、都市施設

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、地震により被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。

このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

以下に、都市施設の応急対策の計画を示す

14.1 ライフライン【給水班、調査広報班、関係事業者】

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、町及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

(1) 上水道施設

災害による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上、住民生活に重大な影響を与える。そのため、「給水班」は速やかに導配水施設及び浄水施設等の応急復旧について対策を講じる。

1) 被害状況の調査

上水道施設の被害状況を速やかに調査し、その実態を把握して的確な復旧計画を策定する。

2) 技術者及び作業員の確保

補修専門家へ復旧作業を要請するとともに建設業者の応援を求める。また、技術者が不足する場合は、県に要請する。

3) 宿舎等の手配

復旧作業に従事する要員の宿舎、食料及び寝具等の手配を行う。

4) 復旧用資材の確保

被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。また、資材が不足する場合は、県に要請する。

5) 施 工

被害状況、作業の難易度及び復旧用資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ応急工事を実施するが、原則として浄水場に近い配水管路から工事を行い、6日以内に完了するように努める。

6) 災害時の広報

地震災害時の応急給水、応急復旧対策等の実施状況や活動状況を、町民に適時に情報を広報する。

項目	内容
広報手段と広報事項	<p>○町民に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。</p> <p>○主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況等とする。</p>

(2) 下水道施設

地震により下水道施設が被害を受けた場合、「給水班」は速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。

また、必要に応じて緊急措置を講じる。

1) 活動体制

応急復旧は、「給水班」において実施し、必要に応じ民間業者の協力及び相互応援協定を締結している市町村等に応援を要請する。

2) 緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占有者など他機関からの情報、町民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、幹線等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ写真撮影、スケッチ等により記録する。

■緊急点検場所及び点検内容

点検場所	点検内容
中継ポンプ場	下水の流入状況の異常（流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無
マンホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水の流出の有無 ・ マンホール蓋の変形等異常の有無 ・ 周辺路面の異常の有無 ・ マンホール内の異常の有無 [路上からの目視による] (躯体、管渠接合部、堆積物、下水流下状況(流量、石油等危険物の流下)等)
伏越し	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンホール内の異常の有無 [路上からの目視による] ・ 管渠埋設場所（河川等）での下水の流出の有無 ・ 管渠埋設場所の地表の異常の有無 (躯体、管渠接合部、下水流下状況、堆積物、ゲート等)
水管橋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の変形等異常の有無 ・ 下水の流出の有無
管渠埋設道路の路面等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路面、地表の異常の有無 (陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等)

3) 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺への与える影響を考慮し、管渠については二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、ポンプ場にあつては施設の保護に必要な措置に限定し、早急を実施する。

項目	内容
緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・ 安全柵、標識等の設置 <li style="width: 50%;">・ 土のうによる浸水防止 <li style="width: 50%;">・ 段差部のすり付け <li style="width: 50%;">・ 通行規制 <li style="width: 50%;">・ 陥没部への土砂等による埋め戻し <li style="width: 50%;">・ 下水道の使用制限 <li style="width: 50%;">・ 排水ポンプの設置 <li style="width: 50%;">・ その他

4) 災害時の広報

関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を町民に広報する。

(3) 電力施設

地震により電力施設に被害の発生のおそれのある時、又は発生した場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を講じる必要がある場合、「総括班」は東京電力株式会社熊谷支社に通知し、速やかな対応を要請する。

東京電力株式会社を実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

項目	内容
災害応急対策 (東京電力株式会社埼玉支店熊谷支社)	<p>○目的 台風、雪害、洪水、地震その他の災害に対し、各設備の被害を防止するとともに被害の早期復旧を図るものとする。</p> <p>○非常態勢の組織 非常災害に際し、管内の事前対策、被害の把握、災害復旧等を迅速かつ円滑に推進するため、組織を編成しておくものとする。</p> <p>○職員の動員 非常災害対策編成表により、所要の職員を動員するものとする。</p> <p>○町民への呼びかけ 災害により電線が切れたり、住家の周囲の樹木、その他のものが電線に触れている時は東京電力株式会社に連絡するものとする。</p>

資料)「電力施設災害応急対策計画」(東京電力株式会社災害対策資料)の要約

(4) 電気通信設備

地震等の災害のために、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生のおそれのある時において、電気通信設備の防護措置又は災害応急措置を講じる必要がある場合には、「総括班」は、東日本電信電話株式会社埼玉支店に通知し、速やかな対応を要請する。

東日本電信電話株式会社埼玉支店が実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

1) 応急対策

項目	内容	
災害時の活動体制	災害対策本部の設置	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。
	情報連絡	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。
応急措置	電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講じる。	
	重要回線の確保	行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講じる。
	特設公衆電話の設置	災害救助法が適用された場合等には、指定避難所等により災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
	通信の利用制限	通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。
	災害用伝言ダイヤル“171”等の提供	地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル“171”等を速やかに提供する。
応急復旧対策	<p>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>必要と認める時は、災害復旧に直接関係ない工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。</p>	
災害時の広報	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>また、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。</p> <p>災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機の輻輳によるトーキ案内、指定避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。</p>	

2) 復旧対策

項目	内容
復旧要員計画	被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等からの応援措置を講じる。 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講じる。
移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動	移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等を発動する。
被災状況の把握	早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。
通信の輻輳対策	通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講じる。
復旧工事	応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

14.2 都市施設【応急復旧班、調査広報班、県】

道路、橋梁、河川、鉄道等の公共施設が地震により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障をおよぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

(1) 公共建築物

公共建築物は、災害応急対策の活動拠点等の防災拠点となることから、平時より耐震性を高め、万一被災した場合には、優先的に復旧し、災害応急対策上支障のないよう努める。

項目	内容
安全性の調査	被災建築物応急危険度判定により建築物の安全性を調査し、二次災害の防止を図り、拠点として使用可能か判断を行う。
優先復旧	調査の結果、応急措置により使用可能な建築物については、災害応急対策上拠点となるため、優先的に復旧を行う。
応援協力	応急措置を行うにあたり、人員、資機材が不足する場合は、県災害対策本部に要請を行う。

(2) 道路施設

道路施設は、災害応急対策上、消防、救援・救護はもとより、物資、対策要員の輸送施設として重要な役割を果たす。

また、災害応急対策に際しては、緊急輸送路となる道路を優先的に行う。

1) 国県道

熊谷県土整備事務所に通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

2) 町道

項目	内容				
道路のパトロール、道路被害状況の把握	町道のパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を講じる。パトロール要員が不足する時は、町内の建設業関連の業者に応援要請を行う。 被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。				
応援の要請	指定地方行政機関に対し橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する。（災対法 29 条）。				
応急対策	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">基本方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。 ○救助活動のための道路及び避難者の通路にあたる道路は、優先的に復旧する。 ○道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、直ちに排土作業、盛土作業、瀝青乳剤舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。 ○被害の状況により応急措置ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等の必要な措置を講じる。 ○上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設に被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。 ○復旧資材、材料に不足が生じた時は、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">町道の応急対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。 ○路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。 ○路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。 ○崖くずれによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。 ○落下した橋梁もしくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等の必要な措置を講じる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて実施する。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。 ○復旧資材の確保及び応急復旧作業については、関係業者に協力を求めて実施する。 </td> </tr> </table>	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。 ○救助活動のための道路及び避難者の通路にあたる道路は、優先的に復旧する。 ○道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、直ちに排土作業、盛土作業、瀝青乳剤舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。 ○被害の状況により応急措置ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等の必要な措置を講じる。 ○上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設に被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。 ○復旧資材、材料に不足が生じた時は、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。 	町道の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。 ○路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。 ○路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。 ○崖くずれによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。 ○落下した橋梁もしくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等の必要な措置を講じる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて実施する。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。 ○復旧資材の確保及び応急復旧作業については、関係業者に協力を求めて実施する。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。 ○救助活動のための道路及び避難者の通路にあたる道路は、優先的に復旧する。 ○道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、直ちに排土作業、盛土作業、瀝青乳剤舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。 ○被害の状況により応急措置ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等の必要な措置を講じる。 ○上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設に被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。 ○復旧資材、材料に不足が生じた時は、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。 				
町道の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。 ○路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。 ○路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。 ○崖くずれによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。 ○落下した橋梁もしくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等の必要な措置を講じる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて実施する。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。 ○復旧資材の確保及び応急復旧作業については、関係業者に協力を求めて実施する。 				
広 報	「応急復旧班」は「調査広報班」を通して通行不能箇所、迂回路、復旧見込みなどの広報を行う。				

(3) 河川及び水路

災害によって河川施設に被害が生じた時は、直ちに応急復旧を実施する。

1) 1級河川

町内を流れる荒川について護岸等が被害を受けた場合、荒川上流河川事務所又は熊谷県土整備事務所に通報し、必要に応じ応急措置を講じる。

2) 町管理河川

項目	内容
河川のパトロール、河川被害状況の把握	パトロール要員、車両（自転車、オートバイが有効）が不足する時は「本部事務局」に確保依頼をするとともに、町内の業者に応援要請を行う。 被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。
河川施設の災害応急対策	町管理の河川施設の水門及び排水機等が、破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。 復旧資機材、材料に不足が生じた時は、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

3) 広報

「応急復旧班」は、「調査広報班」を通して被害箇所、復旧見込み等の広報を行う。

(4) 鉄道

鉄道施設が被災した場合については、関係鉄道会社に通報し、災害応急対策の実施を依頼する。

また、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と並行して列車の折り返し運転又は自動車輸送等の対策を講じる。

(5) その他の施設

項目	内容
不特定多数の人が利用する公共施設	施設利用者等を、あらかじめ定められた指定避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期す。 また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。
畜産施設等	地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を「熊谷家畜保健衛生所」に報告する。
医療救護活動施設	各施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。
社会福祉施設	社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。 また、被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第15 二次災害の防止

地震災害時には、建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、被災建築物や被災宅地の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

15.1 危険度判定の実施【応急復旧班、調査広報班、住民相談班】

(1) 被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

町長は、二次災害の発生のおそれがあると判断した時は、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部を設置する。

項目	内容
被災度区分判定調査	地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。 判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

(2) 宅地被害調査

被災宅地危険度判定は、建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定するもので、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止するものである。

項目	内容
被災度区分判定調査	調査・判定は、マニュアルに基づいて、擁壁、地盤、のり面、排水施設等を対象に、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定する。判定結果は、被災建築物と同様に、「危険宅地：赤」、「要注意宅地：黄」、「調査済宅地：青」に区分して表示する。判定ステッカーは、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すため見やすい場所に貼付する。

(3) 応急措置に関する相談及び広報

危険度判定士その他防災関係機関の職員が協力して、住宅の応急修理に関する指導・相談を行う。

1) 基本事項

住宅の応急修理に関する基本事項は、以下のとおりである。

- 応急修理は、災害発生から1ヶ月以内とする。
- 災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について応急的に修理する。

2) 応急措置に対する指導・相談

項目	内容
落下等の危険防止	倒壊のおそれのある建築物及び外壁等のはく離、脱落等のおそれのある屋外取り付け物等の危険防止に関する相談、指導を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、住民に広報する。
電気、ガス等の整備事故防止	電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

3) 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて「住民相談班」と協力して相談窓口を設置し、以下に示す相談を行う。

- 復旧に関する技術的指導及び相談を行う。
- 復旧の助成に関する相談。

第2節 応急復旧期

第1 組織体制

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第1 災害対策本部等の設置を準用する。

第2 指定避難所運営

指定避難所の開設担当者は、いち早く開設の準備を進めて、避難者の初期生活が円滑に行われるように努める。

2.1 指定避難所の運営【本部事務局、福祉班、学校班、地域支援班】

指定避難所の運営は、町の職員が中心となり、ボランティアや避難者自身の協力を得ながら実施する。

(1) 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、原則として「福祉班」が「学校班」と協力して担当する。

なお、長期化した場合については、教育委員会、学校、住民等の関係者と協議の上で管理責任者を決定するとともに以下の点に注意すること。

項目	注意点
学校が運営主体の場合	○授業再開までに限る必要がある。
行政が運営主体の場合	○配置する職員数に限りがあるため、極力ボランティア、住民自治組織との連携を密にする。 ○極力その地域に密着した職務の者を配置する。
ボランティアが主体の場合	○避難住民に対して、ボランティアグループに運営を委ねること、その責任の範囲、最終責任は行政が負うことを説明しておく。 ○継続的に任務を遂行するグループと単純労働提供グループに分ける。
住民自治組織が主体の場合	○地区混合型の指定避難所の場合には、早期にリーダーを決定する。 ○本町は、情報の提供、指定避難所を退去にいたるまでのプランを提示する。 ○災害時要配慮者に対して配慮する。 ○男女のニーズの違いなど、男女双方の視点等に配慮する。 ○部屋割は、住民組織単位で行う。

(2) 運営の手順**1) 避難者名簿及び職員指定避難所勤務状況の交付、作成及び報告**

避難行動要支援者名簿の作成は、避難者に避難カードと指定避難所状況調を交付し、避難者各人が記入する。自分で記入ができない場合は、他の避難者の協力を依頼するか、「福祉班」で記入するとともに「本部事務局」に報告する。

また、職員の指定避難所勤務状況についてもあわせて作成し「本部事務局」に報告する。

2) 居住区域の割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り地区ごとにまとまりがもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（30人程度が目安）で構成し、居住区域ごとに代表者を選定して、以後の情報連絡等の窓口になるように要請する。

項目	内容
代表者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○「福祉班」からの指示・伝達事項の周知 ○避難者数、給食者数、物資の必要数の把握と報告 ○物資の配布の指示 ○各避難者の要望の取りまとめ

3) 食料、生活必需品の調達、受け取り、配給

指定避難所ごとに食料や生活必需品を調達する。

また、到着した食料や物資を受入れ、配布する。この際、物品の受け払い簿に記入する。

4) 運営状況の報告

指定避難所の運営状況について、毎日正午までに「本部事務局」に報告する。

5) 指定避難所日誌の作成

指定避難所の運営記録として、指定避難所日誌を記録する。

6) 業務スペースの確保

指定避難所においては、災害時要配慮者、医療、会議、事務室等に使用するスペースを確保する。

7) 駐車対策

学校を利用した指定避難所の場合、長期運営上欠かせないスペースである屋外運動場等には車を駐車させないようにする。

8) その他

指定避難所以外に避難している住民についても同様とする。

(3) 指定避難所生活における男女のニーズの違いへの配慮

項目	内容
配慮事項	①一人暮らしの女性や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。
	②仮設トイレの設置にあたっては、特に女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路を確保する。
	③男女別の更衣（又は化粧）スペースを用意する。
	④男女別の洗濯物の干し場を確保する。
	⑤乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースを確保する。
	⑥女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営を行う。

(4) 避難生活の長期化対策

避難生活の長期化に備えて、以下の対策の実施を検討する。

項目	内容
避難生活の長期化対策	<ul style="list-style-type: none"> ○温かい食事、汁物、野菜の提供（炊き出しの実施） ○入浴対策（仮設風呂・温水シャワーの設置、銭湯情報の提供、障害者等に対する移動入浴車の巡回等） ○燃料の確保（ボンベ、コンロの調達） ○下着類の洗濯 ○食品衛生対策（保健所による巡回指導） ○心身リフレッシュ対策（演劇・音楽鑑賞等） ○災害時要配慮者への配慮 （医療・福祉施設への移送、情報提供、軟らかい食品等） ○避難者のプライバシーの確保 ○防犯対策（パトロール、ガードマンの雇上げ） ○医療相談、診療 ○ボランティア活動に対する支援 ○避難住民の要望把握、要望への対応方策の検討

(5) 指定避難所の開設期間

指定避難所は、災害がおさまり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖するものとする。

なお、指定避難所を閉鎖した場合は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用を受ける時は、同法の規定により指定避難所の開設期間は、7日間とする。また、状況により期間を延長する場合は県知事の事前承認を受ける必要がある。

(6) 被災者の移送

項目	内容
他市町村への移送	「福祉班」は、被害が甚大なため町内の指定避難所に被災者を収容できない時は、「本部事務局」へ、その旨報告する。 「総括班」は、県災害対策本部に対して、町内避難者の他市町村への移送を要請する。
他市町村からの受入	「福祉班」は、災害対策本部から他市町村からの被災者の受入れを指示された場合は、速やかに必要な措置を講じる。 また、災害対策本部は、県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、県の計画の定めるところにより積極的に協力する。

(7) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の指定避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求できる。

指定避難所開設に伴う費用は、人夫費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、県の基準に準ずるものとする。

(8) 在宅生活困難者支援

指定避難所に収容されていないが、物資不足で生活が困難になっている在宅生活困難者の把握、支援を行う。

2.2 指定避難所の縮小、閉鎖【本部事務局、福祉班、学校班】

指定避難所の多くは学校や公民館等の公共施設であり、いずれ本来業務を再開しなければならない。そのため、本町は、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅の建設等の復興政策と連動して指定避難所を縮小していくものとする。

指定避難所の統廃合や避難者の自立を促進するために、本町は指定避難所開設当初から確かな情報を基に方針・方向性・指針といったものを打ち出し、それに向けて行政、ボランティア及び被災住民が三位一体となって作業を進めていく。

その上で、避難者のための仮設住宅などによる生活再建の目処が立った時点で指定避難所を閉鎖する。

なお、指定避難所を閉鎖した場合は、速やかに県、関係機関等に報告する。

項目	内容
被災住民の移動を実施する場合の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所を閉鎖し他への移動を住民に求める場合は、その建物に近く、なるべく同一地域内の施設を準備すること。 ○移動先施設の生活環境のレベルを現状以上のものとする。 ○早めに方針を打ち出し、被災者組織と十分に協議すること。 ○一旦行政と住民との信頼関係が壊れると、再び信頼を取り戻すには相当の時間とエネルギーを必要とする。そのため本町職員は、常に住民の立場に立った対応をすること。

第3 町民への広報活動、相談受付

地震発生時には、被災地や隣接地域の町民に対し地震災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があるため、「調査広報班」は適切かつ迅速な広報活動を実施する。

また、被災住民からの相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部・各班と相互に連携して町役場等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

3.1 町民への広報活動【調査広報班、福祉班】

(1) 生活再開時期の広報

町民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

1) 生活再開時期の広報内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

■時間の経過と広報内容

発災後	広報内容
3日～ 1週間程度	<p>災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を指定緊急避難場所を中心に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道等の復旧状況 ・電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ・公共交通機関の復旧情報 ・生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報） ・安否情報 ・相談窓口開設の情報
2～3週間目	<p>ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった町民は通常生活を再開するので、これらの町民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。</p>
4週間目以後	<p>指定緊急避難場所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の町民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の町民向け情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連の行政施策情報 ・通常の行政サービス情報

2) 生活再開時期の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

項目	内容
指定避難所収容者への広報	○広報紙、臨時広報紙の配布 ○防災行政無線、携帯電話のメール配信による伝達 ○広報車による広報 ○掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）
指定避難所外の町民への広報	○公民館等の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出 ○報道機関への情報提供による広報
町外避難者への広報	ファックスサービス、インターネット、報道機関への情報提供による広報

(2) 災害時要配慮者への広報

聴覚・視覚障害者や外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

1) 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙）やテレビでの文字放送、手話放送テロップ等により広報に努める。

視覚障害者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字での広報に努める。

また、各種障害者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

2) 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、外国人団体、ボランティア等と連携し、広報内容の多言語化を図りつつ広報する。

また、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くよう努める。

3.2 町民の各種相談窓口【住民相談班、地域支援班】

「住民相談班」は、被災住民からの相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部・各班と相互に連携して町役場等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

(1) 各種相談窓口の設置

「住民相談班」は、被災町民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関係各部・各班及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設け、相談票により相談活動を実施する。

項目	内容
相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○町役場、コミュニティセンター等での相談窓口の設置 ○各指定避難所の巡回相談 ○電話相談窓口の設置 照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びファクシミリ等に対応する。 ○他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置 町、県、国等による支援事業についての相談並びにあっせんについて実施する。

(2) 相談の内容

相談の内容は次のとおりとする。

1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○り災証明書の発行 ○義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等 ○倒壊家屋の処理 ○住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん ○その他生活相談 |
|--|

2) 事業再建相談

事業再建のための、本町、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。

また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業関係融資 ○農業関係融資 ○その他融資制度 |
|--|

3) 個別専門相談 (法律、医療)

項目	内容
法律相談	被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て相談を行う。
医療相談	心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て相談を実施する。 特に震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。

電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

5) 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導にあたっては、消費生活相談員、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、町の広報紙や報道機関等の広報により、悪質商法への注意を啓発する。

6) 安否情報

安否情報は、同居の家族や町内の住民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供、広報を行う。(具体的な実施方法についてはP2-154を参照)

第4 食料・生活必需品の供給【地域支援班、福祉班】

地震災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講じる。

4.1 緊急食料供給体制の確立

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

(1) 給食需要の把握

下表を参考に、避難者数、調理不能施設（LP ガス施設の被災等による）数、防災従事者数を早期に把握する。

この場合、ミルクを必要とする乳児の数についても把握する。

項目	内容
供給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所に收容された人数 ○住家に被害を受けて炊事のできない者 ○住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者 ○通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給が受けられない者 ○旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者 ○応急活動に従事する者

(2) 給食能力の把握

町内の給食センター及び小、中学校等の給食能力を有する施設の被害状況を把握する。

町内の炊き出し可能な施設は、以下に示すとおりである。

■炊き出し可能施設（指定避難所等）

[平成 27 年 4 月 1 日現在]

地区	施設名	所在地	炊き出し能力（食）	熱源
市街地	中央公民館	大字寄居 1300	120	LP ガス
	寄居小学校	大字寄居 206	70	LP ガス
桜沢	桜沢小学校	大字桜沢 2740	120	LP ガス
	寄居中学校	大字桜沢 2000	200	LP ガス
	桜沢コミュニティセンター	大字桜沢 3821	40	LP ガス
	寄居城北高等学校	大字桜沢 2601	300	LP ガス
折原	折原小学校	大字立原 385	130	LP ガス
	折原コミュニティセンター	大字立原 367-1	80	LP ガス
鉢形	鉢形小学校	大字鉢形 645	120	LP ガス
	城南中学校	大字鉢形 2222	150	LP ガス
	学校給食センター	大字鉢形 208-1	600	電気
	鉢形コミュニティセンター	大字鉢形 1176-1	80	LP ガス
	鉢形財産区会館	大字鉢形 211-3	20	LP ガス
	保健福祉総合センター（ユウネス）	大字保田原 301	160	LP ガス
	総合社会福祉センター（かわせみ荘）	大字保田原 321	190	LP ガス
男衾	男衾小学校	大字富田 53	120	LP ガス
	男衾中学校	大字富田 65	140	LP ガス
	男衾コミュニティセンター	大字赤浜 1267-1	50	LP ガス
用土	用土小学校	大字用土 2859	120	LP ガス
	用土コミュニティセンター	大字用土 2856	80	LP ガス
合計			2,890	—

注 1) 炊き出し能力の算定基礎：ガスコンロ（1 口）× 10 人

注 2) 停電時の学校給食センターでの炊き出しには発電機が必要になる。

(3) 給食方針の決定

給食方針は、(1)及び(2)の状況把握に基づき決定する。

1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しその他による食料の供給は、町長が行う。

ただし、町で対応が困難な場合は、県災害対策本部食料部に食料品のあっせん要請を行う。

2) 給食基準

給食を行う目安は以下のとおりである。

項目	内容
給食基準	<ul style="list-style-type: none"> ○食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。 ○配給品目は米穀を原則とするが、実情等により代替品を選択する。 ○知事が定める配給数量は、炊き出しとして配給する場合、被災者1食当たり精米200g以内、応急供給受給者1人1日当たり精米400g以内、災害救助従事者1食当たり精米300g以内である。 ○副食品の数について制限しない。 ○一時縁故先へ避難する者については、3日分以内を現物により支給する。

3) 給食の方法

給食の実施方法は以下のとおりである。

項目	方法
給食の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○食料供給機能の停滞により生命の危険がおよぶ可能性のある災害時要配慮者に対し優先的に実施する。 ○各現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め炊き出し、食料の給与を実施する。 ○速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力方を要請し、炊き出し体制の確立を図る。 ○状況により、地域の団体、自衛隊又はボランティア等の協力を得て実施する。 ○野外炊飯に備えて、移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。 ○災害時要配慮者に対応した給食方法の検討（軟らかい食事、栄養の考慮等） ○可能な限りアレルギー表示に配慮した食品を選択する。

(4) 給食の実施

(3)の方針に基づき給食を実施する。

1) 食料等の調達

項目	方法
<p>主な食料の調達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○米 穀 応急配給の必要があると認められた場合は県に申請し、指定米穀販売業者から調達する。 ○ビスケット、クラッカー 米穀の方法に準ずる。 ○副食品 必要に応じ町内販売業者から調達する。 地域内で調達不能の場合は、知事にあっせん依頼する。 ○生鮮野菜(事前にカットしておく。指定避難所での調理は当初は困難) JAグループ、卸売市場の協力を得る。 ○牛乳、乳製品 販売業者からの購入 ○簡易ガスコンロの調達 ガス供給の停止により、調理不能な状況にあるものについては、状況により、簡易ガスコンロを貸与する。 ○大型の鍋釜・コンロ(炊き出しに備える) 販売・製造業者からの購入・貸与 ○電気炊飯器、電磁調理器の調達 販売・製造業者からの購入・貸与 ○県備蓄物資の要請

2) 食料の輸送

「地域支援班」は、町において調達した食料及び県から支給を受けた食料について、広域集積地や輸送拠点から指定避難所及び被災地等へ輸送する（広域集積地、輸送拠点までは原則として県、業者が輸送する。）。

なお、町での搬送が不可能な場合は、食品配送のノウハウをもっている業者に委託することも検討する。

3) 食品の配付

避難者等への食品の配付を行う。なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を指定避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。

4) 炊き出し（温かい食事・汁物等の提供）

指定避難所の弁当や配給食は、「塩辛い」、「油もの」、「肉製品」、「同じ献立の繰り返し」、「冷たい」、「ご飯が硬い」、「野菜・魚の不足」等という傾向がある。

被災者の健康維持と精神安定の観点からも、炊き出しについては「簡易キッチンによる指定避難所での調理」や「食事の献立化」を図り、提供する食事形態の一つとして計画的に位置づけていく。

また、作業の担い手としては、日赤奉仕団、ボランティア及び指定避難所住民を組織して活用を図る。

5) 災害救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できるものとする。

4.2 緊急生活必需品供給体制の確立

災害によって、生活上必要な被服寝具その他日用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する。

(1) 生活必需品需要の把握

「地域支援班」は、「福祉班」等から生活必需品の供給対象者数を把握する。
なお、供給数等は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被害者数を把握する。

項目	内容
供給対象者	住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水によって、生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことができない者

(2) 公的備蓄、業者調達可能量の把握

町の備蓄倉庫及び町内業者の被災状況を確認し生活必需品の調達可能量を確認する。

(3) 生活必需品供給方針の決定

(1)、(2)の状況把握に基づき決定する。

項目	内容
実施責任者	被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、災害救助法の基準に準じて町長が行う。災害救助法が適用された場合の被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。
供給する主な生活必需品	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ○寝具 … 毛布、タオルケット、布団等 ○外衣 … 洋服、作業衣、子供服等 ○肌着 … シャツ、パンツ等の下着類 ○身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等 ○炊事用品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等 ○食器 … 茶碗、皿、はし等 ○日用品 … 懐中電灯、乾電池、石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等 ○光熱材料品 … マッチ、ロウソク、LPガス等 ○その他 … 紙おむつ、風邪薬等医薬品、AM/FMラジオ等
供給方法	被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、地区民生・児童委員やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施するものとする。

(4) 生活必需品の供給

(3)の方針に基づき生活必需品を供給する。

項目	内容
生活必需品の調達	事前の備蓄物資で対応し、なお不足する時は速やかに業者等から調達することに努め、状況により県等へ応援を要請するものとする。
生活必需品の輸送	「地域支援班」は、町において調達した生活必需品及び県から支給を受けた生活必需品について、広域集積地、輸送拠点から指定避難所、被災地等へ輸送する。 (広域集積地、輸送拠点までは原則として県、業者が輸送する。)
生活必需品の配付	供給方針に基づき配付する。
災害救助法が適用された場合の費用等	生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求するものとする。

第5 防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。

5.1 防疫活動【衛生班、県】

水道の断水、汚水の溢水等により感染症がまん延するおそれがある時は、被災地の予防措置及び消毒等の防疫活動を実施する。

■被災時の防疫活動

活動内容	実施主体	埼玉県の活動	本町の活動
検病疫学調査		○	△
健康診断		○	△
清掃・消毒作業			○
そ族・昆虫の駆除			○
法※により入院を必要とする感染症患者の収容		○	△
予防接種		○	△

注) ○：実施主体、△：町が協力

※「感染症の予防及び感染症に対する医療に関する法律」

(1) 実施体制

「衛生班」は、保健所の指示の基に防疫活動を実施する。

(2) 実施期間

災害発生日から起算して概ね7日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

(3) 活動内容**1) 消毒・清掃**

「衛生班」は、被災地において感染症が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業及び清掃作業を実施する。

項目	内容
消毒・清掃の対象	○給水給食施設 ○家屋 ○便所 ○ごみ溜、溝渠
そ族、昆虫等の駆除	「衛生班」は、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、県の指示に基づき、薬剤によるそ族、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

2) 収容・消毒

「衛生班」は、被災地において感染症患者又は病原体保有者を確認した時は診療医師と協力して収容するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講じる。

なお、診療医師は直ちに保健所へ報告する。

また、指定避難所における感染症の予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに、感染症の早期把握に努める。

3) 保健指導

項目	内容
活動内容	○指定避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。 ○パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。 また、保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

(4) 県に対する要請

本部長は、町が実施する防疫活動の実施が困難な場合は、県へ要請する。

(5) 県が実施する防疫活動への協力

被災状況や感染症の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における検病疫学調査、健康診断、臨時予防接種及び感染症防止対策等の予防措置に協力する。

5.2 保健衛生活動【県、福祉班】

「福祉班」は、保健所が実施する食品衛生監視、栄養指導、メンタルケア及び生活不活発病等への対策に協力する。

保健所長が実施する保健衛生活動は次のとおりである。

(1) 食品衛生監視

保健所長は、次の食品衛生監視活動を実施する。

項 目	内 容
食品衛生監視活動内容	○救護食品の監視指導 ○飲料水の簡易検査 ○その他食品に起因する被害発生の防止

(2) 栄養指導

保健所長は、次の栄養指導を実施する。

項 目	内 容
栄養指導活動内容	○被災者に対する栄養相談 ○災害時の影響・食生活支援の情報提供

(3) メンタルケア対策

保健所長はメンタルケアを行う活動班を編成し、指定避難所、応急仮設住宅等への巡回をし、次のメンタルケア対策を実施する。

項 目	内 容
精神保健活動内容	○発症あるいは症状が悪化した精神障害者の相談 ○精神科医療機関の紹介 ○医療機関等への搬送手段について調整 ○町、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整 ○被災者の精神保健福祉相談

(4) 生活不活発病等への対策

保健所長は、指定避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において、生活不活発病やロコモティブシンドロームなどの発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動を促すなどその予防に努めるものとする。

項目	内容
生活不活発病等の予防活動内容	○指定避難所や仮設住宅周辺の広場等での定期的な健康体操の指導 ○生活不活発病やロコモティブシンドロームなどの情報提供

5.3 動物愛護【衛生班】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

本町は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。

(1) 被災地域における動物の保護

本町は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(2) 指定避難所における動物の適正な飼養

本町は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(3) 情報の交換

本町は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。

項目	内容
被災動物に係る情報の交換	○各地域の被害及び指定避難所での動物飼育状況 ○必要資機材、獣医師の派遣要請 ○指定避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ○他縣市への連絡調整及び応援要請

(4) その他

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第6 行方不明者・遺体の取扱い【住民相談班、衛生班、総括班、消防部、警察署】

大規模地震により多数の行方不明者が発生することが予想されるため、速やかに行方不明者の安否を確認することが必要である。

また、災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処置及び埋・火葬は、以下に示すように町長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処置についても町長が行う。

なお、町のみで処理が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

6.1 行方不明者

(1) 安否確認

建物の倒壊や火災等により多数の行方不明者が発生した場合、「住民相談班」は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取・記録の上、消防署、警察署等に部員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。

項 目	内 容
行方不明者の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口を一本化するとともに、同じ窓口でコンピュータ等を用いて安否確認も併せて行えるよう、情報の一元化（誰が行方不明捜査願を出したか、誰が安否の確認を行ったか等）を図る。 ○安否確認の届出及び受付時の事務手続きの要領や様式について定めておく。 ○行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合のうえ行う。 ○照会にあたっては、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮した上で、本人の同意なしで家族等に回答できる。

(2) 搜索活動

行方不明者の搜索は、警察、消防等の防災機関、また、状況により自衛隊等の協力も得て実施することとなるので、搜索体制について、これらの機関との役割分担を定めておかなければならない。

「総括班」は、行方不明者の搜索、救出活動又は後方活動に関する情報を本部長に報告するとともに、必要に応じ関係各班に対して、各種協定等に基づく関係機関、業者、団体等の協力を要請する。救出活動にあたっては、消防団、消防署、警察、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。

「総括班」は、災害対策調整会議を逐次開催して搜索関係機関との連携を密にする。

また、救出活動に必要な資機材の備蓄・調達並びに関係団体からの建設重機等の借り上げについて検討しておく。

6.2 遺体の取扱い

(1) 遺体の搜索

「衛生班」及び「消防部」は、搜索隊を編成し、警察、自衛隊等と協力し、遺体の搜索を行う。

1) 搜索の依頼、届出の受付

「住民相談班」は、所在の確認できない町民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼及び届出の受付を以下のとおり実施する。

項目	内容
搜索の依頼、届出の受付	<ul style="list-style-type: none"> ○町役場内に「行方不明者相談所」を設置する。 ○行方不明者の詳細情報を聞き取る。 <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、年齢、性別、着衣その他の特徴 ○指定緊急避難場所の収容者リスト等を確認する。 ○災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により既に死亡していると推定されるものの名簿を作成する。

2) 搜索対象者

遺体及び災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて、場合によっては死亡していると推定される者とする。

3) 搜索の方法

災害による行方不明者で、既に死亡していると推定される者、死亡者の遺体については、消防署、警察署、自衛隊等の関係機関が一致協力して遺体の発見に努力する。

発見した遺体や、その他事故遺体は、災害発生に伴い、開設された遺体安置所に収容する。

4) 関係市町村への要請

町のみでの捜索が困難であり、近隣市町村の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると思われる時は、漂着が予想される市町村に対し捜索の依頼を要請する。要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

項目	内容
関係市町村への要請	○遺体が埋没又は漂着していると思われる場所 ○遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等 ○応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

5) 費用及び期間

項目	内容
費用	費用は、捜索のための機械器具の借上費、修繕費、輸送費及び人夫賃として当該地域における通常の実費とする。
期間	期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

(2) 遺体の処理

遺体の処理は町が行う。

1) 実施者

遺体の収容及び処理は、「衛生班」が対応する。

2) 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視（見分）を受けた後処置を行う。

3) 遺体の処理

遺体の処理は、次のことに留意して行う。

- 警察は、遺体の検視（見分）並びに撮影等を行ったのち、身元不明又は引取人のない遺体については、町長に引き渡す。
- 「衛生班」は、警察より引き渡しを受けた遺体を洗浄、縫合、消毒等の所定の措置を施し、身元の判明した場合は、遺族、親族に引き渡す。
- 遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存する。

4) 身元確認

身元の確認にあたっては、次のことに留意して行う。

項目	内容
身元確認にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○身元不明者の身元確認には、警察、地元住民の協力を得て行う。 ○身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。また、埋葬許可証を交付する。 ○縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合には、十分調査の上引き渡す。

5) 遺体の収容（安置）・一時保存

遺体の収容・一時保存にあたっては、次のことに留意して行う。

項目	内容
遺体の収容等にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要することから、遺体安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。 ○「衛生班」は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を用意する。

6) 費用及び期間

項目	内容
費用	支給できる費用については、資料編「災害救助基準」を参照のこと。
期間	期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

(3) 遺体の埋・火葬

身元が判明しない遺体及び引取手のない遺体の埋・火葬は、町が実施する。

1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体安置所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院などに一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡すものとする。

2) 埋・火葬の調整及び斡旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、関係業者の被災、棺やドライアイスなどの不足などから埋・火葬が行えないと認める場合、町は関係業者などの調整・斡旋を行い、必要に応じて県及び他市町村へ協力を要請する。

第7 要員の確保【総括班】

地震災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、よりいジョブセンター、熊谷公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

7.1 実施責任者

本部長が実施責任者となる。

7.2 災害救助法を適用した場合の実施基準

項目	内容
町長の対応	災害救助法を適用した場合の、応急救助のために要員の雇上げによる労力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き町長が実施する。 また、知事の職権の一部について、町長が実施することとして通知された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は町長が実施する。
労働力の内容	応急救助の実施に必要な労力の供給は、次の救助を実施するものに必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。 ○被災者の避難 ○医療及び助産における移送 ○被災者の救出 ○飲料水の供給 ○救済用物資の整理配分及び輸送 ○遺体の搜索 ○遺体の処置

7.3 費用

応急救助のために支出できる資金は、当該地域における通常の実費とする。

第8 住宅の確保

災害により住宅が滅失又は損傷を受け、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、仮設住宅等の提供を行い、災害後の被災者の生活又は生活再建の支援を行う。

8.1 応急仮設住宅の設置【応急復旧班、住民相談班】

(1) 仮設住宅の建設

災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置し又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護の万全を期する。

1) 実施責任者

応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理の実施は町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、原則的に知事の責任において実施する。

また、知事が直接設置することが困難な場合には、町にその建築を委任することがある。委任を受けた町は、その請負契約書、設計及び代金支払い証明書類等を整理し保管する。

2) 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、原則として次のとおりとする。

項目	内容
仮設住宅の設置戸数	全焼、全壊又は滅失戸数の3割以内

3) 設置場所

仮設住宅の設置場所は、町有地とするが、状況により私有地に設置する場合は、所有者と町との間に賃貸契約を締結する。

項目	内容
場所の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所 ○交通の便を考慮した場所 ○居住地域と隔離していない場所

4) 建物の構造及び規模

災害応急仮設住宅建築工事設計書を作成する。

建物の構造、規模、設置予定数及び単位並びに建設完了予定日数、供与期間等は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。

なお、仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、災害時要配慮者に配慮する。

項目	内容
仮設住宅の設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工する。 ○その供与期間は、2年以内とする。 ○建物の形式は、軽量鉄骨組立式とする。

(2) 仮設住宅の入居

仮設住宅への入居者の選定については、住民の不公平感のないように努める。

また、入居決定に際しては地域コミュニティの維持に留意する。

1) 入居者の選定

項目	内容
選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ○住家が全焼、全壊又は滅失した者であること。 ○住居する家がない者であること。 ○自らの資力では、住家を確保することができない者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の被保護者及び災害時要配慮者 ・特定の資産のない高齢者、障害者等 ・上記に準ずる者

2) 災害時要配慮者の入居優先

高齢者、障害者等の災害時要配慮者を優先的に入居させる。

(3) 仮設住宅の管理

仮設住宅での生活が長期化すると、生活環境における住民の種々の不満が発生する。

そのため、「応急復旧班」は、「住民相談班」と協力して入居者相談窓口等を設置し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を町長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において町が県に請求できる。

8.2 被災住宅の応急修理【応急復旧班】

災害のため住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理のできない者に対して居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し、応急修理を行うよう業者等を手配する。

(1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は県が行い、本町はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で本部長（町長）が特に必要と認めた場合は、町において実施するものとする。

(2) 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で自己の資力では、応急修理をすることができない者とする。

(3) 修理の基準

修理は、日常生活に必要な欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行うものとする。

(4) 修理の方法

内 容
①住宅の応急修理は、木材、釘、トタン等を使って、大工あるいは技術者が応急修理を実施すること。したがって、被災者本人に現金や木材等を支給して応急修理を行わせることなどは許されない。
②応急修理の対象となる住家の選定は、特に慎重に行うべきで、真に法による修理を実施する以外に修理の方法のない者を十分調査の上決定すること。
③応急修理は、居室、炊事場、便所等のように生活上欠くことができない部分のみを対象とする。
④応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯として取扱う。
⑤町長は、住家の応急修理を実施する場合には、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管しておくこと。ただし、町が直営工事によって修理した場合には、この他に修理材料受払簿、大工・人夫等の出勤簿、材料輸送簿等を整理しておくこと。
<p>【帳簿類一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救助実施記録日計票 ○住宅の応急修理記録簿 ○住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 ○住宅の応急修理関係支払証拠書類

(5) 修理住宅の選定

- 1) 県が修理住宅の選定を行う場合、「応急復旧班」において被害程度の調査その他選定に協力する。
- 2) 町が実施する場合は、「応急復旧班」をもって被害程度を調査のうえ、修理住宅の選定を行う。

(6) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

第9 廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、町及び県は、地震災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）、並びに災害におけるごみ及びし尿を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。廃棄物対策に係る計画を以下に示す。

9.1 災害廃棄物処理【衛生班、応急復旧班】

地震災害時には、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、「衛生班」は、「応急復旧班」と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図る。

(1) 住宅関係障害物の除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の破壊後のガレキ等とは異なる。

なお、必要に応じて、熊谷県土整備事務所に応援要請を行うものとする。

1) 活動方針

住宅関係障害物除去に関する活動方針は以下のとおりである。

○障害物の除去は、町が行うものとする。
○一時的には町保有の器具及び機械を使用して実施する。
○労力又は機械力が不足する場合は県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町村からの派遣を求めるものとする。
○労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業者からの資機材、労力等の提供を求める。
○効果的に除去作業を進めるために、建設業者との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

2) 災害救助法を適用した場合の実施基準

項目	内容
対象	住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。 ○障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。 ○障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。 ○自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。 ○住家が半壊又は床上浸水したものであること。 ○原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。
対象者の選定	障害物除去対象者の選定は町で行う。 また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。 (選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。)
期間	災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、町長は、その結果を県へ報告する。

(2) 災害廃棄物の処理

地震災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。

そのため、本町は、以下に示す計画に従い廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。

1) 災害廃棄物発生量の推定

震災時には、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、その発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

2) 処理体制の確保

① 実施体制

ガレキ等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

■災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅・建築物系 (個人・中小企業)	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、本町は処理・処分に関する情報の提供を実施する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。
公共施設	施設の管理者において処理する。

項目	内容
災害廃棄物の排出	倒壊家屋から、モルタル、コンクリートブロック、瓦等がかなり排出されるので、住民組織単位等の地域別に排出場所を指定し収集する。また、廃棄物の排出場所と方法について町民に広報する。

② 処理の推進と調整

本町は、国、県、事業者等の関係者と協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3) 処理対策

① 仮置場の確保

「衛生班」は、倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等の廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場を、町有地等から確保する。

■廃棄物仮置場の候補地

名称	所在地	集積可能面積
環境事業所	大字末野 1926-3	13,156 m ²
大里広域一般廃棄物処分場（秋山処分場）	大字秋山 416	11,500 m ²

② 災害廃棄物の処分方法

「衛生班」は、災害廃棄物はリサイクルを考慮して、可能な限り現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに、最終処理を実施する。

■分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

項目	内容
最終処理方法	<p>○可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している市町村に処分を要請する。</p> <p>○不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。</p>

③ 費用の負担

阪神・淡路大震災では、解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。

町長は、災害の規模や状況によっては、り災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

9.2 一般廃棄物処理【衛生班】

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。

このため、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

また、災害対策基本法第八十六条の五に基づき、非常災害の廃棄物処理特例地域として指定された場合は、町長は、災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を環境大臣に要請することができる。

(1) ごみ処理

地震災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、家庭系、事業系ともに、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講じる。

1) 実施体制

災害時におけるごみ収集及び処理を実施する。なお、本町の処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、相互応援協定を締結している市町村及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

2) 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講じる。

3) ごみ収集の方法

項目	内容
ごみの収集計画の広報	ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を町民に対して住民組織又は報道機関を通じ、協力を呼びかける。
腐敗性の高いごみ	腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。
ごみの分別	ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。 なお、分別収集にあたっては、適切な広報により、町民に分別排出を呼びかける。
夜間の収集	道路交通の状況によっては、夜間のごみの収集も実施する。
指定避難所のごみ対策	指定避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

4) ごみの仮置場

「衛生班」は、「応急復旧班」と連携を図り、処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保する。

5) ごみの処理・処分

項目	内容
ごみの処理施設での処理	ごみの処理施設が受入れ可能となった時点から、仮置場に一時的に集積したごみを含め、処理施設に搬入し、順次処理・処分する。
隣接市町村へのごみ処理の要請	町長は、処理しきれない程多量のごみが排出された場合、あるいはごみの処理施設が被害を受け稼働しない場合、相互応援協定を締結している隣接市町村へ、ごみの処理を要請する。

(2) し尿処理

地震災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。

項目	内容
実施体制	地震災害時のし尿収集が町の処理能力を超える場合は、浄化槽清掃等許可業者の協力を得るほか、近隣市町村及び埼玉県へ応援を要請する。
施設の応急措置	地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講じる。
収集方法	被災地域の状況に応じて町の委託及び許可業者と緊密な連絡を図り、指定避難所など被災集中地区を重点的に処理する。
処理等の方法	収集したし尿は、下記の処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、町長は、近隣市町村に処理の応援を要請する。

■し尿処理施設

名称	所在地	電話
汚泥再生処理センター	大字赤浜 517	048-582-0715

1) 仮設トイレの設置・管理

項目	内容
指定避難所への仮設トイレの設置	被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、指定避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。
在宅者のための仮設トイレの設置	ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆便所と併せてし尿を処理する。

2) 仮設トイレの調達

本町が備蓄している仮設トイレが不足した時は、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

項目	内容
流通在庫の調達	仮設トイレの流通在庫を関係業者から調達する。
県及び隣接市町村等への要請	県及び相互応援協定を締結している隣接市町村等へ、備蓄してある仮設トイレの借上げを要請する。

第10 文教・保育対策

災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、「教育部」及び「救援部」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育の実施を図るものとする。

文教・保育対策の計画を以下に示す。

10.1 応急教育【教育支援班、学校班】

(1) 学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講じる。

1) 施設の応急復旧

学校施設の応急復旧は、以下の事項に留意して実施する。

- 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため次の方策を講じる。
 - ・近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
 - ・学校以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- 指定避難所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

(2) 応急教育の実施

「教育支援班」は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

1) 応急教育の開始

応急教育の開始にあたっては、校長は「教育支援班」に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

2) 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

・ 臨時休校	・ 合併授業	・ 分散授業
・ 短縮授業	・ 二部授業	・ 複式授業
・ 又は上記の併用授業		

3) 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、「教育支援班」は、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

○各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
○県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
○県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講じる。

4) 学校給食の措置

「学校班」は、学校再開に併せて速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

項目	内容
学校給食の一時中止条件	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所となった学校において学校給食施設で炊き出しを実施する場合 ○感染症等の危険の発生が予想される場合 ○災害により給食物資が入手困難な場合 ○給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合 ○その他給食の実施が適当でないと認められる場合

5) その他、生活指導等

項目	内容
登下校の安全確保	教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。
心身の健康の保持	被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。
避難した児童・生徒の指導	避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。
その他	災害のため、多数の児童・生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び3学期においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように国及び県に対し要請する。

(3) 教材・学用品の調達・支給

町長は、災害救助法が適用された場合、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

1) 支給の対象

教科書・学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校・ろう学校・養護学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童・生徒を含む）に対し、被害の実状に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

2) 支給の実施

項目	内容
教科書、教材の支給	教科書については、本町が支給する。 なお、教科書、教材が学校によって異なる場合は、町長が県立学校長又は私立学校長の協力を得て、配達から配分まで実施する。
文房具、通学用品の支給	文房具及び通学用品については、本町が被害の実情に応じ現物をもって支給する。

3) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

4) 支給の時期

教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

10.2 応急保育【保育班】

保育所の児童及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保に必要な応急措置を講じる。

(1) 保育所の応急措置**1) 応急保育の実施**

項目	内容
応急保育の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○所長は、保育所児童のり災状況を調査する。 ○「保育班」は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。 ○所長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な児童を保育所において保育する。 ○所長は、災害の推移を把握し、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

2) 育児用品の確保

「保育班」は、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、県及び国を通じて関係業者に供出等を要請する。

(2) 要保護児童の応急保育

「保育班」は、要保護児童が確認された場合、保護及び応急保育の措置を講じる。

1) 要保護児童の把握等

保護者のいない児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

項目	内容
指定避難所の責任者は、次の要保護児童について「保育班」へ通報する。	○児童福祉施設から指定避難所へ避難した児童 ○保護者の疾患等により発生する要保護児童
台帳、名簿等による把握	○住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握 ○災害による死亡者に対する義援金の受給者名簿からの把握
町民の通報による把握	○町民からの口頭又は電話等による通報
広報等による保護者のいない児童の発見	「保育班」は、「本部事務局」を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかける。

2) 親族等への情報提供

「保育班」は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

3) 要保護児童の保護と支援

「保育班」は、保護者のいない児童を確認した場合は、保護・支援等の措置を講じる。

項目	内容
保護者のいない児童の保護	○親族による受入れの可能性を打診する ○児童相談所と連携し児童養護施設での保護 ○児童相談所と連携し里親への委託保護
支援等の措置	○母子福祉資金の貸し付け ○年金事務所における遺族年金の早期支給手続き

4) 児童のメンタルケア

「保育班」は、り災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所及び医療機関等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

10.3 文化財の保護対策【社会教育班】

「社会教育班」は、文化財及び収蔵・保管施設に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 情報の収集・伝達

「社会教育班」は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

(2) 収蔵・保管施設の応急対策

「社会教育班」は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講じる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。

(3) 文化財の応急対策

「社会教育班」は、国、県及び町指定文化財に被害の発生を確認した時は、次の措置を講じる。

項目	内容
文化財への対策	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。 ○上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。 ○町指定文化財にあたっては、管理者又は所有者が町教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。 ○移動可能な指定文化財に被害が生じると判断された時は、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第11 ボランティア団体等の協力【福祉班】

「福祉班」は町社会福祉協議会と連携して、災害対策ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努める。

11.1 災害対策ボランティアセンターの設置

「福祉班」は町社会福祉協議会と連携して、災害対策ボランティアセンターを開設してボランティアの受け付けを行う。

11.2 ボランティアの振り分け

災害対策ボランティアセンターは、ボランティアの専門性を考慮して管轄する活動窓口ごとにボランティアの振り分けを行う。

専門ボランティアAに対しては、各所管において参加申込みの受け付け及び登録を実施し、福祉ボランティアに対しては、町社会福祉協議会において参加申込みの受け付け及び登録を実施する。

その他のボランティアは、災害対策ボランティアセンターにおいて参加申込みの受け付け及び登録を実施する。

項目	内容
災害対策ボランティアセンターの設置場所	災害対策ボランティアセンターは、町役場に設置する。

■ボランティアの種別と登録窓口

種別	資格・機能	登録窓口
専門ボランティアA	特殊な資格、職能を有している者 ・ 医師、看護師 ・ 応急危険度判定士 ・ 被災宅地危険度判定士	各所管
専門ボランティアB	資格、職能を有している者 ・ アマチュア無線技師 ・ 大型運転免許所有者 ・ オペレーター ・ 外国語通訳、手話通訳 ・ 建設作業員、その他	災害対策ボランティアセンター
一般ボランティア(個人・団体を含む)	上記の資格、職能を有していない者	災害対策ボランティアセンター
福祉ボランティア	福祉ボランティアとして平常時より活動している個人・団体	町社会福祉協議会

項目	内容
災害対策ボランティアセンターの役割	○ボランティアコーディネーターの確保 ○ボランティアの登録、名簿作成 ○ボランティアの証明書、名札の発行 ○ボランティアの宿泊場の確保、あっせん ○ボランティアの派遣先、内容、人数・配置、派遣機関等の総合調整 ○被災地、指定避難所におけるボランティア要望の把握等の情報収集 ○県、町社会福祉協議会、民間ボランティア団体等の連絡調整

第3節 火山噴火降灰応急対策計画

本町は富士山、浅間山の噴火に伴い、降灰による被害が生じた場合、ライフライン等への影響に加えて町民の健康や農作物の育成に悪影響を与えることが考えられる。そのため、速やかに情報収集及び伝達、交通規制、降灰の処理等を実施し、町民の安全と健康の管理に努める。

第1 応急活動体制の確立

本町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県の援助の下、災害応急対策の実施に努める。速やかな応急対策の実施のため、本町は必要に応じて災害対策本部を設置し、対応する。

災害対策本部等の設置については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第1 災害対策本部等の設置を準用する。

第2 情報の収集・伝達【本部事務局】

降灰による被害発生時には、円滑な応急対策活動を実施する必要がある。そのため、本町は県及び防災関係機関との緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

2.1 降灰に関する情報の収集・伝達

気象庁が町内を対象として降灰予報を発表した時、もしくは町内に降灰があった時は、本町及び県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力も得て、降灰状況を住民等へ周知する。

また、本町は、防災情報システムから以下の情報を取得する。

- 噴火警報・予報
- 火山の状況に関する解説情報
- 噴火に関する火山観測報
- 火山に関するお知らせ

情報の収集、伝達については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第3 情報の収集、伝達 を準用する。

2.2 県に対する報告

本町は、以下の降灰に関する情報を調査し、防災情報システム（使用できない場合は電話、FAX、防災行政無線等）により県に伝達する。

- 降灰調査項目
- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ

2.3 降灰に伴う取るべき行動の周知

本町は、降灰時にとるべき行動を町民に発信する。即時性の高いメディア（防災行政無線、メール配信、インターネット、データ放送など）も活用し、以下の内容等を発信する。

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、すべりやすくなるため、スリップに注意する。

第3 交通対策【応急復旧班、警察署】

降灰による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このような状況において、町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

また、降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、本町は、降灰による視界不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため、所轄警察署と連絡協議して交通規制を実施する。

第4 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った町民を収容するため、本町は、避難所を開設・運営する。

避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

その他の内容については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第2 指定避難所運営を準用する。

第5 医療救護

本町は、医療機関と連携し、健康被害に関する情報を提供する。

現段階では、火山灰による健康被害についての明確な見解はないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、配慮が必要である。

その他の内容については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第11 医療救護を準用する。

第6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策【給水班、応急復旧班、関係事業者】

施設管理者は、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるように対策を講じる。なお、降灰による被害は以下の事例が報告されている。

◆過去に報告された被害事例

施設	過去に報告された被害
電力施設	<ul style="list-style-type: none"> 降灰の荷重により、電線が切れる。 雨を含んだ火山灰が付着した^{がいし}碍子の絶縁不良によってショートする。
上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> 水源である河川に火山灰が流入し、濁水により浄水場で取水ができなくなる。 火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質基準項目の値が上昇する。
道路施設	<ul style="list-style-type: none"> 降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
鉄道施設	<ul style="list-style-type: none"> 分岐点に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

※^{がいし}碍子：電線とその支持物との間を絶縁するために用いる器具。一般には電柱・鉄塔などに装着される電力用又は電信用のものを指す。

その他の内容については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第14 ライフライン、都市施設を準用する。

第7 農業者への支援【地域支援班】

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼす。このため、本町は、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するように県と協力し、支援する。

また、火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、本町は、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指示を行う。

第8 降灰の処理

8.1 火山灰の除去【地域支援班、衛生班】

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。私有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

本町は、一時的仮置き場を設置するとともに、一般家庭が集めた火山灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。また、事前に火山灰の処分場所、火山灰の利用と処理に関しての検討を行う。

8.2 降灰の収集【衛生班】

本町は、宅地など各家庭から排出された火山灰の回収を一般廃棄物と別にして実施するとともに、回収した火山灰の一時的仮置き場を設置する。

また、各事業者から排出された火山灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（施設管理者）の責任において実施するものとする。

第9 物価の安定、物資の安定供給【総括班】

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないように、町民や事業者に冷静な行動を求める。本町は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや事業者の売り惜しみが生じないように監視するとともに、必要に応じて指導等を行い、町民生活への影響を最小限にとどめるよう努める。

第10 広域一時滞在

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民の受入を必要に応じて検討する。

広域応援については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備 第2 広域応援
協力体制の充実を準用する。

第3章 東海地震の警戒宣言に伴う 対応措置計画

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和 54 年 8 月に静岡県を中心とする 6 県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の 167 市町村が強化地域に指定された。なお、平成 14 年 4 月に、東京都及び三重県の 62 市町村が追加指定され、その後、市町村合併により強化地域は 8 都県 157 市町村（平成 24 年 4 月 1 日現在）となっている。本町の場合は、強化地域には指定されなかったことから、法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、東京都など首都圏地域において大規模地震の発生を前提とした警戒宣言が発せられることは、寄居町民にとって未だかつて一度もなかった経験であり、それに伴い社会的混乱の発生が懸念される。

このため、本町は、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生にあたっては被害を最小限にとどめることを目的として、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

第1節 計画の位置づけ

本町において「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する際の基本的な考え方や前提条件などを以下に示す。

第1 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 警戒宣言発令中においても町の機能は、極力平常どおり確保する。
- 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、町民の生命、身体、及び財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講じる。
- 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。
なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講じる。
- 発災後の対策は、「寄居町地域防災計画」により対処する。
- 本町の地域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第2 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

2.1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）とする。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2.2 予想震度

埼玉県地域防災計画では、東海地震が発生した場合の県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とされている。

第3 東海地震に関わる発信情報

気象庁では、地震学の進歩により東海地震の前に発生する異常な現象が想定されるようになってきたことにより、その想定シナリオに沿った現象が観測された場合には、地震発生の可能性が高まったことをより早く伝達できるように、平成23年3月24日に情報体系を修正した。

各情報の内容及び防災対応は、以下に示すとおりである。

■ 東海地震に関連する情報と防災対応

情報名	発表基準	防災対応
東海地震予知情報	<p>下記の基準でかつ「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、地震防災対策強化地域判定会において、その変化が前兆すべり（プレスリップ）によるものであると判定された場合 ・ 5カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測（あるいはそれに相当する現象を観測）し、かつその変化を基に推定した前兆すべり（プレスリップ）の発生場所が、東海地震の想定震源域内に求まった場合（急激な変化が観測され、「判定会」の開催が間に合わない場合の基準） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒宣言の発令 ・ 地震災害警戒本部が設置される ・ 地震災害警戒本部の設置。 ・ 住民避難、交通規制等、地震防災対策の実施。
東海地震注意情報	<p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測した場合であって、判定会において、その変化が前兆すべり（プレスリップ）である可能性が高まったと判定された場合 ・ 3カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、東海地震の発生のおそれについて検討が必要と判断した場合（急激な変化が観測され、「判定会」の開催が間に合わない場合の基準） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災の準備行動がとられる（児童・生徒の帰宅、救助・救急・消防部隊、医療機関関係者等の派遣準備）。 ・ 気象庁において判定会が開催される。 ・ 住民に対する適切な広報の実施
東海地震に関連する調査情報（臨時）	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合 ・ その他、ひずみ計で東海地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合 ・ 東海地域においてマグニチュード6.0以上の（あるいは震度5弱以上を観測した）地震が発生した場合で、ひずみ計で当該地震に対応するステップ状の変化以外の特異な変化を観測した場合 ・ 東海地域においてマグニチュード5.0以上の低角逆断層型の地震（プレート境界の地震）が発生した場合、マグニチュード4.0以上の（あるいは震度4以上を観測した）地震が短時間で複数発生した場合又はプレート境界のすべりによると考えられる顕著な地震活動を観測した場合などにおいて、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や自治体では情報収集連絡体制がとられる。
東海地震に関連する調査情報（定例）	<p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に開催される判定会において、観測井かと強化地域に係る大規模な地震の前兆現象と直ちに結びつかないと評価された調査結果を発表する場合 	

注) 東海地震に関連する情報は表のように三種類あり、危険度が低い情報から順に「東海地震に関連する調査情報」→「東海地震注意情報」→「東海地震予知情報」となる。

各種発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

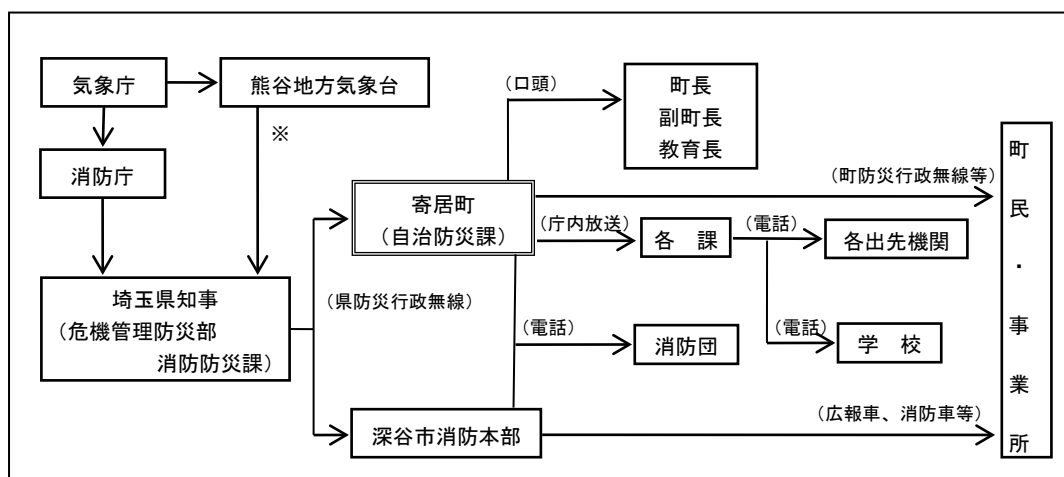
このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

第1 東海地震注意情報の伝達【総括班】

1.1 伝達系統及び伝達手段

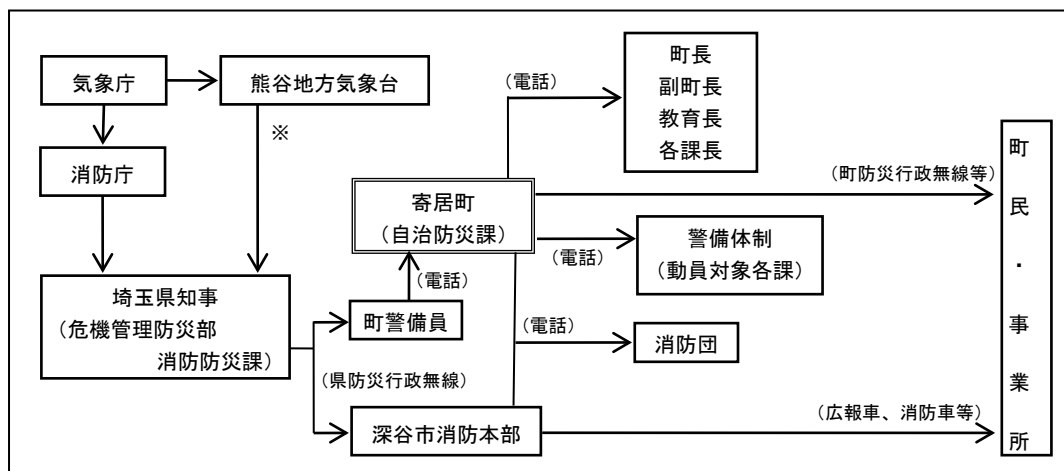
県から防災行政無線等により東海地震注意情報が伝達された時は、直ちに庁内、防災関係機関及び町民に対して、次の伝達系統により伝達する。

■東海地震注意情報伝達系統図 [勤務時間内]



注) ※：知事への伝達は消防庁ルートを通じ、熊谷地方気象台を副とする。

■東海地震注意情報伝達系統図 [勤務時間外]



注) ※：知事への伝達は消防庁ルートを通じ、熊谷地方気象台を副とする。

1.2 伝達事項

伝達事項は、以下に示すとおりである。

- ① 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- ② 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- ③ 東海地震注意情報が解除された旨の連絡内容
- ④ その他必要と認める事項

第2 準備体制の確立【各班共通、関係機関】

本町が東海地震注意情報の通知を受けた時は、直ちに警戒体制を敷くとともに、警戒宣言の発令に備えて速やかに対応がとれるよう準備を整えるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

なお、主な準備項目は、以下に示すとおりである。

2.1 町の活動体制

(1) 警戒体制の設置

本町は、東海地震注意情報が発表された場合、「本編 第3章 第1節『第1 基本的な考え方』」に従い警戒体制をとるものとする。

(2) 警戒宣言及び地震情報の伝達の準備

「本章『第3節 警戒宣言に伴う措置』」に対応すべく、次の情報が正確かつ速やかに伝達できるように準備を整えるものとする。

- 警戒宣言及び東海地震予知情報
- その他防災上重要な情報

(3) 事務分掌

- 東海地震予知情報、警戒宣言、その他防災上必要な情報の収集伝達
- 社会的混乱防止のための必要な措置
- 防災関係機関との連絡調整

(4) 災害対策本部設置の準備

警戒宣言の発令に備えて、速やかに災害対策本部が設置できるよう、準備を整えるものとする。

(5) 職員動員の準備

警戒宣言の発令に備えて、速やかに職員の動員がなされるよう準備を整えるものとする。

2.2 消防本部の活動体制

緊急連絡体制をとるとともに、「自治防災課」との連絡を密にし、災害対策本部の設置に備える。

2.3 防災関係機関の活動体制

ライフライン関係の防災関係機関の活動体制は、以下に示すとおりである。

■防災関係機関の活動体制

防災関係機関名	活動体制
東日本旅客鉄道株式会社	○高崎支社「防災業務実施計画」東海地震編により高崎支社及び現業機関に設置される地震防災対策本部と連携を密にし、警戒宣言の発令に備え、地震応急対策が円滑に実施できるように準備する。 ○社員の招集
東武鉄道株式会社	「東海地震注意情報」を受けた時は、伝達経路により本部関係者や応急対策従業員を招集するものとする。
秩父鉄道株式会社	地震発生の場合は、防災規程並びに運転事故復旧対策規程に則り、円滑な処置を講じるとともに、速やかに災害の復旧にあたる。
東日本電信電話株式会社 埼玉支店	防災業務計画に基づく所定の対策・体制をとる。
東京電力株式会社 熊谷支社	非常災害体制を発令し、所定の体制をとる。

第3 準備行動に係わる広報【調査広報班、地域支援班】

準備行動に係る広報は、以下の事項に従い実施する。

3.1 町の広報

本町は、速やかに町民に対する広報活動の準備を整え、防災行政無線、広報車、消防車等を活用し、冷静な対応を呼びかける広報を行う。

情報の確認を求める問い合わせには、専用の窓口を開設し、その段階での確かな情報を、正しい理解が得られるよう注意し適正に回答する。

混乱の発生が予想される現場では、必要な広報及び措置を講じるとともに、関係機関（県危機管理防災部消防防災課、警察署等）へ緊急に通報する。

3.2 混乱防止措置の準備

本町は、町民に対する広報を実施するほか、各防災関係機関への町民からの問い合わせ内容、電話の回線利用状況、気象情報等を把握し、さらに、鉄道機関の運行状況、駅周辺における町民の集中状況、バス・タクシーの運行状況、最寄りの高速道路及び幹線道路の交通状況等の混乱防止に必要な情報を収集する。

第3節 警戒宣言に伴う措置

本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間に、本町において取るべき措置について定める。

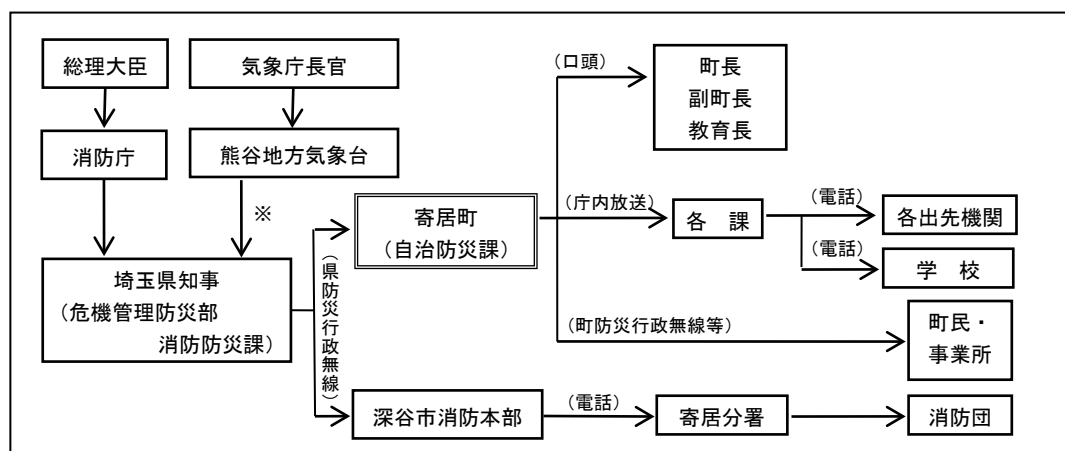
第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報【本部事務局】

本町は、県から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに町の幹部職員、関係部署及び町民等に伝達する。

1.1 伝達系統及び伝達手段【総括班】

県からの警戒宣言、東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、下図のとおりである。

■警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図（本町関連）



注) ※：知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルートをもとし、熊谷地方気象台を副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

1.2 伝達体制

本町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた時は、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

町民に対しては、防災行政無線や広報車、サイレン等により伝達する。

■地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則）

サイレン	吹鳴（約45秒）	吹鳴（約45秒）
	休止（約15秒）	

注）警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。
必要があれば警鐘又はサイレンを併用すること。

1.3 伝達事項

「総括班」が、庁内及び防災対策上重要な機関、団体等に伝達する事項は以下のとおりである。

- 警戒宣言通知文
- 東海地震予知情報に関する情報文
- 警戒宣言発令に伴い取るべき措置事項
- 警戒解除宣言に関する通知（地震が起これないで解除になる場合）
- その他必要と認める事項

1.4 広報

本町は、防災関係機関と連携し、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、本町、事業所等の取るべき措置を周知させるため広報活動を積極的に行う。

「調査広報班」は、警戒宣言が発令された時は、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

広報は、防災行政無線、広報車両を用い、住民組織、自主防災組織等を通じて行う。

- 警戒宣言等の内容の周知徹底
- それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- 防災措置の呼びかけ
- 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

第2 活動体制【各班共通】

本町の活動体制に係る事項を以下に示す。

2.1 組織

警戒宣言が発令された場合、本町は町役場に災害対策本部を設置し、非常体制により災害応急対策活動を実施する。

なお、地震発生後の体制は、「本編 第2章 第1節『第1 災害対策本部等の設置』」による。

2.2 動員配備

警戒宣言が発令された場合、本町は非常体制をとり災害対策本部を設置する。災害対策本部への動員は、「本編 第2章 第1節 第1『1.1 活動体制と配備基準【各班共通】』」による。

2.3 本部会議の開催

町長は、警戒宣言が発令された場合、災害対策本部各班の対応状況を把握し共有化を図るため、本部会議を随時開催する。

なお、災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

項目	内容
災害対策本部の事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言、地震予知情報等各種情報の収集伝達 ○防災関係機関の業務に係る連絡調整 ○社会的混乱防止に係る施策の実施 ○報道機関等への情報提供 ○その他必要な事項

2.4 庁舎内の点検及び緊急措置

(1) 点検

項目	内容
火気使用設備の点検	各班は、火気の使用を極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した際直ちに消火できるような措置を講じる。
自家発電装置、可搬式発電機の点検	「調査広報班」は、地震発生の際の停電に備えて自家発電装置の点検確認を行う。
消防用設備等の点検	「総括班」は、消火器、消火用水、火災報知設備及び防火戸の点検確認を行う。
落下、倒壊の危険性のある物品の点検	各班は、屋内にあるロッカー、パソコン、表示板等、転倒、落下しやすい物品の固定及び屋外の落下危険性のある看板等の補強措置を講じる。この措置が困難な場合は、警告措置を講じる。
発火性、引火性及び爆発のおそれのある危険物の点検	貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒防止、漏洩防止措置を講じ、緊急遮断装置、安全装置類は作動

危険物の点検	確認を実施する。
--------	----------

(2) 緊急措置

「総括班」は、次のとおり対応措置を講じる。

項目	内容
防災資機材等の準備	地震発生時の防災活動に必要な資機材等の準備を行う。
公用車両の確保	公用車両の運行を極力制限し、公用車両を確保しておく。
通信手段の確保	町防災行政無線（移動系）等の連絡手段を確保しておく。

2.5 他の公共施設の点検及び緊急措置

各公共施設の管理者は、各々の施設について「2.4 庁舎内の点検及び緊急措置」に準じた対策を講じる。

第3 消防、危険物、水防対策【消防部、応急復旧班】

3.1 消防対策

「消防部」は、次のとおり対応措置を講じる。

項目	内容
防災措置の内容	○正確な情報の収集及び伝達
	○火災、水害等防除のための警戒
	○浸水避難地域の把握、及び警戒避難体制の整備
	○自主防災組織等の防災活動に対する指導
	○資機材の点検整備の実施
	○火災発生の防止、初期消火等に関する町民、事業所への広報

3.2 危険物対策

「消防部」は、危険物取扱施設等に対し、次の防災措置を指導する。

項目	内容
防災措置の内容	○転倒・落下・流出拡散防止等の措置
	○引火又は混合・混触等による出火防止措置
	○操業の制限、停止
	○火気使用の制限又は禁止
	○消防用設備等の点検確認

3.3 水防対策

本町は、町管理の河川施設等の点検を行う。

第4 公共輸送対策【関係事業者、応急復旧班】

バス会社及びタクシー会社は、(社) 埼玉県バス協会、埼玉県タクシー協会及び国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局の指導のもと、地域の実情に応じ可能な限り運行を確保する。

「応急復旧班」は、運行状況の把握を行う。

第5 交通対策【総括班、応急復旧班】

5.1 警察への交通規制の要請

本町は、警戒宣言が発せられた時は、緊急輸送道路確保のために警察署に協力を要請する。

5.2 道路管理者の取るべき措置

本町は、警戒宣言が発せられた際の運転者のとるべき行動について広報を行い周知徹底を図るとともに、県公安委員会の定める交通規制計画に協力するとともに、必要に応じ警察署と協議し対策をたてる。

また、町が管理する道路について、次の措置を行う。

項目	内容
防災措置の内容	○危険箇所の点検 避難に有効な道路、緊急輸送路等の点検の実施
	○工事中の道路についての安全対策 工事を中止し、保安対策の実施

第6 上水道対策【給水班、調査広報班】

「給水班」は、警戒宣言が発令された場合、概ね次のような措置をとる。

6.1 応急措置

原則として供給を継続する。

また、町民、事業所等の緊急貯水により増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、地震発生時の緊急給水活動等に備える。

項目	内容
要員の確保	「給水班」職員、指定水道工事店への連絡 資機材の点検整備
施設の保安措置等	警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ決めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。 浄配水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は、原則として搬入を行わない。 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、町民、事業所等の緊急貯水に対応できるように送配水圧の調整を行う。 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

6.2 広報

町民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし、次のとおり広報活動を行う。

項目	内容
広報内容	警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること 地震に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ・飲料水の汲置き（ポリタンク、バケツを利用しフタをし、3日毎に新しい水に汲替え、水質保持に留意する。） ・生活用水の汲置き（浴槽等を利用し、貯水する。） ・その他（汲置き容器転倒防止及び汲置き水の流出防止策を講じる。） 発生後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼 広報車両による広報 水道工事店の店頭掲示等

第7 学校、病院、社会福祉施設等対策【学校班、教育支援班、福祉班、保育班】

7.1 学校

「学校班」、「教育支援班」は、児童・生徒等の安全の確保及び学校施設の保全を図るため、次のとおり措置を行う。

項目	内容
「学校班」、「教育支援班」のとり措	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、下校（収容指定緊急避難場所への移動を含む）の措をとる。 ○児童・生徒等の下校方法は、次のように行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、連絡網を通じ保護者の来校を求める。 ・交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。 ○学校に残留し、保護する児童・生徒等については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容にしたがって対処する。 ○家族への連絡は、通信不通の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。 ○警戒宣言が解除されるまで、臨時休業とする。 ○防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、必要な措をとる。 ○実践的な防災計画により、職員一人一人が迅速適切な行動をとる。 ○地域の関係機関・団体との連絡を密にし、対応する。

7.2 病院・診療所

「福祉班」は、町内の病院、診療所等に、次のような対応を指導する。

項目	内容
診療対策	<ul style="list-style-type: none"> ○外来患者の診療は状況に応じ可能な限り平常どおり行う。 ○入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。 ○手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。 ○救急患者の受入体制を講じる。 ○手術中の場合は、医師の判断により安全措をとる。 ○手術予定については、緊急やむを得ない場合をのぞき延期するなどの措を講じる。

7.3 社会福祉施設

(1) 保育所

「保育班」は、警戒宣言発令後、原則として保育所を休止して次の措をとる。

項目	内容
帰宅措	<ul style="list-style-type: none"> ○入所児童は名簿確認の後、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。 ○保護者の引取りが済むまで、入所児童は保育所で保護する。 ○所外における指導時は、帰所後入所児童を保護者に引き渡す。 また、交通機関、道路の状況等によって帰所が困難な場合、保育所及び町に連絡をとり、適宜の措をとる。

項目	内容
防災措置	<ul style="list-style-type: none"> ○施設設備、消火器、火気等の点検 ○転倒、落下物の防止措置 ○飲料水の確保、食料、ミルク等の確保 ○医薬品等の確保

(2) 社会福祉施設

「福祉班」は、施設の種類、通所・収容者、施設の実態に即した措置をとる。

項目	内容
社会福祉施設への措置	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への伝達 ○保護者への引渡し ○施設の防災点検 ○出火防止 ○引渡しが困難な者の保護 ○食料、医薬品、生活必需品等の確保

第8 その他対策

8.1 食料等の物資の確保【地域支援班、福祉班】

本町は、警戒宣言発令時において、次の措置をとり物資を確保する。

項目	内容
食料等の物資の確保	<ul style="list-style-type: none"> スーパーマーケット、小売店等に対し、営業の継続を呼びかける。 町民に対して、小売店等の営業状況、買い占め・買い急ぎ等の抑制を呼びかける

8.2 生活関連対策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○町民に対して緊急貯水を呼びかける。 ○応急給水に必要な資機材、プール、ろ水機の点検を行う。 ○井戸の点検を行う。 ○生活必需物資の供給協定店と連絡をとり、体制の確認と保有量の確認を行う。 |
|---|

第4節 町民等の取るべき措置基準

東海地震注意情報及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。国・県・町をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、町民、住民組織、事業所等がそれぞれの立場で、防災活動を行うことが重要である。

町民、住民組織、事業所が、東海地震注意情報及び警戒宣言発令時にそれぞれ取るべき措置の基準を以下に示す。

第1 町民の取るべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で町民の取るべき措置は、以下に示すとおりである。

1.1 平常時

措置	備考
① 家や塀の耐震化を促進する。	わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。
② 家具類の転倒、落下防止措置をとる。	タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分を補強する。
③ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。	ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 LPガス容器等は固定し、設備の定期点検を行う。 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 火気使用場所周辺に易・可燃性物品を置かない。
④ 消火器、消火用水の準備をする。	出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 出火に備えて、風呂の水を常に溜めておく。
⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。	飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水、約3リットル）。 食料は、長期保存ができる食品を3日分程度準備しておく。
⑥ 救急医薬品の準備をする。	傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏、三角巾などを救急箱等に入れて準備しておく。
⑦ 生活必需品の準備をする。	下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ロウソク等を準備しておく。
⑧ 防災用品の準備をする。	トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。
⑨ 防災講習会や訓練へ参加する。	町、消防署、自主防災組織が行う防災講習会や訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
⑩ 家族で対応措置の話し合いをする。	注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておくほか、災害用伝言ダイヤル“171”の利用方法を確認しておく。
⑪ 自主防災組織に積極的に参加する。	日頃から災害に備え、地域の人々による訓練や話し合いに参加する。

1.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

措 置
① テレビ・ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。
② 電話の使用を自粛する。
③ 自家用車の利用を自粛する。
④ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
⑤ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
⑥ 強化地域方面への不要不急な旅行等を自粛する。

1.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

措置	備考
① 警戒宣言情報の入手	防災信号（サイレン）等に接した時は、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 県・町・警察署・消防機関・防災機関の関連情報に注意する。
② 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。	家具、棚等の上の重いものをおろす。 窓ガラスにガムテープ等をはる。 ベランダの置物等をかたづける。
③ 火気使用器具の安全確認と火気管理の確認	火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 ガス器具等の安全設備の確認をする。 LPガス容器の固定措置の確認をする。 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。
④ 消火器、消火水の置き場所を確認する。	—
⑤ ブロック塀、石塀、門柱を点検する	危険箇所について安全措置を実施し、付近に近寄らないようにする。
⑥ 非常用飲料水、食料の確認	—
⑦ 救急医薬品の確認	—
⑧ 生活必需品の確認	—
⑨ 防災用品の確認	—
⑩ 電話の使用の自粛	県、町、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。
⑪ 自家用車の利用の自粛	路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到着した後は車両を使わない。
⑫ 災害時要配慮者への措置	—
⑬ エレベーターの使用を避ける。	幼児、児童・生徒、老人、病弱者の安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により、対応措置をとる。
⑭ 不要な生活物資の買い急ぎの自粛	—
⑮ 不要な預貯金の引き出しの自粛	—

第2 住民組織、自主防災組織の取るべき措置

2.1 平常時

措置	備考
① 組織の編成と各班の役割を明確にする	—
② 防災知識の普及活動を行う	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置の普及・啓発を行う。 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区等災害危険箇所を把握する。 地域内の消防水利を把握する。 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
③ 防災訓練を行う	災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。
④ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する	各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導。 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導。 LPガス容器の点検を指導。
⑤ 防災資機材等を整備する	地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。
⑥ 情報の収集、伝達体制を確立する	町、消防機関・防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。 災害時要配慮者に対する伝達体制を確立する。
⑦ 地区防災計画の提案	地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする地区防災計画を提案することができる。

2.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

措置
① テレビ・ラジオ等で正しい判定会情報を入手する。
② 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。

2.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

措置	備考
① 自主防災組織の活動体制を確立する	自主防災組織の編成を確認する。 自主防災組織本部を設置する。 自主防災組織の役割分担を確認する。
② 県・町・警察署・消防機関・防災機関から伝達された警戒宣言情報を周知する	—
③ 地域住民に対し、取るべき措置の呼びかけを実施する。	—
④ 防災資機材等を確認する。	—
⑤ 幼児、児童、生徒、老人、障害者、病弱者の安	—

措置	備考
全対策措置の呼びかけを実施する。	
⑥ 非常用飲料水、食料の確保及び調達方法の確認をする。	—

第3 事業所の取るべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で町内の各事業所の取るべき措置は、以下に示すとおりである。

3.1 平常時

消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者にあたる者）を定め、防災計画を作成する。

防災計画作成上の留意事項は次のとおりである。

措置	備考
① 自衛防災体制の確立	防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成
	組織の役割分担の明確化
② 教育及び広報活動	従業員の防災意識の高揚
	従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修
③ 防災訓練	災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練
④ 危険防止対策	施設、設備の定期点検
	商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認
⑤ 出火防止対策	火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検
	消防水利、機材の整備点検
	商品の整備点検
	易・可燃性物品の管理点検
⑥ 消防資機材等の整備	情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。
⑦ 情報の収集、伝達体制の確立	県、町、警察署、消防機関、防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。
	事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
⑧ 地区防災計画の提案	地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする地区防災計画を提案することができる。
⑨ 避難確保計画又は浸水防止計画の策定	社会福祉施設の管理者は、避難確保計画又は浸水防止計画の作成に努めることとする。
⑩ 自衛水防組織の設置	社会福祉施設の管理者は、自衛水防組織の設置に努めることとする。

3.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

措 置
① テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。
② 自衛防災体制の準備、確認をする。
③ 消防計画等による警戒宣言時に取るべき措置を準備、確認する。
④ その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じた防災措置をとる。

3.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

措 置	備 考
① 自衛防災組織の活動体制を確認	自衛防災組織の編成を確認する。
	自衛防災本部を設置する。
	自衛防災本部の役割分担を確認する
② 情報の収集、伝達	県・町・警察署・消防機関・防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。
③ 危険防止措置を確認	施設、設備を確認する。
	商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置を確認する。
④ 出火防止措置を確認	火気器具類等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。
	火気使用場所及び周辺を確認する。
	消防水利、機材を確認する。 易・可燃性物品を確認する。
⑤ 防災資機材等の確認	情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用資機材等を確認する。
⑥ 食料品等生活必需物資を販売する事業所	生活の確保と混乱防止のため原則として営業を継続する。ただし、不特定かつ多数の者が出入りする文化施設、遊興施設等の集客施設等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。
⑦ 石油類、火薬類、高圧ガス等の出火爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所	原則として営業を自粛する。
⑧ バス、タクシー及び生活必需物資を運送する車両以外の車両の使用	原則として自粛する。
⑨ 一般事業所	原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して時差退社させる。
	なお、近距離通勤者については、徒歩等により、原則として交通機関を利用しない。
⑩ 電話使用	自粛する。
	県、町、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。
⑪ 預貯金の引き出し	不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第4章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。

しかし、実際には平均的に算出された被害想定を超えた、最悪事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性があるため、最悪事態をシビアコンディションとして想定するとともに、対策の方向性を検討する。

第1節 シビアコンディションの考え方

地震災害対策編第1章から第3章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備をはじめ、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組みである。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第2節 シビアコンディションの共有と取組みの実施【自治防災課】

大規模地震が発生した時には、局地的災害に対応するために整備したハード対策や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」といったソフト対策と組み合わせることにより、町民の命を守ることが重要である。

本町は、従来どおり被害想定に基づく特定地震を対象とした防災対策を着実に進め、その上で、最悪の事態をも想定し、その想定と対策の方向性を防災関係機関や町民と共有することに努める。

第1章 風水害予防計画

風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、町民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、町民一人ひとりが風水害について正しい知識を持ち、災害時に冷静に行動できる力を日ごろから身につけることが必要である

このため、本町及び防災関係機関は、災害危険箇所の把握を行い、対策に努めるとともに、行政と町民が一体となった防災体制の構築を推進する。

(計画内容は、適宜、震災予防計画を準用する。)

第1節 風水害に強い都市づくり

第1 計画的なまちづくりの推進

本町は、台風や大雨による浸水、土砂災害などの発生を最小限に防止するため、災害に強い都市づくりを推進する。

本事項については 地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第1節 地震災害に強い都市づくり 第1 計画的なまちづくりの推進 を準用する。

第2 水害予防計画

2.1 浸水想定区域の周知【自治防災課】

本町は、国が発表した「荒川水系荒川浸水想定区域図」を基に、荒川のはん濫により想定される浸水区域や指定緊急避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路などの情報を、町民・事業所等に対し周知する。

2.2 河川・下水道の整備【建設課、上下水道課】

(1) 河川の整備

本町は、明神川をはじめとした町管理河川の改修と維持・管理を推進する。また、県は砂防指定河川の23河川について管理・施設工事を順次推進するとともに、荒川(県管理区間)の維持・管理を推進する。

(2) 下水道の整備

寄居駅南地区においては、公共下水道を整備する。男衾駅周辺の用途地域が定められている区域においては、下水道整備エリアと定め、効率的な整備を図る。

また、公共下水道からの汚水を処理する荒川上流流域下水道については、建設費を負担し、埼玉県が実施する幹線管渠と終末処理場の整備を促進する。

2.3 都市の保水性向上【農林課、都市計画課、建設課】

本町は、台風や大雨による河川の氾濫や市街地の浸水を防ぐため、森林や農地の保全を行うほか、開発に伴う調整池設置を指導や道路の透水性舗装の採用、住宅地内での浸透ますや浸透トレンチなどの設置指導を行うことで、町全体としての保水機能の向上に努める。

2.4 水防用資機材の整備【建設課】

本町は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。

第3 土砂災害予防計画

3.1 地すべり危険箇所の予防対策【建設課、農林課、県】

本町及び県は、地すべり危険箇所について、以下の予防計画を推進する。

項目	内容
地すべり防止区域の指定	国は、「地すべり防止区域指定基準」に基づき、地すべり防止区域の指定を行い、県は管理を行う。
対策工事	県は地すべり対策事業を推進する。
土石流危険渓流の周知	本町は、地すべり防止区域の周知に努める。

3.2 土石流危険渓流の予防対策【建設課、県】

本町及び県は、土石流危険渓流について、以下の予防計画を推進する。

項目	内容
砂防指定地の指定	国は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地を砂防指定地として指定する。
砂防事業の推進	県は、土石流の発生するおそれの高い渓流や保全対象となる人家が多く、公共施設等存する渓流について、砂防事業を推進する。
土石流危険渓流の周知	本町は、土石流危険渓流の周知に努める。

3.3 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策【建設課、県】

本町及び県は、土砂崩れの危険性がある急傾斜地について、以下の予防計画を推進する。

項目	内容
急傾斜地崩壊危険区域の指定	県は、崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するため区域の指定を行い、行為の制限等を行う。
対策工事	県は、急傾斜地法第12条の規定に基づき対策工事を進める。
土地所有者に対する防災措置の指導	県は必要に応じ、急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者又は被害を受けるおそれのある者に対して、崩壊防止工事の施工、その他、必要な措置をとることを勧告することができる。
急傾斜地崩壊危険箇所の周知	本町は、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努める。

3.4 山地災害危険地区の予防対策【農林課、県】

本町及び県は、農林水産省が所管する山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区について、以下の予防計画を推進する。

項目	内容
保安林の指定	県は、県土の保安上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。
治山事業の推進	県は、山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進を図っている。
山地災害危険地区の情報提供	本町は、山地災害危険地区の周知に努める。

3.5 警戒避難体制の確立【自治防災課、建設課、県】

本町及び県は、土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所について、以下の予防計画を推進する。

項目	内容
警戒避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所の周知、情報の提供 ・その他警戒避難体制のために必要な事項
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進	<p>県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定に努める。</p> <p>本町は、指定された土砂災害警戒区域において次の警戒避難体制の整備を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①土砂災害警戒区域を記したハザードマップを公表し、啓発に努める。 ②土砂災害を想定した防災訓練を開催する。 ③土砂災害警戒区域内における災害時要配慮者関連施設の避難支援計画を整備する。 ④土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前

	<p>兆現象の早期発見に努める。</p> <p>⑤大雨に関する注意報、警報、特別警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。</p> <p>また、県は、土砂災害警戒区域のうち、著しい土砂災害が発生すると予想される地域（土砂災害特別警戒区域）において住宅等の新規立地の抑制、既存宅地の移転の促進などを推進しており、町はこれに協力する。</p>
--	---

第4 都市施設の安全対策

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第1節 地震災害に強い都市づくり
第2 都市施設の安全対策 を準用する。

第5 防災拠点、指定緊急避難場所の確保

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第1節 地震災害に強い都市づくり
第3 防災拠点、指定緊急避難場所の確保 を準用する。

第6 避難路の確保

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第1節 地震災害に強い都市づくり
第4 避難路の確保 を準用する。

第2節 風水害に備えた体制の整備

第1 災害活動体制の整備

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備
第1 災害活動体制の整備 を準用する。

第2 広域応援協力体制の充実

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備
第2 広域応援協力体制の充実 を準用する。

第3 災害情報収集・伝達体制の整備

3.1 災害情報連絡体制の構築

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備
第3 情報収集・伝達体制の整備 を準用する。

3.2 被害情報の早期収集体制の整備【自治防災課、建設課、県】

本町は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域での被害情報をいち早く検知し、警戒活動や避難行動につなげるため、警戒区域内への斜面崩壊検知システムの導入を検討する。

第4 非常用物資の備蓄

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備
第4 非常用物資の備蓄 を準用する。

第5 消防体制の整備

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備
第5 消防体制の整備 を準用する。

第6 災害時医療体制の整備

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備
第6 災害時医療体制の整備 を準用する。

第7 緊急輸送体制の整備

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備
第7 緊急輸送体制の整備 を準用する。

第8 災害時要配慮者の安全確保

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備
第8 災害時要配慮者対策 を準用する。

第9 遺体の埋・火葬、防疫対策

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備
第10 遺体の埋・火葬、防疫対策 を準用する。

第10 ボランティアとの連携

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備
第11 ボランティアとの連携 を準用する。

第11 応急仮設住宅対策

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備
第12 応急仮設住宅対策 を準用する。

第3節 行政と町民の協力による防災対策

第1 防災意識の高揚

1.1 行政と住民の協力による里山保全への取組み【農林課、県】

里山に近接した住宅地等の安全を確保するため、今後、本町は県に働きかけを行い里山保全イベント等の開催を検討する。イベントを通じて自主防災組織やボランティア等との協働による植林作業や下草刈り、里山の歴史や役割などの学習機会を設けるなど、里山の保全を通じた防災対策を推進する。

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第3節 行政と町民の協力による防災対策
第1 防災意識の高揚 を準用する。

第2 自主防災組織の育成強化

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第3節 行政と町民の協力による防災対策
第2 自主防災組織等の育成・強化 を準用する。

第3 防災訓練の充実

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第3節 行政と町民の協力による防災対策
第3 防災訓練の充実 を準用する。

第2章 風水害応急対策計画

大規模な風水害の発生は、家屋の倒壊、浸水や火災及び崖崩れの発生、道路・交通網の寸断等の二次災害の多発を伴うことが考えられる。

そのため、本町は風水害の特性を考慮して以下に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。（計画内容は、適宜、震災応急対策計画を準用する。）

第1節 組織体制

第1 災害対策本部等の設置【本部事務局】

風水害等発生に伴い本町がとる活動体制、動員計画、及び活動の中核をなす災害対策本部等の組織・運営について定める。

1.1 活動体制と配備基準

活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

■活動体制と配備基準（風水害対策）

活動体制	配備基準	活動内容
<p>準備体制 本部を設置せず 通常組織をもって 警戒準備にあたる体制</p>	<p>○気象業務法に基づく次の注意報の1以上が管内に発表され、かつさらに気象状況の悪化が予想されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強風注意報 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・風雪注意報 ・大雪注意報 <p>○国土交通省、気象庁から「洪水予報(荒川はん濫注意情報)」が発表されたとき</p> <p>○気象情報等により、自治防災課長が必要と認めたとき</p>	<p>災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもってあたるもので、自治防災課担当職員による連絡調整及び情報の確認を行う。</p>
<p>警戒体制 災害警戒本部を設置して警戒にあたる体制</p>	<p>○気象業務法に基づく次の警報の1以上が管内に発表され、かつ災害の発生が予想されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風警報 ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 <p>○国土交通省、気象庁から「洪水予報(荒川はん濫警戒情報)」が発表され、かつ災害の発生が予想されるとき</p> <p>○災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</p>	<p>災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集、警報等の伝達及び報告並びに軽微な災害が発生した場合の応急対応の実施、状況を判断して非常体制への移行に備える。</p>

<p>非常体制</p> <p>災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制</p>	<p>○気象業務法に基づく次の特別警報の1以上が管内に発表されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風特別警報 ・大雨特別警報 ・洪水特別警報 ・暴風雪特別警報 ・大雪特別警報 <p>○複数箇所では災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合</p> <p>○その他町長が必要と認めた場合</p>	<p>応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。</p>
--	--	--

■職員動員計画表（風水害対策）

災害対策本部		担当部署	動員区分				
部名	班名		準備体制	警戒体制	非常体制		
本部長		町長	—	—	○		
副本部長		副町長	—	○	○		
副本部長		教育長	—	○	○		
本部事務局	総括班	自治防災課	課長及び防災担当	全職員	全職員		
		総務課				主幹以上	
		会計課					
	調査広報班	議会事務局	—	—			
		総合政策課					
		財務課					
救援部	福祉班	健康福祉課	—	—	全職員		
		住民相談班				町民課	
	衛生班	人権推進課					
		生活環境エコタウン課					
保育班	子育て支援課						
応急復旧部	応急復旧班	建設課	—	主任以上	全職員		
		都市計画課					
		中心市街地活性化推進室		—			
	地域支援班	農林課		主任以上			
		商工観光企業誘致課					
給水班	上下水道課						
教育部	学校班	教育総務課	—	主幹以上	全職員		
	教育支援班	指導班					
	社会教育班	生涯学習課					
消防部	消防班	深谷市消防本部 花園消防署 寄居町消防団	—	○	○		

1.2 災害対策本部等の設置・運営

(1) 災害警戒本部の設置

自治防災課長は、副町長の承認を得て災害警戒本部を設置するとともに警戒体制の動員配備を決定する。

■ 災害警戒本部の設置

項目	内容
設置要件	○暴風警報、大雨警報、洪水警報のうち1以上が管内に発表され、かつ災害の発生が確実に予想されるとき。 ○国土交通省、気象庁から洪水予報（荒川はん濫警戒情報）が発表されたとき。 ○災害が発生、又は災害の発生するおそれがあるとき。
設置場所	災害警戒本部は、自治防災課に設置する。
実施責任者	災害警戒本部長は、副町長とし、不在の場合は教育長とする。
解散基準	災害対策本部を設置した時、災害の発生が解消された時、又は災害応急対策が概ね完了した時は本部を解散する。

(2) 災害警戒本部の組織・運営

1) 組織

災害警戒本部の組織編成は以下のとおりである。

本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員	自治防災課長、総務課長、建設課長、都市計画課長、農林課長、商工観光企業誘致課長、上下水道課長、教育総務課長
編成職員	職員動員計画表による。ただし、本部長の判断により職員の動員を変更することがある。

2) 災害警戒本部の事務分掌

- 職員の動員に関する事
- 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関する事
- 防災行政無線の運用に関する事
- 被害情報の収集及び応急措置に関する事
- 被害状況の報告に関する事
- 町民への情報窓口の開設に関する事
- 災害対策本部への移行に関する事

(3) 災害対策本部の設置

町長は、本町の区域で風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、
 災対法第 23 条第 1 項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

項目	内容
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法が適用される災害が発生した場合 ● 複数の地区で甚大な災害が発生し、さらに町内全域に拡大するおそれがある場合 ● その他、町長が必要と認めた場合
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 町役場 3 階庁議室 ● 役場正面玄関に「寄居町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。
実施責任者	災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、町長とし、不在の場合は次の順位により代理する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 第 1 順位：副町長 ● 第 2 順位：教育長 ● 第 3 順位：総務課長
設置の通知	災害対策本部を設置した時は、本部長は下表に基づき直ちに関係機関等に通知するものとする。

■災害対策本部設置の通知

通知先	連絡担当	通知方法
町各部各班	総括班	庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭
防災関係機関	総括班	町防災行政無線、県防災情報システム、電話、口頭
一般町民	調査広報班、総括班	町防災行政無線、広報車、メール配信、町公式 HP
報道機関	調査広報班	電話、口頭
隣接市町村等	総括班	電話、文書

項目	内容
災害対策本部に用意すべき備品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有線電話及びファクス ・ 災害対応用臨時電話 ・ 庁内放送設備 ・ 災害処理表その他書類一式 ・ 懐中電灯 ・ 筆記用具等事務用品 ・ 災害時の町内応援協力者名簿 ・ 被害状況図板、住宅地図及びその他地図類 ・ 防災行政無線、消防無線 ・ 複写機 ・ テレビ、ラジオ ・ ハンドマイク ・ 防災関係機関一覧表 ・ その他必要資機材

(4) 災害対策本部の組織編成、事務分掌

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第1 災害対策本部等の設置 「1.2 災害対策本部等の設置・運営」を準用する。

(5) 災害対策本部の運営

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第1 災害対策本部等の設置 「1.2 災害対策本部等の設置・運営」を準用する。

(6) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害発生現場の近傍で対策拠点を設ける必要がある場合は、現場付近の公共公益施設に現地災害対策本部を設置することができる。現地災害対策本部は副本部長が指揮を執ることとする。

(7) 災害対策本部の閉鎖

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第1 災害対策本部等の設置 「1.2 災害対策本部等の設置・運営」を準用する。

第2 職員の参集配備【本部事務局】

風水害等災害時において職員が実施すべき応急活動を次のように定める。

2.1 職員の初期活動**(1) 警戒体制時、非常体制時の服务内容**

警戒体制時、非常体制時の服務措置を、勤務時間内と勤務時間外とに分けて以下に示す。

■勤務時間内

項目	内容
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員は配備対象外であっても、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。 ● 原則として行事、会議、出張等を中止する。 ● 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで帰宅せずに待機する。 ● 災害現場に出動する場合は、腕章を着用する。 ● 自らの言動で町民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区防災拠点、指定避難所開設を担当する職員は指定避難所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。

■勤務時間外

項目	内容	参集時時の携行品
警戒体制	<p>【服务内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象職員は動員指令の有無にかかわらず、職員動員計画に基づき速やかに自主参集し、指揮者の指示に従い的確、適切に行動する。 <p>【参集後の緊急措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町役場及び各施設の被害状況の把握を行う。 ● 被害の状況に応じて、町役場及び各施設の緊急防護措置を講じる。 ● 町役場及び各施設の安全確保（飛散ガラス処理等）を行う。 ● 非常用自家発電施設や通信施設の点検、機能確保は各庁舎及び各施設管理者が登庁した段階で、速やかに実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身分証明書 ● 自分用の食料、飲料水 ● 雨具、防寒着、軍手等 ● ラジオ、懐中電灯 ● 作業がしやすい服装
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区防災拠点、指定避難所開設を担当する職員は指定避難所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。 ● 交通機関等の被災により登庁が不可能な場合は、自らの安否及び周辺の被災状況を可能な限り電話等により連絡し、所属長の指示を受ける。また、登庁可能になった職員は、所定の配置に就く。 	

(2) 気象情報、災害情報の収集

県防災行政無線、防災気象情報機器、テレビ、ラジオ等から気象情報、災害情報を収集する。

(3) 指定避難所の開設

指定避難所配備の職員は、指定避難所の開設、救護、指定避難所近隣の被災状況の把握及び災害対策本部への報告並びに情報伝達を実施する。なお、大規模広域災害などで政令により災害が指定された場合、消防法第 17 条の規定を適用せずして避難所等を設置・開設することができる。

(4) 初動期災害情報の収集

災害対策本部は、警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、各部・各班が収集した初動対応に必要な情報を整理するとともに、自衛隊災害派遣の要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

2.2 職員動員の連絡

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第2 職員の参集配備 「2.2 職員動員の連絡」を準用する。

2.3 応急活動の留意点

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第2 職員の参集配備 「2.3 応急活動の留意点」を準用する。

第2節 警戒期

第1 警戒情報の収集、伝達【本部事務局、消防部】

1.1 風水害に関する情報の収集・伝達

台風の接近等により風水害の発生が予想される時、熊谷地方気象台から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報等）について、職員はテレビ、ラジオ等を通じても入手する。また、町にはNTT東日本から直接伝達される。

警報等の発表から比較的時間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、町民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

主として防災上の配慮を要する者が利用する土砂災害警戒区域にある社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の安全の確保が図られるよう、土砂災害警戒情報等を伝達する。

(1) 気象予報・警報等情報

熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報、特別警報等の情報等を発表し、関係機関に通知する。

1) 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される区域を限定できる場合には、その区域を指定して注意報、警報又は特別警報を発表する。指定する区域は、一次区分として県内を3つの区域に、二次区分として南部を3区域、北部を2区域に細分して行う。

ただし、平成22年5月27日から「寄居町に大雨警報を発表」のように、すべての気象警報・注意報等について原則として個別の市町村を対象として発表している。

■ 埼玉県の地域細分



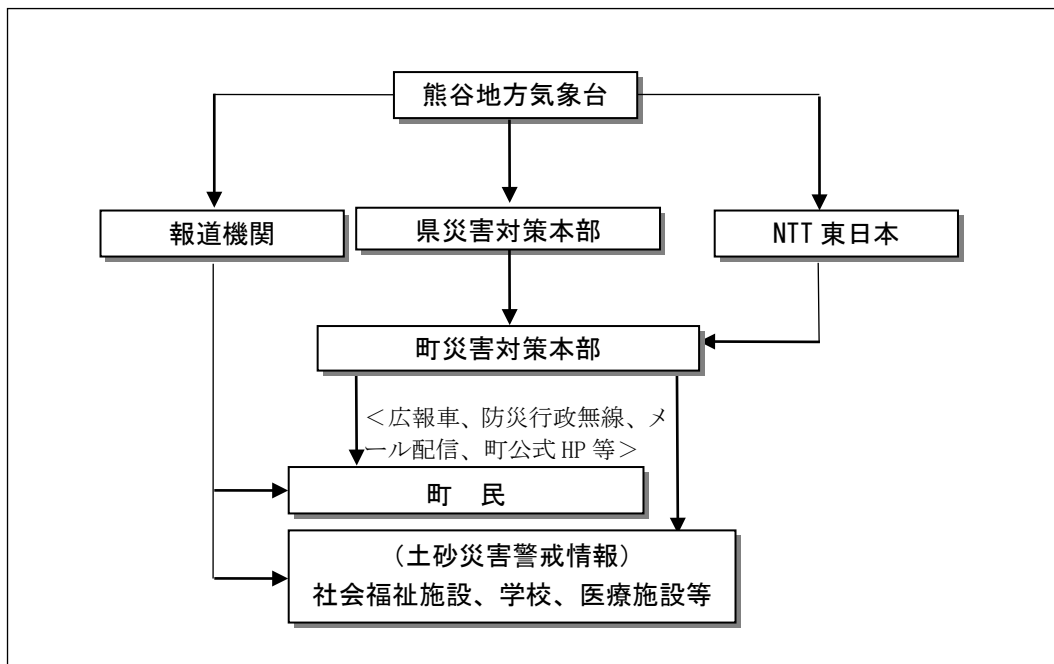
出典：気象庁ホームページ

細分地域名	注意報・警報等の二次細分名	該当する市町村名
南部	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町、吉川市、松伏町
	南中部	川越市、川口市、さいたま市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、川島町、三芳町
	南西部	飯能市、入間市、鶴ヶ島市、日高市、越生町、毛呂山町、坂戸市
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、久喜市、鴻巣市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、神川町、上里町、美里町、東秩父村、 寄居町
秩父地方		秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

2) 注意報及び警報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報等が伝達される系統図を以下に示す。

■ 気象注意報・警報等の伝達系統図



3) 注意報及び警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報の種類と発表基準を以下に示す。

■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準（一次細分区域：北部、二次細分区域：北西部）

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	一般の 利用に 適合す るもの	風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴い被害が予想される場合
		強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合
		大雨注意報	1時間雨量が40mm以上の場合 土壌雨量指数基準が96以上の場合
		大雪注意報	24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合
		濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合
		着水・着雪注意報	着水・着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
		霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合
		低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：熊谷気象台の値で気温が-6℃以下になると予想される場合
		霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合
		※地面現象 注意報	地面現象 注意報
	※浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 1時間雨量が40mm以上 流域雨量指数基準(荒川流域)が30以上
	※水防活 動の利 用に 適合す るもの	水防活動用 気象注意報	大雨注意報
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
警 報	一般の 利用に 適合す るもの	暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
		暴風雪警報	平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 【浸水害】 平坦地：1時間雨量が60mm以上 平坦地以外：1時間雨量が70mm以上 【土砂災害】 土壌雨量指数基準が138以上
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合
	※地面現象 警報	地面現象 警報	大雨、大雪等による山崩れ、崖くずれ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合
	※浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 平坦地：1時間雨量が60mm以上 平坦地以外：1時間雨量が70mm以上 流域雨量指数基準(荒川流域)が60以上
	※水防活 動の利 用に 適合す るもの	水防活動用 気象警報	大雨警報
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

種 類		発 表 基 準		
特 別 警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 特 別 警 報	暴風特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合。
			暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれが著しく大きいことについても警戒を呼びかけ。
			大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、又は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表を継続。
			大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	※地面現象特別警報	地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等の地面現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合	

記録的短時間大雨情報	大雨警報発令中に、数年に一度しか発生しないような短時間に猛烈に降る雨を観測（解析）した場合に、その時の雨が尋常でないことを伝えるためにする。
------------	--

注)

- 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。
- 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。
- 3時間雨量は熊谷地方気象台が観測し発表する雨量。

※(地面現象特別警報、警報、注意報共通)

- a)地面現象特別警報は大雨特別警報に、地面現象警報は大雨警報に、地面現象注意報は、その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に含めて発表する。
- b)「山崩れ、地すべり等」には土石流、がけ崩れも含む。

※(浸水警報、注意報共通)

- a) 大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、もしくは冠水し、又は下水道が溢(いっ)水し、もしくは氾濫する等によって重大な災害が起こるおそれがある場合には警報を、災害が起こるおそれがある場合には注意報を発表する。
- b) 浸水警報は大雨特別警報又は大雨警報に、浸水注意報は、その原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注意報に含めて発表する。
- c) 河川の水が増し、堤防やダムが損傷を受けること(破堤、溢水を含む)により低い土地に浸水すること等によって、災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報・注意報ではなく洪水警報等により警戒等を呼びかける。
- d) 津波又は高潮のため、海岸付近の低い土地に浸水することによって、災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報・注意報ではなく津波又は高潮の警報等により警戒等を呼びかける。

※(水防活動用警報)

- a)水防活動用警報は、水防活動用気象警報については大雨特別警報又は大雨警報、水防活動用津波警報は津波特別警報又は津波警報、水防活動用高潮警報は高潮特別警報又は高潮警報、水防活動用洪水警報は洪水警報をもって代える。
- b)洪水予報指定河川に対して行う洪水警報も、水防活動の利用に適合する警報である。

※(水防活動用注意報)

- a)水防活動用注意報は、水防活動用気象注意報については大雨注意報、水防活動用津波注意報については津波注意報、水防活動用高潮注意報については高潮注意報、水防活動用洪水注意報については洪水注意報をもって代える。
- b)洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報も、水防活動の利用に適合する注意報である。

(2) 雨量情報

本町は、熊谷地方気象台発表の雨量データを収集するだけでなく、局地的な降雨量による影響が大きな土砂災害の危険性を把握するため、町内で観測されている雨量データについても情報収集する。

これら収集した雨量情報等から、土砂災害発生の可能性及びそれに伴う避難情報の発表などを検討し、迅速な水害応急活動に役立てる。

(3) 水防情報

1) 洪水予報等

本町に関係する、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び気象業務法に基づく洪水予報は、先に示した県内を 3 区域 6 地域に細分して熊谷地方気象台が発表するものと、以下に示す国土交通大臣が指定した河川について国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で発表するものがある。

① 洪水予報（国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表）

■洪水予報の種類

分類	種類	解説
注意報	荒川はん濫注意情報	実況水位が基準水位（はん濫注意水位）に到達しかつ水位がさらに上昇すると予想される場合に発表する。
警報	荒川はん濫警戒情報	水位がはん濫危険水位に到達することが予想される場合、又は実況水位が基準水位（避難判断水位）に到達しかつ水位がさらに上昇すると予想される場合に発表する。
	荒川はん濫危険情報	はん濫危険水位に実況で到達した場合に発表する。
	荒川はん濫発生情報	洪水予報区間で氾濫が発生した場合に発表する。

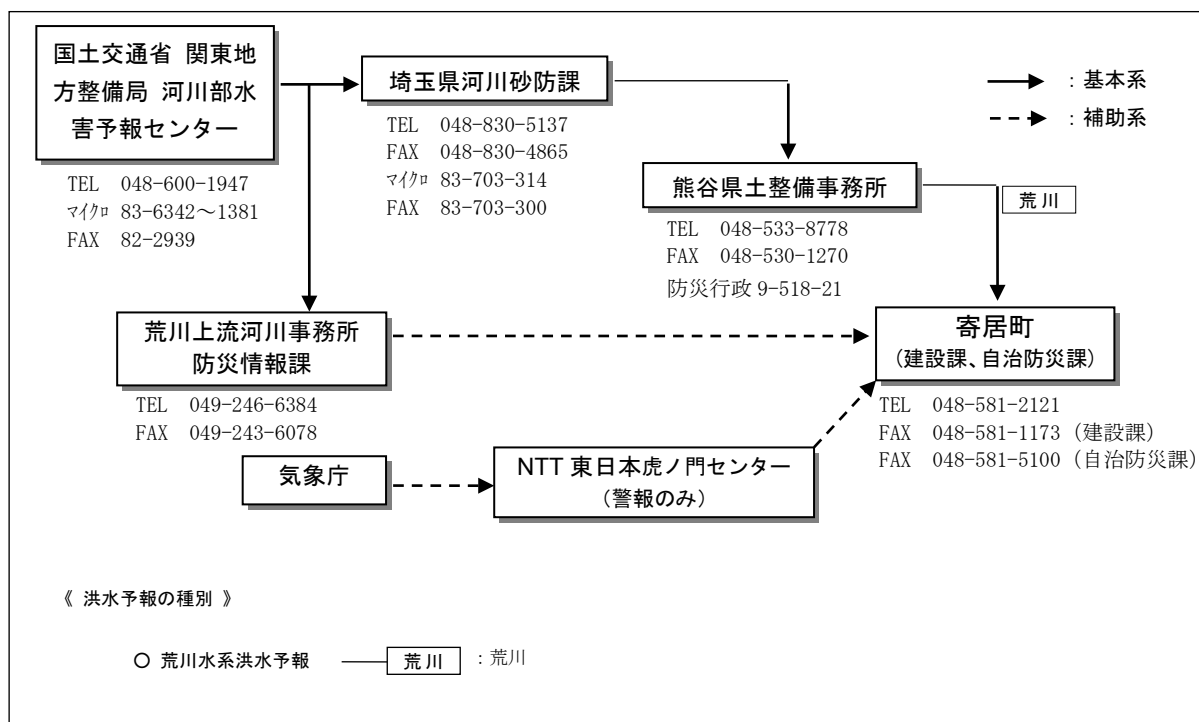
■洪水予報を行う河川

予報区名	河川名	区域	基準水位観測所	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)
荒川	荒川	左岸	熊谷（荒川大橋）	3.00	3.50	4.80	5.60
		右岸					

② 水位の種類

種類	内容	左記に伴う水防活動
水防団待機水位	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。同法で定める各水防管理団体が、水防活動に入る準備を行うための水位。	—
はん濫注意水位	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動する水位。	—
避難判断水位	避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。水位周知河川においては水防法第13条第2項の「特別警戒水位」に対応する水位。	待機準備等
はん濫危険水位	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に設定される「氾濫の恐れが生じる水位」であり、洪水警報（はん濫危険水位）の発表において用いられる。 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動体制を強化する水位。	出動等

③ 洪水予報の伝達系統



2) 玉淀ダム放流情報

玉淀ダムの放流に伴って河川が増水する場合は、放流の1時間前までに、東京発電(株)埼玉事業所 (TEL 048-581-1133) から自治防災課宛に文書又は電話で通知されるとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとしている。

(4) 異常な現象発見時の通報

災対法第 54 条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第 54 条)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第 2 項)

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。(同条第 3 項)

2) 町長の通報

前項の通報を受けた町長は、県防災計画の定めるところにより気象庁（熊谷地方気象台）その他の関係機関に通報しなければならない。(災対法第 54 条第 4 項)

町長が気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項は以下のとおりである。

項目	内容
気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項	① 気象に関する事項：著しく異常な気象現象（例：竜巻、強いひょう等） ② 地震に関する事項：数日間にわたり頻繁に感じるような地震

1.2 火災警報の収集・伝達

空気が乾燥しており、風が強い等の気象状況では、火災が起こりやすく、また、延焼しやすいことから、消防機関では「乾燥注意報」よりさらに注意を要する「火災警報」を発令して、屋外等での火の使用の禁止等、火災被害の未然防止、拡大防止のため町民への呼びかけを行う。

(1) 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による町民の生命・財産への被害を最小限とするため、消防法に基づく火災気象通報を受けた時、又は気象状況が火災の予防上危険であると認める時、「消防本部」は的確に火災警報を発表し住民に対して警戒を呼びかける。

1) 火災気象通報

消防法に基づいて熊谷地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認める時に、その状況を直ちに知事に通報するものである。

知事は、この通報を受けた時は直ちにこれを町長に通報する。

項目	内容
通報基準	<p>当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたとき。</p> <p>① 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合</p> <p>② 平均風速が11m/s以上、ただし、降雨・降雪中は除く。</p> <p>③ 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合</p>

2) 火災警報

消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けた時、又は気象状況が火災の予防上危険であると認める時、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 被害の未然防止、拡大防止のための町民への呼びかけ

1) 基本方針

火災気象通報を受けた時、又は気象状況が火災の予防上危険であると認める時、「消防本部」は、住民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い注意を喚起することとする。

その際、災害時要配慮者への呼びかけにも配慮する。

2) 周知方法

- 防災行政無線、広報車による広報
- サイレンの吹鳴による広報
- 吹き流しと掲示板の掲出による広報
- その他適切な方法

第2 水防活動【消防部、応急復旧班、総括班】

本町は、気象状況等から町の区域内に河川の氾濫や洪水、その他の水害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

2.1 危険区域の監視・警戒

(1) 水防に関する活動体制

本町は水防法に基づく水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は、以下に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒にあたる。

本町の水防組織及び配備基準は、以下に示すとおりである。

項目	内容
水防組織	<ul style="list-style-type: none"> ○水防組織の統轄は、水防管理者である町長が行う。 ○水防の実務は、「応急復旧班」及び「消防団」が行う。 ○水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置された時は、当該本部に統合される。
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○管内に、「本章 第1節 第1『1.1 活動体制と配備基準』」に定める活動体制の「警戒体制」に相当する警報が発令されたとき。 ○大雨等により町内を流れる幹線水路の水量が増加し洪水等の被害が予想されるとき。 ○県水防本部から指示があったとき又は町長が必要と認めたとき。

(2) 活動内容

水防組織等の活動は、県水防計画に定めるもののほか、概ね次のとおりである。

項目	内容
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求めること。 ○水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入りを禁止もしくは制限し、又はその区域からの撤退を勧告すること。 ○幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施すること。 ○巡視に際しては、熊谷県土整備事務所と緊密な連絡を保ち実施するものとする。

2.2 応援の要請

(1) 水防管理団体相互の協力応援

項目	内容
協力応援	水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。 水防機関の相互協力応援について、水防法第16条第1項に基づき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められた時は、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を計るものとする。
県土整備事務所の指導	熊谷県土整備事務所は管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。
費用の負担	協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。ただし協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

(2) 自衛隊に対する出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、町において発生する各種の災害に際し町民の生命財産を保護するため、自衛隊に災害派遣の要請を行う。

2.3 水防信号

水防信号等により消防団員を招集し、必要な活動にあたらせる。

「本部事務局」は、水防活動を迅速に行うために必要な情報を、水防信号、防災行政無線等により伝達する。

■水防法（昭和24年法律第193号）第13条に基づく水防信号

信号	サイレン信号	事項
第1信号	5秒 ●—15秒 5秒 ●—15秒	警戒を要する水位に達したことを知らせるもの
第2信号	5秒 ●—6秒 5秒 ●—6秒	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	10秒 ●—5秒 10秒 ●—5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	1分 ●—5秒 1分 ●—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示するもの
備考) 1. 信号は、適宜の時期継続するものとする。 2. 危険が去った時は、口頭伝達により周知させるものとする。		

2.4 公用負担

水防法第 21 条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要がある時は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

項目	内容
公用負担の行使	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な土地の一時使用 ○土石、竹木、その他資材の使用 ○車両、その他運搬具又は器具の使用 ○工作物、その他障害物の処分

- 備考) 1. 公用負担の権限を行使する者は、公費負担権限証明書を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
2. 町は公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第3 土砂災害警戒活動【本部事務局、福祉班、応急復旧部、消防部、県】

3.1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まった時、市町村が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨警報発表後、県と気象台が監視する発表基準に達した時に、土砂災害警戒情報を発表する。

(1) 発表対象地域

土砂災害の危険の認められない市町を除く、市町村が対象となり、本町も対象地域とされている。

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

1) 発表基準

項目	内容
発表基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合 ・より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

2) 解除基準

項目	内容
解除基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合 ・ 無降雨状態が長時間続いている場合

(3) 伝達系統

本事項については
 本編 第2章 風水害応急対策計画 第2節 警戒期
 第1 警戒情報の収集、伝達 「1.1 風水害に関する情報の収集・伝達」を準用する。

3.2 土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を5km四方の領域（メッシュ）ごとに表示した、気象庁が発表する土砂災害警戒情報の補足情報である。土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握することができる。

3.3 情報の収集・伝達

- 1) 本町及び県は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- 2) 本町及び県は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとする。
- 3) 本町は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や災害時要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、本町及び県で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- 4) 本町は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

3.4 避難誘導

本町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な災害時要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

3.5 二次災害の防止

本町及び県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講じるものとする。

- 1) 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
- 2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
- 3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- 4) 本町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- 5) 本町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- 6) 本町は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめこまやかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要配慮者に配慮した伝達を行う。

第4 避難対策【本部事務局、福祉班、関係機関】

本町への台風の接近、集中豪雨等に伴い災害が発生するおそれがある時は、町民の人命及び身体の保護のため、特に必要がある場合は、町民に対して避難の勧告又は指示を行う。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に指定避難所まで誘導しなくてはならない。

4.1 活動体制

町長は、住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められる時は、避難勧告又は指示を発令する。

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施する。

広報活動の実務は、「本部事務局」が県・報道機関に伝達し、町民に対して防災行政無線、広報車、メール配信等を用いて実施する。

項目	内容
避難勧告	その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧める、又は促すものである。
避難指示	勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。ただし、指示に従わなかった者に対する直接強制権はない。

■ 避難の勧告・指示等の実施責任者とその要件等

実施責任者	勧告・指示・警告・命令を行う要件	根拠法令
本部長（町長） (町長が事務を行うことができない場合は知事)	町民の生命、身体に危険を及ぼすと認める時、 勧告又は指示を行う	災対法第 60 条
警察官	町長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき 町長から要求があったとき	災対法第 61 条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ、警察官がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条
知事又はその命を受けた県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められる時、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
消防職員	消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき	消防法第 23 条の 2

4.2 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めた時は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、もしくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、町職員が現場にいない場合又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、町職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令の措置を講じることができる。

ただし、当該措置を講じた時は直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

■警戒区域の設定権者及びその内容（その1）

設定権者	内 容	根拠法令
本部長（町長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める時は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第 63 条
消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第 14 条
消防職員 又は消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設置して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止もしくは制限することができる。	消防法第 28 条

■警戒区域の設定権者及びその内容（その2）

設定権者	内 容	根拠法令
警察官	町長もしくはその委任を受けた町長の職権を行う町職員及び消防機関に属する者が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時は、この職権を行うことができる。なお、災対法第 63 条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を町長等に通知しなければならない。	災対法第 63 条 水防法第 14 条
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、町長もしくは町長の権限を行うことができる者がその場にいない時、この職権を行うことができる。	災対法第 63 条
消防長 又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる時は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、もしくはその区域への出入りを禁止し、もしくは制限することができる。	消防法 第 23 条の 2

4.3 避難の勧告・指示

(1) 避難の勧告・指示等の発令基準

本町への水防情報は、国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する荒川に係る洪水予報が、熊谷県土整備事務所を介して伝達される。

また、県及び熊谷地方气象台は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まった時土砂災害警戒情報を発表する。

本町の避難勧告及び指示等は、これらの情報に加えて住民等からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の情報を参考に、次の基準に従い発令する。

なお、町長は、土砂災害に係る避難勧告・指示を解除しようとする場合において、必要があると認める時は、国（地方気象台）又は県知事に助言を求めることができる。

また、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）の情報と、土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用して判断される「避難すべき区域」については、発令方法をあらかじめ検討しておく。

■避難の勧告・指示等の発令基準

区分	発令基準	住民に求める行動
避難準備情報 (災害時要配慮者 に対する避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生する可能性が高まり、災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき ○県及び熊谷地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき ○降雨量の増加、河川水位の上昇等の気象状況から判断して、今後このような気象状況が続くと、避難を要する状況になる可能性がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定緊急避難場所等への避難行動を自主的に開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を自主的に開始
避難勧告※	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表され、一段とがけ崩れなどの土砂災害の危険が高くなったとき ○川があふれたりするような、洪水の危険や浸水のおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された指定緊急避難場所等へ避難行動開始
避難指示※	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表され、がけ崩れなどの土砂災害の著しい危険が切迫しているとき ○越水(河川からの水の流出)、溢水(堀割河川からの水の流出)を確認した場合 ○河川管理施設の大規模な異常を確認した場合 ○条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は危険区域に残留者がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※町長は、的確な避難指示等のため、国（地方気象台）及び県に助言を求めることができる。

(2) 避難の勧告・指示等の伝達内容と伝達方法

町民に対し、避難の勧告・指示を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

また、町内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる町民に対しても迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

なお、避難の必要がなくなった場合についても、速やかに同様の方法で伝達する。

避難の勧告又は指示にあたっては、指定緊急避難場所や指定避難所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合は、一定の安全が確保された屋内に留まることも避難行動の一つとして周知する。

■避難の勧告・指示等の伝達内容と伝達方法

区 分	伝達内容	伝達方法
避難準備情報 (災害時要配慮者 に対する避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・発令者 ・避難準備対象地域 (土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒危険箇所等) ・避難準備の理由 ・避難に際しての注意事項 	防災行政無線 メール配信 ホームページ テレビ、ラジオ 電話、ファクシミリ 地域支えあいの会による口頭伝達
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・発令者 ・避難対象地域 	防災行政無線、広報車 メール配信 ホームページ、テレビ、ラジオ
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所と経路 ・避難の理由 ・その他必要事項 	サイレン、防災行政無線、広報車 メール配信、口頭伝達 ホームページ、テレビ、ラジオ

《参考》

◆「避難準備情報（災害時要配慮者に対する避難情報）」に伴う町民の準備行動

- ・災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始）
- ・テレビ・ラジオなどの気象情報に十分注意する。
- ・非常持出品の準備
- ・指定避難所の確認
- ・家族との連絡方法の確認
- ・生活用品を高いところに移動

◆「避難勧告」情報に伴う町民の行動

- ・火の始末と戸締まりを完全にしてから避難する。
- ・非常持ち出し品を持って避難する。
- ・一人暮らしの高齢者、体の不自由な人、幼児や病人がいる家庭には、一声掛けてから避難する。

■伝達時の留意点

項目	内容
災害の発生状況に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害や河川が氾濫する等の災害が発生したこと 発生場所、発生時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。 ○災害の拡大についての今後の見通し
災害への対応を指示する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○危険地区住民への避難指示 ○避難誘導や救助・救援への住民の協力要請 ○周辺河川や斜面状況への注意・監視 ○誤った情報に惑わされないこと ○冷静に行動すること ○災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すること ○避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うこと

(3) 災害時要配慮者に対する配慮

1) 高齢者、障害者等に対する支援

本町は、避難行動に時間を要する災害時要配慮者に対し避難支援対策と対応した避難準備情報を発令する。

項目	内容
在宅の災害時要配慮者への避難情報の伝達	本町は、防災行政無線（固定系）のほかサイレン、広報車等を用いて避難準備情報を伝達する。 地域支えあいの会等（避難支援等関係者）は、避難準備情報に従い災害時要配慮者に対する避難の支援活動を開始する。
社会福祉施設等の災害時要配慮者への避難情報の伝達	「総括班」は社会福祉施設に対して、避難準備情報等の避難情報をファクシミリにより伝達する。

2) 外国人に対する配慮

言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい外国人の安全確保に必要な措置を的確に実施する。

項目	内容
避難誘導の実施	「調査広報班」は、避難勧告・指示を広報車や防災行政無線を用いて伝達する際には、外国人にも聞き取りやすいよう、わかりやすい日本語（「やさしい日本語」と呼ばれている）を使用するよう配慮する。 なお、広報車には地図と筆記用具を持ち込み、指定避難所までの道案内ができるようにする。

4.4 関係機関の相互連絡

町が避難の措置を実施した場合は、県、警察署長、関係する機関にその内容について報告するとともに報道機関に情報提供を行う。

県及びその他の機関が避難の措置を実施した場合も同様に相互連絡を行う。

項目	内容
避難の措置を実施した場合の県等への報告事項	○災害の様態及び被害の状況 ○避難対象地域、住民数 ○勧告又は指示を発した日時 ○指定避難所

4.5 避難誘導

避難誘導は避難行動要支援者を優先して行うものとし、避難誘導の方法及び優先順位は、概ね次のとおりとする。

なお、これらの内容は、あらかじめ住民に周知しておくものとする。

項目	内容
避難誘導の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導は、消防本部、警察、消防団員、住民組織及び自主防災組織等の協力を得て実施するものとする。 ○誘導者は、できる限り危険な道路、橋、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施する。 ○誘導にあたっては、土砂災害警戒区域等を踏まえできるだけ住民組織単位の集団避難を行うものとする。 ○避難行動要支援者は、状況により適当な場所に集合し車両等により輸送する。 ○携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障をおこさない最小限度のものとする。
避難順位	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者、障害者、病弱者、傷病者、妊産婦、乳幼児等の避難行動要支援者及びこれらの介護者 ② 一般町民 ③ 防災従事者

4.6 指定避難所の開設

本事項については
 地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
 第8 避難対策 『8.5 指定避難所の開設』 を準用する。

第3節 初動期

第1 情報の収集、伝達

本町の区域において大規模災害が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達並びに災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、町民の相談を受け付ける窓口の設置、報道機関への情報提供等に関する活動計画を定める。

本事項については
 地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
 第3 情報の収集、伝達 を準用する。

第2 広域応援要請等

町長は、災害の規模や状況及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断した時は、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、他の地方公共団体及び防災関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第4 広域応援要請 を準用する。

第3 自衛隊への災害派遣要請依頼

本町は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第5 自衛隊の災害派遣 を準用する。

第4 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第6 災害救助法の適用 を準用する。

第5 消防活動

大規模な風水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水及び障害物の落下等により人的な被害が予想される。

このことから消防の全機能をあげて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、風水害から町民の生命と身体の安全、被害の軽減を図るため、消防機関の活動態勢や災害応急対策の確立が必要である。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第7 消防活動 を準用する。

第6 災害時要配慮者対策

本町は、住民組織及び自主防災組織等と協力して、指定避難所生活での困窮など、様々なハンディキャップを有する災害時配慮者に対し、支援する。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第9 災害時要配慮者対策 を準用する。

第7 医療救護

本町は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を求めて応急的に医療を施し、助産の処置を行い、り災者の保護の万全を図る。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第11 医療救護 を準用する。

第8 給水活動

本町は、災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり又は汚染等により飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第12 応急給水 を準用する。

第9 緊急輸送

土砂災害や浸水被害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被災者の救出救助、避難誘導、行方不明者の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など町民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第13 緊急輸送 を準用する。

第10 ライフライン、都市施設

ライフライン被害は、町の機能そのものを麻痺させることから、町及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第14 ライフライン、都市施設 を準用する。

第11 二次災害の防止【応急復旧班、本部事務局】

「応急復旧班」は関係各機関と連携し、土砂崩壊、被災宅地及び危険物施設等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、住民の安全を図る。

11.1 建物倒壊による二次災害の防止【応急復旧班】

住民は、宅地の被災に伴い建物が危険と判断した場合又は倒壊危険の報告を受けた時は、速やかに避難するものとする。

「応急復旧班」は、職員の中から知事の認定を受けた被災宅地危険度判定士による調査チームを編成し、被災宅地危険度判定調査を実施する。

また、必要に応じて、県に対して登録ボランティアの被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(1) 被災宅地危険度判定

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定するもので、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止するものである。

調査・判定は、マニュアルに基づいて、擁壁、地盤、のり面、排水施設等を対象に、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定する。

判定結果は、被災建築物と同様に、「危険宅地：赤」「要注意宅地：黄」「調査済宅地：青」に区分して表示する。判定ステッカーは、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すため見やすい場所に貼付する。

(2) 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物及び宅地に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

11.2 土砂崩壊による二次災害の防止

土砂崩壊の危険を発見した者は、町災害対策本部、警察署、熊谷県土整備事務所等に連絡するとともに、周辺住民に避難を呼びかける。

連絡を受けた土木関係機関は、他の土木施設との優先順位を考慮して、応急復旧活動を行うものとする。

項目	内容
土木関係機関	○熊谷県土整備事務所 ○本町は、「総括班」又は「応急復旧班」が窓口となる。

第4節 応急復旧期

応急復旧期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。

活動項目は以下に示すとおりである。

第1 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、町の職員が中心となり、ボランティアや避難者自身の協力を得ながら実施する。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期
第2 指定避難所運営 を準用する。

第2 町民への広報活動、相談受付

応急復旧期の広報広聴は、被災住民からの相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図ることが主体となる。

そのため、「調査広報班」は、関係各班と相互に連携して町役場等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

また、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期
第3 町民への広報活動、相談受付 を準用する。

第3 食料・生活必需品の供給

災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講じる。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期
第4 食料・生活必需品の供給 を準用する。

第4 防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期
第5 防疫及び保健衛生 を準用する。

第5 行方不明者、遺体の取扱い

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期
第6 行方不明者・遺体の取扱い を準用する。

第6 要員の確保

災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、よりいジョブセンター、熊谷公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期
第7 要員の確保 を準用する。

第7 住宅の確保

災害により住宅が滅失又は損傷を受け、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、仮設住宅等の提供を行い、災害後の被災者の生活又は生活再建の支援を行う。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期
第8 住宅の確保 を準用する。

第8 廃棄物対策

土砂災害や浸水被害が発生することにより大量のがれき等の災害廃棄物が排出される。また、これら災害廃棄物に加え、処理施設などの被災によりごみやし尿などの一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

本町は、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう清掃、障害物の除去等を迅速に行い、もって被災地の環境の保全を図るものとする。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期
第9 廃棄物対策 を準用する。

第9 文教・保育対策

災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、「教育部」及び「救援部」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育及び応急保育の実施を図るものとする。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期
第10 文教・保育対策 を準用する。

第10 商・農業対策【地域支援班】

10.1 商業対策【地域支援班】

「地域支援班」は、災害によって商業施設等に被害が生じた場合、商工会等と連携して被害状況の把握及び二次災害の防止に努める。

10.2 農業対策

(1) 農業に関する被害状況の把握

「地域支援班」は、災害が発生した時は、町内における農作物、農業用施設の被害状況について把握を行い、被害調査結果を県に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

項目	内容
農地	河川、水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、「応急復旧班」は、農作物の被害を考慮し、状況に応じてポンプ等による排水を行う。
用排水路	「応急復旧班」は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれのある時は必要な措置を講じ防止に努める。
農作物の応急措置	「地域支援班」は、農作物について被害が発生した時は、北武蔵用土地改良区等と連携して、被害の実態に応じ必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

第11 ボランティア団体等の協力

「福祉班」は町社会福祉協議会と連携して、災害対策ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努める。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期
第11 ボランティア団体等の協力 を準用する。

第3章 竜巻等突風対策計画

竜巻等突風は、積乱雲や積雲が発生しやすい特殊な気象状況下で発生し、日本ではどの場所においてもその危険がある。季節的には秋に多くなるが、冬場においても寒冷前線の影響で発生することもある。本町においても、過去に大きな被害はないものの、発生する危険性は十分にあり、その対応策を検討し策定する。

第1節 竜巻等突風への事前対策計画

竜巻等突風災害に備え、竜巻等突風に関する知識の普及、公共施設や農作物に係る予防対策、防災関係機関との連絡体制や町民に対する情報伝達体制の整備などの竜巻等突風に対処する体制の整備、町民に対する対処法の普及など、事前対策を推進する。

第1 竜巻等突風の発生、対処に関する知識の普及【自治防災課】

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等突風に関する正しい知識を持ち、竜巻等突風に遭遇した場合の的確な身の守り方を習得しておく必要がある。

本町及び県は、広報資料を活用し、竜巻等突風の発生メカニズムや対処方法について、職員や町民への普及啓発を行う。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、日本における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。本町は、ホームページ上や防災関係イベントにおいて、本パンフレット等を紹介し、町民への普及啓発を行う。竜巻等突風に関連する資料は以下のとおりである。

（参考）町民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、「急な大雨・雷・竜巻 ナウキャストの利用と防災-」、「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」、「竜巻から身を守ろう！～自ら身を守るために～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等

第2 竜巻注意情報等気象情報の普及【自治防災課】

本町は、熊谷地方気象台及び県と協力し、竜巻注意情報や竜巻発生確度ナウキャスト等の気象情報の種類や利用方法について、町民に普及啓発を行う。竜巻等突風に係る気象情報は以下のとおりである。

○竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、都道府県単位を対象に発表される。竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻等突風の発生する可能性は平常時に比べ約 200 倍となっている。情報の有効期間は 1 時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。ただし、適中率は 4 % 程度、捕捉率は 20～30% 程度である。発表段階で竜巻等突風の規模は不明、発生後に発表されることもあり、予測精度は低い。

なお、竜巻が発生した周辺地域では別の竜巻が発生した事例が多いことから、平成 26 年 9 月より竜巻の目撃情報が得られた場合には、竜巻注意情報に目撃情報があつた地域を一次細分区域名（本町は埼玉県北部）で示し、竜巻などの激しい突風の発生するおそれ非常に高まっていることを発表することとなった。

○竜巻発生確度ナウキャスト

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km 格子単位で 10 分毎に 60 分先までの予測を行う。

- (i) 発生確度 2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。
(適中率 5～10%、捕捉率 20～30%)
- (ii) 発生確度 1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。(適中率 1～5%、
捕捉率 60～70%)

10 分ごとに更新して提供しており、発生確度 1 に満たない地域は、発生確度は表示されない。発生確度 2 は、発生確度 1 に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いいため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度 1 は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

○その他の気象情報

気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約 8 倍^{*1}、雷注意報で約 20 倍^{*2}高くなっている状態である。

※1 竜巻の発生が予想される半日から 1 日程度前に「竜巻など激しい突風のおそれ」という表現で気象情報が発表されたとき。

※2 竜巻の発生が予想される数時間前に、雷注意報の中で落雷、ひょう等とともに「竜巻」も明記されたとき。

第3 被害予防対策【農林課、自治防災課】

竜巻等突風は発生予想が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、本町は、広く町民等に対して被害の予防対策の普及を図る。本町及び施設管理者は、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、本町は、竜巻等突風が発生した場合の対処方法について農家に対して普及啓発を進めるとともに、以下の予防策を促進する。

- 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備
- 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- 竜巻等突風を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

また、本町は、鉄道・道路等の運行に支障がでないように、施設管理者に対して以下のような対策を講じるよう要請する。

- 風速計の新設等による風の観測体制の整備
- 風観測の手引きの作成
- 防風設備の手引きの作成
- 運転規制、突風対策に関する調査・研究の継続

町民は、ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止、屋内における退避場所の確保を行う。

第4 竜巻等突風対処体制の確立【自治防災課】

本町及び県は、竜巻等突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻等突風の特徴を踏まえ、竜巻注意情報等の発表時及び竜巻等突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

第5 情報収集・伝達体制の整備【自治防災課】

本町は、防災行政無線、メール配信など町民への多様な伝達手段の中から、有効で時機を逸しない伝達方法を検討する。

また、本町は、町職員及び県、防災関係機関から竜巻等突風の見撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

第6 適切な対処法の普及【自治防災課】

本町は、ホームページや広報紙等で竜巻等突風の対処法をわかりやすく掲載する。

町民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

平成 25 年の越谷市の竜巻被災を受けて、防災関係府省庁により開催された竜巻等突風対策局長級会議では、竜巻注意情報発表時、積乱雲の近づく兆しを察知した時、竜巻等突風の接近を認知した時の町民の対処行動例を以下のようにまとめている。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的变化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> 野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴 （ゴーというジェット機のようなごう音、耳に異常を感じる程の気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからない時は③の特徴により認知する。	<p>竜巻等突風を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>（屋内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓から離れる。 窓の無い部屋等へ移動する。 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 地下室か最下階へ移動する。 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>（屋外）</p> <ul style="list-style-type: none"> 近くの頑丈な建物に移動する。 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

第2節 竜巻等突風応急対策計画

竜巻等突風等が発生又は発生の可能性が高まった際、被害や町民生活への影響を最小限に抑えるため、情報の収集・伝達、救助の適切な実施、迅速な廃棄物処理、避難所及び応急住宅等の確保、道路の応急復旧等、竜巻等突風被災の教訓も踏まえた対策を実施する。

第1 応急活動体制の確立

本町は、竜巻注意情報が発表され、又は発表される可能性がある場合、災害応急対策の実施に努める。速やかな応急対策の実施のため、本町は必要に応じて災害対策本部を設置し、対応する。

災害対策本部等の設置については
本編 第2章 風水害応急対策計画 第1節 組織体制 第1 災害対策本部等の設置を準用する。

第2 情報伝達【本部事務局】

本町及び県は、町民が竜巻等突風から身の安全を守るため、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

町民の適切な対処行動を支援するために、適切な情報伝達を行うことが重要である。本町は、県を対象として発表される竜巻注意情報や気象状況等を踏まえ、状況に応じた情報伝達を行う。

以下は、竜巻等突風対策局長級会議報告で整理された情報提供に係る本町の対応である。

【状況に応じた情報提供に係る本町の対応】

状況	情報提供に係る対応
<p>竜巻の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時</p>	<p>(竜巻等突風に関する情報・状況の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。 ・なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。
<p>竜巻注意情報発表時</p>	<p>(竜巻等突風に関する情報・状況の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻注意情報が県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。 ・気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。 ・竜巻発生確度ナウキャストを用い、本町が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、本町が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。 <p>(情報伝達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。
<p>町内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入った時</p>	<p>(情報伝達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで本町が発生確度2の範囲に入った場合に、必要に応じ住民に対して防災行政無線等を用いて情報伝達を行う。 ・情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、町内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。</p> </div>
<p>町内において竜巻が発生した時</p>	<p>(情報伝達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内及び周辺において竜巻の発生したことを本町が確認した場合は、防災行政無線等を用いて住民へ情報伝達を行う。 ・情報伝達の内容としては、竜巻等突風が発生した旨、及び住民の対処行動（「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を

	<p>参照)の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。</p> <p>(例文)先ほど、町内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じるなどです。)</p>
--	---

■気象台管轄地域の細分区域図 (平成26年4月1日時点)



第3 被害情報の収集・伝達、調査【各班共通】

各班から所管施設の被害状況等を収集し、災害対策本部に伝達する。

また、状況に応じて国や関係機関から航空写真を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進められることから、被害家屋調査を速やかに完了させるものとする。被害情報の収集項目は以下のとおりである。

■竜巻等突風災害時の主な被害情報収集項目

収集先 (収集元)	収集項目
応急復旧部	家屋等の被害状況
	公共施設の被害、敷地内の飛散物等
	道路の状況 (倒木、電柱等の倒壊、飛散物の散乱状況等)
応急復旧部、電力会社	停電等の状況 (発生範囲、復旧見込み等)

第4 救助の適切な実施

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第6 災害救助法の適用を準用する。

第5 廃棄物処理【衛生班、応急復旧班、県】

5.1 初期対応

①初期体制

本町は、災害廃棄物の発生量、形状等を把握して収集運搬及び処理・処分の概略を定め、関係機関・団体に協力を要請する。

②緊急撤去

公道上等に飛散した災害廃棄物の処理について、町民生活の早期復旧に向け、緊急撤去を行う。特に、被害の甚大な被害地域の生活道路や輸送路等については、速やかに撤去をする。

③一時的仮置き場の設置

必要に応じ一時的仮置き場を設置し、分別コンテナの設置や案内板の掲示、誘導員の配置などにより、円滑な災害廃棄物の収集と安全の確保を図る。

④収集運搬の支援

一時的仮置き場まで自ら運搬することが困難な被災者に対して、戸別収集を行うなどの支援策を講じる。

⑤被災地域等への周知

一時的仮置き場の設置や設置期間、災害廃棄物の排出方法など、被災地域等に対し、周知を行う。周知の方法については被災状況等を考慮し、本町ホームページの他、広報車やチラシの配布、掲示等効果的な情報伝達に努める。

5.2 処理・処分の実施

災害廃棄物の処理・処分にあたっては、法令を遵守し、適正な処理・処分を行うことを基本とする。周辺環境の保全に十分配慮するとともに、作業の安全対策を徹底する。また、再利用可能なものは極力再使用、再生利用等を行う。

第6 避難所の開設・運営

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第2 指定避難所運営
を準用する。

第7 応急住宅対策

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第2節 応急復旧期 第8 住宅の確保
を準用する。

第8 道路の応急復旧【応急復旧班、県】

本町は、リアルタイムの情報収集により、道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第9 ボランティアの確保【福祉班】

被災家屋の片付やがれき処理等の支援を要する場合は災害ボランティアを募集し、支援を求める被災者へボランティアの派遣を行う。

第10 被災家屋の調査・復旧支援【調査広報班、応急復旧班】

竜巻等突風災害では屋根や開口部の破損が多いため、本町は、必要に応じてブルーシートを速やかに調達し、被災者への供給に努める。また、状況に応じてブルーシートの設置作業について、自治会や災害ボランティア等に協力を依頼するものとする。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法に基づく被災住宅の応急修理や住居障害物の除去として自力で修理できない被災者を支援するものとする。

第4章 雪害対策

町内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定めるものとする。

第1節 雪害への予防計画

第1 町民が行う雪害対策【自治防災課】

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、町民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、町民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

1.1 自助の取組み

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講じるとともに、本町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

本町は、町民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

1.2 町民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業者等の自主的な取組み及び防災活動への協力が不可欠である。本町は、大雪時の路上駐車禁止、

マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第3節 行政と町民の協力による防災対策 を準用する。

第2 情報通信体制の充実強化【自治防災課】

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、町民の適切な対処を促す。

2.1 気象情報等の収集・伝達体制の整備

本町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

2.2 町民への伝達及び事前の周知

本町及び熊谷地方気象台は、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、昼夜を問わず速やかに防災行政無線放送等で、降雪・積雪に係る気象情報を町民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ町民への周知に努める。

町民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

2.3 防災関係機関との情報共有

本町は、県及び関係機関との連携の下、災害時のオペレーションを支援するシステムの整備を検討し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備
第3 情報収集・伝達体制の整備 を準用する。

第3 雪害における応急対応力の強化【自治防災課、建設課、上下水道課、関係機関】

本町及び防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画的に整備（手配）するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

第4 指定避難所の確保

本町は、地域の人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定避難所をあらかじめ確保する。

本事項については
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第1節 地震災害に強い都市づくり
第3 防災拠点、指定緊急避難場所の確保 を準用する。

第5 孤立予防対策【自治防災課、健康福祉課】

本町は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。また、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講じる。

5.1 孤立集落が必要とする支援の想定

本町は、孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

5.2 孤立のおそれがある地区の状況把握

本町は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うものとする。

■孤立のおそれがある地区

- 平成26年2月の大雪で孤立した地区
- 集落につながる道路等において迂回路がない地区
- 集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い地区
- 地すべり等土砂災害危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い地区
- 架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い地区

5.3 救援実施に必要な体制整備

集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

孤立するおそれのある地区においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。

また、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。

気象警報等を基に、被災前に指定避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組みを検討する。

5.4 地域コミュニティによる支援機能の強化

地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

5.5 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

本町は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

第6 建築物の雪害予防【施設管理者】

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの町民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

庁舎や学校など防災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

新設施設等の耐雪構造化施設設置者又は管理者は、新築又は増改築にあたっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

また、老朽施設の点検及び補修施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

第7 道路交通対策

本町は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

7.1 道路交通の確保【建設課、県】

本町は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。

除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。事業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

本町は、民間除雪機械やオペレータの実態等を調査把握し、あらかじめ協力依頼をするとともに、オペレータの育成に努めるものとする。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため必要がある時は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等については、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

7.2 雪捨て場の事前選定【建設課】

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定にあたっては、あらかじめ関係機関と協議を行い、発災時における連携を図る。

7.3 関係機関の連携強化【自治防災課、建設課】

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県、関係機関等との連絡体制をあらかじめ確立する。

また、異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておくものとする。

本事項については 地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備 第3 情報収集・伝達体制の整備 を準用する。

第8 公共交通の確保【交通事業者、鉄道事業者】

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画の策定及び要員の確保等を図る。

また、バス会社に関しては、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のためのバスの運転計画の策定及び要員の確保等を図る。

第9 ライフライン施設雪害予防【関係事業者】

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講じる。

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図る。

また、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

第10 農産物等への被害軽減対策【農林課】

本町は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、県、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を図る。

第2節 雪害応急対策計画

第1 応急活動体制の実施【本部事務局】

本町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに実施し、県や他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講じる。

1.1 初動期の人員確保

本町は、体制配備にあたっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時機を逸せず実施する。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第2 職員の参集配備 を準用する。

1.2 県への応援要請

本町は、必要に応じて県に応援を要請する。

本事項については
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期
第4 広域応援要請 を準用する。

第2 情報の収集・伝達・広報【本部事務局】

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

2.1 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報等の情報等を発表し、関係機関に通知する。

本事項については
風水害編 第2章 風水害応急対策計画 第2節 警戒期
第1 警戒情報の収集、伝達 を準用する。

2.2 積雪に関する被害情報の伝達

本町は、県及び関係機関と緊密な連携をとるほか、町民からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を迅速かつ的確に収集する。

2.3 町民への情報発信

気象庁が大雪に関する気象情報を発表した場合、本町は、降雪状況及び積雪の予報等について町民等へ周知する。

異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際は、防災行政無線を用いて町民に周知する。メール配信、データ放送など町民への多様な伝達手段の中から、有効で時機を逸しない伝達方法を選択する。

2.4 積雪に伴いとるべき行動の周知

本町は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、町民に周知する。

（例）

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

第3 道路機能の確保【応急復旧班、県】

本町及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など町民の命を緊急的・直接的に救助する施設、町民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

3.1 効率的な除雪

本町は、異常な積雪時には、あらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

また、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

さらに、緊急的な除雪の実施にあたって必要がある場合、県や警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要な時は、緊急交通規制の実施を要請する。

3.2 除雪の応援

本町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

なお、除雪応援の受入れにあたっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間時等の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

第4 警備・交通規制【警察署】

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

(1) 緊急交通規制

気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、交通規制を実施する。

(2) 除雪作業に伴う交通整理と交通規制

道路管理者は、緊急的な除雪の実施にあたって必要がある場合、警察に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた警察は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

第5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施【消防部、本部事務局、福祉班、応急復旧班、県】

なだれ事故や異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請及び孤立地区の救援要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

5.1 なだれ事故に対する応急対策

なだれによる人命等の損失を極力回避するため、鉄道・道路等施設管理者は、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見した時は、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生 of 事前回避に努める。

なだれにより施設が被災した場合には、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。

また、列車又は車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

5.2 なだれ発生に伴う避難

本町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、町民に対し避難の勧告又は指示を行うものとする。町民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受入れるとともに十分な救援措置を講じる。町民等がなだれにより被災した時は、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

5.3 孤立地区の応急対策

積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の町民の人命及び財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(1) 状況の調査等

本町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして被災の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

(2) 救援の要請

本町は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請するものとする。

(3) 医師の派遣・物資の輸送等

本町は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び避難救助に関する必要な対策を講じるものとする。

(4) 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

第6 指定避難所の開設・運営

なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った町民や、交通途絶により孤立した地域の町民を収容するため、本町は指定避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な指定避難所開設も検討する。

本事項については 地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第8 避難対策 8.5 指定避難所の開設 を準用する。

第7 医療救護【福祉班】

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送にあたっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

第8 ライフラインの確保

ライフライン事業者は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講じる。また、応急対策の実施にあたり、災害対応の円滑化や町民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

本町は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

本事項については 地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第14 ライフライン、都市施設 を準用する。
--

第9 地域における除雪協力【総括班】

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、自治会等地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第10 農業復旧支援【地域支援班】

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講じる。

第1章 林野火災対策計画

林野火災に対する予防計画、及び本町において林野火災が発生した場合の応急活動対策について以下に定める。

第1節 林野火災予防【消防本部、農林課、自治防災課】

第1 林野火災に強い地域づくり

1.1 危険地域の把握

本町は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

1.2 火災巡視等

本町は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

1.3 森林管理道等の整備

消火活動に資する森林管理道、防火貯水槽の整備及び維持管理を実施するものとする。

本町、県及び森林所有者は、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火帯等を造成するものとする。

第2 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

2.1 災害応急体制の整備

項目	内容
職員の体制	町職員及び消防団の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施するものとする。 なお、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。
防災関係機関相互の連携体制	応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

2.2 情報の収集・連絡体制

項目	内容
災害情報の収集・連絡体制の整備	本町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。 その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。
通信手段の確保	本町は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。 なお、本町が整備する災害情報連絡網については、『地震災害対策編 第2章 第1節 初動期』に準ずるものとする。

2.3 消火活動体制の整備

本町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。

2.4 避難收容活動への備え

項目	内容
避難誘導	本町は、林野火災に備えて指定避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。 また、林野火災発生時に災害時要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するものとする。
指定避難所	本町は、公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に指定避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。 また、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

2.5 緊急輸送活動への備え

本町が所管する道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

2.6 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

本町は、林野火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

2.7 防災関係機関等の防災訓練の実施

項目	内容
訓練の実施	本町は県と協力して、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。
実践的な訓練の実施と事後評価	訓練を行うにあたっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。 また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3 防災対策の充実

林野火災の原因は、たばこ・たきびなど、火気の取扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、火災予防対策の普及啓発を進め、その防止を図る。

項目	内容
森林の保全巡視	林野火災の発生を防止するため、森林の保全巡視を行うものとする。
予防啓発活動	毎年、林野火災危険期（2月～3月）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発、注意喚起を行うものとする。
山間孤立地域の把握	林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起するものとする。

第2節 林野火災対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡【本部事務局、地域支援班】

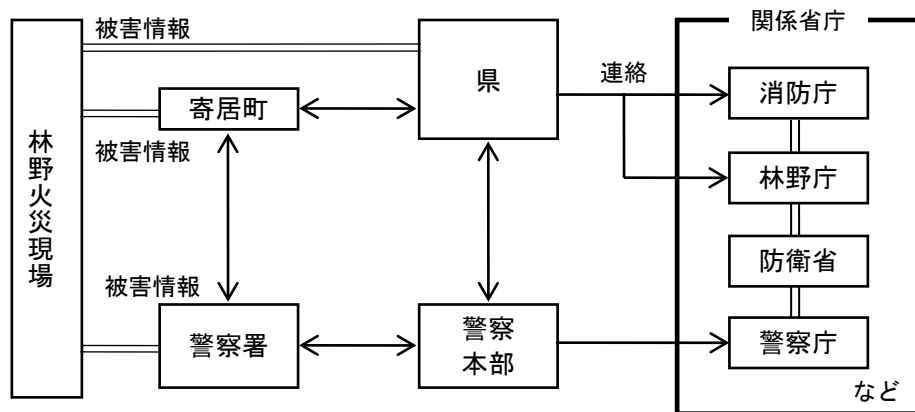
1.1 災害情報の収集・連絡

(1) 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

本町は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



(3) 応急対策活動情報の連絡

本町は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

町、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

1.2 通信手段の確保

町及び県等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2 活動体制の確立【本部事務局】

2.1 町の活動体制

本町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、『地震災害対策編 第2章 第1節 第1 災害対策本部等の設置』及び『風水害等災害対策編 第2章 第1節 第1 災害対策本部の設置』を参考に、必要に応じて災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

項目	内容
自衛隊の災害派遣要請	町長は、応急措置を実施するために必要があると認める時は、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。
広域的な応援体制	知事は、市町村長の要請があった場合、また被害の規模に応じて特に必要と認める時は、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。 また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認める時は、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

第3 消火活動【消防部】

3.1 消防機関

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて近隣市町村に応援要請を求める。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【本部事務局】

4.1 緊急輸送活動

本町は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

4.2 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。交通規制にあたっては、警察と相互に密接な連絡を取るものとする。緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

第5 避難収容活動【本部事務局】

発災時における避難誘導については、『地震災害対策編 第2章 第1節 第8 避難対策』に準ずる。山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を勧告・指示する。

第6 施設・設備の応急復旧活動【各班共通】

本町は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動【本部事務局】

7.1 被災者等への情報伝達活動

本町は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を被災者等に対し適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車、メール配信等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、災害時要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

7.2 町民への的確な情報の伝達

本町は、町民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

7.3 関係者等からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第8 二次災害の防止活動【応急復旧班、地域支援班、県】

本町は県と連携して、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努めるものとする。

また、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じるものとする。

第9 災害復旧【地域支援班、県】

本町は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援するものとする。

また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第2章 放射性物質及び原子力発電所事故 災害対策計画

第1節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画【本部事務局、衛生班、学校班、給水班、地域支援班、県】

第1 原子力発電所事故

本町は、事故の状況に応じて『地震災害対策編 第2章 第1節 初動期』を参考に、必要な体制をとるものとする。

1.1 正確な情報の収集・伝達

本町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者及び周辺原子力発電所等の関係機関と連携をとり、必要な情報収集を行うものとする。

また、『地震災害対策編 第2章 第1節 第3 情報の収集、伝達』を参考に、災害情報に関して適切に広報を行うものとする。

1.2 放射線量等の測定体制整備

(1) 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

学校など町民の日常生活に密着する町有施設で空間放射線量の測定を実施し、町内における放射線量の分布を把握するものとする。

(2) 水道水及び給食食材の放射性物資検査体制の整備

水道水及び給食食材の放射性物質への安全性を確保するため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和 55 年 6 月、原子力安全委員会）及び「環境放射線モニタリング指針」（平成 20 年 3 月、原子力安全委員会）等に基づき、国、県と緊密な連携を取りながら検査を実施する。

(3) 農産物等の放射性物資検査体制の整備

農産物の放射線量の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、国、県と緊密な連携を取りながら、飼料等の検査を実施するとともに、県が行う農畜産物の検査などに協力する。

(4) 流通商品等の放射性物質検査体制の整備

本町は、住民の食の安全・安心の確保のため、住民自らが持ち込む食品等について消費者庁から貸与されている測定機器を用いた検査を実施する。

1.3 除染基準及び除染マニュアルの整備

学校などの町有施設で放射線量が町の定めた基準を超えた場合は、除染するものとする。なお、除染の方法は、除染マニュアルによるものとする。

また、町民からの除染の相談には適切に対応するとともに、除染方法を指導するものとする。

1.4 他縣市町村からの避難住民の受入について

他縣市町村において原発事故が発生した場合の本町における避難住民の受入れについては『地震災害対策編 第2章 第2節 第2 指定避難所運営』を準用する。

第2節 核燃料等輸送事故災害対策計画【各班共通、県】

第1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

1.1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

1) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

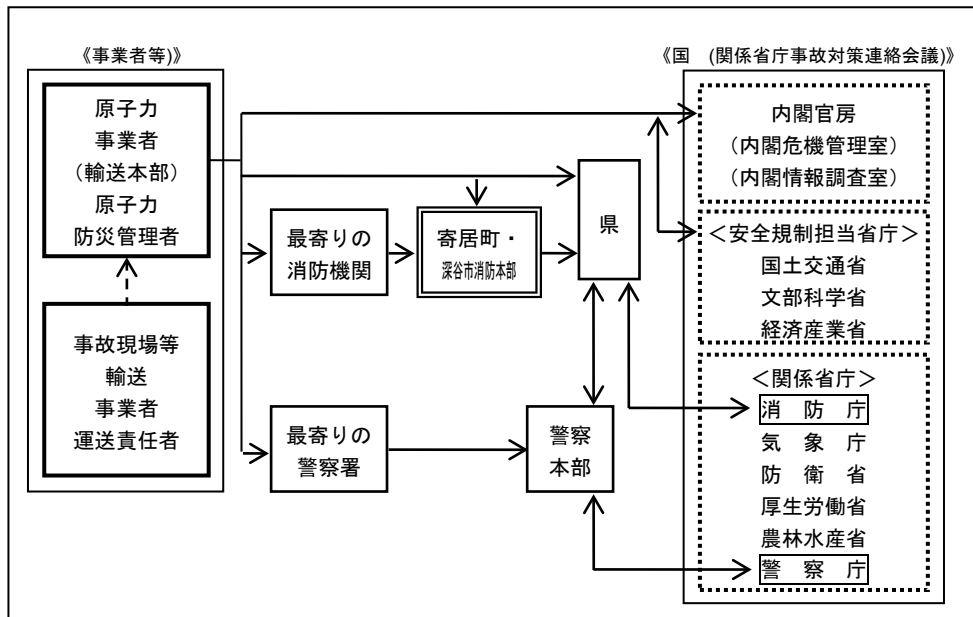
原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前後の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁等に通報するものとする。

項目	内容
収集する事故情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事象発生の場所及び時刻 ・ 特定事象の種類 ・ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況 ・ 気象状況（風向・風速など） ・ 周辺環境への影響 ・ 輸送容器の状況 ・ 被爆者の状況及び汚染拡大の有無 ・ 応急措置 ・ その他必要と認める事項

2) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、「■核燃料物質等輸送時の事故(特定事象) 発生に係る連絡系統」に示すとおりである。

■核燃料物質等輸送時の事故(特定事象) 発生に係る連絡系統



※ 通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

3) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市町村及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

本町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、国などに応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

本町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

1.2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

本町は、事故の状況に応じて『地震災害対策編 第2章 第1節 初動期』を参考に、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

1) 情報の入手

県や文部科学省をはじめとする関係機関との連携を図り、また退避・避難誘導の検討を行うため以下の情報を入手する。

項目	内容
情報収集のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時刻 ・ 発生場所 ・ 事故災害の状況 ・ 気象状況（風向・風速） ・ 放射性物質の放出（漏えい等）に関する情報 ・ 予想される災害の範囲及び程度等 ・ その他必要と認める事項

2) 被害の報告

被害等の情報を収集したら直ちに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害については「火災・災害等即報要領（平成16年9月17日改正）」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

■総務省消防庁への直接即報基準

種別	災害・事故の種類	直接即報基準
火災等 即報	交通機関の火災	・ 列車火災
	原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力施設での爆発、火災（そのおそれがあるものを含む） ・ 放射性物質の漏えい ・ 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む） ・ 核燃料物質など運搬中の事故（その通報があった場合） ・ 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合）
	危険物施設災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 影響範囲 500 m²程度以上（そのおそれがあるものを含む） ・ 河川への危険物等の流出（そのおそれがあるものを含む） ・ 大規模タンクからの危険物等の漏えい ・ タンクローリーの事故に伴う火災 ・ 危険物等の漏えい事故
救急・救助 事故即報	列車の衝突、転覆等、 バスの転落等 ハイジャック及びテロ等	・ 死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故

3) 自衛隊の災害派遣要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認める時は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

4) 警戒区域の設定

本町は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報や緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

また、自らが行う緊急時モニタリングの資機材の準備、要員の確保に努める。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

■屋内退避・避難の判断基準

[単位：mSv (ミリシーベルト)]

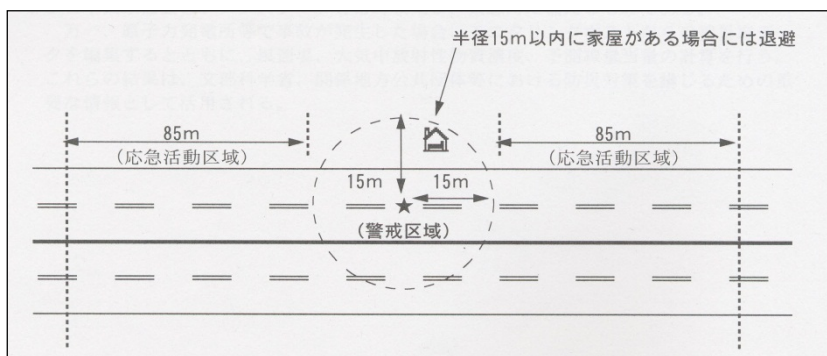
屋外にいる場合に予測される被ばく線量（予測線量当量）		防護対策の内容
外部全身線量	甲状腺等の各臓器ごとの組織線量	
10 ～ 50	100 ～ 500	住民は自宅等の屋内に退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮する。
50 以上	500 以上	住民は避難

注) 「防護対策の内容」の詳細は以下のとおりである。

「屋内退避」住宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線からの防護を図るもの。

「退 避」被ばくをより低減できる地域へ移動するもの。

■警戒区域と応急活動区域（★：事故現場）



《注意》

◆退避・避難措置が必要なケース

- ① 原子力災害対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を
発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき。
 - ② 核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を保護
するために必要があると判断するとき。
- ただし、本県には、原子力災害対策特別措置法でいう原子力事業者が存在しないことから、こうした事態に及ぶことはないと考えられる。

5) 各種規制措置と解除

ア) 飲料水・飲食物の摂取制限等

県及び市町村は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行うものとする。

これらの措置についての暫定規制値は、次の表のとおりである。

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル／キログラム以上
牛乳	50 ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム以上
一般食品	100 ベクレル／キログラム以上

イ) 解除

県、市町村、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があった時は、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

6) 収束・安全宣言についての広報

○文部科学省に対して収束・安全に関する情報を収集する

放射線は、体感することができないので、適切な対応を行うためには専門的な知識や特別な装備が必要である。専門的な組織、予算、人員を要する文部科学省に対し、放射線量の測定や収束・安全に関する情報の提供を求める。

○収束・安全宣言を広報する

文部科学省から得た収束・安全に関する情報を住民に広報し、心理的な不安を軽減するようにする。

(2) 事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

また、事業者等は、事故発生後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限（事故発生現場の半径 15m以内について、立入制限をする。）等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防職員に提供するものとする。

(3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

《参考》

◆警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね 100m を確保する。

(4) 県の活動体制

項目	内容
情報収集等	県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討するものとする。
国への連絡及び協力要請	県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請するものとする。
自衛隊の災害派遣要請	知事は、事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

第3章 農林水産災害対策計画

本計画は、暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

第1節 実施計画【農林課、県】

第1 実施責任者

農業災害の応急対策は、農業関係機関と連携し町が実施する。

ただし、町のみで対処できない時は、他市町村又は県に応援を要請する。

第2 注意報及び警報の伝達

本町は、県から気象警報等の伝達を受けた時、又は大里農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、必要に応じ、電話又は防災行政無線により速やかに関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけを行う。

■伝達する注意報・警報等の種類

区分	種類
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
注意報・埼玉県気象情報	大雨注意報、洪水注意報・低温注意報及び大雨、洪水、台風、低温に関する埼玉県気象情報等

第2節 農業災害対策【地域支援班、県】

第1 被害状況の把握

本町は、土地改良区等関係機関と連携を図り、速やかに農地及び農業用施設等の被害状況の把握に努める。

第2 農業用施設応急対策

農業用ダム、用排水施設、ため池等の農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じた時は、関係機関

の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害の影響が及ぶ付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的被害の防止を図る。

なお、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を講じる。

第3 農作物応急対策

被害実態に応じて草樹勢の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導の徹底を期する。

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を講じる。

項目	内容
災害対策技術の指導	農作物の被害を最小限に食い止めるため、大里農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。
病虫害の防除	病虫害が発生した場合には、大里農林振興センター等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適宜防除を指導する。
風水害対策	台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けた時は、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

第4 畜産対策

項目	内容
被害状況の調査	本町は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び家畜施設の被害調査を実施し、被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。
家畜伝染病発生時の措置	災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、家畜伝染病予防法に基づき、熊谷家畜保健衛生所が実施する被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対する防疫薬剤の散布や防疫方法の指導に協力する。
飼料対策	災害時に畜産農家の手持ち飼料が流失し、また供給機関からの供給が途絶えた場合には、町は畜産農家からの申請に基づき、県に必要な飼料の斡旋を要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行うものとする。

第4章 道路災害対策計画

道路構造物の崩壊及び多数の車両の関係する事故などにより、多数の死傷を伴う道路災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

なお、本章において道路管理者とは、国土交通省関東地方整備局、県、町、東日本高速道路株式会社を示す。

第1節 道路災害予防

第1 基本方針

1.1 趣旨

地震や水害その他の理由によりトンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

1.2 現状

各道路施設管理者は、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報をするとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

第2 実施計画【建設課、自治防災課、県】

2.1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者へ災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

(2) 道路施設等の整備

項目	内容
危険箇所の把握	道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報するものとする。
予防対策の実施	○道路管理者は、以下の各予防対策に努めるものとする。 ・道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。 ・道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。 ・道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。 ○道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。
資機材の整備	道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

2.2 情報の収集・連絡

項目	内容
災害情報の収集・連絡体制の整備	本町は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。
通信手段の確保	本町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。 なお、町の整備する情報連絡システムについては、『地震災害対策編 第1章 第2節 第2 情報収集・伝達体制の整備』に準ずるものとする。

2.3 災害応急体制の整備

項目	内容
職員の体制の整備	<p>本町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。</p> <p>また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を、『地震災害対策編 第1章 第2節 第1 災害活動体制の整備』及び『地震災害対策編 第1章 第2節 第3 情報収集・伝達体制の整備』を参考に設定する。</p>
防災関係機関相互の連携体制	<p>本町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。</p>

2.4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、町及び県は協力して緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、町、県及び道路管理者は、発災時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

2.5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

本町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、本町は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

第2節 道路災害応急対策

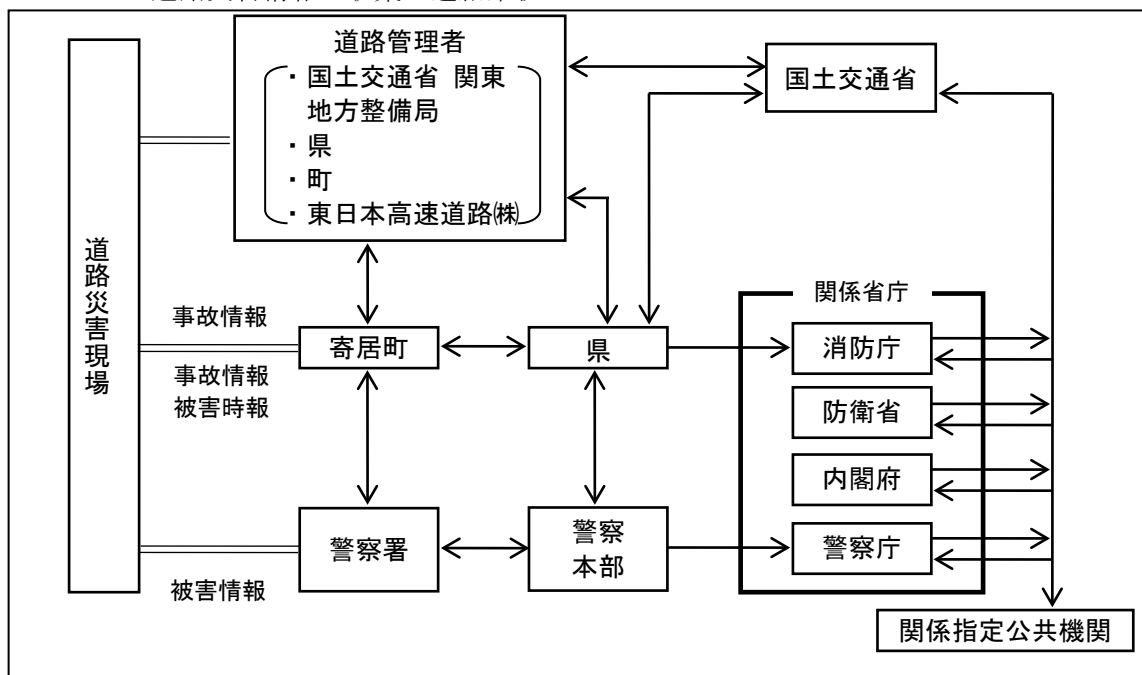
第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保【本部事務局、応急復旧班、県】

1.1 災害情報の収集・連絡

項目	対象者	内容
災害発生直後の被害情報の収集・連絡	町	人的被害状況等の被害状況を収集し、直ちに県に連絡するものとする。
	道路管理者	道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに被害状況を県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。
応急対策活動情報の連絡	町	県に緊急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。
	道路管理者	国（国土交通省）に緊急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等の連絡を取り合うものとする。

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

■道路災害情報の収集・連絡系統



1.2 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また、電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2 活動体制の確立【本部事務局、応急復旧班、県】

2.1 町の活動体制

本町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、発生した災害に通常組織をもって迅速かつ的確に対応することが困難な場合は災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

町長は、応急措置を実施するために必要があると認める時は、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

2.2 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じるものとする。

第3 消火活動【消防部、応急復旧班、県】

3.1 道路管理者

道路管理者は、県、警察及び市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

3.2 消防機関

消防機関は、速やかに火災の情報を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【総括班、応急復旧班、県】

4.1 緊急輸送活動

本町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

4.2 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

第5 危険物の流出に対する応急対策【応急復旧班、県】

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、消防機関・警察と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動【応急復旧班、県】

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動【本部事務局、住民相談班】

7.1 被災者等への情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、災害時要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

7.2 町民への的確な情報の伝達

本町は、町民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

7.3 関係者等からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

第8 道路災害からの復旧【応急復旧班、県】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第5章 鉄道事故対策計画

本計画は、町内において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、大規模事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

本町の場合、町内の鉄道事業者としては、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社及び秩父鉄道株式会社の3社が営業している。

各鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策の実施が求められるが、今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

本町の大規模鉄道事故発生時の応急措置については、『地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画』の各節に定める応急対策計画に準ずるものとする。

第1節 活動体制【本部事務局、鉄道事業者、県】

第1 町の活動体制

本町は、町の区域内で鉄道事故が発生した時、法令、町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2 鉄道事業者等の活動体制

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

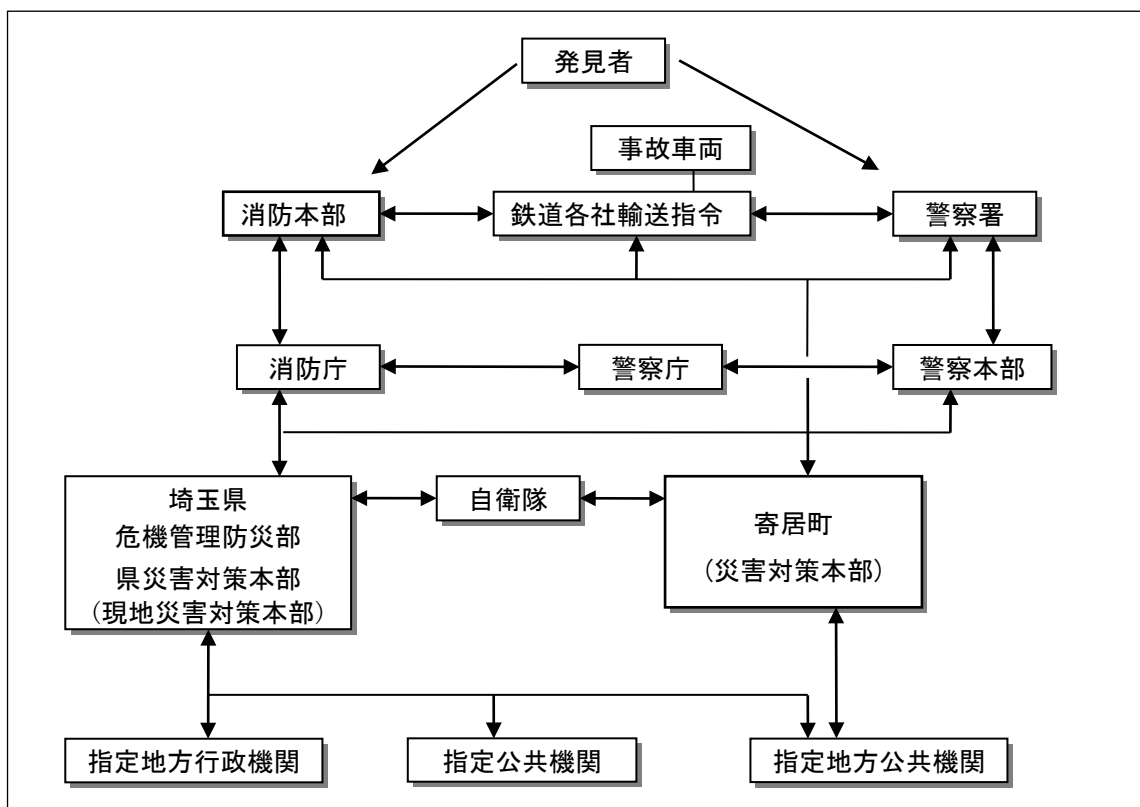
第3 県の活動体制

県は、県内に鉄道事故が発生した時は、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行うと規定されている。

第2節 連絡通報体制【本部事務局、鉄道事業者、県】

鉄道事故発生時の通報連絡体制は、次に示すとおりである。

■鉄道事故の通報連絡体制



第3節 応急措置【本部事務局、消防部、福祉班、鉄道事業者、警察署】

鉄道事故発生時の応急措置は、『地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画』の各節に定める応急対策活動に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

第1 情報収集

本町は、町の区域内において鉄道事故が発生した時は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、すでに措置した事故災害応急対策事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

その他の基本事項、情報の収集、報告等は、『地震災害対策編 第2章 第1節 第3情報の収集、伝達』に準ずる。

第2 乗客等の避難

事業者・警察・消防機関等は、鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、協力し避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は災害時要配慮者を優先して行う。また、消防機関は現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

第3 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、『地震災害対策編 第2章 第1節 第8 避難対策』に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

第4 救出、救助

本町は、『地震災害対策編 第2章 第1節 第7 消防活動』に準じ、警察等と連携し救出・救助を行う。

項目	内容
町の措置	○事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。 ○協力者の動員を行う。

第5 消火活動

鉄道災害により火災が発生した際、本町は消防機関を主体として、消防活動に優先して人命救助、救出活動を実施するものとする。

第6 応援要請

本町は、鉄道事故発生時において、周辺の地方公共団体及び関係機関等と相互の応援協力により適切な応急救助を要請するものとする。

また、自衛隊への応援要請又は他機関への応援要請は、『地震災害対策編 第2章 第1節 第4 広域応援要請』に準ずるものとする。

第7 医療救護

本町は、町内に鉄道事故が発生した場合、『地震災害対策編 第2章 第1節 第11 医療救護』に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県をはじめその他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第6章 航空機事故災害対策計画

本計画は、町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合の応急救助対策について定めるものとする。

第1節 町の活動体制【本部事務局】

本町は、町の区域において航空機事故が発生した場合、法令、県地域防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

第2節 応急措置

第1 情報収集【本部事務局】

町の区域内に航空機事故が発生した時は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、『地震災害対策編 第2章 第1節 第3 情報の収集、伝達』に準ずる。

第2 避難誘導【消防部、福祉班、警察署】

2.1 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要配慮者を優先して行う。

2.2 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、『地震災害対策編 第2章 第1節 第8 避難対策』に準じて、避難の勧告又は指示を行う。

第3 救出、救助【消防部】

『地震災害対策編 第2章 第1節 第7 消防活動』に準ずるほか、協力者の動員を行う。

第4 応援要請【総括班】

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は、『地震災害対策編 第2章 第1節 第5 自衛隊の災害派遣』に、他機関への応援要請は同節第4「広域応援要請」に準ずるものとする。

第5 医療救護【福祉班】

『地震災害対策編 第2章 第1節 第11 医療救護』に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第1章 複合災害予防計画

東日本大震災では東北地方太平洋沖での地震が引き金となり、大津波、さらには原子力発電所事故などが複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。また、複合災害は単一の災害よりも応急対応に取り組む人員数、資源が分散されるため、災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく必要がある。

このため、本町は、地震や風水害等による複合災害を想定し、県及び防災関係機関との連携の下、複合災害に関する防災知識の普及、防災施設の整備、非常時情報通信の整備、避難対策、災害医療体制の整備、緊急輸送体制の整備等、複合災害の被害を軽減させる対策を推進する。

第1節 基本的な考え方

第1 想定される複合災害

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は大きく以下の3つのパターンに分けることができ、本計画ではこれらの災害を複合災害と想定する。いずれの災害のパターンにしても、近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

■想定される複合災害のパターン

パターン	想定される複合災害	複合災害の対応が困難である理由	複合災害の例
パターン1	短期間に連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化した災害	先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。	○先発災害 巨大地震の発生による堤防等の損傷、機能低下 ○後発災害 巨大台風が直撃 ○影響 河川氾濫が発生

<p>パターン2</p>	<p>先発の災害後、時間があいて後発の災害が発生し、それらの影響が複合化した災害</p>	<p>先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。</p>	<p>○先発災害 巨大地震の発生 ○後発災害 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃 ○影響 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ</p>
<p>パターン3</p>	<p>同時に2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化した災害</p>	<p>県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはいけない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。</p>	<p>○地震A 県内A地区で巨大地震発生 ○地震B 県内B地区で巨大地震がさらに発生 ○影響 県内対応資源が不足し、対応が困難になる</p>

第2 対応するにあたっての基本的な考え方

本町及び県、防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) 人命救助を第一とした応急活動

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

(2) 二次被害の防止

各自の役割を果たすことにより被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

(3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第2節 複合災害に関する防災知識の普及【自治防災課】

本町は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関と共有するとともに、町民等に対して周知する。なお、複合する可能性のある災害は以下のとおりである。

■複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（竜巻等突風、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

第3節 複合災害発生時の被害想定の実施【自治防災課】

本町は、考えられる複合災害のパターンごとに、発生時の被害想定の実施に努める。

第4節 防災施設の整備等【自治防災課】

本町は、複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、本町及び県、防災関係機関は、複合災害に備えて、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

第5節 非常時情報通信の整備【自治防災課】

本町及び県、防災関係機関の間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

第6節 避難対策

本町は、避難所の選定にあたっては、複合災害に備えて、浸水想定区域等の災害が発生するおそれのある区域内に立地している施設を極力避けて選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

その他の内容については、
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第1節 地震災害に強い都市づくり 第3 防災拠点、指定緊急避難場所の確保 を準用する。

第7節 災害医療体制の整備

本町は複合災害に備えて、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

その他の内容については、
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備 第6 災害時医療体制の整備 を準用する。

第8節 災害時要配慮者対策

本町は、複合災害に備えて、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

その他の内容については、
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備 第8 災害時要配慮者対策 を準用する。

第9節 緊急輸送体制の整備

本町及び県、防災関係機関は複合災害に備えて、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

その他の内容については、
地震災害対策編 第1章 震災予防計画 第2節 震災に備えた体制整備 第7 緊急輸送体制の整備 を準用する。

第2章 複合災害応急対策計画

複合災害による被害を最小限に抑えるため、県及び防災関係機関との連携のもと、情報の収集・伝達、交通対策、緊急輸送道路等の応急復旧、避難所の再配置等の応急対策の実施に努める。

第1節 情報の収集・伝達

本町及び県は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

その他の内容については、
地震災害対策編 第2章 震災応急対策計画 第1節 初動期 第3 情報の収集、伝達を準用する。

第2節 交通規制【応急復旧班、警察署】

複合災害が発生した場合、浸水、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

第3節 道路の修復【応急復旧班、県】

複合災害が発生した場合、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、本町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、(一社)埼玉県建設業協会等による道路の応急補修を実施する。

第4節 安全な避難所への移動【総括班】

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。本町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じる。

第1章 民生安定のための措置

大規模な災害により、多くの人々が災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための緊急措置を講じる。

第1節 り災証明書の発行

り災証明は、町税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、現地調査で確認できる程度の被害について証明するものである。

第1 り災証明書発行の概要【総括班】

1.1 り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものが災した場合において必要がある時は、町長が行うり災届出証明で対応する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水② 火災による全焼、半焼、水損 |
|---|

1.2 り災証明を行う者

り災証明は、町長が行うものとし、り災証明書の発行事務は、「総括班」が担当する。ただし、火災によるり災証明は、消防長が行う。

1.3 り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記1.2の町長又は消防長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

1.4 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

1.5 り災証明の様式

り災証明の様式は、所定の様式による（資料編参照）。

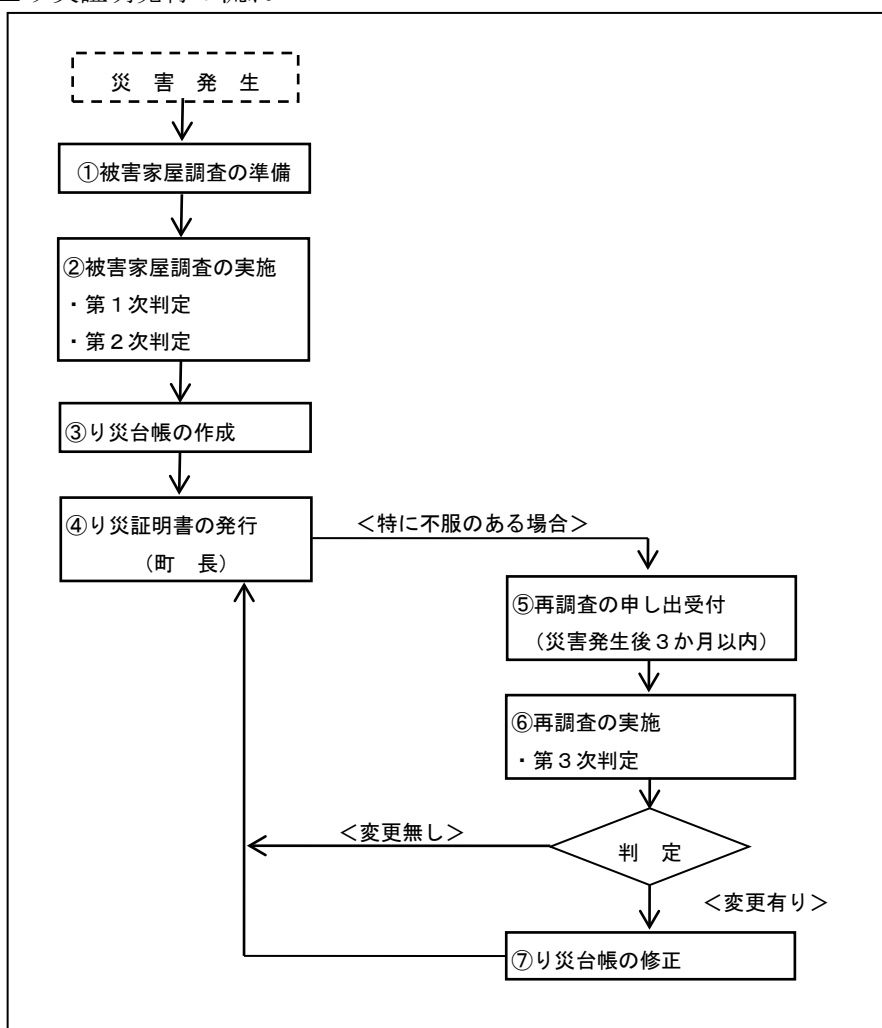
1.6 被害家屋の判定基準（上記 1.1①に係わるもの）

り災証明書を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（資料編参照）に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、概ね1ヶ月以内の状況を基に、「被害家屋損害割合判定表」を作成し、これに基づき実施する。

第2 り災証明書発行の流れ【総括班、調査広報班、応急復旧班】

り災証明書の発行は、次の手順で実施する。

■り災証明発行の流れ



2.1 被害家屋調査の事前準備

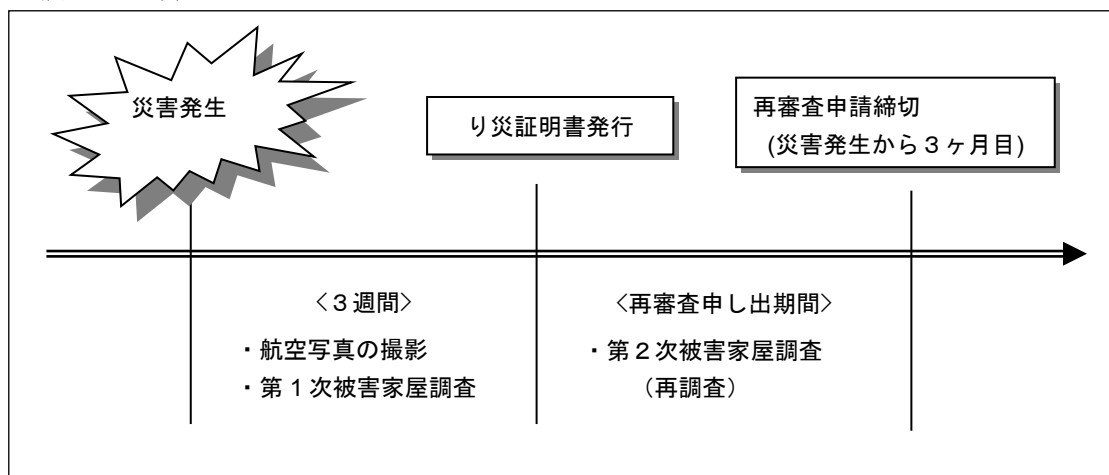
被害家屋調査は、「調査広報班」及び「応急復旧班」が実施するものとし、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

項目	内容
被害地域の航空写真の撮影準備	<ul style="list-style-type: none"> ・県を通じて、本町全域の発災後の航空写真の有無を確認する。 ・撮影されていない場合は、必要に応じて関係業者に撮影を依頼する。
事前調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・調査計画を検討するため「調査広報班」に収集された被災家屋情報を参考に町における被害の全体状況を把握する。
調査概要の検討及び調査全体計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が作成した「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考に、現地調査を実施するための手順書を作成する。
調査員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員の確保 ・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配 ・相互応援協定を締結している市町村への応援職員派遣要請 ・「調査チーム」の編成と調査地区割りの検討
調査備品等の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等） ・調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図） ・調査員運搬用車両の確保、手配 ・他都市応援職員等の宿泊所の確保

2.2 被害家屋調査の実施

被害家屋調査は、次の手順で実施する。

■調査の手順



項目	内容
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ○航空写真の撮影 関係機関が災害発生後 2 週間以内に撮影した被災地の航空写真（1/4,000～1/5,000）を入手する（適当な航空写真がない場合には必要に応じ町独自で関係業者に撮影を依頼する）。 ○第 1 次被害家屋調査 被害家屋を対象に外観から目視調査を行う。 ○第 2 次被害家屋調査 第 1 次調査の結果に不服のあった家屋及び第 1 次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1 棟ごとに立入調査を実施する。
「調査チーム」の編成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 人 1 組で調査を実施する。 ・ 調査員は、町職員及びボランティア調査員とする。 ・ 必要がある場合は、他市町村職員の応援派遣の要請をする。

2.3 り災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民基本台帳等のデータを集積したり災台帳を作成し、り災証明書発行の基本台帳とする。なお、台帳の整備にあたり、住民基本台帳の利用は、個人情報利用目的の範囲内として許容されている。

2.4 り災証明書の発行

り災台帳に基づき、町長は申請のあった被災者に対し、遅滞なくり災証明書を発行する。

2.5 再検査の申し出と調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第 1 次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から 3 ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、り災証明書を発行する。同時に、り災台帳及びり災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、「調査チーム」内に判定委員会（町長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定する。

第3 広報と相談窓口の設置【調査広報班、住民相談班】

「調査広報班」は、り災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。その際には、被災後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを心がけながら正確に被災者へ伝達する。

また、「住民相談班」は、り災証明書に関する相談窓口を町役場に設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

第4 事前対策【調査広報班、応急復旧班】

り災証明書発行の事前対策は次のとおりである。

項目	内容
被害家屋調査員の登録	被害家屋調査を行うための職員及びボランティア調査員を事前に登録しておく。
判定基準等の研修	民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。
協力体制の確立	災害発生時、県や他市町村間との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。
調査携帯物品等の備蓄	日頃から「調査広報班」及び「応急復旧班」に、傾斜計、コンベックス（メジャー）等調査携帯物品を備蓄しておく。

第2節 被災者台帳の作成

災害対策基本法の第90条の4により、災害による被災者の統合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

また、被災者台帳の作成にあたり、必要な個人情報を利用する。

第1 被災者台帳に記録する情報

被災者台帳に記録する情報は以下のとおりである。

項目	内容
記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ○氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所又は居所 ○住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況 ○援護の実施の状況 ○電話番号その他連絡先 ○世帯の構成 ○り災証明書の交付の状況 ○その他被災者の援護の実施に関し必要と認める事項

第2 被災者台帳の利用及び提供

町長は、次のいずれかに該当すると認める時は、台帳情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第3節 被災者の生活再建

災害により被害を受けた町民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講じる。

第1 生活相談【住民相談班、本部事務局】

被災者の生活再建を支援するため、町役場、指定避難所等において災害応急対策に引き続き生活相談を受付ける。

1.1 町民サポートセンター（仮称）の開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、本町は、「町民サポートセンター（仮称）」を開設する。町民サポートセンターでは、概ね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

項目	内容
各種手続きの総合窓口	・見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。
各専門分野での相談	・「住民相談班」は、関係各班と協力して、医療、保健（精神保健を含む）、福祉、住宅などに関する専門的な相談の対応に努める。 ・町だけの対応では相談内容に的確に対応できない場合には、国及び県の担当部局や必要に応じてライフライン関係者と連携し、専門家を派遣してもらえようとする。
法律相談の実施	・弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。
情報の提供	・自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報によって提供する。
留意事項	・被災者からの要望を『聞きっぱなし』に終わらせることのないようにする。 ・必要に応じて指定避難所の巡回相談を行う。 ・災害時要配慮者に対応する職員を専任で配置する。

1.2 尋ね人相談

(1) 相談窓口の開設

項目	内容
正確な情報の把握	「本部事務局」は、発災直後から各部・各班はもとより、警察、消防、医療等関係機関、指定避難所、住民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集し「住民相談班」に伝達する。
町民からの相談対応	「住民相談班」は、「本部事務局」が収集した被災者に関する情報を整理し、尋ね人に関する「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を「町民サポートセンター」に移設する。

(2) 情報の提供

項目	内容
情報の提供手段	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用 ・臨時広報等の発行、指定避難所等への掲示 ・ホームページの活用 ・東日本電信電話株式会社の「災害用伝言ダイヤル(171)」の活用（資料編参照） ・「彩の国災害時伝言板ネットワークシステム」の活用（資料編参照）

第2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給【総括班】

本町は、町民が自然災害により被害を受けた時に被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金を支給する。

町民が死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体に著しい障害を受けた場合、その者に対して災害見舞金を支給する。

なお、災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給の詳細については、資料編参照のこと。

第3 災害援護資金等の貸付【住民相談班、福祉班、県】

本町は、災害により住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修の整備に必要な資金を貸付ける他、被害を受け生業の根底を失った者に対し、災害援護資金や、生活福祉資金の貸付けをもって住居の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

3.1 災害援護資金

本町は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。なお、災害援護資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。

3.2 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更正させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金を予算の範囲内において貸し付を行う。

なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。

3.3 資金貸付条件の緩和等の措置

災害援護資金、住宅資金は、借入者の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合は、重複して貸し付けることができる。また、被害の状況によって据置期間を2年以内の期間で延長することができる。なお、この資金は他の資金から借り入れることができない者に対し貸し付けるものである。

第4 被災者生活再建支援制度【住民相談班】

4.1 制度の概要

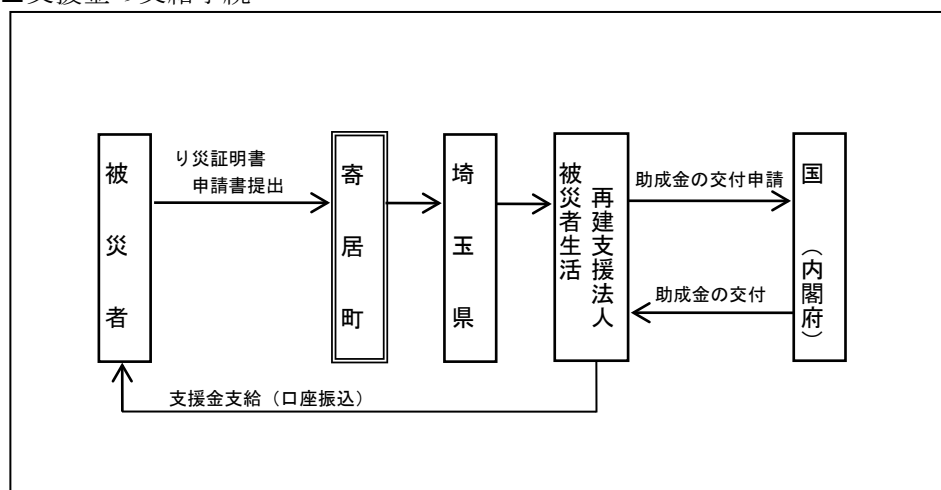
地震、風水害等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

なお、支給に関する詳細については、資料編参照のこと。

4.2 支援金の支給

「町民サポートセンター」は、被害世帯の支給申請の受け付けを行い、り災台帳、り災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

■ 支援金の支給手続



第5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【総括班、県】

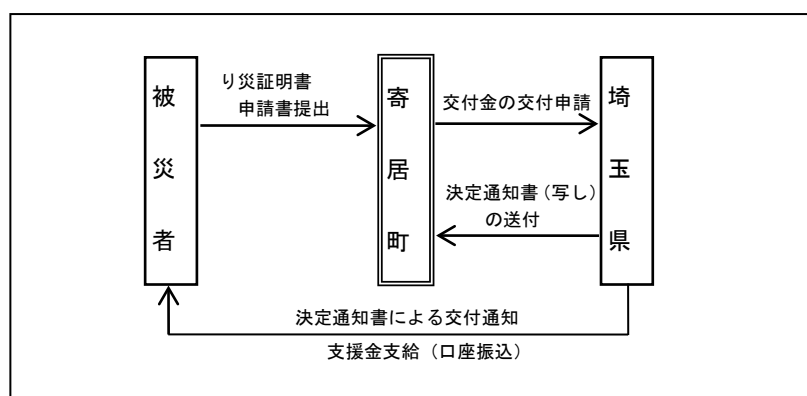
5.1 制度の概要

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にもかかわらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、埼玉県独自の制度により法と同様の支援を行う。

5.2 支援金の支給手続

本町は、被害世帯の支給申請の受け付けを行い、り災台帳、り災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。



第6 住宅の再建【住民相談班、応急復旧班、県】

火災、地震等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、再建に向けた支援を行う。

6.1 災害復興住宅資金に基づく資金貸付の紹介

住民相談班は、住宅金融支援機構法の規定により、(独)住宅金融支援機構が行う災害復興住宅資金の融資を町民向けに紹介する。

6.2 災害公営住宅の建設

応急復旧班及び県は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、被災状況に応じて公営住宅法に基づき災害公営住宅の建設を検討する。

第7 職業の斡旋【埼玉労働局、地域支援班】

災害により離職を余儀なくされたり災者に対する職業の斡旋について、本町は離職者の状況を把握し、埼玉労働局（熊谷公共職業安定所）に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施についても埼玉労働局（熊谷公共職業安定所）に要請する。なお、上記の事務については「よりのジョブセンター」と連携を図りながら実施する。

7.1 公共職業安定所による職業の斡旋

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

項目	内容
被災者に対する職業斡旋等	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者のための臨時職業相談窓口の設置 ○公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施 ○職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

7.2 雇用保険の失業給付に関する特別措置

(1) 証明書による失業の認定

埼玉労働局は、災害によって失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書によって失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

埼玉労働局は、所管地域において発生した災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業しているとみなして基本手当を支給するものとする。

7.3 不払い賃金の立替え払い

埼玉労働局は、災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、賃金の支払確保に関する法律の要件を充たす限り、労働者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替払いするための手続きをとる。

第8 租税等の徴収猶予及び減免等【調査広報班、住民相談班、保育班、福祉班】

り災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下、「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法、国民年金法等の法令及び条例等の規定に基づき、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。

8.1 町税の徴収猶予及び減免

町長は、り災した納税義務者等に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(1) 期限の延長(町税条例 第18条の2の規定により)

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付もしくは納入することが出来ないと認められる時は、次の方法により災害発生後2ヶ月以内（特別徴収義務者については30日以内）に限り当該期間を延長する。

- 災害が広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- その他の場合、り災納税義務者等による申請があった時は、町長は速やかに納付期限を延長する。

(2) 徴収猶予(地方税法 第15条の規定により)

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、町税を期間内に納入することができないと認められる時は、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められる時は、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等(地方税法 第15条の規定により)

災害により被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減 免

り災した納税義務者等に対し必要があると認める場合、該当する各税目について次により減免を行う。

項目	内容
町民税 (町税条例 第 51 条の規定により)	り災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。
固定資産税 (町税条例 第 71 条の規定により)	り災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災程度に応じて減免を行う。

8.2 国税等の徴収猶予及び減免

町、国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(1) 減免(町国民健康保険税条例 第 24 条の規定により)

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。なお、保険税の納付期限の 7 日前までに申請を提出した後、同措置を行う。

(2) 徴収猶予(地方税法 第 15 条の規定により)

災害により財産に損害を受けた納税義務者が保険税を一時的に納付することができないと認められる時は、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、1 年以内において徴収を猶予する。

8.3 国民年金保険料の免除

(国民年金法 第 90 条の規定により)

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にある時は、申請に基づき、町が内容審査の上、社会保険事務所長に免除申請者を進達する。

8.4 保育料の減額

(町保育料徴収に関する規則 第 4 条（保育料の免除）の規定により)

災害により損失を受けた場合には、その損失の程度に応じて減額する。

8.5 介護保険料の減免及び徴収猶予

(1) 減免（大里広域市町村圏組合介護保険条例 第9条の規定により）

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。なお、保険料の納付期限の7日前までに申請を提出した後、同措置を行う。

(2) 徴収猶予（大里広域市町村圏組合介護保険条例 第8条の規定により）

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められる時は、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

第9 生活保護【福祉班】

被災者の生活確保のため埼玉県及び町は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上、困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講じる。

第10 借地借家の特例の適用に関する計画【総括班】

10.1 計画方針

本部長（町長）は、災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されるおそれのある時は、迅速適切に「り災都市借地借家臨時処理法」の適用を図るものとする。

10.2 適用基準

災害が一定規模以上である場合、本部長（町長）の意見の申し出に基づきり災都市借地借家臨時処理法第25条の2に定める政令を受けて、借地借家制度の特例が適用される。

10.3 適用手続

本部長（町長）は、借地借家制度の特例の適用を申請しようとする時は、所定の申請書を用いて、国土交通大臣あてに申請する。

第11 社会秩序の維持【警察署、地域支援班、住民相談班】

災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じるものとする。

11.1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

そのため、本町は社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、社会秩序維持について万全を期する。

11.2 物価の安定等に関する活動

本町は、災害後の物価の高騰、悪質商法等を抑え、町民が安心して生活できるよう、必要に応じて次のような活動を実施する。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視

「地域支援班」は、定期的に物価を監視するため、商工会等商工業関係団体等と連携して生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

(2) 消費生活相談所の開設

「地域支援班」は「住民相談班」と連携して、指定避難所等に臨時の消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 便乗値上げ等の是正指導を行う

「地域支援班」は、物価の監視の結果、便乗値上げや買占め、売惜しみ等の不適正な行為が行われている場合は、県、国と連携して是正指導等を行う。

(4) 早期営業再開、物資安定供給の要請

「地域支援班」は、商工会等商工業関係団体等と連携して、町内の量販店、商店街等の事業者に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請するとともに、被災企業に対して早期事業再開の支援策を検討する。

第4節 義援金品の配布

本町は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保する。

また、義援金配分委員会（以下、「配分委員会」という。）を組織し十分に協議の上、配分計画を定める。なお、配分委員会の設置については、資料編を参照のこと。

第1 受付窓口の開設【総括班、福祉班】

本町は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受付ける。

義援金の窓口は、「総括班」が担当し、救援物資の窓口は、「福祉班」が担当する。

第2 受付・募集【総括班、福祉班、調査広報班】

2.1 義援金品の受付

(1) 義援金品の受付

義援金品の受付けは、「福祉班」及び「総括班」が行う。

受付は、原則として本町が開設した窓口及び銀行振込みとする。

(2) 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

(3) 委員会への報告

「福祉班」及び「総括班」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

2.2 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「調査広報班」が本町の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

第3 義援金の保管及び配分【総括班】

「総括班」は送金された義援金を保管し、配分委員会の計画に基づき配分する。

項目	内容
義援金の保管及び配分	<ul style="list-style-type: none"> ○寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援品については備蓄倉庫に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。 ○配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。 ○「総括班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また義援品については、地区長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。 ○寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受付けた場合、各配分先の責任において処理する。 ○被災者に対し、町の広報紙、住民組織及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。 ○義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。 ○「総括班」は、被災者への配分状況について、配分委員会に報告する。

第5節 地域経済の復旧支援【地域支援班、県】

災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。

また、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。

なお、融資にあたっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

第1 農林業関係融資

災害によって被害を受けた農林業者又は団体に対して復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、自作農維持資金融通法、及び埼玉県農業災害対策特別措置条例によって融資する。

1.1 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の詳細については、資料編参照のこと。

1.2 農林漁業金融公庫資金融資

農林漁業金融公庫の災害復旧施設資金及び農業経営維持安定資金（災害資金）の詳細については、資料編参照のこと。

1.3 埼玉県農業災害対策特別措置条例第3条に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の詳細については、資料編参照のこと。

1.4 農業災害補償

「地域支援班」は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業について、災害時に農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図り、仮払いによって早期に共済会の支払いができるように措置する。

農業災害補償に基づく資金融資の詳細については、資料編参照のこと。

第2 中小企業関係融資

被災した中小企業は、県の災害対策緊急融資資金等の復興資金の貸付制度を利用できる。

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付け、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を講じ、国に対しても要望する。

2.1 資金需要の把握連絡通報

「地域支援班」は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

2.2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

「地域支援班」は、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

2.3 埼玉県の措置

県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施する。

また、一般金融機関及び政府系金融機関により災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請する。

「地域支援班」は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるように県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

なお、経営安定資金（災害復旧資金）の詳細については、資料編参照のこと。

項目	内容
中小企業関係融資	① 被災中小企業に対する復興資金の貸付け ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間の特例 ③ 日本政策金融公庫の災害貸付け ④ 商工組合中央金庫の貸付

第2章 公共施設の復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画の方針【本部事務局】

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

町は、発災後は速やかに町所管施設を復旧し、国・県の施策等との連携を図りながら、震災応急対策の段階から復興を見据えた支援策の立案などの環境整備を行う。

また、復旧・復興にあたっては国・県が支援する等適切な役割分担の下、町民の意向を尊重し、被災地における生活の再建及び経済の復興を図り、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進する。

第1 復旧・復興の基本方針

本町は、被災の状況、地域の特性、関連公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指す災害に強いまちづくり等の中長期的課題への取組みについても早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

1.1 迅速な意思決定等

災害発生後、町の被害状況を的確に把握・分析し、現状復旧を進める。復旧の見通しが立った時点において直ちに「災害復興検討委員会（仮称）」を設置し、復興方針・計画の策定、関連事務手続きなどを実施する。

1.2 事前復旧対策の検討

復旧に関する行政上の手続き、事業実施に伴う人材の確保や、情報収集、処理等に多くの時間と作業が伴うことから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事前に確認し、過去の災害事例等を通し事前に処理できる項目については事前対策を実施する。

1.3 関係機関との連携

復旧に関する行政上の手続きを迅速に進めるために、事前に関係機関との連携強化を図る。

第2 計画への住民の意向反映

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重し、計画的に行う。

2.1 住民ニーズの把握

住民が望む復旧へのニーズを迅速に把握し、復旧計画に反映する。

2.2 復興計画への反映

防災に強いまちづくりを踏まえた復興計画は住民の利害関係に大きく影響することから、住民の意向を十分に反映した復興計画の策定に努める。

第3 財政支援の検討

町の災害応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、国・県に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援を求める。

第4 計画推進のための職員の派遣要請

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 復旧・復興計画の推進【各班共通】

復旧・復興計画は、災害応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成及び復興計画の作成等により推進を図る。

第1 復旧事業実施体制

本町は、災害により被害を受けた施設の復旧事業を迅速に行うため、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講じる。

第2 復旧事業計画の作成

本町は、災害応急対策を実施した後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ・ 河川公共土木施設復旧事業計画
 - ・ 砂防設備復旧事業計画
 - ・ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - ・ 道路公共土木施設復旧事業計画
- ② 農林水産業施設復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上、下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑧ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑩ その他の計画

2.1 災害の再発防止

本町は、復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

2.2 緊急査定の実施

本町は、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

2.3 災害復旧事業期間の短縮

本町は、復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2.4 復旧事業の促進

本町は、復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置を講じ、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

第3 復興計画の作成

災害復旧を進めた後に、被災地域の再建に係わる復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

3.1 災害復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

また、災害復興に関する技術的な支援を受けるため必要に応じて県職員の派遣を要請する。

3.2 災害復興方針の策定

関係者で構成される「災害復興検討委員会（仮称）」を設置し、災害復興方針を策定する。なお、国、県等の上位機関が震災復興方針を策定する場合は、これに即した内容とする。災害復興方針を策定した場合は、その内容を町民に公表する。

3.3 災害復興計画の策定

災害復興方針に基づき、復興に係る町の最上位計画として、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

項目	内容
市街地復興計画のための行政上の手続きの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○建築基準法第 84 条建築制限区域の指定 本町は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。 ○被災市街地復興特別措置法上の手続 本町は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。
災害復興事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○専管部署又はプロジェクトチームの設置 本町は、災害復興に関する専管部署又はプロジェクトチームを設置する。 ○災害復興事業の実施 本町は、災害復興計画に基づき、災害復興事業を実施する。

第3章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

第1節 激甚災害指定の手続き【本部事務局】

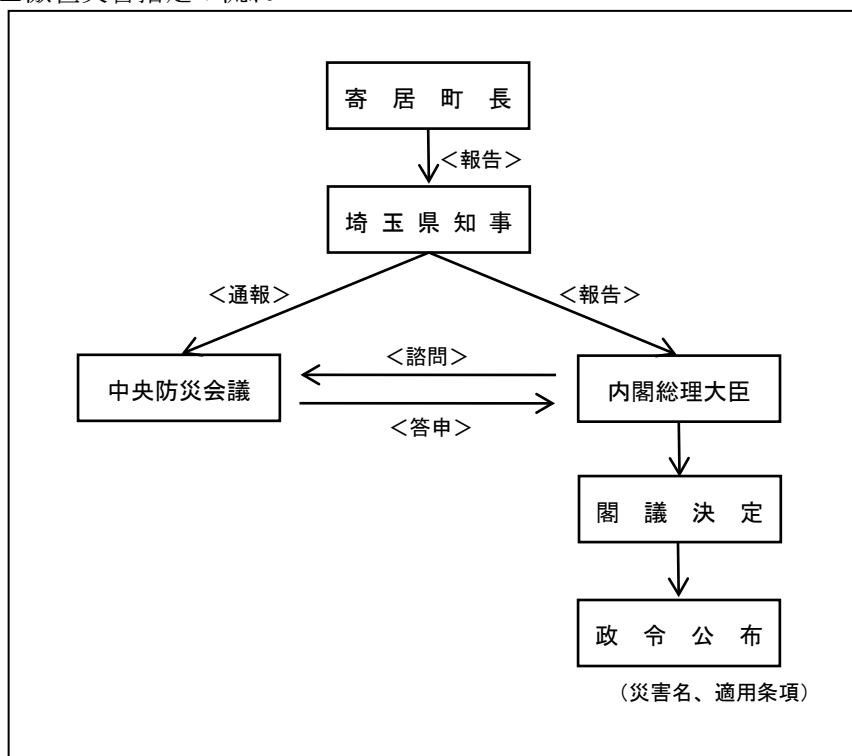
第1 激甚法による財政援助

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化、及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚法が制定されている。

この法律は激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

激甚災害が発生した場合には、県及び本町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

■激甚災害指定の流れ



第2 激甚法による財政援助措置の内容

激甚法による財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

項目	内容
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(ア) 公共土木施設災害復旧事業
	(イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
	(ウ) 公立学校施設災害復旧事業
	(エ) 公営住宅災害復旧事業
	(オ) 生活保護施設災害復旧事業
	(カ) 児童福祉施設災害復旧事業
	(キ) 老人福祉施設災害復旧事業
	(ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
	(ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
	(コ) 婦人保護施設災害復旧事業
	(ク) 感染症指定医療機関災害復旧事業
	(シ) 感染症予防事業
	(ス) 堆積土砂排除事業
	(セ) たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	(ア) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
	(イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
	(ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
	(エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
	(オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
	(カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
	(キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
	(ク) 森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	(ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
	(イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
	(ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	(ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
	(イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
	(ウ) 日本私学振興財団の業務の特例
	(エ) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
	(オ) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
	(カ) 水防資材費の補助の特例
	(キ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
	(ク) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
	(ケ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
	(コ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
(ク) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助	

第3 激甚災害に関する被害状況等の報告

本町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2節 特別財政援助額の交付手続等【本部事務局】

本部長（町長）は激甚災害の指定を受けた時は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出する。